

差押禁止債権の範囲の定め等に関する
調査研究報告書

令和6年3月

公益社団法人 商事法務研究会

監修

山本和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

諸外国調査・執筆者 (掲載順)

安永祐司 広島大学大学院人間社会科学研究科准教授 (第1章)

荻村慎一郎 立教大学法学部兼任講師 (第2章)

川嶋隆憲 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 (第3章)

吉垣実 愛知大学法学部教授 (第4章)

目 次

第1章 ドイツ	1
I はじめに	1
1 ドイツ民事執行法の概説	1
2 ドイツ民事執行法における債権執行の概説	1
II 労働収入の差押えと差押禁止	5
1 労働収入と差押えの効力	5
2 労働収入の差押禁止の範囲	6
III 預金債権の差押えと差押え制限	16
1 預金債権に対する差押え・取立てのイメージ	16
2 差押禁止口座	17
IV おわりに	26
参考資料1 ZPO の関連条文	28
参考資料2-1 債権執行の申立書式4	52
参考資料2-2 債権執行の申立書式5	54
参考資料3 2023年差押禁止額告示の別表	63
第2章 フランス	67
I 本章（本制度）全体の要約	67
1 はじめに	67
2 給料の差押制度の沿革	68
3 現行法令体系上の各種制度の位置づけと制度の全体像	70
4 給与債権の差押（又は取立）制度を機能させる公的アクター及び機関	70
5 ドイツ法系諸国法（ドイツ、日本、韓国）及び米国法との関係での フランス法の特徴	73
II 給料の差押え	77
1 はじめに	77
2 現行の「給料の差押え」制度の規定の配置及び構造と改正の経緯	77
3 給料の差押えに関する実体的規制：差押可能部分を第一義的に算定する方式	81
4 給料の差押えに関する手続的規制及び手続の効果：和解前置主義を原則とする	91
5 その他	99
III 関連条文の日本語訳	104
第3章 アメリカ	129
I はじめに	129
1 本調査の目的、対象、方法等	129
2 判決債務の実現方法	129
II 差押禁止財産の範囲等の定めについて	135

1 連邦法	135
2 州法	136
III 給与等の差押え (Wage Garnishment) の制限に関する定めについて	142
1 総説	142
2 子の養育費に関する特則等	159
IV 小括	162

第4章 韓国

I. 本報告の目的	165
II. 韓国の差押禁止法制	165
1. 差押禁止制度の構造	165
2. 民事執行法による差押禁止	166
III. 差押禁止債権の範囲の変更	180
1. 概略	180
2. 差押命令の取消裁判 (民事執行法第 246 条第 3 項前段) 差押禁止債権の 範囲の拡張	180
3. 差押禁止債権に対する差押命令の発令 (本条第 3 項後段) 差押禁止債権の 範囲の縮減	182
4. 事情の変更による本条第 3 項における裁判の取消し又は変更 (本条第 4 項)	183
5. 暫定処分	185
6. 裁判の通知と不服	185
7. 差押禁止債権の範囲の変更に関連する問題	185
8. 債務者の収入調査	187
IV. 租税法における差押禁止と範囲	188
1. 特徴	188
2. 金銭請求権・金銭債権に対する差押禁止の範囲	190
3. 給与債権の差押制限	190
V. 特別法における差押禁止と範囲	192
1. 特別法による差押禁止	192
VI. 特別法における差押禁止の範囲と調整	200
1. 差押禁止の範囲に関する問題点	200
2. 差押禁止の範囲調整	207
VII. 差押禁止制度の改正をめぐる議論	208
1. 差押禁止制度の改正	208
2. 具体的検討	209
VIII. 日本法への示唆	214
【改正案リスト】	216

第1章 ドイツ

広島大学 安永祐司

1 はじめに

本報告書は、ドイツ民事執行法における差押禁止債権（とりわけ、給料債権及び預金債権の差押禁止）の規律について取り上げることがを目的としている。本論に入る前に、ドイツ民事執行法全体と債権執行の規律一般に関する概説を加えておきたい。

1 ドイツ民事執行法の概説

ドイツ民事執行法（ドイツ民事訴訟法（Zivilprozessordnung（ZPO）第8編：704条～959条）は、1877年に制定されたものであり、1890年に制定された我が国の民事執行法（旧民事訴訟法第6編：497条～736条）の母法である。その後、互いに数度の法改正を経ていることから、現在ではドイツ法と日本法では異なっている点も多くなっているが、制度の大枠自体には変更がない。したがって、その限りで、ドイツ民事執行法は我が国の制度と基本的に同じと考えておいて差し支えないと思われる。

我が国の制度となお同じであると評価できる点を簡単に紹介しておく、例えば以下の点を挙げることができる。すなわち、①執行機関が裁判所と執行官とに分かれていること（ただし、実態は相当異なっている）、②執行方法として金銭執行（不動産執行、債権執行、動産執行等）と非金銭執行（引渡・明渡執行、代替執行、間接強制等）とがあること、③それぞれの執行方法を実施するにつき、そのために相応しい執行機関が管轄を有すること、④強制執行の開始要件として、管轄の執行機関への申立て、執行文の付与された債務名義、及び、債務名義の送達などが必要であること、⑤債務者や第三者の救済方法として、違法執行に対する救済（執行異議・即時抗告）及び不当執行に対する救済（請求異議の訴え、第三者異議の訴え、執行文関係訴訟）があり、必要に応じて執行停止・取消の方法も整備されていること、である。

2 ドイツ民事執行法における債権執行の概説

(1) 執行機関

ドイツにおいて債権執行を管轄するのは、執行裁判所である（ZPO 828条1項）。ただし、ここで執行裁判所となるのは、我が国におけるのとは異なって、地方裁判所ではなく、区裁

判所である（ZPO 828 条 2 項）¹。また、実際に差押・移付命令を発令する職務を担当するのは、裁判官ではなく、司法補助官という上級公務員である（Rechtspflegengesetz（RPflG）20 条 1 項 17 号）²。このように、我が国におけるように、執行裁判所をなお執行機関とする点で同様であるが、実態としては全く異なる設計がされている点に大きな特徴がある³。

（２） 申立方法に関する規律

債権者が債権執行の申立てをするためには、連邦司法消費者保護省令である強制執行書式令（Verordnung über Formulare für die Zwangsvollstreckung（ZVFV））によって定められた書式を用いて行わなければならない（ZPO 829 条 4 項、ZVFV 1 条、2 条）。この書式は、誰でもウェブ上で簡単に入手できる。

債権執行の申立書式としては、書式 4 及び 5 がある。書式 4 は、差押・移付命令申立書（移付命令については後述）、書式 5 は発令を求める差押・移付命令（書式 5）に関する。それぞれの必要箇所を埋めた上で、書式 5 を書式 4 の申立書の添付書類として提出することになる。また、請求債権目録の書式として、書式 7 及び 8 がある。請求債権が扶養義務に係る金銭債権である場合には書式 8 を、それ以外の場合には書式 7 が用いられる。

このように、ドイツにおいては申立ての書式が法令レベルで定型化されている点に大きな特徴がある。これらの書式のうち、特に書式 4 及び 5 は、ドイツにおける債権執行の運

¹ ドイツでは、地方裁判所が 115 か所、区裁判所が 688 か所にある。我が国では、地方裁判所は支部を合わせて 203 か所、簡易裁判所は 438 か所にある。日独の国土面積がほぼ同じであることを踏まえると、我が国に比べて債権執行の申立てをしやすい仕組みになっていると評価できようか。

² 区裁判所に配置されている司法補助官の数は、おおよそ 1 万人である。もっとも、司法補助官は、執行事件のほかにも、家事事件や非訟事件などを担当するため、実際に債権執行を担当する司法補助官の数は不明である。

³ ドイツでも、債権執行に関する職務は元々裁判官が担っていたが、1943 年に裁判官の負担を軽減するために司法補助官に権限が委譲されたという経緯がある（安永祐司「請求異議事由に関する執行機関の審理・判断権限」民商法雑誌 155 巻 4 号（2019 年）53 頁注 17）。なお、近年では、債権執行の執行機関を執行裁判所（司法補助官）から執行官に変更すべきという提言も有力である（柳沢雄二「ドイツにおける執行官制度の民営化に関する議論（3・完）」比較法学 42 巻 2 号（2009 年）25～30 頁、ヴォルフ・ディートリッヒ・ヴァルカー（訳：内山衛次・出口雅久）「ドイツ強制執行法における効果的な権利保護」法と政治 72 巻 3 号（2021 年）211 頁を参照）。この提言は、とりわけ財産開示手続の管轄を、1997 年の法改正（施行は 1999 年）により執行官が有するようになったことと関係している（財産開示手続については、後掲（注 4）引用の文献を参照）。すなわち、執行官が実施した財産開示によって債務者の勤務先や預金口座などが明らかになった後に、執行官がそのまま債権執行を実施できる方が合理的である（債権者が改めて執行裁判所に債権執行を申し立てると手間と時間がかかる）という点に根拠の一つがある。もっとも、債権執行について適切な法律知識を有する執行官の養成に課題があり、現在のところこの提言は実現していない。

用を理解するために有益と考えられるため、参考資料2-1、2-2として本報告書に掲載の上、抄訳を付しておく（構成の都合上、原文と抄訳が重なっている箇所があるが、ご了承ください）。書式7及び8については、我が国の請求債権目録の書式とほぼ同じものと理解しておいて差し支えないため、省略する。

（3） 差押命令

差押命令は債務者を審尋しないで発せられる（ZPO 834条）。債権の差押えの効力としては、第三債務者に対する弁済禁止効（Arrestatorium: ZPO 829条1項1文）、債務者に対する処分禁止効（Inhibitorium: ZPO 829条1項2文）がある。その効力発生時は、差押命令が第三債務者に送達された時（ZPO 829条3項）である。このように、基本的な規律は我が国と同じである。ただし、差押えによって差押債権者に被差押債権についての取立権が当然に付与されるわけではない点で我が国と異なっている。差押債権者が取立権を取得するためには、別途、その旨を命じる命令を取得する必要がある。

（4） 移付命令と取立権

上述のとおり、ドイツにおいては、差押命令を取得したからといって、当然に満足を得るための段階に進めるわけではない。そこで、差押債権者の債権を満足させるためには、別途の命令として、被差押債権の移付（Überweisung）をする命令を取得しなければならない。移付には、差押債権者に対する取立権の付与と被差押債権の転付の2種類があり、いずれの移付がされるかは当事者の選択による（ZPO 835条1項、2項）。取立権付与と転付の基本的な法的効果は我が国におけるのと同じである。移付命令の申立ては、差押命令の申立てと同時にしやすいように、債権執行の書式が整えられている（参考資料2-1の書式4を参照）。したがって、実務上、差押命令と同時に出されるのが通例である。なお、実務上は、転付より、取立権の付与が選択されることが多い。我が国において転付命令が使われる場面が限定されていることと、同様の感覚であると推測される。

ここで、差押債権者が取立権を取得する時点につき補足しておく。この規律は、本報告書が関心を有する債務者の保護との関係で重要だからである。この点につき、我が国における基本規律は、差押命令が債務者に送達された日から1週間経過後としているが（民執155条1項、差押命令の効力発生のため、第三債務者に対する送達が行われたことも必要である。民執145条5項）、ドイツにおいては、基本的に移付命令が第三債務者に送達された時点から取立権が発生することになっている（ZPO 835条3項1文によるZPO 829条2項、3項の準用）。もっとも、差し押さえられた債権の種類（債務者の報酬債権や預金債権など）によっては、債務者の生計を保護する制度を債務者が利用するための猶予を認める趣旨で、取立権の発生までに猶予期間が認められていることがある（ZPO 835条3項2文、4項）。これは、我が国において給料債権についてこの種の猶予期間を認めている（民執155条2項）のとはほぼ同趣旨である。この規律については、後述する。

債権者が第三債務者から金銭の取立てを行った後、債権者による取立届、あるいは、第三債務者による支払届の提出が必要とされるか。この点について、ZPO にこれらを要求する規定はないようである。さらに実務上これが必要とされているかについては、明らかにすることができなかった。

(5) 被差押債権行使のために必要な情報の取得

執行債務者は、執行債権者が被差押債権を行使できるようにするために、広い意味で協力義務を負うと解される。そこで、ドイツにおいては、債務者の手元に債権に関する証書がある場合に、債務者がこれを債権者に引き渡す義務を負うが(ZPO 836 条 3 項 1 文及び 5 文)、この点は、我が国もドイツと同様である(民執 148 条)。もっとも、ドイツにおいては、この義務に加えて、債務者は移付命令を取得した債権者に対して、被差押債権の行使のために必要な情報を開示する義務も負う(ZPO 836 条 3 項 1 文)。債務者がこの義務を履行しない場合には、債権者の申立てにより、財産開示の手續に準拠した方法によって強制的な情報開示義務の履行が試みられる⁴。具体的には、管轄の執行官(ドイツでは、執行裁判所ではなく執行官が財産開示の手續を管轄する)が債務者を執行官事務所(いわゆる役場制がなお採用されている)に呼び出した上で、債務者に情報開示及び宣誓に代わる保証をさせる、債務者において義務違反がある場合には強制拘禁も実施される、という手續となる(ZPO 836 条 3 項 2 文～4 文)⁵。

また、第三債務者は、差押債権者の求めに応じて、差押命令の送達後 2 週間以内に、債権の存否やその額、差押債権者に優先する債権者の有無などを陳述しなければならない。この点は、我が国もドイツも同様である(民執 147 条、民執規 135 条、ZPO 840 条)。もっとも、ドイツにおいては、第三債務者が預金債権の差押えがされた場合の金融機関である場合には、当該預金口座が差押禁止口座であるか否かについても回答しなければならない。差押禁止口座の制度は後述するが、具体的な回答事項としては、ZPO 850k 条に基づく差押禁止口座の設定の有無、また、ZPO 907 条に基づく差押禁止口座の指定の有無などが掲げられている(ZPO 840 条 1 項 4 号及び 5 号)。

⁴ ドイツにおける財産開示の手續は、2009 年に大きな法改正があり(同年 7 月 29 日制定、2013 年 1 月 1 日より施行)、我が国でも詳しい紹介がされている(内山衛次「財産開示の実効性」『財産開示の実効性』(関西学院大学出版会、2013 年) 41 頁～61 頁、青木哲「ドイツ法からみた金銭執行の実効性確保」三木浩一編『金銭執行の実務と課題』(青林書院、2013 年) 180 頁～196 頁〔関連条文の翻訳がある〕、ペーター・ゴットバルト(訳: 出口雅久)「ドイツにおける動産執行」法学研究 91 巻 5 号(2018 年) 49 頁)。その後、大きな法改正はないため、ここで紹介された内容は現在でも妥当していると考えて差し支えない。

⁵ 以上については、内山衛次「債権執行における執行債務者の報知義務」前掲(注 4)『財産開示の実効性』345 頁～356 頁に詳しい紹介がある。

(6) その他

ドイツにおいては、差押えによって差押債権者に優先権（いわゆる差押質権）が認められる点（ZPO 804 条）や、差押命令・移付命令の送達につきいわゆる当事者送達（執行官への申立てが必要となる）の建前がとられている点（ZPO 829 条 2 項、835 条 3 項、192 条）など、いくつかの点で我が国の規律と異なるが、詳細は省略する。

II 労働収入の差押えと差押禁止

1 労働収入と差押えの効力

(1) 労働収入とは

ドイツにおいても、我が国における民執法 152 条（差押禁止債権）と同様に、債務者の生計を維持する収入の差押えを制限する特別規定が存する。ただし、注目されるのは、ドイツ法においては、差押禁止の対象となる債権を広く包含するための用語として、「労働収入（Arbeits Einkommen）⁶」という用語が用いられている点である。ここに、「労働収入」は、「労働」という文言があるにもかかわらず、労働者や公務員の給料に限らず、それ以外にも債務者の生計を維持する収入を広く含む概念として設計されている。例えば、年金（老齢年金や遺族年金など）や保険給付（ZPO 850 条 2 項、3 項）、自営業者が有する報酬債権（ZPO 850i 条前段）のほか、不法行為による定期金賠償（ZPO 850b 条 1 項 1 号）は、「労働収入」に含まれる。実際の多くの場面で差し押さえられるのは、我が国におけるのと同様に継続的な給料債権であると考えられるが、以下では、法律の用語に従って、「労働収入」の用語を用いて説明を加える。

(2) 将来の労働収入の差押え

労働収入が差し押さえられた場合に、差押えの効力が及ぶ範囲を確認しておく。債務者の有する労働収入に対して差押えがされた場合、その効力は、将来発生する労働収入にも及ぶこととされている（ZPO 832 条）。また、債務者において配転や昇給があった場合にも、使用者（第三債務者）が同一である限り、差押えの効力は及んでいく（ZPO 833 条 1 項）。請求債権が扶養義務に係る定期金債権である場合には、当該定期金債権のうち将来履行期が到来する債権に基づく差押えも許される（ZPO 850d 条 3 項）。いずれも、我が国における規律（民執 151 条、151 条の 2）と、基本的に同様である。

⁶ 我が国にはこれに対応する法概念がなく、日本語にする意義はそれ程大きくないと思われるが、さしあたっての訳語として法令用語としての用例がない「労働収入」を当てている。「勤労所得」や「労働所得」といった訳語を当てる先行研究もあるが、差押対象としての「所得」という言葉遣いには若干の違和感が残るため、本報告書では「収入」という訳語を当てることとした。

2 労働収入の差押禁止の範囲

(1) 概説

労働収入の差押禁止について定めた規定は、ZPO 850 条から ZPO 850i 条までである。各規定の条文は、末尾の参考資料 1 に掲載しているので、適宜参照されたい。

さて、ZPO 850 条以下の規定に従って、ドイツの労働収入の差押禁止額を計算するに当たっては、第 1 に、前提として、債務者の有する債権が ZPO 850 条の定める「労働収入」に該当することを確認する必要がある。基本的には、これに該当して初めて、ZPO 850a 条から ZPO 850i 条までの規定に基づく差押禁止規定の適用が認められることになる（ZPO 850 条 1 項）。続いて、第 2 に、労働収入に係る債権のうちいわゆる額面額(Bruttoeinkommen)ではなく、そこから所得税や各種社会保険料が控除された後の手取額(Nettoeinkommen)を基に計算される⁷。この点は、我が国においても同様であろう。また、ZPO 850a 条に定められている各種の差押禁止の手当も控除されることが定められている（以上、ZPO 850e 条 1 号）。第 3 に、ZPO 850c 条である。この規定には、①最低差押禁止額が存在する、②最低差押禁止額を超過する部分の差押禁止額は債権者と債務者の間で割合的に配分する、③債務者が扶養する者の人数によって差押禁止額を増額する調整がある、といった特徴がある。いくつかの点で違いはあるものの、概ね我が国における民執法 152 条 1 項に相当する。ZPO 850c 条は、労働収入の差押禁止に関する最も中心的な規定であり、詳細は(2)及び(3)で後述する。第 4 に、個別事情に応じて債権者に有利となるように差押可能額を増額調整する規定がある。例えば、①債務者が扶養する者が別途収入を得ていた場合の調整（ZPO 850c 条 6 項）、②請求債権が扶養義務に係る金銭債権である場合の調整（ZPO 850d 条。民執法 152 条 3 項と同趣旨）、③債務者が複数の第三債務者から労働収入を得ていた場合の調整（ZPO 850e 条 2 号、2a 号）、④請求債権が故意不法行為に基づく損害賠償債権である場合の調整（ZPO 850f 条 2 項）である。第 4 については、(4)で後述する。

そのほか、当事者（主として債務者）の申立てに基づく差押禁止額の変更を認める規定もある。まず、ZPO 850f 条 1 項は、債務者の特別な事情により差押禁止額を増額変更を認める規定である。続いて、ZPO 850g 条は、差押後に事情の変更があった場合に差押禁止額の変更を認める規定である。それぞれ、概ね、我が国における民執法 153 条 1 項及び 2 項に相当する規定である。

(2) ZPO 850c 条と差押禁止額告示

既に触れたとおり、債務者が取得する労働収入のうち差押えが禁止される範囲を定める

⁷ ドイツの社会保険の仕組みについては、さしあたって我が国の厚生労働省がウェブサイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/toukei_hakusho/kaigai23.html) 上で公表している「2022 年海外情勢報告」の第 2 章第 2 節が参考になる。

基本規定が ZPO 850c 条である。以下、その規律の内容・特徴について説明していく⁸。

(ア) 最低差押禁止額

第 1 に、債務者には、生計を維持するために必要最低限の収入が確保される仕組みが取られている。そのために、債権者からの差押えには服さない最低金額、最低差押禁止額が定められている (ZPO 850c 条 1 項)。また、債務者が扶養する者 (配偶者や子など) がいる場合には、その分債務者が必要とする額が増えるため、その扶養する者の数に応じて最低差押禁止額が増額される (同条 2 項)。債務者の労働収入がこれらの最低差押禁止額を下回る場合には、債権者が差し押さえることができる部分は存在しないことになる。以上の最低差押禁止額の制度は、債務者が扶養する者がいる場合のその増額を認める規律も含めて、我が国にはない仕組みである。これら最低差押禁止額は、差押禁止額告示と呼ばれる連邦司法消費者保護省によって定められるが、詳細については後述する。

(イ) 最低差押禁止額の超過部分

第 2 に、債務者の労働収入がこれらの最低差押禁止額を超過する場合、債権者は当該超過部分の差押えを求めることができるか。ここで超過部分の全部の差押えを認めてしまうと、債務者が最低差押禁止額以上の収入を得ようとする労働意欲が削がれるという問題が生じる。そこで、最低差押禁止額の超過部分全部を債権者の取り分とするのではなく、一定割合を差押禁止として、債務者にも取り分 (3/10) を留保する仕組みがとられている (ZPO 850c 条 3 項 1 文)。また、債務者が扶養する者がいる場合には、最低差押禁止額の超過部分について差押禁止の割合が加算される (1 人目につき 2/10、2 人目から 5 人目まで各 1/10。同項 2 文)。もっとも、債務者に労働収入が十分確保されているという場合には、それ以上の差押禁止部分を設定する必要はない。そこで、差押禁止額にも上限が定められている (同項 3 文)。以上第 2 の点は、債務者が扶養する者がいる場合の規律を除いて我が国の仕組みとよく似ていると評価できる。

(ウ) 差押禁止額告示

第 3 に、第 1 で見た最低差押禁止額は、連邦司法消費者保護省の発令する告示によって設定される (差押禁止額告示 (Pfändungsfreigrenzenbekanntmachung))。我が国でも、内閣が発令する民事執行法施行令によって差押禁止額が定められているため、この点は基本的に同様であると評価できる。もっとも、我が国の差押禁止額が長らく改定されていないことに比べて、ドイツにおいては、差押禁止額の改定が 1 年に 1 回行われるという点で大きな

⁸ 山本和彦「消費者信用における賃金の責任財産性の検討」三ヶ月章先生古稀記念祝賀『民事手続法学の革新下巻』(有斐閣、1991 年) 291 頁、内山衛次「給料債権の差押制限」前掲 (注 4)『財産開示の実効性』245 頁～271 頁、同「債権執行における執行債務者の保護」民訴雑誌 65 号 (2019 年) 102 頁～106 頁、同「執行債務者の給料債権の保護」池田辰夫先生古稀祝賀『次世代民事司法の理論と実務』(法律文化社、2023 年) 388 頁～400 頁も参照。そのほか、史明洲「強制執行手続における債権者保護と債務者保護」一橋大学学位論文 (博士) (2017 年) 76 頁～82 頁も参照。

特徴がある（ZPO 850c 条 4 項）⁹。差押禁止額の改定は、以前は 2 年に 1 回とされていたが、2020 年の法改正（BGBl. 2020 I 2466）¹⁰により 1 年に 1 回とされた。

差押債権者が実際にいくら取り立てることができる（第三債務者が差押債権者に支払って良い）のかは、差押禁止額告示の別表（我が国の裁判所ウェブサイトで公表されている提訴手数料早見表のようなものである）を見ると一目瞭然であるため、これは参考資料 3 として本報告書に抄録しておく。

（3） 給料債権に対する差押え・取立てのイメージ

（ア） 申立書の作成

まず、上述したとおり、債権者が書式 4 及び 5 を用いて債権執行の申立てを行うことになる。とりわけ重要であるのは、書式 5 である。ここでは、債権者に関する事項（A 群）、債務者に関する事項（B 群）、債務名義・請求債権に関する事項（C 群。別途書式 7、8 を用いた請求債権目録も用意する必要がある）、第三債務者に関する事項（D 群）について記載した後、差し押さえるべき債権に関する事項（E 群～K 群）を記載することになる。給料債権を差し押さえる場合、E 群に必要なチェックを入れる。その上で、L 群において、取立権付与と転付命令のいずれの移付命令を求めるか、チェックを入れる。

（イ） 差押・移付命令の発令

執行裁判所（司法補助官）が、当該の申立書を受理した後、執行開始に必要な要件が充足していることが確認された場合には、機械的に差押・移付命令を発令することになる。差押命令の定型文言も書式 5 の L 群において印刷されており、必要事項も債権者が記載しているため、相当の省力化が図られているものと推測される。給料債権に対する差押命令を発令する場合、執行裁判所は、具体的な差押金額を特定する必要はなく、上記の差押禁止額告示において付されている別表の参照を指示すれば足りる（ZPO 850c 条 5 項 3 文）。このよう

⁹ 改定のスケジュールとしては、改定に当たって参考にされる所得税法の定める基礎控除額の基準日を 1 月 1 日とし、3 月半ば頃には連邦司法消費者保護省から告示が出される。そして、その告示の施行日は、毎年 7 月 1 日とされ、1 年間はその金額による。本報告書の脱稿時では 2024 年の差押禁止額告示は出されていないが、本報告書の公表時点では告示が出されていると思われる。

なお、ZPO 850c 条の条文文言を見る限りは、2024 年 3 月 9 日現在も、その差押禁止額が通用しているように見えるが、これはあくまでも 2021 年 6 月 30 日まで妥当していた額であり、現在発生する労働収入の差押禁止額は、2023 年の差押禁止額告示において定められた金額である（訳注として、2024 年 3 月 9 日現在で妥当している金額を付しておく）。一見すると分かりにくいのが、同条の末尾に付されている付記において差押禁止額告示の参照が指示されており、これも併せて条文を読む必要がある点に注意が必要である。

¹⁰ 同改正法は、2020 年 11 月 22 日に成立し、2021 年 12 月 1 日から施行されている。この改正においては、ZPO 850c 条について、本文で紹介した点以外には実質的な修正はされていないが、明確化のために旧規定の条文が整理されている。そのため、従前のものとは項番号にズレが生じている。同法成立前に公表された文献において紹介された内容は今なお多くの点で通用しているが、参照の際にはこの点に注意が必要である。

な命令は、いわゆる白地命令（Blankettbeschluss）と呼ばれる。差押禁止額を具体的に計算する作業は、第三債務者の責任において行われる。

（ウ） 第三債務者による差押可能額の計算

差押・移付命令の送達を受けた第三債務者は、差押可能額を計算することになるが、ここで重要となる情報が債務者において扶養する者の有無・数である。ドイツにおいても所得税の源泉徴収がされるため、雇用主はその際の税額計算に必要な情報として、労働者（債務者）の扶養する者の有無・数を、ELStAM（Elektronische Lohnsteuerabzugsmerkmale）と呼ばれるシステムを使って知ることができる¹¹。ただし、このシステムからは、債務者が扶養する子の数までを正確に知ることは必ずしもできないようであり¹²、したがって、雇用主は労働者（債務者）から家族構成などを調査する必要がある¹³。以上のような負担を負うことについては第三債務者において不満があり得るかもしれないが、今回筆者が調査した限りにおいては明らかにすることはできなかった。

（エ） 取立権の発生

我が国では、債務者の給料債権が差し押さえられた場合には、債務者がその個別事情に応じた差押禁止範囲変更申立てをするための猶予を認める趣旨で、取立権が発生するまでに原則として債務者への送達後4週間の経過を要するが（民執155条2項）、ドイツにおいては労働収入に対する差押えの場合も、原則どおり、第三債務者に取立てのための移付命令が送達された時点で債権者が取立権を取得する。ドイツにおいては、以上で見えてきたとおり、給料債権の差押禁止範囲について細かな規律を置き、債務者の扶養する者の有無・数に応じた利害調整は一応済ませている。したがって、ここから更に、債務者の特殊事情に応じた差押禁止範囲変更申立て（ZPO 850f 条1項）をするための猶予期間までは認める必要がない

¹¹ 少し前までは所得税カード（Lohnsteuerkarte）と呼ばれる仕組みが採用されていたようであるが、現在では本文の仕組みに変更されたようである。このシステムについては、さしあたり、一般財団法人自治総合センター「地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究会報告書（平成28年3月）」94頁以下（<https://www.jichi-sogo.jp/category/document>）に紹介があるので、こちらを参照されたい。

¹² 要するに、次の事情が原因となっているようである。ドイツにおける扶養控除の一つである「子ども基礎控除（Kinderfreibetrag）」の計算においては、①子を親の一方の扶養に入れる場合には、そこで子1人あたり1人分の控除を受ける、②子を親の両方の扶養に入れる場合には、各親において子1人あたり0.5人分の控除を受ける、③共働き家庭においては、子を一方の扶養に入れてもよいし、両方の扶養に入れてもよい。以上、ELStAMからは子ども基礎控除に関する情報は分かるが、正確な子の数までは分からないということのようである。

¹³ 以上につき、Stein/Jonas/Würdinger, Kommentar zur Zivilprozessordnung, 23. Aufl., 2017, § 850c Rn. 21 を参照した。第三債務者が調査すべき範囲につき、もう少し詳しい基準については、同 Rn. 22 に詳しい説明があり、その内容は既に、内山・前掲（注8）「給料債権の差押制限」259～261頁、同・前掲（注8）「執行債務者の給料債権の保護」390頁～393頁に紹介されているため、本報告書では省略する。

と考えられているものと推測される。

(4) 差押可能額の調整規定

既に触れたとおり、債権者にとって有利になるように差押可能額を調整する規定はいくつか存在しているが（ZPO 850c 条 6 項、850d 条、850e 条 2 号・2a 号、850f 条 2 項）、この規定の適用を得るためには執行裁判所による決定が必要であり、したがって、債権者において執行裁判所に対する申立てをしなければならない。書式 5 においては、このことを前提とした記載欄（N 群～S 群）が設けられている。以下、その規律について概観する。

(ア) 債務者が複数収入を得る場合（ZPO 850e 条 2 号・2a 号、書式 5・N 群）

債務者が複数の収入を得ており、各収入についてそれぞれ上述の ZPO 850c 条の規定が適用になる場合、債務者は、少なくとも最低差押禁止額を二重取りできることになり、法が本来予定する以上に保護されることになる¹⁴。そこで、債権者の申立てにより各収入を合算した上で、差押禁止額を計算する仕組みが用意されている。このように、合算制度は、最低差押禁止額を導入する場合、同時に導入せざるを得ない制度的手当であると言えよう。

以上を受けて、ZPO 850e 条 2 号は、債務者が複数の労働収入を得ている場合の合算処理について、また、同条 2a 号は、債務者が複数の社会法典（Sozialgesetzbuch (SGB)）に基づく継続的な社会保障給付を得ている場合の合算処理について定めている¹⁵。

合算処理するとしても、最低差押禁止額はいずれかの収入から控除する必要がある。そこで、これは、裁判所が、債務者の生計を維持する上でより必要性の高い（収入額や安定性などが考慮される）収入から控除するよう決定する。もっとも、この決定に従い収入から最低差押禁止額を控除したところ、当該収入について差押可能額が 0 になるという場合には、最低差押禁止額の残額を他方の収入から控除することになる¹⁶。

以上、制度理念は分かりやすいが、実際どのような手続によって運用されているか。この点については、①執行裁判所は債権者の申立てに基づき収入の合算を命ずるだけであって、残りの計算は例によって第三債務者が行うことになるという見解（この場合、支払期ごとに第三債務者間での連絡を取る必要がある）¹⁷と、②第三債務者にそのような負担を課すこと

¹⁴ なお、本報告書では以下、一人の債権者が各収入の差押えを求める（あるいは既に差押命令を取得している）という単純な場面を念頭に置いているが、ドイツにおいては、それ以外の相当複雑な場面（債権者が一方の収入しか差し押さえない場合や、債権者が複数登場する場合など）の処理についても議論されている。この点については、内山・前掲（注 8）「執行債務者の給料債権の保護」401～403 頁を参照されたい。

¹⁵ 内山・前掲（注 8）「債権執行における執行債務者の保護」106 頁～108 頁、同・前掲（注 8）「執行債務者の給料債権の保護」400 頁～408 頁を参照。

¹⁶ 各収入共に最低差押禁止額を下回るような場合には、最低差押禁止額を各収入に割り付けることもできるという。以上につき、Stein/Jonas/Würdinger, a.a.O. (13), § 850e Rn. 40f.

¹⁷ Brox/Walker, Zwangsvollstreckungsrecht, 12. Aufl., 2021, § 18 Rn. 125 は、この見解であった。

は正当化できないとして、債権者が収入の額を証明した上で執行裁判所が差押可能額を特定しなければならないという見解（この場合、支払期ごとに債権者が収入の額を事前に確認する必要があり、収入額の変動がある場合など必要に応じて合算の申立てをしなければならないと思われる）¹⁸が対立している¹⁹。実務上いずれが通用しているかを明らかにすることはできなかったが、債権者が合算を求める場合に用いられる書式5のN群においては収入額の記載が要求されていることから、基本的に後者②の見解に従った運用がされているのではないかと推測される。

（イ） 請求債権が扶養義務に係る金銭債権である場合（ZPO 850d 条、書式5・Q群）

請求債権が扶養義務に係る金銭債権である場合（このことを示すためには、書式8の請求債権目録が用いられる）には、債権者は、ZPO 850c 条の適用のない債務者の労働収入の差押えを求めることができる（ZPO 850d 条1項）²⁰。そこで、債権者は、申立書の書式5に必要事項を記入し、この旨の申立てをすることになる。具体的には、O群において債務者の経済的及び親族関係を記入した上で（必要に応じてP群も）、Q群の冒頭部分のチェック欄にチェックを入れZPO 850d 条の適用を求めるべきである。Q群は、この旨の命令の雛形になっており、裁判所は発令に当たって必要事項を判断・記入することになる。ここで裁判所は、ZPO 850c 条に基づく差押禁止額に代わる差押禁止額を具体的に定めなければならない。その際の基準は、ZPO 850d 条1項によれば、「債務者がその生計を維持するため[...]必要な額」とされており、これは要するに社会法典第12編の定める社会扶助の金額に準拠した額と解されている²¹。ZPO 850d 条には、このほか、①債務者が債権者以外にも扶養する者がいる場合の規律、②請求債権が1年以上履行遅滞に陥っている場合の規律、③ZPO 850a 条の差押禁止手当の適用一部除外の規律、さらに、④我が国の民執法151条の2に相当する規律（ZPO 850d 条4項）などがあるが、詳細は割愛する。

（ウ） 債務者が扶養する者が別途収入を得ていた場合（ZPO 850c 条6項、書式5・R群）

債務者が扶養する者が別途収入を得ていた場合には、債権者は、ZPO 850c 条6項の規定に基づき債務者が扶養する者を（一部）考慮しない（つまり、その者の分の差押禁止額の増額を認めない）ことを命ずることを求めることができる（ZPO 850c 条6項）。そこで、債

¹⁸ Stein/Jonas/Würdinger, a.a.O. (13), § 850e Rn. 42, 46 は、この見解であった。この見解による場合には、債権者としては、一旦は差押えの申立てをし、債務者ないし第三債務者から被差押債権の金額に関する情報を得た後に（ZPO 836 条3項、840 条）、合算の申立てをするという手順になろう。

¹⁹ 以上、既に内山教授によって紹介されているとおりである（内山・前掲（注8）「執行債務者の給料債権の保護」404～405頁）。

²⁰ 以下の点については、簡潔な記述ではあるが、内山・前掲（注8）「給料債権の差押制限」261～262頁も参照されたい。

²¹ Stein/Jonas/Würdinger, a.a.O. (13), § 850d Rn. 21; Brox/Walker, a.a.O. (17), § 18 Rn. 147.

権者は、申立書の書式5に必要事項を記入し、この旨の申立てをすることになる。具体的には、P群において債務者が扶養する者が別途収入を得ている旨を記入の上、R群の冒頭部分のチェック欄にチェックを入れZPO 850c条6項の適用を求めべきである。R群は、この旨の命令の雛形になっており、裁判所は発令に当たって必要事項を判断・記入することになる。

債権者は、どのようにして債務者が扶養する者が別途収入を得ている事実を知ることができるか。債権者がこれを偶然知り得たという場合以外には、一般論としては、債権者はまず通常の差押・移付命令を申し立て、その際に、債務者にこの旨の情報開示を求めることが考えられようか（ZPO 836条3項1文。書式5のM群に債権者が債務者に求める情報開示の自由記載欄がある。その後、ZPO 850c条6項の適用につき、改めて申立てをすることになる。）。また、実際の審理（債務者に事前審尋をする場合）において、債務者が十分な反論・説明をしない場合には、債権者の言い分を認めるという扱いも認められるようであるが、他方、債務者が争う場合には債権者は主張する事実について証明責任を負うのが原則である²²。

申立てを受けた裁判所は、「健全な裁量により」、裁判をすることになる。その際、配偶者の収入の金額は十分考慮に入れる必要があるだろう。また、収入のある配偶者と共同で子を扶養する場合には、扶養の分担割合に応じて子の数を計算する扱いも有力とされる。そこでは、場合により、形式的に0.5と計算する方法や、両親の収入額がある程度明らかになっている場合は収入比から分担割合を計算（例えば、4:6）することも考えられる。裁判所が、債務者が扶養する者を全部考慮しない（つまり、その者1人分につき差押禁止額の増額を認めない）ことを命ずる場合には、裁判所は命令において差押禁止額告示の別表を参照指示すれば足り、第三債務者は別表を見ながら考慮しない人数分を除外して計算すればよい。これに対して、債務者が扶養する者を一部のみ考慮しないことを命ずる場合には、別表の参照指示は許されず、当該者にかかる差押禁止額の加算額を具体的に定めるか、考慮しない割合的な人数を定めなければならない（ZPO 850c条5項3文の不適用。ただし、割合的な人数を定める場合には、実質的に別表の参照指示ができる）。具体的な記載方法については、書式5のR群を見れば分かりやすい²³。

（エ） 請求債権が故意不法行為に基づく損害賠償債権である場合

（ZPO 850f条2項、書式5・S群）

最後に、請求債権が故意不法行為に基づく損害賠償債権である場合には、債権者は、差押禁止額について定めるZPO 850c条の適用がないという前提で、債務者の労働収入の差押

²² Stein/Jonas/Würdinger, a.a.O. (13), § 850c Rn. 31.

²³ 以上につき、内山・前掲（注8）「債権執行における執行債務者の保護」105頁～106頁、同・前掲（注8）「執行債務者の給料債権の保護」394頁～398頁も参照。特に、後者においては執行裁判所の裁量行使の方法について、豊富な文献調査に基づき詳細な分析がされており、参考になる。本報告書における記述も、同論文に多くを負う。

えを求めることができる（ZPO 850f 条 2 項）²⁴。書式 5 においては、S 群がその命令の雛形になっている。この規定の趣旨は、概ね、ZPO 850d 条と同じであるから、説明を割愛する。

（オ） 審尋の要否

以上、債権者の申立てによって開始される 4 つの裁判について概観してきた。いずれの裁判をするに当たっても、債務者を事前に審尋する必要があるか。特段の定めを置いた条文がないため、解釈問題となっている。有力なコンメンタールにおいては、通常差押命令を発令する場合に適用される ZPO 834 条（債務者の事前審尋を不要とする）を、これらの場合にも適用することを正当化することはできないとして、一貫して事前の審尋を必要的とする²⁵。これらは、通常差押命令とは異なる特別の命令であるという理解であろう。この見解を前提とした場合には、債権者としては、一旦通常差押えをした後に、追加的にこれらの申立てをするというのが安全だということになるか（ZPO 804 条に基づく差押質権者としての優先順位は最初の差押えの時点で既に確保されているという理解になると思われる）。

（5） その他の収入に関する規定

（ア） ZPO 850i 条

まず、ZPO 850i 条は、その他の収入に関する差押禁止を定めている。

まず、医師、弁護士、建築士や手工業者などが受け取る一回的な報酬である（ZPO 850i 条 1 項前段）。このような報酬債権の差押えは、一旦はその全部が差し押さえられる。これらは、「労働収入」には含まれると解されてはいるものの、ZPO 850c 条の差押禁止額規定は適用にならないからである²⁶。

その後、債権者が取立権を取得するまでには、第三債務者への移付命令送達から 1 ヶ月間の猶予がある（ZPO 835 条 4 項）。そこで、債務者は、この猶予期間の間に、ZPO 850i 条に基づき差押えの一部取消しを求める申立てをすることができる。この申立てがあった場

²⁴ この点については、簡潔な記述ではあるが、内山・前掲（注 8）「給料債権の差押制限」261～262 頁も参照されたい。

²⁵ Stein/Jonas/Würdinger, a.a.O. (13), § 850c Rn. 30; § 850d Rn.42; § 850e Rn.46; § 850f Rn.24. もっとも、いずれの記述の脚注部分においても、事前の審尋を不要とする反対説が紹介されていたため、必ずしも見解が一致しているわけではないように見受けられる。

²⁶ したがって、給料債権と併せて複数収入があるとしても ZPO 850e 条 2 号に基づく合算の対象にもならない（この点は本文で再述する）。以上、Stein/Jonas/Würdinger, a.a.O. (13), § 850e Rn. 52f.; § 850i Rn. 4. その理由は必ずしも明らかでないが、これらの報酬支払が ZPO 850c 条が前提とする「支払期」に応じたものではないこと、本文後述の ZPO 850i 条も ZPO 850c 条の適用がないことを前提としていることなどが理由と解される。筆者の感想に止まるが、このように考えてくれば、報酬債権を「労働収入」に含める理由は、あまりないようにも思われる。

合には、裁判所は、「当該収入が継続的なものであったと仮定した場合における差押禁止額をその裁量により算定し、これを基準として、債務者の当該報酬に係る債権につき、将来の相当期間の差押禁止額を定めなければならない。」とされる。ここでは、結論として、通常の労働収入の場合と同程度の保護が与えられるように、差押禁止額が計算されるべきである²⁷。

ここでの報酬債権の他にも収入がある場合（いわゆる合算の要否）においては、この審理の中で裁判所の裁量により考慮される。例えば、通常の労働収入に加えて、この一回的な報酬がある場合（例えば、大学からの給料に加えて、原稿料を得る場合）には、ZPO 850e 条 2号に基づく合算はされず、まず労働収入について ZPO 850c 条が適用される。一回的な報酬については、ZPO 850i 条に基づく債務者からの一部取消しの申立てがあった場合に、給料債権について既に ZPO 850c 条の保護があることも考慮に入れて、差押命令の取消しの当否が検討されることになるかと理解される。

以上の規律は、労働収入ではないその他の収入（ZPO 850i 条 1 項後段）の場合も同様に妥当する。このような収入の具体例としては、会社経営による報酬、株式の配当金、投資信託から得られる分配金のほかに不動産賃貸料などの資産収入などが挙げられている²⁸。

(イ) ZPO 851a 条・851b 条・851c 条

その他の差押禁止規定として、①社会法典に基づく各種の差押禁止規定があるほか²⁹、②農業を営む者が農産物販売によって得られる収益に係る債権に対する差押禁止規定（ZPO 851a 条）³⁰、③債務者の賃料収入に係る債権に対する差押禁止規定（ZPO 851b 条）³¹、④

²⁷ Brox/Walker, a.a.O. (17), § 18 Rn. 172 f.

²⁸ Brox/Walker, a.a.O. (17), § 18 Rn. 171.

²⁹ 筆者の能力の関係で詳細を取り上げることはできないが、とりわけ社会法典に基づく継続的給付（年金給付が典型と思われるが）については、SGB 第 1 編 54 条 4 項において、労働収入に対する差押禁止の例による旨が定められている。労働収入の定義中には年金が含まれている点（ZPO 850 条 2 項）や社会法典に基づく継続的給付は差押え可能な労働収入の計算において合算の対象となる点（ZPO 850e 条 2a 号）も想起されたい。

³⁰ 売買契約に基づく債権であるため、「労働収入」には当たらないと解されており、特別の規定が置かれている。要旨、当該債権が差し押さえられた場合には、債務者は自身とその家族の生計の維持に必要な範囲に加えて、従業員の生計の維持に必要な範囲及び今後農業を営んでいくために必要な範囲において、差押命令の取消しを求めることができる（ZPO 851a 条 1 項）。差押命令の発令の時点で、差押命令の取消要件が具備されていることが明らかであるときは、差押えはされない（ZPO 851a 条 2 項）。ZPO 850i 条と似た規定である。以上につき、Brox/Walker, a.a.O. (17), § 18 Rn. 228 f. 債務者に、通常の労働収入と兼業農家としての収入があるような場合も ZPO 850i 条の場合と同様に処理されるものと思われる。

³¹ 賃貸借契約に基づく債権であるため、「労働収入」には当たらないと解されており、特別の規定が置かれている。要旨、当該債権又はこれが転化した現預金が差し押さえられた場合には、債務者は賃貸物件の維持管理のために必要な費用について差押命令の取消しを求めることができる（ZPO 851b 条 1 項）。ここにいう費用の例としては、道路清掃・ゴミ回収

自営業者の私的老齢年金に対する差押禁止規定（ZPO 851c 条）³²などがある。

（ウ） ZPO 850b 条・850h 条

ZPO 850b 条は、①人の身体又は健康の侵害を原因として支払われる定期金、②法定扶養料及び当該金銭に係る債権の失権を原因として支払われる定期金、③債務者が慈善財団若しくはその他第三者の慈善による継続的給付又は隠居分として支払われる継続的給付、④寡婦扶助基金、孤児援護基金、救済基金又は健康保険に基づく給付のうち、専ら又は実質的に生活を維持する目的で支払われるもの、及び、保険契約者が死亡した場合に生ずる生命保険金に係る請求権のうち、5400 ユーロを超えない部分、といった収入について原則として差押禁止とする（同条 1 項）。ただし、債権者・債務者間の利害関係を考慮した上で相当と認められる場合には、例外的に ZPO 850c 条から 850g 条による差押えを認めることを定めている（同条 2 項）。本条で定められた債権も、労働収入に該当するが、ややマイナーな部類に入る金銭が多いように見受けられる。

ZPO 850h 条は、労働収入が第三者に（仮装）譲渡されるなどして隠匿された場合の対処方法について定める規定である。我が国でいうところの、法人格否認の法理が用いられるような場面や名義貸しのような場面に対処するための規定と理解できる。我が国では解釈に委ねられているが、このように関係当事者全員に差押・移付命令を送達する旨の手続規律があるのは望ましいことであると考えられる。

費用、火災保険料、賠償責任保険料、（マンション）管理人の給料、エレベーター保守点検費用などが挙げられる。ただし、この申立ては原則として 2 週間以内にされる必要がある（ZPO 851b 条 2 項）。差押命令の発令の時点で、差押命令の取消要件が具備されていることが明らかであるときは、差押えはされない（ZPO 851b 条 4 項 3 文）。以上につき、Brox/Walker, a.a.O. (17), § 18 Rn. 230f. 我が国でも強制管理ないし担保収益執行を実施する場合に考慮されている観点であると評価できる。

³² 元々労働者であった者の私的年金は労働収入とされているから（ZPO 850 条 3 項 b）、ZPO 850c 条などの規定による保護を受けるが、自営業者の私的年金は労働収入には当たらないと整理されているため、ZPO 850c 条などの規定による保護が得られない。そこで、このような私的年金についても、ZPO 850c 条と同等の保護が得られるように、特別規定を設けたのが本条の趣旨である（ZPO 851c 条 1 項）。また、私的年金に加入するために必要な保険料についても年間一定額について差押禁止額が認められている（ZPO 851c 条 2 項）。以上の趣旨から、ZPO 850e 条 2 号及び 2a 号が準用され、いわゆる合算の対象とされている点に注意が必要である。以上につき、Brox/Walker, a.a.O. (17), § 18 Rn. 233 f. 本条は、全体として、ドイツの年金制度の建付けを前提とする微調整の規定と理解すれば足りると思われる。

III 預金債権の差押えと差押え制限

1 預金債権に対する差押え・取立てのイメージ

前提として、預金債権が差し押さえられた場合に、差押えの効力が及ぶ範囲と取立てがされるまでのイメージを確認しておく。

まず、我が国においては、預金債権の差押えは、差押時点の債権額に限定されており、将来の預金債権の差押えは認められていない（最決平成 24 年 7 月 24 日集民 241 号 29 頁）³³。この判例により、将来の預金債権の差押えは基本的には認められないというのが通常理解と思われる（例外的に、脚注に引用した判例の指摘するようなシステムが構築されている銀行が第三債務者である場合には別論であろうが、そのような銀行が実際に存在するかは不明である）。そこで、このような理解を前提として現在の預金債権に対する差押命令が発令・送達された場合、銀行は送達を受けた時点で債務者の預金口座に存する預金について、差押え金額を上限として出金されないように処理をすることになる（民執法 146 条 1 項にかかわらず、差押債権者の債権額を上限とする旨が指示されるのが通例である。したがって、差押えがされなかった部分の預金やその後に振り込まれた金銭については出金を可能としておく必要がある）。債務者に対する送達から 1 週間後には取立権が発生するので、差押債権者が取立てを行い、その旨を執行裁判所に届け出ることにより（民執 155 条 4 項、民執規 137 条）、債権執行は終了することになる。

これに対して、ドイツにおいては非常に興味深いことに、債務者の有する預金債権に対して差押えがされた場合、その効力は差押後に発生する預金債権にも自動的に及ぶこととされている（ZPO 833a 条）³⁴。これはドイツ法の大きな特徴と評価できる。これを受けて各預金取扱金融機関においては、将来預金の差押えがされた場合に対応するためのシステム（例えば、請求債権額を上限として債務者への払戻しを停止する、一定額の入金があれば必要に応じて差押債権者に通知するなど）が構築されているものと推測されるが、具体的な内容を明らかにすることはできなかった。いずれにせよ、このような規律が採用されていることは、後述のとおり差押禁止口座が導入されることとなった経緯と深い関わりを持っており、重要である。

ドイツにおいて差押債権者が取立権を取得するのは、基本的に移付命令が第三債務者に送達された時であったが（ZPO 835 条 3 項 1 文）、預金債権については送達から 1 ヶ月が経

³³ 曰く、「普通預金債権のうち差押命令送達時後同送達の日から起算して 1 年が経過するまでの入金によって生ずることとなる部分を差押債権として表示した債権差押命令の申立ては、第三債務者において、特定の普通預金口座への入出金を自動的に監視し、常に預金残高を一定の金額と比較して、これを上回る部分についてのみ払戻請求に応ずることを可能とするシステムは構築されていないなど判示の事情の下においては、差押債権の特定を欠き、不適法である。」、とする。

³⁴ 内山衛次「将来債権の被差押適格」前掲（注 4）『財産開示の実効性』226～228 頁、同「預金債権の差押制限」同書 314 頁注 104 を参照。

過した時とされている（同項2文前段。なお、以前は「4週間」とされていたが、後述する2020年の法改正において「1ヶ月」に修正された）。これは、預金債権の差押え後であっても、債務者において当該預金債権の口座を差押禁止口座に指定するための猶予期間を確保するためとされる。差押禁止口座については後述する。また、将来の預金債権が差し押さえられた場合には、原則として当初の移付命令送達時から1ヶ月経過時に取立権は発生する（したがって、将来預金の発生時点で取立権が発生していることもある）が、債務者は、入金により将来預金が新たに生じた時点から取立権の発生までに1ヶ月の猶予期間を設定することを執行裁判所に求めることができる（ZPO 835条3項2文後段）。この申立てがあった場合、執行裁判所は、その旨の命令を発令し、関係当事者に送達しなければならない。なお、将来の預金債権の差押えについては、当該預金口座が差押禁止口座である場合には、ZPO 900条に特則がある。この規定は後述する。

2 差押禁止口座

(1) 差押禁止口座とは

ここでは、差押禁止口座（Pfändungsschutzkonto）³⁵について説明する³⁶。差押禁止口座について定めた規定は、ZPO 850k条・850l条及びZPO 899条～ZPO 910条である。現行法の規定は、2020年11月22日に制定され、2021年12月1日から施行された、比較的新しいものである³⁷。もっとも、その内容は、2009年7月7日に制定され、2010年7月1日から施行されている旧850k条・850l条を、整理し直して内容を微修正した上で引き継いだものである³⁸。現在のZPO 850k条には、差押禁止口座の指定と解除に関する規律が置かれており、差押禁止口座の具体的な内容に関する規律はZPO 899条以下に置かれている³⁹。ZPO 850l条は、共同口座を差押禁止口座とする場合の特別規定であり、本報告書では省略する。現行法の規定を紹介した邦語文献は現時点ではないと思われるが、旧法の差押禁止口座についてはいくつかの紹介があり⁴⁰、今なお参考になるとと思われるため、本報告書におい

³⁵ ドイツでは、“P-Konto”と省略して呼ばれることもある。「差押制限口座」や「差押保護口座」といった訳語を当てる先行研究もあるが、本報告書では端的に「差押禁止口座」という訳語を当てることとした。

³⁶ 以下の記述に当たっては、Brox/Walker, a.a.O. (17), § 18 Rn. 207～222も参照した。

³⁷ 立法理由書として、BT-Drs. 19/19850がある。

³⁸ その際の立法資料として以下に引用するものを挙げておくと、①ドイツ中央金融信用委員会（Zentrale Kreditausschuss (ZKA)）の「全ての者にジーロ口座を」という勧告（ZKA-Empfehlung „Girokonto für Jedermann“）を立法化するための報告書（BT-Drs. 16/2265, BT-Drs. 15/2500. いくつかの報告書があり、以下で引用するものに限定した）、②立法理由書（BT-Drs. 16/7615）、③連邦議会の法務委員会の推薦決議（BT-Drs. 16/12714）がある。

³⁹ ZPO 850k条・850l条とZPO 899条以下に分割して条文が置かれたことについては、疑問もあるようである。

⁴⁰ 内山・前掲（注34）「預金債権の差押制限」281頁～314頁、吉田純平「差押保護口座に

ては旧規定の条文番号も併記しておく。各規定の条文は、末尾の参考資料 1 に掲載しているので、適宜参照されたい。

さて、差押禁止口座には、2 種類の口座がある。第 1 が、当該口座の預金債権（将来債権も含む）に対して債権者から差押えがされたとしても、債務者の最低限の生活費（原資は給料や社会保障給付）については差押えが禁止され（債務者からの申立てなく自動的に差押えが取り消されるとイメージすると理解しやすい）、債務者への払戻しを認めるという差押禁止口座である（ZPO 899 条、902 条）。この場合、差押債権者への支払は生活費を超過した部分について認められることになる。現行法制定時作成された立法資料によれば、ドイツ全土で約 200 万人がこの口座を持っているという⁴¹。第 2 が、最低限の生活費にも満たない額の入金しか見込まれない口座につき、当該口座に係る預金債権の全部の差押えを禁止する口座である（ZPO 907 条）。この場合、差押債権者への支払は認められない。現行法制定時作成された立法資料によれば、こちらの口座はほとんど利用されてこなかったという（そのため、後述のとおり利用しやすくする法改正を行ったが、現状は明らかでない）⁴²。以上のことから、ドイツにおける差押禁止口座は、その利用頻度に照らして多くの場合に第 1 のものを指すと考えていけばよいと思われる。

（2） 差押禁止口座に関する各規定の概説

以下に、差押禁止口座に関する各規定の内容について概説する。

（ア） 差押禁止口座の指定と債権者の取立権

まず、債務者（預金口座名義人）は、いつでも、その支払口座（Zahlungskonto）⁴³を開設した金融機関に対して、当該支払口座を差押禁止口座とするよう指定することができる。この場合、金融機関は当該口座を差押禁止口座としなければならない（ZPO 850k 条 1 項、旧 850k 条 7 項 2 文）。若干細かいが、ZPO 850k 条の規定は既に開設された支払口座についてのみ規律するものであり、支払口座の開設と同時に差押禁止口座に指定する場合には、本条ではなく支払口座法（Zahlungskontengesetz（ZKG））33 条 2 項 4 文が根拠となる（ZKG の意義については後述する）⁴⁴。

関するドイツ民事訴訟法改正」法政理論 49 卷 1 号（2016 年）49 頁～63 頁、史・前掲（注 8）82 頁～87 頁、内山・前掲（注 8）108 頁～115 頁を参照。

⁴¹ BT-Drs. 19/19850, S. 3.

⁴² BT-Drs. 19/19850, S. 44.

⁴³ 従来ジーロ口座（Girokonto）と呼ばれたものは、これに含まれる。支払口座の詳細については、神作裕之「2017 年ドイツ支払サービス監督法—規制対象を中心として」金融法務研究会報告書『FinTech 等による金融手法の変革に係る法的課題と規制の在り方』（2020 年 3 月）49 頁を参照。

⁴⁴ 2009 年に制定された ZPO 旧 850k 法において、この点に関して法の欠缺があったので、2016 年 4 月 11 日に ZKG を制定する際に補充したということのようである（BT-Drs. 18/7204 S. 110; BT-Drs. 18/7691 S. 83）。また、ZPO 旧 850k 条及び現 850k 条は、ZKG 39

また、預金債権が差し押さえられた後であっても、債務者が当該預金債権から一定額の払戻しを得たいと考える場合は当該口座を差押禁止口座に指定できる（ZPO 850k 条 2 項、旧 850k 条 7 項 3 文。金融機関側の処理のため、指定された日を入れて 4 営業日が確保されている）。もっとも、差押禁止口座は 1 人あたり 1 つしか持つことができないので（ZPO 850k 条 3 項）、既に差押禁止口座を持っている場合にはこの限りではない。預金債権が差し押さえられた場合に、債務者が差押禁止口座に指定できるようにするためには、猶予期間を設ける必要がある。そこで、債権者取立権を取得できるのは、上述のとおり、第三債務者である金融機関に移付命令が送達されてから 1 ヶ月後とされている（ZPO 835 条 2 文前段）。

差押え時に存在する預金債権について債権者が取立権を取得する時点は移付命令の第三債務者送達時から 1 ヶ月後であるが、その後に発生した預金債権（将来債権）に対する取立権は、当該債権の発生月の翌月の末日が経過した時に発生することとされている（したがって、月初に発生した債権については、2 ヶ月近く取立てができない計算になる。ZPO 900 条 1 項 1 文、旧 835 条 4 項。これは、ZPO 835 条 3 項 2 文の特則である。）。ただし、債権者に不相当な負担が生じる場合は、その申立てにより猶予期間を短縮できる（同項 2 文）。

（イ）差押禁止口座の効力

差押禁止口座における預金債権に対しては、毎月 ZPO 830c 条 1 項・4 項の定める最低差押禁止額（月額。10 ユーロ未満は切上げ）を上限として、差押えの効力は生じない（ZPO 899 条 1 項、旧 850k 条 1 項 1 文）。差押えの効力が生じない分の預金については、金融機関は、債務者からの求めにより払戻しほか振替・送金をする義務を負う（ZPO 908 条 1 項、旧 850k 条 5 項 1 文）。

また、債務者において法律上の義務に基づき扶養する者などがいる場合、その人数に応じて、ZPO 850c 条 1 項・4 項の定める差押禁止額が加算される（ZPO 902 条 1 文各号、旧 850k 条 2 項）。ただし、債務者は、差押禁止額の加算があることについて金融機関に対して証明しなければならない。この証明がない場合には、金融機関は加算がないものとして債権者に払い渡すことができる（ZPO 903 条 1 項、旧 850k 条 5 項）。第三債務者が金融機関ではなく使用者である場合においては、使用者が差押禁止額を計算する責任を負っていたが（ZPO 850c 条）、このように違いが生じる理由は何であろうか。これは要するに、差押禁止額の加算原因となる事情を使用者は（一応）知り得る立場にあるのに対して、金融機関はそのような立場にないという点に求められる。債務者が加算を証明するためには、原則として同項各号に掲げる者が発行した適式な証明書の提出が必要とされる（同条 3 項。証明書

条（支払口座に関して金融機関が提供する役務（基本は ZKG 38 条 2 項）を合意により追加する旨の規定）の特則に位置付けられるようである（BT-Drs. 18/7204 S. 84）。ZKG については、さしあたり、一般財団法人郵貯財団のウェブサイト（https://www.yu-cho-f.jp/research/foreigncountries_research.html?doing_wp_cron=1707890733.2359750270843505859375）上にある「個人金融に関する外国調査」のドイツの項目 65～66 頁が参考になる。なお、同資料は、ドイツにおける銀行の仕組みを知る上で大変参考になる。

の有効期限につき、同条2項及びZPO 908条3項。また、金融機関側の処理のため、提出日を入れて2営業日が確保されている。同条4項)。債務者が当該の証明書を取得できない場合には、執行裁判所による裁判をもって代えることができる (ZPO 905条)。

債務者が上述の差押禁止額を使い切らなかった場合は、最大3ヶ月先まで繰り越すことが許される (ZPO 899条2項、902条2文、旧850k条1項2文。旧法から、繰越しが認められる期間が2ヶ月拡張された)。債務者は、当月分の払戻可能金額の残額や繰越しが認められない差押禁止額について金融機関に照会することができる (ZPO 908条2項)。

なお、労働収入に対する差押禁止の規定においては、労働者の労働意欲を確保するために最低差押禁止額を超過する労働収入について、債務者の取り分を加算する規定 (ZPO 850c条3項・4項) が存在していたが、このような仕組みは差押禁止口座の場面では採用されていない点に注意が必要である。これは、おそらく差押禁止口座を運用していく金融機関の負担を減らすためではないかと推測される。

(ウ) 差押禁止口座の解除

債務者は、いつでも差押禁止口座の指定を解除することができる (逆に、金融機関からの指定の解除は許されない)。ただし、金融機関が差押禁止口座を終了させる事務処理を簡潔にするために、解除が認められるのは月の末日とされる⁴⁵。このような規律を前提として、債務者が当該月限りで差押禁止口座の指定を解除するためには、月の末日まで少なくとも4営業日を置く必要がある (ZPO 850k条5項)。

(エ) 差押禁止口座の規制

差押禁止口座は、1人1つしか持つことができない (ZPO 850k条3項、旧850k条8項1文)。当然必要とされる規制であろう。仮に、債務者が差押禁止口座を複数持っている場合には、執行裁判所は、債権者の申立てにより、債権者が指定した口座のみを差押禁止口座とする命令を出さなければならない (ZPO 850k条4項、旧850k条9項)。

債務者が差押禁止口座を1つしか持っていないことを調査・確認するための仕組みは、2つある。第1に、金融機関は第三債務者として差押債権者に対して陳述義務を負うが (ZPO 840条1項)、その際、第三債務者は、差押禁止口座としての指定の有無も陳述しなければならない (同項4・5号)。そこで、債権者において、債務者の有する複数の預金債権を差し押さえたところ、複数の金融機関から差押禁止口座としての指定がある旨陳述があったような場合には、債務者は差押禁止口座を複数持っていることが分かる。第2に、金融機関が、債務者から差押禁止口座の指定・解除があったことを調査機関 (主として、SCHUFA と呼ばれる民間会社) に通知・登録することである (ZPO 909条、旧850k条8項3~5文)。なお、金融機関の負担を発生させないようにするために、差押禁止口座の指定があったことを調査機関に通知することは義務とまではされていない (ZPO 909条1項の文言上「できる」とされているのは、この趣旨である。ただし、一旦調査機関に登録した場合に、差押禁

⁴⁵ BT-Drs. 19/19850 S. 31.

止口座が解除されたときには、その旨の通知は義務的である（ZPO 909 条 2 項）。また、差押禁止口座を登録するデータベースを維持・管理する機能を民間会社に委ねているのは、公的負担を発生させないようにするためとされる⁴⁶。

（オ） その他の調整規定

労働者が受け取るべき給料は毎月支払われるのが通常であるが、社会保障給付については、支払期を毎月と定めつつも、実際に毎月支払うのではなく一括で数ヶ月分が後払いで支払われる場合が多いとされる。このような支払われ方がする給付金が債務者の預金口座に振り込まれて預金債権に転化した場合に、1ヶ月の最低差押禁止額を超える部分を差し押さえてよいか。これを肯定すると、一括で数ヶ月分が後払いされる場合には、毎月支払われていた場合と比べて債務者にとって大きな不利益となる。そこで、このような一括後払いの場合についても、毎月払いの場合と同程度となるように、債務者の預金債権を差押えから保護すべきであると考えられる。そのための調整規定として、ZPO 904 条が設けられている⁴⁷。

続いて、債務者の有する支払口座について、過去6ヶ月間において上述の差押禁止額に全く満たない金額の入金しかないと証明し、また今後6ヶ月間（旧法では12ヶ月間）においても同様の期待しかできないことを疎明した場合には、債務者の申立てにより、執行裁判所は、以後最大12ヶ月間、当該口座の預金債権全部に対する差押えを禁止する措置をとることができる（ZPO 907 条、旧 850I 条）。この規定は、債務者にとって利益となるだけでなく、加算額の証明や繰越額の管理等に対する金融機関や裁判所の負担を減らすことを目的としている。旧法下ではほとんど利用例がなかったため、現行法においては疎明すべき将来の入金予測の期間が短縮されたが⁴⁸、現在の利用状況については明らかにできなかった。

そのほか、金融機関が債務者の預金債権を担保として貸付けを行なっている場合があり得る。このような場合に対応しようとするのが、ZPO 850k 条 1 項 3 文及び 901 条（同条の仮訳は厳密な翻訳としては不正確であるが相当簡略化した）である。また、行政執行（特に、滞納処分）が行われる場合についても、差押禁止口座の規定が適用になる旨定めるのが、ZPO 910 条である。

（3） 立法の経緯と現状

差押禁止口座の制度が出来上がった背景事情について、主にこれまでの立法理由書ないし関連資料を参照しながら触れておきたい。また、制度の運用状況についても簡単に述べておく。もっとも、筆者の能力不足が原因で、調査が及ばない点がお多く残った。この点をご海容いただきたい。

（ア） 旧々法

銀行預金に対する差押禁止の規律が作られることとなった端緒は、ドイツにおいては

⁴⁶ BT-Drs. 16/7615 S. 31, BT-Drs. 19/19850 S. 45.

⁴⁷ BT-Drs. 19/19850 S. 40.

⁴⁸ BT-Drs. 19/19850 S. 44.

元々給料債権の差押禁止規定が先に発展していたところ、1970年頃から給料を現金手渡しではなく、銀行口座に振り込む実務が拡大したことにある。給料債権が預金債権に転化することで、給料債権（労働収入）に対する差押禁止規定が潜脱されることが問題視されることになった⁴⁹。

そこで、1978年2月28日に、労働収入の最低差押金額分を債務者に確保することを目的とする預金債権の差押禁止の制度を創設する法律が制定された（施行は1978年4月1日）⁵⁰。この制度の手続的な特徴は、我が国の現行制度とよく似ている。すなわち、①第三債務者に移付命令が送達されてから取立権が発生するまでの2週間以内に、債務者が差押命令の取消しの申立てを行う、②執行裁判所にその旨の命令を発令してもらう（取立権発生までに発令ができない場合には猶予期間を延長できたようである）、③この命令を金融機関に提出することで払戻しが得られるようになる、というものであった（旧々850k条）⁵¹。④上記と同様の問題は、社会保障給付についても生じており、これが金融機関の口座に振り込まれて預金債権になった場合については、7日間、債務者による特段の申立てを要さず、自動的に差押えを禁止する規律（SGB第1編旧55条）が、1972年の時点で整備されていた⁵²。

（イ） 旧々法の抱えた問題

概ね以上の規律を前提として長らく運用が続けられてきたが、その後、手続を担う裁判所、差押禁止の処理や払戻し・取立対応等を行う金融機関、そして、債務者の3者においてそれぞれ以下に見るような大きな負担ないし不利益が生じたため、2009年7月7日の差押禁止口座の立法に繋がった。

第1に、裁判所における問題として、債務者からの差押命令の取消しの申立てにより、都度差押禁止額を計算しなければならないが、その手続的な負担はもはや限界に達していたとされる（なお、差押命令の取消事件の正確な事件数は不明である）。具体的に指摘されている裁判所の負担は次のとおりである。①債権者を審尋しなければならない、②決定書を送達しなければならない、③即時抗告が認められており、必要に応じて対応しなければならない、④取立権発生までに2週間しかないため、差押命令の取消しの判断が間に合わない場

⁴⁹ BT-Drs. 08/693 S. 45.

⁵⁰ 立法理由書として、BT-Drs. 08/693がある。

⁵¹ 旧々850k条につき、内山・前掲（注34）「預金債権の差押制限」289頁～297頁が詳しい。なお、旧々850k条の制定後に、連邦通常裁判所1981年3月13日判決（BGHZ 80, 172. 内山 227頁を参照）により、将来の預金債権まで差し押さえられるようになった（本文上述のとおり、現在はZPO 833a条として明文化されている）。これに対応するため、給与収入を得ている債務者による850k条の差押命令の取消しの申立ては毎月必要なのか、一回で足りるのか。この問題も、債務者の負担の大きさに直結する。必ずしも明らかでないが、差押禁止額を固定するという前提であれば（したがって、変動がある場合には対応できない）、一回の申立てでその後も適用可能というのが一応の考え方だったようである（BT-Drs. 16/7615 S. 11）。

⁵² 内山・前掲（注34）「預金債権の差押制限」307頁注39を参照。

合に備えて、緊急に必要な生活費の払戻しを認める制度があったが（旧 850k 条 2 項）、必要に応じてこの判断もしなければならない、と⁵³。

第 2 に、金融機関における問題である。預金債権の差押えがあった場合に、諸々の対応をしなければならない各金融機関の負担は非常に大きかったとされる。とりわけ、①2006 年に公表された立法資料によれば、預金債権に対する各種差押えがドイツ全土で毎月 35 万～37 万件もあるとされ⁵⁴、各金融機関は、差押えに対応するための専門部署を用意しなければならない程であった⁵⁵。また、②預金債権の差押禁止に関する規律が、上述のとおり預金債権の原資が労働収入であるか社会保障給付であるかで異なっており、その点でも人的・物的体制の構築にかかる負担が大きかったとされる⁵⁶。

第 3 は、債務者の負担である。まず、①債務者としては、ZPO 旧々 850k 条に基づいて差押命令の取消しの申立てをすとしても、少なくとも手続が完了するまでの数日間は預金を払い戻すことができない。そして、この間は、最低限必要な生活費も確保できなくなり不利益が大きい⁵⁷。また、②債務者において必要な決済ができず、追加の手数料や遅延利息の支払を余儀なくされる場合もあるが、これにより生活が更に逼迫する者もいる（場合によっては、生活保護の受給が必要となる）⁵⁸。③これと似た問題として、社会保障給付については 7 日以内に現金で払い戻す必要があるが、それでは、家賃、電気・ガス・水道代などの口座振替の手続を利用することが難しくなる（事実上、キャッシュレス取引から排斥されるという不利益が生じる。後述）。現金振込が必要になり、振込手数料を追加で負担しなければならないという不利益が生じるという⁵⁹。

第 4 に、債務者の負担については、さらに強調しておくべき点がある。それは、差押えをきっかけとして、金融機関から債務者の支払口座が解約され（また、口座の再開も困難なようである）、ひいては、債務者が支払口座を使ったキャッシュレス取引から排斥されてし

⁵³ BT-Drs. 16/2265 S. 17; BT-Drs. 16/7615 S. 10.

⁵⁴ ただし、次の 2 点に注意が必要である。第 1 に、私債権に基づく債権執行だけではなく、滞納処分なども含んだ数である。第 2 に、正確な統計資料が存在しないため、慎重に概算したものだという点である。いずれにしてもドイツの預金債権に対する執行件数は桁違いに多く、金融機関の負担も相当に大きかったことが推察される。なお、我が国における債権執行（預金債権に対する執行に限られないため、給料債権に対する執行なども含んだ数である）の最近の既済件数は、令和 3 年（2021 年）に 13 万 3000 件程、令和 4 年（2022 年）に 13 万 7000 件程である。今回我が国における滞納処分の件数については、十分に調査することができなかった。また、ドイツにおける預金債権の差押えのしやすさ（口座情報の取得や特定のしやすさ）などについても、別途検討が必要と思われるが、今回は及ばなかった。

⁵⁵ BT-Drs. 16/2265 S. 17; BT-Drs. 16/7615 S. 10.

⁵⁶ BT-Drs. 16/7615 S. 11.

⁵⁷ BT-Drs. 16/2265 S. 17.

⁵⁸ BT-Drs. 16/7615 S. 11.

⁵⁹ BT-Drs. 16/7615 S. 11.

まう（給料の受取りも家賃の支払も難しくなる）という問題が発生しており⁶⁰、差押禁止口座はこのような問題を解決するためにも必要な施策であると考えられたようである。要するに、旧々850k 法は、差押禁止債権（社会保障給付や給料）を原資とする預金債権を保護しようとしていたが、支払口座自体を保護の対象としていたわけではなかったので、旧 850k 条において、支払口座自体を保護の対象にする必要があると考えられたということである⁶¹。

⁶⁰ 差押えと支払口座の解約が如何なる関係にあるのかという点について補足すると、預金債権に対して1 回だけ差押えがされたということ（*einzelne Pfändungsmaßnahmen*）を理由に解約されることはあり得ないが、複数の債権者から債権が差し押さえられることにより（*Mehrfachpfändung*）、實際上支払口座が使えなくなってしまうこと（*Blockade*）が口座の解約に繋がるという説明が見られる（BT-Drs. 15/2500 S.4）。もっとも、何故解約されてしまうのか、その理由はなお釈然としない。

口座解約の法律上の根拠について、当時のドイツでは、各州法の規制ないし各金融機関の約款に委ねられていた（したがって、金融機関に有利な解約が可能であった）ようである。もっとも、ドイツ中央金融信用委員会（*Zentrale Kreditausschuss (ZKA)*）が1995 年に出した法的拘束力のない自主規制（*ZKA-Empfehlung „Girokonto für Jedermann“*）があり、これよれば、例えば、①預金債権が差し押さえられた、または、1 年以上使われていないといった事情により、キャッシュレス取引を行うという目的に適った口座利用ができない、②債務者が口座維持手数料を支払えないといった事由が解約事由とされている。そこで、例えば、①給料受取口座について、債務者が、何らかの事情（知識不足、資金不足、無気力など）でZPO 旧々850k 条に基づく差押命令の取消しの申立てをすることができなかった、②社会保障給付受取口座について、本文上述の事情（7 日以内に払戻しが必要）から事実上支払口座による決済が難しくなったなどの事情により、債務者が当該口座の利用を放棄せざるを得なくなり、口座が解約された、といったことが推測される。これに対しては、要旨、「債務者は預金債権が差し押さえられても各種差押禁止の規定により必要な払戻しを得ることができる（できた）ので、支払口座が使えなくなること（*Blockade*）自体は、口座解約の理由には本来ならない（したがって、差押禁止口座創設の立法事実にはならない）。口座解約の主たる理由は、むしろ、預金債権の差押えに伴い金融機関にかかる処理コストが大きい（なお、当該コストは口座名義人に負担させることはできない。本文後掲の連邦通常裁判所1999 年5 月18 日を参照）ことに求められる。」とする指摘がある（*Frank Lücke, "Das P-Konto im Lichte der ZKA-Empfehlung zum Girokonto für jedermann"*, BKR 2009, 459. この論考の筆者はドイツ銀行協会（*Bankenverband deutscher Banken*）の部門長（*Abteilungsdirektor*）であり、論考では、差押禁止口座の創設に当たっては金融機関の負担軽減を図ることが重要であると説かれる。また、*Carsten Herresthal, "Die Kündigung von Girokonten durch private Banken nach dem Recht der Zahlungsdienstleistungen"*, WM 2013, 778 も同論考を引用の上、金融機関が口座を解約する理由は、差押えに対応する負担から免れるためである旨、また、上述のZKA の規制はこのような理由による解約を妨げるものではない旨を指摘する）。

⁶¹ BT-Drs. 16/2265 S. 16; BT-Drs. 16/7615 S. 10. なお、各人が差押禁止口座を取得できるようにする前提として、支払口座を開設できる必要があるが、従前、信用力がない者に対しては口座開設が拒否されていたようである。現在では、2016 年の支払口座法（ZKG）の制定によって、各金融機関に原則として支払口座の開設義務を課す一般的な規律ができてい

これは、市民（移民や難民も含まれる）が生活を営む際に必要となるキャッシュレス取引を保護する手段として、各人が少なくとも 1 つの支払口座を保有できるようにするという政策目標（“Girokonto für jedermann”）と軌を一にした問題意識であり、2009 年の法改正がされる大きな推進力となったように見受けられる。

以上、差押禁止口座の創設に当たっては、大きく 2 つの目的を挙げることができる。第 1 に、関係当事者（裁判所、債務者、第三債務者たる金融機関）の手続的負担を軽減すること、第 2 に、特に債務者については手続的負担を軽減するだけでなく、少なくとも 1 つの支払口座の保有を確保すること、である。

（ウ） 差押禁止口座の運用状況

その後の運用状況については詳らかではないが、上述のとおり 2020 年頃にドイツ全土で約 200 万人がこの口座を持っており、また、そのうち約 50 万人が扶養すべき者がいるとして差押禁止額の増額を求めている者であるとされている⁶²。したがって、利用頻度は高く、相当程度機能しているのではないかと想像される。

2009 年の制度創設後、金融機関においては差押禁止口座を導入する対応をすることになるが、中には、口座維持手数料（平均預金残高が 1250 ユーロ未満の場合は月額 10 ユーロ、それ以上の場合は月額 3 ユーロ）の支払を債務者（口座名義人）に要求した金融機関があったようである。そこで、このような手数料の支払を要求することが許されるかが問題となる。これは、立法段階で起こり得ることが既に指摘されていた問題であるが、従前、差押・移付命令が出された場合にそれに対応する手数料（差押・移付命令 1 件当たりの対応につき 30 ドイツマルク、その後の監視につき 30 日毎に 20 ドイツマルク）の支払を債務者（口座名義人）に要求していた事案において、そのような手数料を定める約款は旧 AGBG 9 条⁶³に違反し無効とする判例があったところ（連邦通常裁判所 1999 年 5 月 18 日(BGHZ 141, 380)）⁶⁴、この判例の趣旨に照らして、差押禁止口座に関する口座維持手数料の支払を要求することは許されない旨が立法過程（連邦議会の法務委員会の推薦決議）において指摘されていた

る（ZKG 38 条 1 項）。口座を比較的容易に開設できる我が国と比較すると、ドイツの金融機関はビジネスの面を重視しており、ドライであるという印象も受けるが、確証が得られるほどの調査は今回できなかった（本報告書で引用した ZKG の立法資料（前掲（注 44））などの記述から辿っていけば、もう少しドイツの社会状況や立法の経緯が分かると思われる。また、ZKG 自体は、EU 指令の内容に対応するための国内法を立法することを目的とするものであり、EU における社会状況を背景とした立法でもあったようである）。

⁶² BT-Drs. 19/19850, S. 2f. ここで挙げられた数字は、法改正による経済効果を試算する上で指摘されたものである。

⁶³ 約款の規制に関する規定は、従前、いわゆる約款規制法（AGBG）の中に置かれていたが、現在では、民法（BGB）305 条以下に定められている。本文後述の判例でも、BGB の規定が適用されている。

⁶⁴ この判例については、桑岡和久「価格付随条項の内容規制（一）」民商法雑誌 127 巻 3 号（2002 年）374～377 頁を参照。

65。これに対する金融機関の言い分としては、通常の決済口座より事務作業が煩雑なので、差押禁止口座には通常の決済口座より高い維持費が課せるというものであろう。果たして、連邦通常裁判所 2012 年 11 月 13 日判決 (BGHZ 195, 298) は、そのような手数料を定める約款はドイツ民法 (Bürgerliches Gesetzbuch (BGB)) 307 条 1 項 1 文、2 項 1 号に違反し無効であると判示した。もっとも、この判例の結果、金融機関の口座の解約件数が増加し、また、差押禁止口座の開設を拒否する金融機関が出てきたとのことである。本末転倒とも評価できる。また、結局、差押禁止口座の維持管理にかかる費用は金融機関の顧客全体で支える必要があり、それはそれで正当であるか検討を要することとなった⁶⁶。

IV おわりに

以上で、ドイツにおける差押禁止債権に関する規律の紹介を終える。労働収入に対する差押禁止については、先行研究に屋上屋を重ねたに留まる部分も多かったが、労働収入の差押禁止規定に隣接する規定の内容も含め、できる限りドイツにおける債権執行の運用の全体像が把握できるよう努めたつもりである (参考資料 2 に掲載した実際の申立書式や参考資料 3 に掲載した差押禁止額告示も参考にされたい)。預金債権に対する差押禁止については、2020 年制定の新法の内容も含めて紹介した。また、甚だ不十分なものであるが、ドイツにおいて差押禁止口座が導入された経緯についても記述した。

最後に、我が国においてドイツ法と同様の規律を導入するかを検討する際に留意すべき点について付言しておきたい。

まず、給料債権に関連しては、①最低差押禁止額の仕組みの導入が検討課題となり得る。もっとも、この仕組みを導入する場合には、既に指摘のあるとおり、債務者に複数収入がある場合の合算の規定や合算の対象となる収入の種類に関する規定も併せて考案する必要がある。また、②債務者が扶養する者がいる場合の加算の要否についても検討課題となり得る。この仕組みを導入する場合には、債務者が扶養する者の有無・数の確認方法やその者に収入がある場合の処理など検討しておく必要がある。いずれも、ドイツ法においては、債権者と債務者の利害状況について緻密な検討の上で詳細な規定が置かれているが、他方、制度が相

⁶⁵ BT-Drs. 16/12714, S. 17.

⁶⁶ 以上につき、Stein/Jonas/Würdinger, a.a.O. (13), § 850k Rn. 13f. また、同箇所引用されている Herresthal, a.a.O. (60), 778~780 では、差押禁止口座 (旧 850k 条) の制度が法定されたからといって、金融機関がゼロ口座の解約自体を制限される根拠はないことが強調され、また、確かに差押禁止が自動化された点で金融機関の負担は軽減されたかもしれないが、全体として負担が軽減したとまでは言い切れない (扶養する者がいる場合の加算額の証明審査や翌月以降への繰越しにかかる処理が新たな負担となり、その費用は金融機関において支出しなければならない) ことが指摘されている。現在、金融機関が差押禁止口座の指定や実際の差押えを理由として支払口座を解約できるかは、前掲 (注 61) で紹介した支払口座法の規制 (ZKG 42 条) に従うことになるが、この規律の詳細や金融機関の業務に対する影響については今回調査することができなかった。

当複雑化してしまっているという面もあり、制度設計にあたっては、これを運用する関係当事者における手続的な負担にも留意が必要であろう（ドイツでは随分昔から 850c 条に相当する仕組みが存在していたようであるが、これが受容されてきた理由は明らかにできなかった）。

続いて、差押禁止口座に関連しては、我が国におけるように差押取消しを申し立てることなく、自動的に差押えが禁止されるため、債務者の手続的負担が軽減するという利点がある。ドイツの仕組みは詳細であり、仮にこの方向での立法をする場合には大変参考になるだろう。他方で、新しい法制度に伴い金融機関においては新しい口座管理システムの開発が必要となる。これが技術的には可能であるとしても、当該システム開発や実際の運用において、金融機関に様々な負担がかかることが予想される。そこで、差押禁止口座を導入する場合には、このような負担増の可能性も踏まえて金融機関の理解・協力を取り付けることが必要となる。ドイツにおいては、立法理由書において、要旨、「金融機関が従前、大量の預金債権の差押えに関連する業務に対応しなければならなかったことに比べれば、差押禁止口座の導入によりむしろ負担が軽減される」と指摘されていた。もっとも、これに対しては、差押禁止口座の創設により別の負担が生じるため、金融機関の負担が実際に軽減されたかは明らかでないという疑問が寄せられていた。また、差押禁止口座の指定がされた場合に金融機関がその分の手数料を要求したり、口座そのものを解約するといった動きもあったようである。そのため、2009 年の差押禁止口座の創設当時、金融機関が実際にどれほど納得していたかは定かではない（なお、その後 2016 年に口座の開設原則義務化や解約制限などを規定した ZKG が制定されたが、その影響は今回明らかにできなかった）。ただ、このように疑問ないし反対の動きもあるものの、有意な数の差押禁止口座が運用されており、ドイツ社会においてある程度は機能しているものと推測される。

以上、本報告書で紹介できたドイツの経験が、今後我が国において債権執行法制を検討する際に少しでも貢献することがあれば大変幸いである。

参考資料 1 ZPO の関連条文

* 付記

ドイツ民事訴訟法 (ZPO) の条文の日本語訳としては、法務大臣官房司法法制部編 (春日偉知郎=三上威彦訳)『ドイツ民事訴訟法典(2011年12月22日現在)(法務資料第462号)』(2012年)がある。もっとも、本報告書で扱った条文の中には、同書の発刊後に法改正があったものが多数含まれている。そこで、とりわけそのような条文(特に債権執行の差押禁止債権に関する条文(850条~850k条)及び差押禁止口座に関する条文(899条~910条))については、2024年3月9日現在の法文として、以下に参考資料1として付すこととした。なお、翻訳にあたっては、ドイツ語を厳密に直訳するのではなく、日本語の条文としての読みやすさ、分かりやすさを優先する方針とした。

§ 832 Pfändungsumfang bei fortlaufenden Bezügen

Das Pfandrecht, das durch die Pfändung einer Gehaltsforderung oder einer ähnlichen in fortlaufenden Bezügen bestehenden Forderung erworben wird, erstreckt sich auch auf die nach der Pfändung fällig werdenden Beträge.

第 832 条 継続的給付の差押えの範囲

給料その他継続的給付に係る債権に対する差押えによって生ずる差押質権の効力は、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。

§ 833 Pfändungsumfang bei Arbeits- und Dienstehnkommen

(1) Durch die Pfändung eines Dienstehnkommens wird auch das Einkommen betroffen, das der Schuldner infolge der Versetzung in ein anderes Amt, der Übertragung eines neuen Amtes oder einer Gehaltserhöhung zu beziehen hat. Diese Vorschrift ist auf den Fall der Änderung des Dienstherrn nicht anzuwenden.

(2) Endet das Arbeits- oder Dienstverhältnis und begründen Schuldner und Drittschuldner innerhalb von neun Monaten ein solches neu, so erstreckt sich die Pfändung auf die Forderung aus dem neuen Arbeits- oder Dienstverhältnis.

第 833 条 労働収入の差押えの範囲

(1) 労働収入に係る債権の差押えの効力は、債務者の配転又は昇給に係る収入に及ぶ。ただし、使用者の変更があったときは、この限りでない。

(2) 雇用関係が終了した後 9 月以内に、債務者と第三債務者との間において新たな雇用関係が成立したときは、差押えの効力は、新たな雇用関係から生ずる債権に及ぶ。

§ 833a Pfändungsumfang bei Kontoguthaben

Die Pfändung des Guthabens eines Kontos bei einem Kreditinstitut umfasst das am Tag der Zustellung des Pfändungsbeschlusses bei dem Kreditinstitut bestehende Guthaben sowie die Tagesguthaben der auf die Pfändung folgenden Tage.

第 833a 条 預金債権の差押えの範囲

金融機関の口座に係る預金債権に対する差押えの効力は、当該金融機関に対する差押命令の送達があった日に存在していた預金及びその差押えの後に生ずる預金に及ぶ。

§ 836 Wirkung der Überweisung

(1) [...]

(2) [...]

(3) Der Schuldner ist verpflichtet, dem Gläubiger die zur Geltendmachung der Forderung nötige Auskunft zu erteilen und ihm die über die Forderung vorhandenen Urkunden herauszugeben. Erteilt der Schuldner die Auskunft nicht, so ist er auf Antrag des Gläubigers verpflichtet, sie zu Protokoll zu geben und seine Angaben an Eides statt zu versichern. Der gemäß § 802e zuständige Gerichtsvollzieher lädt den Schuldner zur Abgabe der Auskunft und eidesstattlichen Versicherung. Die Vorschriften des § 802f Abs. 4 und der §§ 802g bis 802i, 802j Abs. 1 und 2 gelten entsprechend. Die Herausgabe der Urkunden kann von dem Gläubiger im Wege der Zwangsvollstreckung erwirkt werden.

第 836 条 移付の効力

(1) [...]

(2) [...]

(3) 債務者は、差押えに係る債権を行使するために必要な情報を債権者に対し提供し、また、差押えに係る債権について証書があるときは、債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。債務者が情報を提供しない場合には、債権者の申立てにより、債務者は当該情報を提供し、当該内容について宣誓に代わる保証をするよう義務付けられる。第 802e 条に基づき管轄を有する執行官は、情報の提供及び宣誓に代わる保証のために債務者を呼び出す。この場合においては、第 802f 条 4 項、第 802g から 802i 条まで及び第 802j 条 1 項及び 2 項の規定を準用する。証書の引渡しについては、債権者は、強制執行の方法によりその引渡しを受けることができる。

§ 840 Erklärungspflicht des Drittschuldners

(1) Auf Verlangen des Gläubigers hat der Drittschuldner binnen zwei Wochen, von der Zustellung des Pfändungsbeschlusses an gerechnet, dem Gläubiger zu erklären:

1. ob und inwieweit er die Forderung als begründet anerkenne und Zahlung zu leisten bereit sei;

2. ob und welche Ansprüche andere Personen an die Forderung machen;

3. ob und wegen welcher Ansprüche die Forderung bereits für andere Gläubiger gepfändet sei;

4. ob innerhalb der letzten zwölf Monate im Hinblick auf das Konto, dessen Guthaben gepfändet worden ist, nach § 907 die Unpfändbarkeit des Guthabens festgesetzt worden ist, und

5. ob es sich bei dem Konto, dessen Guthaben gepfändet worden ist, um ein Pfändungsschutzkonto im Sinne des § 850k oder ein Gemeinschaftskonto im Sinne des § 850l handelt; [...]

(2) Die Aufforderung zur Abgabe dieser Erklärungen muss in die Zustellungsurkunde aufgenommen werden; bei Zustellungen nach § 193a muss die Aufforderung als elektronisches Dokument zusammen mit dem

Pfändungsbeschluss übermittelt werden. Der Drittschuldner haftet dem Gläubiger für den aus der Nichterfüllung seiner Verpflichtung entstehenden Schaden.

(3) Die Erklärungen des Drittschuldners können innerhalb der in Absatz 1 bestimmten Frist auch gegenüber dem Gerichtsvollzieher abgegeben werden. Werden die Erklärungen bei einer Zustellung des Pfändungsbeschlusses nach § 193 abgegeben, so sind sie in die Zustellungsurkunde aufzunehmen und von dem Drittschuldner zu unterschreiben.

第 840 条 第三債務者の陳述義務

(1) 債権者の要求があるときは、第三債務者は、差押命令の送達の日から 2 週間以内に、債権者に対して次の各号に掲げる事項について陳述しなければならない。

1. 差押えに係る債権の存否及びその債権が存在するときは、その内容並びに弁済の用意の有無
2. 当該債権について差押債権者に優先する権利を主張する者の有無及びその請求の内容
3. 当該債権に対する他の債権者の差押えの有無及びその請求債権の種類
4. 預金債権が差し押さえられた場合、過去 12 ヶ月以内に、当該預金債権の口座について、第 907 条に基づく預金債権の差押え禁止がされたか否か
5. 預金債権が差し押さえられた口座が、第 850k 条における差押禁止口座であるか否か又は第 850i 条における共同口座であるか否か […]

(2) この陳述をすべき旨の催告は、送達証書に記載されなければならない。第 193a 条に基づく送達ができる場合には、催告は電子的文書として、差押命令と共に通知されなければならない。第三債務者は、陳述義務を履行しなかったときは、これによって生じた損害について債権者に賠償する責めに任ずる。

(3) 第三債務者の陳述は、第 1 項に定める期間内に執行官に対してもすることができる。第 193 条に基づく差押命令の送達の際に陳述がされた場合は、その内容は、送達書面に記載の上、第三債務者が署名しなければならない。

§ 850 Pfändungsschutz für Arbeitseinkommen

(1) Arbeitseinkommen, das in Geld zahlbar ist, kann nur nach Maßgabe der §§ 850a bis 850i gepfändet werden.

(2) Arbeitseinkommen im Sinne dieser Vorschrift sind die Dienst- und Versorgungsbezüge der Beamten, Arbeits- und Dienstlöhne, Ruhegelder und ähnliche nach dem einstweiligen oder dauernden Ausscheiden aus dem Dienst- oder Arbeitsverhältnis gewährte fortlaufende Einkünfte, ferner Hinterbliebenenbezüge sowie sonstige Vergütungen für Dienstleistungen aller Art, die die Erwerbstätigkeit des Schuldners vollständig oder zu einem wesentlichen Teil in Anspruch nehmen.

(3) Arbeitseinkommen sind auch die folgenden Bezüge, soweit sie in Geld zahlbar sind:

- a) Bezüge, die ein Arbeitnehmer zum Ausgleich für Wettbewerbsbeschränkungen für die Zeit nach Beendigung seines Dienstverhältnisses beanspruchen kann;
- b) Renten, die auf Grund von Versicherungsverträgen gewährt werden, wenn diese Verträge zur Versorgung des Versicherungsnehmers oder seiner unterhaltsberechtigten Angehörigen eingegangen sind.

(4) Die Pfändung des in Geld zahlbaren Arbeitseinkommens erfasst alle Vergütungen, die dem Schuldner aus der

Arbeits- oder Dienstleistung zustehen, ohne Rücksicht auf ihre Benennung oder Berechnungsart.

第 850 条 差押えからの労働収入の保護

- (1) 金銭によって支払われる労働収入に係る債権は、第 850a から第 850i 条までの規定によらなければ、差し押さえることができない。
- (2) 本条にいう「労働収入」とは、公務員の給料及び俸給、労働者の賃金、退職年金、短期的又は長期的に失業した場合に支給される退職年金に類する継続的な給付金及び遺族年金、その他債務者が全面的にまたは実質的に従事するあらゆる労働の対償として支払われる報酬をいう。
- (3) 次に掲げる金銭も、「労働収入」に含む。
- a) 労働者が、雇用関係の終了後一定期間競業を禁止されることに対する補償金
- b) 保険契約者又はその扶養権利者のために締結された保険契約に基づいて給付される定期金
- (4) 金銭によって支払われる労働収入に係る債権の差押えは、その名称や計算方法の如何を問わず、債務者が従事した労働によって生ずるあらゆる報酬に及ぶ。

§ 850a Unpfändbare Bezüge

Unpfändbar sind

1. zur Hälfte die für die Leistung von Mehrarbeitsstunden gezahlten Teile des Arbeitseinkommens;
2. die für die Dauer eines Urlaubs über das Arbeitseinkommen hinaus gewährten Bezüge, Zuwendungen aus Anlass eines besonderen Betriebsereignisses und Treugelder, soweit sie den Rahmen des Üblichen nicht übersteigen;
3. Aufwandsentschädigungen, Auslösungsgelder und sonstige soziale Zulagen für auswärtige Beschäftigungen, das Entgelt für selbstgestelltes Arbeitsmaterial, Gefahrenzulagen sowie Schmutz- und Erschwerniszulagen, soweit diese Bezüge den Rahmen des Üblichen nicht übersteigen;
4. Weihnachtsvergütungen bis zu der Hälfte des Betrages, dessen Höhe sich nach Aufrundung des monatlichen Freibetrages nach § 850c Absatz 1 in Verbindung mit Absatz 4 auf den nächsten vollen 10-Euro-Betrag ergibt;
5. Geburtsbeihilfen sowie Beihilfen aus Anlass der Eingehung einer Ehe oder Begründung einer Lebenspartnerschaft, sofern die Vollstreckung wegen anderer als der aus Anlass der Geburt, der Eingehung einer Ehe oder der Begründung einer Lebenspartnerschaft entstandenen Ansprüche betrieben wird;
6. Erziehungsgelder, Studienbeihilfen und ähnliche Bezüge;
7. Sterbe- und Gnadenbezüge aus Arbeits- oder Dienstverhältnissen;
8. Blindenzulagen.

第 850a 条 差押禁止債権

次に掲げるものは、差し押さえることができない。

1. 時間外労働の対償として支払われた給料の 2 分の 1 に相当する額
2. 法定外休暇手当、永年勤続特別手当及び勤続手当のうち、通常の範囲を超えないもの
3. 経費補償金、出張手当その他の旅費、立替精算金及び特殊勤務手当のうち、通常の範囲を超えないもの
4. クリスマス手当の 2 分の 1 に相当する額。ただし、第 850c 条第 1 項及び第 4 項により定められた債務者の労働

働収入に係る債権の差押禁止月額（10 ユーロ未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）の 2 分の 1 に相当する額まで

5. 出産補助金、結婚手当金又は同性パートナーシップ成立手当金。ただし、出産、婚姻又は同性パートナーシップの成立を原因とする債権に基づく強制執行はこの限りでない。
6. 育児手当、就学援助金及びこれに類するもの
7. 死亡手当及び遺族特別支給金
8. 視覚障害者手当

§ 850b Bedingt pfändbare Bezüge

(1) Unpfändbar sind ferner

1. Renten, die wegen einer Verletzung des Körpers oder der Gesundheit zu entrichten sind;
2. Unterhaltsrenten, die auf gesetzlicher Vorschrift beruhen, sowie die wegen Entziehung einer solchen Forderung zu entrichtenden Renten;
3. fortlaufende Einkünfte, die ein Schuldner aus Stiftungen oder sonst auf Grund der Fürsorge und Freigebigkeit eines Dritten oder auf Grund eines Altenteils oder Auszugsvertrags bezieht;
4. Bezüge aus Witwen-, Waisen-, Hilfs- und Krankenkassen, die ausschließlich oder zu einem wesentlichen Teil zu Unterstützungszwecken gewährt werden, ferner Ansprüche aus Lebensversicherungen, die nur auf den Todesfall des Versicherungsnehmers abgeschlossen sind, wenn die Versicherungssumme 5 400 Euro nicht übersteigt.

(2) Diese Bezüge können nach den für Arbeitseinkommen geltenden Vorschriften gepfändet werden, wenn die Vollstreckung in das sonstige bewegliche Vermögen des Schuldners zu einer vollständigen Befriedigung des Gläubigers nicht geführt hat oder voraussichtlich nicht führen wird und wenn nach den Umständen des Falles, insbesondere nach der Art des beizutreibenden Anspruchs und der Höhe der Bezüge, die Pfändung der Billigkeit entspricht.

(3) Das Vollstreckungsgericht soll vor seiner Entscheidung die Beteiligten hören.

第 850b 条 条件付き差押禁止債権

(1) 次に掲げるものは、差し押さえることができない。

1. 人の身体又は健康の侵害を原因として支払われる定期金
2. 法定扶養料及び当該金銭に係る債権の失権を原因として支払われる定期金
3. 債務者が慈善財団若しくはその他第三者の慈善による継続的給付又は隠居分として支払われる継続的給付
4. 寡婦扶助基金、孤児援護基金、救済基金又は健康保険に基づく給付のうち、専ら又は実質的に生活を維持する目的で支払われるもの、及び、保険契約者が死亡した場合に生ずる生命保険金に係る請求権のうち、5400 ユーロを超えない部分

(2) 前項各号に掲げる金銭は、債務者の有する不動産以外の財産に対する強制執行によっても債権者が全部の弁済を受けることができなかった場合又はその見込みがある場合において、債権者の有する債権の種類及び金額その他の事情に照らして差押えが相当であるときは、労働収入に係る債権に関する規定の例により、差し押さえる

ことができる。

(3) 執行裁判所は、前項の規定による裁判をする場合には、関係人を審尋するものとする。

§ 850c Pfändungsgrenzen für Arbeitseinkommen

(1) Arbeitseinkommen ist unpfändbar, wenn es, je nach dem Zeitraum, für den es gezahlt wird, nicht mehr als

1. 1 178,59 Euro monatlich,
2. 271,24 Euro wöchentlich oder
3. 54,25 Euro täglich

beträgt.

(2) Gewährt der Schuldner auf Grund einer gesetzlichen Verpflichtung seinem Ehegatten, einem früheren Ehegatten, seinem Lebenspartner, einem früheren Lebenspartner, einem Verwandten oder nach den §§ 1615I und 1615n des Bürgerlichen Gesetzbuchs einem Elternteil Unterhalt, so erhöht sich der Betrag nach Absatz 1 für die erste Person, der Unterhalt gewährt wird, und zwar um

1. 443,57 Euro monatlich,
2. 102,08 Euro wöchentlich oder
3. 20,42 Euro täglich.

Für die zweite bis fünfte Person, der Unterhalt gewährt wird, erhöht sich der Betrag nach Absatz 1 um je

1. 247,12 Euro monatlich,
2. 56,87 Euro wöchentlich oder
3. 11,37 Euro täglich.

(3) Übersteigt das Arbeitseinkommen den Betrag nach Absatz 1, so ist es hinsichtlich des überschießenden Teils in Höhe von drei Zehnteln unpfändbar. Gewährt der Schuldner nach Absatz 2 Unterhalt, so sind für die erste Person weitere zwei Zehntel und für die zweite bis fünfte Person jeweils ein weiteres Zehntel unpfändbar. Der Teil des Arbeitseinkommens, der

1. 3 613,08 Euro monatlich,
2. 831,50 Euro wöchentlich oder
3. 166,30 Euro täglich

übersteigt, bleibt bei der Berechnung des unpfändbaren Betrages unberücksichtigt.

(4) Das Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz macht im Bundesgesetzblatt Folgendes bekannt (Pfändungsfreigrenzenbekanntmachung):

1. die Höhe des unpfändbaren Arbeitseinkommens nach Absatz 1,
2. die Höhe der Erhöhungsbeträge nach Absatz 2,
3. die Höhe der in Absatz 3 Satz 3 genannten Höchstbeträge.

Die Beträge werden jeweils zum 1. Juli eines Jahres entsprechend der im Vergleich zum jeweiligen Vorjahreszeitraum sich ergebenden prozentualen Entwicklung des Grundfreibetrages nach § 32a Absatz 1 Satz 2 Nummer 1 des Einkommensteuergesetzes angepasst; der Berechnung ist die am 1. Januar des jeweiligen Jahres

geltende Fassung des § 32a Absatz 1 Satz 2 Nummer 1 des Einkommensteuergesetzes zugrunde zu legen.

(5) Um den nach Absatz 3 pfändbaren Teil des Arbeitseinkommens zu berechnen, ist das Arbeitseinkommen, gegebenenfalls nach Abzug des nach Absatz 3 Satz 3 pfändbaren Betrages, auf eine Zahl abzurunden, die bei einer Auszahlung für

1. Monate bei einer Teilung durch 10 eine natürliche Zahl ergibt,
2. Wochen bei einer Teilung durch 2,5 eine natürliche Zahl ergibt,
3. Tage bei einer Teilung durch 0,5 eine natürliche Zahl ergibt.

Die sich aus der Berechnung nach Satz 1 ergebenden Beträge sind in der Pfändungsfreigrenzenbekanntmachung als Tabelle enthalten. Im Pfändungsbeschluss genügt die Bezugnahme auf die Tabelle.

(6) Hat eine Person, welcher der Schuldner auf Grund gesetzlicher Verpflichtung Unterhalt gewährt, eigene Einkünfte, so kann das Vollstreckungsgericht auf Antrag des Gläubigers nach billigem Ermessen bestimmen, dass diese Person bei der Berechnung des unpfändbaren Teils des Arbeitseinkommens ganz oder teilweise unberücksichtigt bleibt; soll die Person nur teilweise berücksichtigt werden, so ist Absatz 5 Satz 3 nicht anzuwenden.

Fußnote

(+++ Hinweis: Unpfändbare Beträge nach § 850c für den Zeitraum ab 1. Juli 2021 vgl. Bek. v. 10.5.2021 I 1099 (Pfändungsfreigrenzenbekanntmachung 2021), für die Zeit ab 1. Juli 2022 vgl. Bek. v. 25.5.2022 I 825 (Pfändungsfreigrenzenbekanntmachung 2022) u. für die Zeit ab 1. Juli 2023 vgl. Bek. v. 15.3.2023 I Nr. 79 (Pfändungsfreigrenzenbekanntmachung 2023) +++)

第 850c 条 労働収入の差押えの限度

(1) 労働収入に係る債権は、その債権額がその支払期に応じて、次の各号に掲げる金額を超えないときは、差し押さえることができない。

1. 月額 1178,59 ユーロ〔筆者注 (2024 年 3 月 9 日現在、以下同じ) : 1402,28 ユーロ〕
2. 週額 271,24 ユーロ〔筆者注 : 322,72 ユーロ〕
3. 日額 54,25 ユーロ〔筆者注 : 64,54 ユーロ〕

(2) 債務者が法律上の義務に基づき配偶者、前配偶者、同性パートナー、前同性パートナー若しくは血族を扶養する場合又は BGB 第 1615l 条及び 1615n 条に従い他方の配偶者を扶養する場合には、扶養を受ける 1 人目の者について、次の各号に掲げる金額を前項各号に掲げる金額に加算する。

1. 月額 443,57 ユーロ〔筆者注 : 527,76 ユーロ〕
2. 週額 102,08 ユーロ〔筆者注 : 121,46 ユーロ〕
3. 日額 20,42 ユーロ〔筆者注 : 24,29 ユーロ〕

扶養を受ける 2 人目から 5 人目の者について、1 人当たり次の各号に掲げる金額を前項各号に掲げる金額に加算する。

1. 月額 247,12 ユーロ〔筆者注 : 294,02 ユーロ〕
2. 週額 56,87 ユーロ〔筆者注 : 67,67 ユーロ〕
3. 日額 11,37 ユーロ〔筆者注 : 13,54 ユーロ〕

(3) 労働収入に係る債権の債権額が第 1 項に定める金額を超えるときは、その超過額の 10 分の 3 に相当する額は差し押さえることができない。債務者が第 2 項に定める扶養をする場合には、本項第 1 文に定める割合に扶養を受ける 1 人目の者について 10 分の 2 に相当する額、扶養を受ける 2 人目から 5 人目の者について 1 人当たり 10 分の 1 に相当する額を加算する。債権額が次の各号に掲げる金額を超える場合には、差押禁止額の計算において考慮しないものとする。

1. 月額 3613,08 ユーロ〔筆者注：4298,81 ユーロ〕
2. 週額 831,50 ユーロ〔筆者注：989,31 ユーロ〕
3. 日額 166,30 ユーロ〔筆者注：197,87 ユーロ〕

(4) 連邦司法消費者保護省は、次の各号に掲げる事項について、連邦官報において告示する（差押禁止額告示）。

1. 第 1 項に定める労働収入に係る債権の差押禁止額
2. 第 2 項に定める加算額
3. 前項第 3 文に定める上限額

前各号に掲げる金額は、毎年 7 月 1 日に、所得税法第 32a 条第 1 項第 2 文第 1 号に定める基礎控除額の前年からの変更割合を基準として改定する。所得税法第 32a 条第 1 項第 2 文第 1 号の規定に基づいて行う計算は、毎年 1 月 1 日を基準日として行う。

(5) 第 3 項に定める労働収入に係る債権の差押禁止額を計算する場合、その金額（必要な場合には、第 3 項第 3 文に定める差し押さえることができる金額を控除した後の債権額）は、次の各号に掲げる金額未満となる数を切り捨てる。

1. 月額の支払の場合 10 をもって除したときに自然数となる数
2. 週額の場合 2,5 をもって除したときに自然数となる数
2. 日額の場合 0,5 をもって除したときに自然数となる数

本項第 1 文に基づく計算の結果は、差押禁止額告示において別表として付する。差押命令においては、当該別表を引用することで足りる。

(6) 債務者が法律上の義務に基づき扶養する者が収入を得ている場合、執行裁判所は、債権者の申立てにより、債務者の労働収入に係る債権の差押禁止額を計算する際に当該者の存在を、健全な裁量により全部又は一部考慮しないことができる。執行裁判所が当該者の存在を一部考慮しないこととした場合、第 5 項第 3 文は適用しない。

附則

(+++ 第 850c 条に定める差押禁止額は、2021 年 7 月 1 日以降においては、2021 年差押禁止額告示（Bek. v. 10.5.2021 I 1099）によって、2022 年 7 月 1 日以降においては、2022 年差押禁止額告示（Bek. v. 25.5.2022 I 825）によって、2023 年 7 月 1 日以降においては、2023 年差押禁止額告示（Bek. v. 15.3.2023 I Nr. 79）によって定める+++)

§ 850d Pfändbarkeit bei Unterhaltsansprüchen

(1) Wegen der Unterhaltsansprüche, die kraft Gesetzes einem Verwandten, dem Ehegatten, einem früheren Ehegatten, dem Lebenspartner, einem früheren Lebenspartner oder nach §§ 1615I, 1615n des Bürgerlichen

Gesetzbuchs einem Elternteil zustehen, sind das Arbeitseinkommen und die in § 850a Nr. 1, 2 und 4 genannten Bezüge ohne die in § 850c bezeichneten Beschränkungen pfändbar. Dem Schuldner ist jedoch so viel zu belassen, als er für seinen notwendigen Unterhalt und zur Erfüllung seiner laufenden gesetzlichen Unterhaltspflichten gegenüber den dem Gläubiger vorgehenden Berechtigten oder zur gleichmäßigen Befriedigung der dem Gläubiger gleichstehenden Berechtigten bedarf; von den in § 850a Nr. 1, 2 und 4 genannten Bezügen hat ihm mindestens die Hälfte des nach § 850a unpfändbaren Betrages zu verbleiben. Der dem Schuldner hiernach verbleibende Teil seines Arbeitseinkommens darf den Betrag nicht übersteigen, der ihm nach den Vorschriften des § 850c gegenüber nicht bevorrechtigten Gläubigern zu verbleiben hätte. Für die Pfändung wegen der Rückstände, die länger als ein Jahr vor dem Antrag auf Erlass des Pfändungsbeschlusses fällig geworden sind, gelten die Vorschriften dieses Absatzes insoweit nicht, als nach Lage der Verhältnisse nicht anzunehmen ist, dass der Schuldner sich seiner Zahlungspflicht absichtlich entzogen hat.

(2) Mehrere nach Absatz 1 Berechtigte sind mit ihren Ansprüchen in der Reihenfolge nach § 1609 des Bürgerlichen Gesetzbuchs und § 16 des Lebenspartnerschaftsgesetzes zu berücksichtigen, wobei mehrere gleich nahe Berechtigte untereinander den gleichen Rang haben.

(3) Bei der Vollstreckung wegen der in Absatz 1 bezeichneten Ansprüche sowie wegen der aus Anlass einer Verletzung des Körpers oder der Gesundheit zu zahlenden Renten kann zugleich mit der Pfändung wegen fälliger Ansprüche auch künftig fällig werdendes Arbeitseinkommen wegen der dann jeweils fällig werdenden Ansprüche gepfändet und überwiesen werden.

第 850d 条 扶養義務に係る金銭債権の場合の特例

(1) 血族、配偶者、前配偶者、同性パートナー若しくは前同性パートナーが法律の規定に基づき有する扶養義務に係る金銭債権又は他方の配偶者が BGB 第 1615l 条及び 1615n 条に基づき有する扶養義務に係る金銭債権を請求する場合、債務者の労働収入に係る債権並びに第 850a 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる債権は、第 850c 条の規定にかかわらず差し押さえることができる。ただし、債務者がその生計を維持するため、又は、当該債権者に優先する若しくは同順位の扶養権利者に対する優先弁済若しくは按分弁済のため必要な額、及び、第 850a 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる債権の額の少なくとも 2 分の 1 に相当する額は、差し押さえてはならない。本項の規定に基づいて差し押さえてはならないと定められる債務者の労働収入の部分は、請求債権が扶養義務に係る金銭債権ではなかった場合に第 850c 条の規定に基づき計算される差押禁止額を超えることができない。本項の規定は、請求債権の弁済期が申立ての日より 1 年以上前に到来した場合においても、債務者がその支払を怠ったのが意図的ではなかったときを除き、適用する。

(2) 前項の定める債権者間の優先順位は、BGB 第 1609 条及び同性パートナーシップ法第 16 条の定めるところによる。この場合において、同順位者が 2 人以上あるときは、その人数によって等分する。

(3) 第 1 項に掲げる定期金債権又は人の身体若しくは健康の侵害を原因として支払われる定期金に係る債権を有する場合において、当該定期金債権のうち確定期限の到来したものにに基づき将来発生する債務者の労働収入に係る債権について差押えがされるときは、当該定期金債権のうち確定期限が到来していない部分を請求債権とする差押え及び移付を命じることができる。

§ 850e Berechnung des pfändbaren Arbeitseinkommens

Für die Berechnung des pfändbaren Arbeitseinkommens gilt Folgendes:

1. Nicht mitzurechnen sind die nach § 850a der Pfändung entzogenen Bezüge, ferner Beträge, die unmittelbar auf Grund steuerrechtlicher oder sozialrechtlicher Vorschriften zur Erfüllung gesetzlicher Verpflichtungen des Schuldners abzuführen sind. Diesen Beträgen stehen gleich die auf den Auszahlungszeitraum entfallenden Beträge, die der Schuldner

a) nach den Vorschriften der Sozialversicherungsgesetze zur Weiterversicherung entrichtet oder

b) an eine Ersatzkasse oder an ein Unternehmen der privaten Krankenversicherung leistet, soweit sie den Rahmen des Üblichen nicht übersteigen.

2. Mehrere Arbeitseinkommen sind auf Antrag vom Vollstreckungsgericht bei der Pfändung zusammenzurechnen. Der unpfändbare Grundbetrag ist in erster Linie dem Arbeitseinkommen zu entnehmen, das die wesentliche Grundlage der Lebenshaltung des Schuldners bildet.

2a. Mit Arbeitseinkommen sind auf Antrag auch Ansprüche auf laufende Geldleistungen nach dem Sozialgesetzbuch zusammenzurechnen, soweit diese der Pfändung unterworfen sind. Der unpfändbare Grundbetrag ist, soweit die Pfändung nicht wegen gesetzlicher Unterhaltsansprüche erfolgt, in erster Linie den laufenden Geldleistungen nach dem Sozialgesetzbuch zu entnehmen. Ansprüche auf Geldleistungen für Kinder dürfen mit Arbeitseinkommen nur zusammengerechnet werden, soweit sie nach § 76 des Einkommensteuergesetzes oder nach § 54 Abs. 5 des Ersten Buches Sozialgesetzbuch gepfändet werden können.

3. Erhält der Schuldner neben seinem in Geld zahlbaren Einkommen auch Naturalleistungen, so sind Geld- und Naturalleistungen zusammenzurechnen. In diesem Fall ist der in Geld zahlbare Betrag insoweit pfändbar, als der nach § 850c unpfändbare Teil des Gesamteinkommens durch den Wert der dem Schuldner verbleibenden Naturalleistungen gedeckt ist.

4. Trifft eine Pfändung, eine Abtretung oder eine sonstige Verfügung wegen eines der in § 850d bezeichneten Ansprüche mit einer Pfändung wegen eines sonstigen Anspruchs zusammen, so sind auf die Unterhaltsansprüche zunächst die gemäß § 850d der Pfändung in erweitertem Umfang unterliegenden Teile des Arbeitseinkommens zu verrechnen. Die Verrechnung nimmt auf Antrag eines Beteiligten das Vollstreckungsgericht vor. Der Drittschuldner kann, solange ihm eine Entscheidung des Vollstreckungsgerichts nicht zugestellt ist, nach dem Inhalt der ihm bekannten Pfändungsbeschlüsse, Abtretungen und sonstigen Verfügungen mit befreiender Wirkung leisten.

第 850e 条 差押え可能な労働収入の計算

差し押さえることができる債務者の労働収入に係る債権の額を計算する場合には、次の各号が適用される。

1. 第 850a 条に基づき差し押さえてはならない金額及び債務者が租税法又は社会法において定められた義務を履行するために支払う金額は、債権額に参入しない。次に掲げる金額も、通常の範囲を超えない限りで、同様とする。

a) 社会保険法の規定に基づく任意継続保険のために債務者が支払う保険料の額

b) 任意健康保険組合又は私的健康保険会社に対して債務者が支払う保険料の額

2. 債務者が2人以上の者に対して労働収入に係る債権を有するとき、執行裁判所は、申立てにより、差押えの際にこれらの債権額を合算する。最低差押禁止額は、債務者の生計を維持するためにより必要な労働収入に係る債権の額から控除する。

2a. 社会法典に基づく継続的給付に係る債権の額は、これを差し押さえることができる限度で、申立てにより、労働収入に係る債権の額と合算する。最低差押禁止額は、法律上の扶養義務に係る金銭債権を請求債権とする差押えである場合を除き、社会法典に基づく継続的給付に係る債権の額から控除する。子どものための金銭給付に係る債権の額は、所得税法第76条又は社会法典第1編第54条第5項に基づき差し押さえることができる限度で、労働収入に係る債権の額と合算する。

3. 債務者が金銭で支払われる収入に加えて現物給付を受けている場合、金銭債権及び現物給付に係る債権の額は合算する。この場合において、合算された債権額のうち第850c条により差し押さえてはならない債権の額が債務者の現に有する当該現物給付の価額により償うことができるときには、その限度において、金銭債権を差し押さえることができる。

4. 第850d条に掲げる債権のために債務者の労働収入に係る債権について差押え、譲渡又はその他の処分をする場合において、その他の債権に基づく差押えが競合したときは、債務者の労働収入に係る債権のうち第850d条により差し押さえることができる債権の額が増額した部分は扶養義務に係る金銭債権に充てるものとする。執行裁判所は、関係人の申立てにより、これを行う。第三債務者が執行裁判所の裁判の送達を受けないときは、その知っている差押命令、債権譲渡又はその他の処分の内容に従った給付を行い、免責を得ることができる。

§ 850f Änderung des unpfändbaren Betrages

(1) Das Vollstreckungsgericht kann dem Schuldner auf Antrag von dem nach den Bestimmungen der §§ 850c, 850d und 850i pfändbaren Teil seines Arbeitseinkommens einen Teil belassen, wenn

1. der Schuldner nachweist, dass bei Anwendung der Pfändungsfreigrenzen entsprechend § 850c der notwendige Lebensunterhalt im Sinne des Dritten und Vierten Kapitels des Zwölften Buches Sozialgesetzbuch oder nach Kapitel 3 Abschnitt 2 des Zweiten Buches Sozialgesetzbuch für sich und für die Personen, denen er gesetzlich zum Unterhalt verpflichtet ist, nicht gedeckt ist,

2. besondere Bedürfnisse des Schuldners aus persönlichen oder beruflichen Gründen oder

3. der besondere Umfang der gesetzlichen Unterhaltspflichten des Schuldners, insbesondere die Zahl der Unterhaltsberechtigten, dies erfordern und überwiegende Belange des Gläubigers nicht entgegenstehen.

(2) Wird die Zwangsvollstreckung wegen einer Forderung aus einer vorsätzlich begangenen unerlaubten Handlung betrieben, so kann das Vollstreckungsgericht auf Antrag des Gläubigers den pfändbaren Teil des Arbeitseinkommens ohne Rücksicht auf die in § 850c vorgesehenen Beschränkungen bestimmen; dem Schuldner ist jedoch so viel zu belassen, wie er für seinen notwendigen Unterhalt und zur Erfüllung seiner laufenden gesetzlichen Unterhaltspflichten bedarf.

(3) (weggefallen)

第850f条 差押禁止額の変更

(1) 執行裁判所は、次の各号に掲げる場合には、申立てにより、第850c条、第850d条及び第850i条の規定によ

り差し押さえることができる債務者の労働収入に係る債権の金額の一部につき、差押えを許さないこととすることができる。

1. 第 850c 条の規定に従った債務者の労働収入に係る債権の差押えを認めたとき、社会法典第 12 編第 3 章及び第 4 章又は第 2 編第 3 章第 2 節にいう債務者自身及び法律上その扶養すべき者のための必要生計費に不足を生ずることを、債務者が証明した場合

2. 債務者の個人的な理由又は職務上の理由により特に必要があると認める場合

3. 債務者が扶養する者の数その他の事情を考慮して債務者が負う扶養義務を履行するために特に必要があり、かつ、債権者の優越的な利益に反しないと認める場合

(2) 故意によりされた不法行為による損害賠償請求権を請求債権とする強制執行がされたときは、執行裁判所は、債権者の申立てにより、第 850c 条に定める制限によることなく、差し押さえることができる債務者の労働収入に係る債権の額を定めることができる。ただし、債務者の必要生計費及びその法律上の扶養義務を履行するために必要な額は、差し押さえることができない。

(3) (削除)

§ 850g Änderung der Unpfändbarkeitsvoraussetzungen

Ändern sich die Voraussetzungen für die Bemessung des unpfändbaren Teils des Arbeitseinkommens, so hat das Vollstreckungsgericht auf Antrag des Schuldners oder des Gläubigers den Pfändungsbeschluss entsprechend zu ändern. Antragsberechtigt ist auch ein Dritter, dem der Schuldner kraft Gesetzes Unterhalt zu gewähren hat. Der Drittschuldner kann nach dem Inhalt des früheren Pfändungsbeschlusses mit befreiender Wirkung leisten, bis ihm der Änderungsbeschluss zugestellt wird.

第 850g 条 事情の変更による差押禁止額の変更

事情の変更があったときは、執行裁判所は、当事者の申立てにより、差し押さえてはならない債務者の労働収入に係る債権の額を変更しなければならない。法律に基づき債務者から扶養を受けるべき者も、これを申し立てることができる。第三債務者が変更命令の送達を受けないときは、既にされた差押命令の内容に従った給付を行い、免責を得ることができる。

§ 850h Verschleiertes Arbeitseinkommen

(1) Hat sich der Empfänger der vom Schuldner geleisteten Arbeiten oder Dienste verpflichtet, Leistungen an einen Dritten zu bewirken, die nach Lage der Verhältnisse ganz oder teilweise eine Vergütung für die Leistung des Schuldners darstellen, so kann der Anspruch des Drittberechtigten insoweit auf Grund des Schultitels gegen den Schuldner gepfändet werden, wie wenn der Anspruch dem Schuldner zustände. Die Pfändung des Vergütungsanspruchs des Schuldners umfasst ohne weiteres den Anspruch des Drittberechtigten. Der Pfändungsbeschluss ist dem Drittberechtigten ebenso wie dem Schuldner zuzustellen.

(2) Leistet der Schuldner einem Dritten in einem ständigen Verhältnis Arbeiten oder Dienste, die nach Art und Umfang üblicherweise vergütet werden, unentgeltlich oder gegen eine unverhältnismäßig geringe Vergütung, so gilt im Verhältnis des Gläubigers zu dem Empfänger der Arbeits- und Dienstleistungen eine angemessene

Vergütung als geschuldet. Bei der Prüfung, ob diese Voraussetzungen vorliegen, sowie bei der Bemessung der Vergütung ist auf alle Umstände des Einzelfalles, insbesondere die Art der Arbeits- und Dienstleistung, die verwandtschaftlichen oder sonstigen Beziehungen zwischen dem Dienstberechtigten und dem Dienstverpflichteten und die wirtschaftliche Leistungsfähigkeit des Dienstberechtigten Rücksicht zu nehmen.

第 850h 条 隠匿された労働収入

(1) ある者が、債務者から受けた労働又は役務の提供の対償として債務者に支払うべき報酬の全部又は一部を、一切の事情を考慮して第三者に支払う義務を負っていると認められるときは、当該第三者の有する報酬に係る債権を、債務者の有する債権とみなして、債務者に対する債務名義に基づいて差し押さえることができる。債務者の報酬に係る債権についての差押えは、当該第三者の有する報酬に係る債権に及ぶ。差押命令は、債務者及び当該第三者に送達しなければならない。

(2) 債務者が、その対償として社会通念に照らして報酬が支払われるべきと認められる労働又は役務を無報酬又は低廉な報酬で継続的に第三者に提供するときは、当該第三者は、債権者に対し、相当な額の報酬を支払う義務を負う。当該義務の有無を判断し、及び報酬の額を定めるときは、提供された労働及び役務の種類、債務者と当該第三者の親族関係又はその他の関係及び当該第三者の労働能力その他一切の事情を考慮するものとする。

§ 850i Pfändungsschutz für sonstige Einkünfte

(1) Werden nicht wiederkehrend zahlbare Vergütungen für persönlich geleistete Arbeiten oder Dienste oder sonstige Einkünfte, die kein Arbeitseinkommen sind, gepfändet, so hat das Gericht dem Schuldner auf Antrag während eines angemessenen Zeitraums so viel zu belassen, als ihm nach freier Schätzung des Gerichts verbleiben würde, wenn sein Einkommen aus laufendem Arbeits- oder Dienstlohn bestünde. Bei der Entscheidung sind die wirtschaftlichen Verhältnisse des Schuldners, insbesondere seine sonstigen Verdienstmöglichkeiten, frei zu würdigen. Der Antrag des Schuldners ist insoweit abzulehnen, als überwiegende Belange des Gläubigers entgegenstehen.

(2) Die Vorschriften des § 27 des Heimarbeitsgesetzes vom 14. März 1951 (BGBl. I S. 191) bleiben unberührt.

(3) Die Bestimmungen der Versicherungs-, Versorgungs- und sonstigen gesetzlichen Vorschriften über die Pfändung von Ansprüchen bestimmter Art bleiben unberührt.

第 850i 条 その他の収入の差押えからの保護

(1) 債務者が提供した労働若しくは役務の対償として支払われる一回的な報酬又は労働収入に該当しないその他の収入が差し押さえられる場合、裁判所は、申立てにより、当該収入が継続的なものであったと仮定した場合における差押禁止額をその裁量により算定し、これを基準として、債務者の当該報酬に係る債権につき、将来の相当期間の差押禁止額を定めなければならない。その際、裁判所は、債務者の資産の状況及びその他得られる可能性のある収入を考慮することができる。裁判所は、債務者の申立てが債権者の優越的な利益に反すると認めるときは、当該申立てを却下しなければならない。

(2) 前項の規定は、家内労働法（1951年3月14日：BGBl. I S. 191）27条の規定の適用を妨げない。

(3) 第1項の規定は、債権の差押禁止に関する保険法、扶助法及びその他の法律の規定の適用を妨げない。

§ 850k Einrichtung und Beendigung des Pfändungsschutzkontos

- (1) Eine natürliche Person kann jederzeit von dem Kreditinstitut verlangen, dass ein von ihr dort geführtes Zahlungskonto als Pfändungsschutzkonto geführt wird. Satz 1 gilt auch, wenn das Zahlungskonto zum Zeitpunkt des Verlangens einen negativen Saldo aufweist. Ein Pfändungsschutzkonto darf jedoch ausschließlich auf Guthabenbasis geführt werden.
- (2) Ist Guthaben auf dem Zahlungskonto bereits gepfändet worden, kann der Schuldner die Führung dieses Kontos als Pfändungsschutzkonto zum Beginn des vierten auf sein Verlangen folgenden Geschäftstages fordern. Das Vertragsverhältnis zwischen dem Kontoinhaber und dem Kreditinstitut bleibt im Übrigen unberührt.
- (3) Jede Person darf nur ein Pfändungsschutzkonto unterhalten. Bei dem Verlangen nach Absatz 1 hat der Kunde gegenüber dem Kreditinstitut zu versichern, dass er kein weiteres Pfändungsschutzkonto unterhält.
- (4) Unterhält ein Schuldner entgegen Absatz 3 Satz 1 mehrere Zahlungskonten als Pfändungsschutzkonten, ordnet das Vollstreckungsgericht auf Antrag des Gläubigers an, dass nur das von dem Gläubiger in seinem Antrag bezeichnete Zahlungskonto dem Schuldner als Pfändungsschutzkonto verbleibt. Der Gläubiger hat den Umstand, dass ein Schuldner entgegen Satz 1 mehrere Zahlungskonten als Pfändungsschutzkonten unterhält, durch Vorlage entsprechender Erklärungen der Drittschuldner glaubhaft zu machen. Eine Anhörung des Schuldners durch das Vollstreckungsgericht unterbleibt. Die Anordnung nach Satz 1 ist allen Drittschuldnern zuzustellen. Mit der Zustellung der Anordnung an diejenigen Kreditinstitute, deren Zahlungskonten nicht zum Pfändungsschutzkonto bestimmt sind, entfallen die Wirkungen dieser Pfändungsschutzkonten.
- (5) Der Kontoinhaber kann mit einer Frist von mindestens vier Geschäftstagen zum Monatsende von dem Kreditinstitut verlangen, dass das dort geführte Pfändungsschutzkonto als Zahlungskonto ohne Pfändungsschutz geführt wird. Absatz 2 Satz 2 gilt entsprechend.

第 850k 条 差押禁止口座の指定と解除

- (1) 自然人は、いつでも、金融機関を相手方として、当該金融機関に開設した支払口座を差押禁止口座に指定することができる。第 1 文の規定は、その指定の時に、支払口座の残高が不足する場合にも適用する。この場合、残高の不足分を差押禁止口座に記帳してはならない。
- (2) 支払口座に係る預金債権が差し押さえられた場合であっても、債務者は、当該口座をその指定があった日から 4 営業日目に差押禁止口座とすることを求めることができる。口座名義人と金融機関との間のその他の契約関係は、変わらないものとする。
- (3) 差押禁止口座の保有は 1 つのみとする。第 1 項に基づく請求をする場合には、他に差押禁止口座を有しないことを当該金融機関に対して保証しなければならない。
- (4) 債務者が第 3 項第 1 文の規定に反し 2 以上の支払口座を差押禁止口座として有する場合、執行裁判所は、債権者の申立てにより、債権者がその申立てにおいて指定した支払口座のみを差押禁止口座とするよう命じなければならない。債権者は、債務者が第 1 文の規定に反し 2 以上の支払口座を差押禁止口座として有することを、第三債務者からされたその旨の陳述を提出することにより疎明しなければならない。第 1 文に基づく命令は、債務者を審尋しないで発する。第 1 文に基づく命令は、すべての第三債務者に対して送達されなければならない。その支払口座に対する差押禁止口座の指定を解除する旨の命令が、当該口座がある金融機関に送達された時、当該

差押禁止口座は、その効力を失う。

(5) 口座名義人は、月の末日まで少なくとも 4 営業日の期間において、金融機関を相手方として、当該金融機関の支払口座に対する差押禁止口座の指定を解除することができる。この場合においては、第 2 項第 2 文の規定を準用する。

§ 851 Nicht übertragbare Forderungen

(1) Eine Forderung ist in Ermangelung besonderer Vorschriften der Pfändung nur insoweit unterworfen, als sie übertragbar ist.

(2) Eine nach § 399 des Bürgerlichen Gesetzbuchs nicht übertragbare Forderung kann insoweit gepfändet und zur Einziehung überwiesen werden, als der geschuldete Gegenstand der Pfändung unterworfen ist.

第 851 条 譲渡禁止債権

(1) 譲渡が禁止された債権は、法令に特別の定めがある場合を除き、差押えをしてはならない。

(2) BGB 第 399 条の規定〔譲渡禁止特約〕により譲渡が禁止された債権は、当該債権が差押禁止債権である場合を除き、これを差し押さえることができ、取立てのために移付することができる。

§ 899 Pfändungsfreier Betrag; Übertragung

(1) Wird Guthaben auf dem Pfändungsschutzkonto des Schuldners gepfändet, kann der Schuldner jeweils bis zum Ende des Kalendermonats aus dem Guthaben über einen Betrag verfügen, dessen Höhe sich nach Aufrundung des monatlichen Freibetrages nach § 850c Absatz 1 in Verbindung mit Absatz 4 auf den nächsten vollen 10-Euro-Betrag ergibt; insoweit wird das Guthaben nicht von der Pfändung erfasst. Satz 1 gilt entsprechend, wenn Guthaben auf einem Zahlungskonto des Schuldners gepfändet ist, das vor Ablauf von einem Monat seit der Zustellung des Überweisungsbeschlusses an den Drittschuldner in ein Pfändungsschutzkonto umgewandelt wird. § 900 Absatz 2 bleibt unberührt.

(2) Hat der Schuldner in dem jeweiligen Kalendermonat nicht über Guthaben in Höhe des gesamten nach Absatz 1 pfändungsfreien Betrages verfügt, wird dieses nicht verbrauchte Guthaben in den drei nachfolgenden Kalendermonaten zusätzlich zu dem nach Absatz 1 geschützten Guthaben nicht von der Pfändung erfasst. Verfügungen sind jeweils mit dem Guthaben zu verrechnen, das zuerst dem Pfändungsschutzkonto gutgeschrieben wurde.

(3) Einwendungen gegen die Höhe eines pfändungsfreien Betrages hat der Schuldner dem Kreditinstitut spätestens bis zum Ablauf des sechsten auf die Berechnung des jeweiligen pfändungsfreien Betrages folgenden Kalendermonats mitzuteilen. Nach Ablauf dieser Frist kann der Schuldner nur Einwendungen geltend machen, deren verspätete Geltendmachung er nicht zu vertreten hat.

第 899 条 差押禁止額及びその繰越し

(1) 債務者の預金債権が差し押さえられた場合において、当該預金債権が差押禁止口座に係る債権であるときは、債務者は、毎月末日までの間に、当該の預金の中から、第 850c 条第 1 項及び第 4 項に基づく月額差押禁止額（10 ユーロ未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）を処分することができ、その限りにおいて、差

押えの効力は生じないものとする。第 1 文の規定は、その支払口座に係る預金債権を差し押さえられた債務者が、第三債務者に対する移付命令の送達があった日から 1 箇月以内に当該支払口座を差押禁止口座に指定した場合に準用する。ただし、第 900 条第 2 項の規定の適用を妨げない。

(2) 債務者が、第 1 項に基づく差押禁止額の全額に相当する預金を当該月において処分しなかった場合、未使用の部分の額に相当する金額は、これに引き続く 3 箇月間を限度として、繰り越すことができる。債務者が預金を処分する場合には、差押禁止口座に先に入金された預金から差し引くものとする。

(3) 差押禁止額について異議のある債務者は、当該差押禁止額の計算がされた月から 6 箇月以内に金融機関にその旨を通知しなければならない。当該期間が経過した場合においても、それが債務者の責めに帰することができる事由によるものであるときは、債務者は異議を主張することができる。

§ 900 Moratorium bei Überweisung an den Gläubiger

(1) Wird künftiges Guthaben auf einem Pfändungsschutzkonto gepfändet und dem Gläubiger überwiesen, darf der Drittschuldner erst nach Ablauf des Kalendermonats, der auf die jeweilige Gutschrift folgt, an den Gläubiger leisten oder den Betrag hinterlegen; eine Verlängerung des in § 899 Absatz 2 bezeichneten Zeitraums erfolgt dadurch nicht. Auf Antrag des Gläubigers kann das Vollstreckungsgericht eine von Satz 1 erster Halbsatz abweichende Anordnung treffen, wenn sonst unter Würdigung des Schutzbedürfnisses des Schuldners für den Gläubiger eine unzumutbare Härte entstände.

(2) Guthaben, aus dem bis zum Ablauf der Frist des Absatzes 1 nicht an den Gläubiger geleistet oder das bis zu diesem Zeitpunkt nicht hinterlegt werden darf, ist in dem auf die Gutschrift folgenden Kalendermonat Guthaben im Sinne des § 899 Absatz 1 Satz 1.

第 900 条 債権者に移付がされた場合の猶予期間

(1) 差押禁止口座に係る将来の預金債権が差し押さえられ、これが債権者に移付された場合、第三債務者は、当該預金債権が生じた翌月の末日が経過したときでなければ債権者に対する払戻し又は供託をすることができない、また、この規定によって、第 899 条第 2 項に定められた期間の延長は認められない。執行裁判所は、債務者を保護する必要性を考慮した上でも債権者に対して不相当な負担が生ずる場合、債権者の申立てにより、第 1 文に定める猶予期間の短縮を命ずることができる。

(2) 第 1 項に定める猶予期間が経過するまで債権者に払戻し又は供託することができない預金は、当該預金債権が生じた翌月において第 899 条第 1 項第 1 文における預金とみなす。

§ 901 Verbot der Aufrechnung und Verrechnung

(1) Verlangt eine natürliche Person von dem Kreditinstitut, dass ein von ihr dort geführtes Zahlungskonto, das einen negativen Saldo aufweist, als Pfändungsschutzkonto geführt wird, darf das Kreditinstitut ab dem Verlangen nicht mit seinen Forderungen gegen Forderungen des Kontoinhabers aufrechnen oder einen zugunsten des Kontoinhabers bestehenden Saldo mit einem zugunsten des Kreditinstituts bestehenden Saldo verrechnen, soweit die Gutschrift auf dem Zahlungskonto als Guthaben auf einem Pfändungsschutzkonto nicht von der Pfändung erfasst sein würde.

(2) Das Verbot der Aufrechnung und Verrechnung nach Absatz 1 gilt für ein Zahlungskonto, auf das sich eine Pfändung erstreckt, bereits ab dem Zeitpunkt der Kenntnis des Kreditinstituts von der Pfändung. Das Verbot der Aufrechnung oder Verrechnung entfällt jedoch, wenn der Schuldner nicht gemäß § 899 Absatz 1 Satz 2 verlangt, dass das Zahlungskonto als Pfändungsschutzkonto geführt wird.

(3) Gutschriften auf dem Zahlungskonto, die nach Absatz 1 oder 2 dem Verbot der Aufrechnung und Verrechnung unterliegen, sind als Guthaben auf das Pfändungsschutzkonto zu übertragen. Im Fall des Absatzes 2 erfolgt die Übertragung jedoch nur, wenn der Schuldner gemäß § 899 Absatz 1 Satz 2 verlangt, dass das Zahlungskonto als Pfändungsschutzkonto geführt wird.

第 901 条 相殺の禁止

(1) 自然人が、残高が不足する支払口座を差押口座に指定した場合、当該口座がある金融機関は、その指定があったときから、口座名義人に対して有する債権による相殺をすることができない。ただし、差押禁止口座に係る預金債権に対して差押えの効力が及ばない場合には、この限りでない。

(2) 第 1 項の規定に基づく相殺の禁止は、金融機関が、支払口座に係る預金債権に対する差押えについて知ったときから効力を生ずるものとする。ただし、債務者が、第 899 条第 1 項第 2 文の規定に従い、当該支払口座を差押禁止口座に指定しないときは、相殺の禁止の効力を失う。

(3) 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき相殺が禁止された支払口座に係る預金債権は、差押禁止口座に係る預金として記帳する。ただし、第 2 項の場合においては、債務者が、第 899 条第 1 項第 2 文の規定に従い、当該支払口座を差押禁止口座に指定した場合に限る。

§ 902 Erhöhungsbeträge

Neben dem pfändungsfreien Betrag nach § 899 Absatz 1 Satz 1 werden folgende Erhöhungsbeträge nicht von der Pfändung des Guthabens auf einem Pfändungsschutzkonto erfasst:

1. die pfändungsfreien Beträge nach § 850c Absatz 2 in Verbindung mit Absatz 4, wenn der Schuldner
 - a) einer Person oder mehreren Personen auf Grund gesetzlicher Verpflichtung Unterhalt gewährt;
 - b) Geldleistungen nach dem Zweiten oder Zwölften Buch Sozialgesetzbuch für Personen entgegennimmt, die mit ihm in einer Bedarfsgemeinschaft im Sinne des § 7 Absatz 3 des Zweiten Buches Sozialgesetzbuch oder in einer Gemeinschaft nach den §§ 19, 20, 27, 39 Satz 1 oder § 43 des Zwölften Buches Sozialgesetzbuch leben und denen er nicht auf Grund gesetzlicher Vorschriften zum Unterhalt verpflichtet ist;
 - c) Geldleistungen nach dem Asylbewerberleistungsgesetz für Personen entgegennimmt, mit denen er in einem gemeinsamen Haushalt zusammenlebt und denen er nicht auf Grund gesetzlicher Vorschriften zum Unterhalt verpflichtet ist;
2. Geldleistungen im Sinne des § 54 Absatz 2 oder Absatz 3 Nummer 3 des Ersten Buches Sozialgesetzbuch;
3. Geldleistungen gemäß § 5 Absatz 1 des Gesetzes zur Errichtung einer Stiftung „Mutter und Kind – Schutz des ungeborenen Lebens“;
4. Geldleistungen, die dem Schuldner selbst nach dem Zweiten oder Zwölften Buch Sozialgesetzbuch oder dem Asylbewerberleistungsgesetz gewährt werden, in dem Umfang, in dem diese den pfändungsfreien Betrag nach §

899 Absatz 1 Satz 1 übersteigen;

5. das Kindergeld nach dem Einkommensteuergesetz und andere gesetzliche Geldleistungen für Kinder, es sei denn, dass wegen einer Unterhaltsforderung des Kindes, für das die Leistungen gewährt oder bei dem sie berücksichtigt werden, gepfändet wird;

6. Geldleistungen, die dem Schuldner nach landesrechtlichen oder anderen als in den Nummern 1 bis 5 genannten bundesrechtlichen Rechtsvorschriften gewährt werden, in welchen die Unpfändbarkeit der Geldleistung festgelegt wird.

Für die Erhöhungsbeträge nach Satz 1 gilt § 899 Absatz 2 entsprechend.

第 902 条 加算額

次の各号に掲げる金額は、第 899 条第 1 項第 1 文に定める差押禁止口座に係る預金債権の差押禁止額に加算する。

1. 次の各号に掲げる場合、第 850c 条第 2 項及び第 4 項に定める差押禁止額

a) 債務者が、法律上の義務に基づき、1 人又は 2 人以上の者を扶養する場合

b) 債務者が、法律の規定に基づく扶養の義務を負わないが、社会法典第 2 編第 7 条第 3 項又は第 12 編第 19 条、20 条、27 条、39 条第 1 文又は第 43 条の定める同一の世帯に属する者のために、社会法典第 2 編又は第 12 編に基づく給付を受けている場合

c) 債務者が、法律の規定に基づく扶養の義務を負わないが、同一の世帯に属する者のために、難民申請者保護法に基づく給付を受けている場合

2. 社会法典第 1 編第 54 条第 2 項又は第 3 項第 3 号に基づく給付の額

3. 「母子（胎児保護）」基金法第 5 条第 1 項に基づく給付の額

4. 社会法典第 2 編若しくは第 12 編又は難民申請者保護法に基づき債務者が受ける給付の額。ただし、第 899 条第 1 項第 1 文に定める差押禁止額を超える部分に限る。

5. 所得税法及びその他の法律に基づく児童手当。ただし、当該給付の対象となる子に対する扶養義務に係る金銭債権に基づき差押えがされる場合はこの限りでない。

6. 州法又は第 1 号から第 5 号までに掲げる連邦法の規定に基づき債務者が受ける給付のうち、差押えが禁止されているものの額。

第 1 文に定める加算額については、第 899 条第 2 項の規定を準用する。

§ 903 Nachweise über Erhöhungsbeträge

(1) Das Kreditinstitut kann aus Guthaben, soweit es als Erhöhungsbetrag unpfändbar ist, mit befreiender Wirkung gegenüber dem Schuldner an den Gläubiger leisten, bis der Schuldner dem Kreditinstitut nachweist, dass es sich um Guthaben handelt, das nach § 902 nicht von der Pfändung erfasst wird. Der Nachweis ist zu führen durch Vorlage einer Bescheinigung

1. der Familienkasse, des Sozialleistungsträgers oder einer mit der Gewährung von Geldleistungen im Sinne des § 902 Satz 1 befassten Einrichtung,

2. des Arbeitgebers oder

3. einer geeigneten Person oder Stelle im Sinne des § 305 Absatz 1 Nummer 1 der Insolvenzordnung.

(2) Das Kreditinstitut hat Bescheinigungen nach Absatz 1 Satz 2 für die Dauer zu beachten, für die sie ausgestellt sind. Unbefristete Bescheinigungen hat das Kreditinstitut für die Dauer von zwei Jahren zu beachten. Nach Ablauf des in Satz 2 genannten Zeitraums kann das Kreditinstitut von dem Kontoinhaber, der eine Bescheinigung nach Absatz 1 Satz 2 vorgelegt hat, die Vorlage einer neuen Bescheinigung verlangen. Vor Ablauf des in Satz 2 genannten Zeitraums kann das Kreditinstitut eine neue Bescheinigung verlangen, wenn tatsächliche Anhaltspunkte bestehen, die die Annahme rechtfertigen, dass die Angaben in der Bescheinigung unrichtig sind oder nicht mehr zutreffen.

(3) Jede der in Absatz 1 Satz 2 Nummer 1 genannten Stellen, die Leistungen im Sinne des § 902 Satz 1 Nummer 1 Buchstabe b und c sowie Nummer 2 bis 6 durch Überweisung auf ein Zahlungskonto des Schuldners erbringt, ist verpflichtet, auf Antrag des Schuldners eine Bescheinigung nach Absatz 1 Satz 2 über ihre Leistungen auszustellen. Die Bescheinigung muss folgende Angaben enthalten:

1. die Höhe der Leistung,
2. in welcher Höhe die Leistung zu welcher der in § 902 Satz 1 Nummer 1 Buchstabe b und c sowie Nummer 2 bis 6 genannten Leistungsarten gehört,
3. für welchen Zeitraum die Leistung gewährt wird.

Darüber hinaus ist die in Absatz 1 Satz 2 Nummer 1 genannte Stelle verpflichtet, soweit sie Kenntnis hiervon hat, Folgendes zu bescheinigen:

1. die Anzahl der Personen, denen der Schuldner auf Grund gesetzlicher Verpflichtung Unterhalt gewährt,
2. das Geburtsdatum der minderjährigen unterhaltsberechtigten Personen.

(4) Das Kreditinstitut hat die Angaben in der Bescheinigung nach Absatz 1 Satz 2 ab dem zweiten auf die Vorlage der Bescheinigung folgenden Geschäftstag zu beachten.

第 903 条 加算額の証明

(1) 金融機関は、債務者が第 902 条の規定に基づいて差し押さえてはならない加算額に相当する預金であることを当該金融機関に対して証明するまでは、当該預金を債権者に払い渡し、免責を得ることができる。この証明をするためには、以下の各号に掲げる者が発行した証明書を提出しなければならない。

1. 家族金庫、社会保障給付機関又は第 902 条第 1 文に掲げる各種給付を行う機関
2. 使用者
3. 倒産法第 305 条第 1 項第 1 号における適切な者又は機関

(2) 金融機関は、第 1 項第 2 文の証明書の有効期間が満了するまでの間においては、これに注意しなければならない。有効期間の定めのない証明書にあっては 2 年間、これに注意しなければならない。第 2 文に定める期間の満了後、金融機関は、第 1 項第 2 文の証明書を提出した口座名義人に対して、新たな証明書の提出を要求することができる。第 2 文に定める期間の満了前であっても、金融機関は、証明書に記載された事項が不正確であるか又は不正確となったことを推認させる事情がある場合には、新たな証明書の提出を要求することができる。

(3) 第 1 項第 2 文第 1 号に掲げる者が、債務者の支払口座に第 902 条第 1 文第 1 号第 b 号及び第 c 号並びに第 2 号から第 6 号までの給付をした場合には、債務者の申立てにより、当該給付に関する第 1 項第 2 文の証明書を発

行しなければならない。当該証明書は、次に掲げる事項が記載されていなければならない。

1. 給付の額

2. 当該給付が第 902 条第 1 文第 1 号第 b 号及び第 c 号並びに第 2 号から第 6 号までに掲げるいずれの給付の種類に該当するか

3. 当該給付が対象とする期間

第 1 項第 2 文第 1 号に掲げる者は、知っている限りにおいて、次に掲げる事項も証明しなければならない。

1. 法律上の義務に基づいて債務者が扶養する者の数

2. 未成年の扶養権利者の生年月日

(4) 金融機関は、証明書の提出があった日から 2 営業日目以降において、第 1 項第 2 文の証明書に記載された事項に注意しなければならない。

§ 904 Nachzahlung von Leistungen

(1) Werden laufende Geldleistungen zu einem späteren Zeitpunkt als dem Monat, auf den sich die Leistungen beziehen, ausbezahlt, so werden sie von der Pfändung des Guthabens auf dem Pfändungsschutzkonto nicht erfasst, wenn es sich um Geldleistungen gemäß § 902 Satz 1 Nummer 1 Buchstabe b oder c oder Nummer 4 bis 6 handelt.

(2) Laufende Geldleistungen nach dem Sozialgesetzbuch, die nicht in Absatz 1 genannt sind, sowie Arbeitseinkommen nach § 850 Absatz 2 und 3 werden von der Pfändung des Guthabens auf dem Pfändungsschutzkonto nicht erfasst, wenn der nachgezahlte Betrag 500 Euro nicht übersteigt.

(3) Laufende Geldleistungen nach Absatz 2, bei denen der nachgezahlte Betrag 500 Euro übersteigt, werden von der Pfändung des Guthabens auf dem Pfändungsschutzkonto nicht erfasst, soweit der für den jeweiligen Monat nachgezahlte Betrag in dem Monat, auf den er sich bezieht, nicht zu einem pfändbaren Guthaben geführt hätte. Wird die Nachzahlung pauschal und für einen Bewilligungszeitraum gewährt, der länger als ein Monat ist, ist die Nachzahlungssumme zu gleichen Teilen auf die Zahl der betroffenen Monate aufzuteilen.

(4) Für Nachzahlungen von Leistungen nach den Absätzen 1 und 2 gilt § 903 Absatz 1, 3 Satz 1 und Absatz 4 entsprechend.

(5) Für die Festsetzung der Höhe des pfändungsfreien Betrages in den Fällen des Absatzes 3 ist das Vollstreckungsgericht zuständig. Entscheidungen nach Satz 1 ergehen auf Antrag des Schuldners durch Beschluss. Der Beschluss nach Satz 2 gilt als Bescheinigung im Sinne des § 903 Absatz 1 Satz 2.

第 904 条 給付の後払い

(1) 第 902 条第 1 文第 1 号第 b 号若しくは第 c 号又は第 4 号から第 6 号までに掲げる継続的給付が、支払対象となる月が経過した後に支払われた場合、差押禁止口座に係る預金債権に対する差押えの効力は、当該給付に対しては及ばない。

(2) 第 1 項に掲げられていない社会法典に基づく継続的給付並びに第 850 条第 2 項及び第 3 項に基づく労働収入が後払いされた場合、そのうち 500 ユーロを超えない部分に対しては、差押禁止口座に係る預金債権に対する差押えの効力は及ばない。

(3) 第2項に掲げられた継続的給付のうち、後払いされた給付の500ユーロを超える部分に対しては、当該の給付が支払対象となる月の経過する前に支払われていたならば当該の月において差押え可能な預金債権を生じさせなかったと判断できる場合には、差押禁止口座に係る預金債権に対する差押えの効力は及ばない。1箇月以上の期間を対象とする給付が、一括で、後払いされた場合、当該の支払合計額は、支給対象となった月の数に応じて等分される。

(4) 第1項及び第2項における給付の後払いについては、第903条第1項、第3項第1文及び第4項の規定を準用する。

(5) 第3項の場合における差押禁止額の算定については、執行裁判所が管轄する。第1文に基づく裁判は、債務者の申立てにより決定です。第2文の決定は、第903条第1項第2文の証明書とみなす。

§ 905 Festsetzung der Erhöhungsbeträge durch das Vollstreckungsgericht

Macht der Schuldner glaubhaft, dass er eine Bescheinigung im Sinne des § 903 Absatz 1 Satz 2, um deren Erteilung er

1. zunächst bei einer in § 903 Absatz 1 Satz 2 Nummer 1 genannten Stelle, von der er eine Leistung bezieht, und nachfolgend

2. bei einer weiteren Stelle, die zur Erteilung der Bescheinigung berechtigt ist,

nachgesucht hat, nicht in zumutbarer Weise von diesen Stellen erlangen konnte, hat das Vollstreckungsgericht in dem Beschluss auf Antrag die Erhöhungsbeträge nach § 902 festzusetzen und die Angaben nach § 903 Absatz 3 Satz 2 zu bestimmen. Dabei hat das Vollstreckungsgericht den Schuldner auf die Möglichkeit der Stellung eines Antrags nach § 907 Absatz 1 Satz 1 hinzuweisen, wenn nach dem Vorbringen des Schuldners unter Beachtung der von ihm vorgelegten Unterlagen die Voraussetzungen dieser Vorschrift erfüllt sein könnten. Der Beschluss des Vollstreckungsgerichts nach Satz 1 gilt als Bescheinigung im Sinne des § 903 Absatz 1 Satz 2.

第905条 執行裁判所による加算額の算定

債務者が、

1. まず、第903条第1項第2文第1号に掲げられた債務者に給付を行う機関において

2. その後、証明書を発行する権限を有するその他の機関において

第903条第1項第2文の定める証明書を発行するよう求めたにもかかわらず、相当な方法によっても取得することができなかったことを疎明した場合、執行裁判所は、申立てにより、決定で、第902条の定める加算額を算定し、第903条第3項第2文の定める事項を記載しなければならない。この場合において、債務者の主張及び債務者が提出した資料に鑑み第907条第1項第1文の要件を満たす可能性があるときは、執行裁判所は、債務者に、同規定に基づく申立てができることを教示しなければならない。第1文に基づく執行裁判所の決定は、第903条第1項第2文の証明書とみなす。

§ 906 Festsetzung eines abweichenden pfändungsfreien Betrages durch das Vollstreckungsgericht

- (1) Wird Guthaben wegen einer der in § 850d oder § 850f Absatz 2 bezeichneten Forderungen gepfändet, tritt an die Stelle der nach § 899 Absatz 1 und § 902 Satz 1 pfändungsfreien Beträge der vom Vollstreckungsgericht im Pfändungsbeschluss belassene Betrag. In den Fällen des § 850d Absatz 1 und 2 kann das Vollstreckungsgericht auf Antrag einen von Satz 1 abweichenden pfändungsfreien Betrag festlegen.
- (2) Das Vollstreckungsgericht setzt auf Antrag einen von § 899 Absatz 1 und § 902 Satz 1 abweichenden pfändungsfreien Betrag fest, wenn sich aus einer bundes- oder landesrechtlichen Vorschrift eine solche Abweichung ergibt.
- (3) In den Fällen des Absatzes 1 Satz 2 und des Absatzes 2
1. ist der Betrag in der Regel zu beziffern,
 2. hat das Vollstreckungsgericht zu prüfen, ob eine der in § 732 Absatz 2 bezeichneten Anordnungen zu erlassen ist, und
 3. gilt § 905 Satz 2 entsprechend.
- (4) Für Beträge, die nach den Absätzen 1 oder 2 festgesetzt sind, gilt § 899 Absatz 2 entsprechend.

第 906 条 執行裁判所による差押禁止額の算定

- (1) 預金債権が第 850d 条又は第 850f 条第 2 項に掲げられた債権に基づき差し押さえられる場合、執行裁判所は、その差押命令において、第 899 条第 1 項及び第 902 条第 1 文に基づく差押禁止額に代わる金額を定める。第 850d 条第 1 項及び第 2 項の場合、執行裁判所は、申立てにより、第 1 文の規定により定められた金額と異なる差押禁止額を定めることができる。
- (2) 連邦法又は州法の規定に基づき第 899 条第 1 項及び第 902 条第 1 文に基づく差押禁止額と異なる金額が定められるべき場合、執行裁判所は、申立てにより、当該の差押禁止額を定める。
- (3) 第 1 項第 2 文及び第 2 項の規定による場合には、
1. 執行裁判所は、当該金額を、原則として具体的に特定するものとする。
 2. 執行裁判所は、第 732 条第 2 項に規定する裁判をするか審理しなければならない。
 3. 第 905 条第 2 文の規定を準用する。
- (4) 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき定められた金額については、第 899 条第 2 項の規定を準用する。

§ 907 Festsetzung der Unpfändbarkeit von Kontoguthaben auf dem Pfändungsschutzkonto

- (1) Auf Antrag des Schuldners kann das Vollstreckungsgericht festsetzen, dass das Guthaben auf dem Pfändungsschutzkonto für die Dauer von bis zu zwölf Monaten der Pfändung nicht unterworfen ist, wenn der Schuldner
1. nachweist, dass dem Konto in den letzten sechs Monaten vor Antragstellung ganz überwiegend nur unpfändbare Beträge gutgeschrieben worden sind, und
 2. glaubhaft macht, dass auch innerhalb der nächsten sechs Monate ganz überwiegend nur die Gutschrift

unpfändbarer Beträge zu erwarten ist.

Die Festsetzung ist abzulehnen, wenn ihr überwiegende Belange des Gläubigers entgegenstehen.

(2) Auf Antrag jedes Gläubigers ist die Festsetzung der Unpfändbarkeit aufzuheben, wenn deren Voraussetzungen nicht mehr vorliegen oder die Festsetzung den überwiegenden Belangen des den Antrag stellenden Gläubigers entgegensteht. Der Schuldner hat die Gläubiger auf eine wesentliche Veränderung seiner Vermögensverhältnisse unverzüglich hinzuweisen.

第 907 条 差押禁止口座に係る預金債権の全部の差押禁止

(1) 執行裁判所は、次の各号に掲げる要件を満たす場合には、債務者の申立てにより、12 箇月を超えない期間において差押禁止口座に係る預金債権の全部について差押えを禁止することができる。

1. 債務者が、申立て前の 6 箇月間において、当該口座には差押禁止額に全く満たない金額の入金しかなかったことを証明したとき

2. 債務者が、申立て後の 6 箇月間においても、当該口座に差押禁止額に全く満たない金額の入金しか期待できないことを疎明したとき

ただし、債権者の優越的な利益に反する場合には、この限りでない。

(2) 執行裁判所は、債権者の申立てにより、第 1 項の要件を満たさなくなった場合又は申立てをした債権者の優越的な利益に反する場合、差押禁止の裁判を取り消さなければならない。債務者は、その財産の状況に本質的な変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を債権者に知らせなければならない。

§ 908 Aufgaben des Kreditinstituts

(1) Das Kreditinstitut ist dem Schuldner zur Leistung aus dem nicht von der Pfändung erfassten Guthaben im Rahmen des vertraglich Vereinbarten verpflichtet.

(2) Das Kreditinstitut informiert den Schuldner in einer für diesen geeigneten und zumutbaren Weise über

1. das im laufenden Kalendermonat noch verfügbare von der Pfändung nicht erfasste Guthaben und

2. den Betrag, der mit Ablauf des laufenden Kalendermonats nicht mehr pfändungsfrei ist.

(3) Das Kreditinstitut hat dem Kontoinhaber die Absicht, eine neue Bescheinigung nach § 903 Absatz 2 Satz 3 zu verlangen, mindestens zwei Monate vor dem Zeitpunkt, ab dem es die ihm vorliegende Bescheinigung nicht mehr berücksichtigen will, mitzuteilen.

第 908 条 金融機関の責務

(1) 金融機関は、差押えの効力が及ばない預金の中から預金契約に基づき債務者に預金を払い戻す義務を負う。

(2) 金融機関は、次の各号に掲げる事項を、当該金融機関にとって適切かつ期待可能な方法で債務者に知らせるものとする。

1. 当月分の払戻可能金額の残額

2. 翌月への繰越しが認められない差押禁止額

(3) 金融機関は、第 903 条第 2 項第 3 文の規定に基づき新たな証明書を要求しようとする場合、既存の証明書の有効期間の満了の 2 箇月前までに口座名義人に通知しなければならない。

§ 909 Datenweitergabe; Löschungspflicht

- (1) Das Kreditinstitut darf zum Zwecke der Überprüfung der Richtigkeit der Versicherung nach § 850k Absatz 3 Satz 2 Auskunfteien mitteilen, dass es für den Kontoinhaber ein Pfändungsschutzkonto führt. Nur zu diesem Zweck dürfen die Auskunfteien diese Angabe verarbeiten und sie nur auf Anfrage anderer Kreditinstitute an diese übermitteln. Die Verarbeitung zu einem anderen Zweck ist auch mit Einwilligung des Kontoinhabers unzulässig.
- (2) Wird das Pfändungsschutzkonto für den Kontoinhaber nicht mehr geführt, hat das Kreditinstitut die Auskunfteien, die nach Absatz 1 Satz 1 eine Mitteilung erhalten haben, unverzüglich zu unterrichten. Die Auskunfteien haben nach Erhalt dieser Unterrichtung die Angabe über die Führung des Pfändungsschutzkontos unverzüglich zu löschen.

第 909 条 情報の第三者提供及び削除義務

- (1) 金融機関は、第 850k 条第 3 項第 2 文に基づき保証した内容が事実であることを調査する目的で、口座名義人から差押禁止口座の指定があったことを調査機関に通知することができる。調査機関は、専ら当該の調査目的のために当該情報を取り扱い、他の金融機関からの照会があった場合に限りこれを提供することができる。口座名義人の同意の有無にかかわらず、当該の調査目的以外の目的のために当該情報を取り扱ってはならない。
- (2) 金融機関は、口座名義人の差押禁止口座の指定が解除された場合には、第 1 項第 1 文に基づいて通知をした調査機関に対し、その旨を遅滞なく通知しなければならない。調査機関は、当該通知を受けた後遅滞なく、差押禁止口座の指定に関する情報を削除しなければならない。

§ 910 Verwaltungsvollstreckung

Die §§ 850k und 850l sowie die Regelungen dieses Abschnitts gelten auch bei einer Pfändung von Kontoguthaben wegen Forderungen, die im Wege der Verwaltungsvollstreckung nach Bundesrecht begetrieben werden. Mit Ausnahme der Fälle des § 850k Absatz 4 Satz 1, des § 904 Absatz 5 und des § 907 tritt die Vollstreckungsbehörde an die Stelle des Vollstreckungsgerichts.

第 910 条 行政執行

第 850k 条及び第 850l 条並びにこの章の規定は、連邦法に基づく預金債権に対する行政執行にも適用する。ただし、第 850k 条第 4 項第 1 文、第 904 条第 5 項及び第 907 条の規定による裁判は、執行官庁が、執行裁判所に代わって行うものとする。

参考資料 2-1 債権執行の申立書式 4

Antrag auf Erlass eines Pfändungsbeschlusses und eines Pfändungs- und Überweisungsbeschlusses

債権差押命令申立書・差押及び移付命令申立書

Vom Gericht auszufüllen:
Raum für Kostenvermerke und Eingangsstempel

An das Amtsgericht

- Vollstreckungsgericht -

Bitte beachten Sie die Ausfüllhinweise zu diesem Formular auf www.bmj.de/Zwangsvollstreckungsformulare.

_____, den _____

Elektronische Kostenmarke:
 Nummer _____ Wert _____ Datum _____
 _____, _____ Euro vom _____
 Ein SEPA-Lastschriftmandat wurde erteilt.

Angaben zum Schuldner:

Herr Frau Unternehmen _____
 Name/Firma _____ ggf. Vorname(n) _____
 Straße _____ Hausnummer _____ 債務者の氏名/商号、住所
 Postleitzahl _____ Ort _____
 Land _____

Es besteht bereits ein vorläufiges Zahlungsverbot nach § 845 ZPO (Vorpfändung). ZPO 845 条に基づく先行差押の有無

Kontaktdaten des Ansprechpartners:
 Gläubiger gesetzlicher Vertreter Bevollmächtigter 債権者の連絡先 (債権者本人、法定代理人、代理人)
 Name/Firma _____ ggf. Vorname(n) _____
 Telefon _____ E-Mail _____ Fax _____
 Geschäftszeichen _____

Es wird beantragt, den beigefügten Entwurf wie ausgefüllt als Beschluss zu erlassen.

Zusätzlich wird beantragt, 書式に従って作成した添付の草案のとおり命令を発令することを申し立てる。

anstelle einer beglaubigten Abschrift eine Ausfertigung des Beschlusses zu erteilen.
 die Zustellung durch die Geschäftsstelle zu vermitteln (anstatt die Zustellung selbst in Auftrag zu geben).
 Gleichzeitig ist der Drittschuldner aufzufordern, eine Erklärung nach § 840 Absatz 1 ZPO abzugeben.
 Prozesskostenhilfe für den Gläubiger (zu Ziffer _____) zu bewilligen.
 Gleichzeitig wird beantragt, einen Rechtsanwalt beizuzordnen.
 Begründung:
 Die Schuldnerseite wird rechtsanwaltlich vertreten.
 Die Vertretung durch einen Rechtsanwalt ist aus den folgenden Gründen erforderlich:

Es wird folgender zur Vertretung bereiter Rechtsanwalt gewählt:

Herr Frau Unternehmen

Name/Firma _____

Straße _____

Postleitzahl _____

追加的に、以下のことを申し立てる。

命令につき認証謄本ではなく正本を交付すること。

命令書の送達につき、自身で執行官に申し立てる代わりに裁判所事務課に委託を依頼すること (ZPO 192 条 3 項)。

同時に、第三債務者に陳述 (ZPO 840 条 1 項) の催告をする。

訴訟費用援助を承認すること (ZPO 114 条以下)。

同時に、弁護士 の付添いを申し立てる (ZPO 121 条)。

Es werden

- die in dem Beschlussentwurf bezeichneten Vollstreckungstitel mit den jeweiligen Zustellungsnachweisen
- und die Forderungsaufstellung (bei Mehrfachverwendung: **Forderungsaufstellungen**)

übermittelt.

債務名義、同送達証明書、請求債権目録を添付する。

Bei elektronisch übermittelten Anträgen:

- Die Ausfertigungen der Vollstreckungstitel werden erst nach Mitteilung des Aktenzeichens versandt. Es wird um Mitteilung des Aktenzeichens gebeten.
- Die Ausfertigungen der Vollstreckungstitel werden gleichzeitig auf dem Postweg übersandt.

Es werden folgende weitere Anlagen übermittelt:

- Verrechnungsscheck für Gerichtskosten
- Abdruck Gerichtskostenstempler
- Elektronische Kostenmarke
- Beschluss über bewilligte Prozesskostenhilfe
- Im Fall eines Antrags auf Bewilligung von Prozesskostenhilfe: Erklärung über die persönlichen und wirtschaftlichen Verhältnisse des Gläubigers mit Belegen
- Vollmacht
- Geldempfangsvollmacht
- Belege zu Angaben über die persönlichen und wirtschaftlichen Verhältnisse der Schuldner oder Dritter
- Aufstellung über die geleisteten Zahlungen
- Aufstellung der Inkassokosten
- Aufstellung der bisherigen Vollstreckungskosten mit Belegen
- Bescheid nach § 9 Absatz 2 UhVorschG
- _____
- _____
- _____

その他の添付書類

Versicherungen

- Es wird gemäß § 753a Satz 1 ZPO die ordnungsgemäße Bevollmächtigung zur Vertretung versichert.
- Es wird gemäß § 829a Absatz 1 Satz 1 Nummer 4 ZPO versichert, dass Ausfertigungen der als elektronische Dokumente übermittelten Vollstreckungsbescheide mit den jeweiligen Zustellungsnachweisen vorliegen und die Forderungen in Höhe des Vollstreckungsantrags noch bestehen.
- _____

Namen der Antragsteller

Unterschriften der Antragsteller

申立人の氏名・商号、署名

参考資料 2-2 債権執行の申立書式 5

<p>Amtsgericht _____</p> <p>– Vollstreckungsgericht –</p> <p style="text-align: center; color: red;">区裁判所（執行裁判所）</p>	<p>Vom Gericht auszufüllen:</p> <p>Geschäftszeichen: _____</p>			
<p>Beschluss</p> <p style="text-align: center; color: red;">命令書</p>				
<p>In der Zwangsvollstreckungssache _____</p> <p style="text-align: center; color: red;">以下の強制執行事件において、次のとおり命ずる。</p>				
<p>des Gläubigers (zu Ziffer _____)</p> <p><input type="checkbox"/> Herr <input type="checkbox"/> Frau <input type="checkbox"/> Unternehmen <input type="checkbox"/> _____</p> <p>Name/Firma _____ ggf. Vorname(n) _____</p> <p>Straße _____ Hausnummer _____</p> <p>Postleitzahl _____ Ort _____</p> <p>Land (wenn nicht Deutschland) _____ Geschäftszeichen _____</p> <p>Registergericht _____ Registernummer _____</p> <p><input type="checkbox"/> Der Gläubiger ist vorsteuerabzugsberechtigt. 債権者の氏名／商号、住所など</p> <p><input type="checkbox"/> sowie der weiteren Gläubiger gemäß weiterer Anlage</p>				
A	<p>Gläubiger (zu Ziffer _____) vertreten durch</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> den gesetzlichen Vertreter <input type="checkbox"/> Herr <input type="checkbox"/> Frau <input type="checkbox"/> _____ Name _____ Vomame(n) _____ Straße _____ Hausnummer _____ Postleitzahl _____ Ort _____ Land (wenn nicht Deutschland) _____ </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> den gerichtlich bestellten Betreuer, <input type="checkbox"/> der eine Ausschließlichkeits- erklärung abgegeben hat (§ 53 Absatz 2 ZPO) <input type="checkbox"/> Herr <input type="checkbox"/> Frau <input type="checkbox"/> _____ Firma/Name _____ ggf. Vomame(n) _____ Straße _____ Hausnummer _____ Postleitzahl _____ Ort _____ Land (wenn nicht Deutschland) _____ </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> Firma oder Funktion _____ <input type="checkbox"/> diese vertreten durch Funktion _____ Name _____ ggf. Vorname(n) _____ </td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> den gesetzlichen Vertreter <input type="checkbox"/> Herr <input type="checkbox"/> Frau <input type="checkbox"/> _____ Name _____ Vomame(n) _____ Straße _____ Hausnummer _____ Postleitzahl _____ Ort _____ Land (wenn nicht Deutschland) _____</p> <p style="text-align: right; color: red; border: 1px solid black; padding: 2px;">債権者の法定代理人、代表者など</p>	<input type="checkbox"/> den gesetzlichen Vertreter <input type="checkbox"/> Herr <input type="checkbox"/> Frau <input type="checkbox"/> _____ Name _____ Vomame(n) _____ Straße _____ Hausnummer _____ Postleitzahl _____ Ort _____ Land (wenn nicht Deutschland) _____	<input type="checkbox"/> den gerichtlich bestellten Betreuer, <input type="checkbox"/> der eine Ausschließlichkeits- erklärung abgegeben hat (§ 53 Absatz 2 ZPO) <input type="checkbox"/> Herr <input type="checkbox"/> Frau <input type="checkbox"/> _____ Firma/Name _____ ggf. Vomame(n) _____ Straße _____ Hausnummer _____ Postleitzahl _____ Ort _____ Land (wenn nicht Deutschland) _____	<input type="checkbox"/> Firma oder Funktion _____ <input type="checkbox"/> diese vertreten durch Funktion _____ Name _____ ggf. Vorname(n) _____
	<input type="checkbox"/> den gesetzlichen Vertreter <input type="checkbox"/> Herr <input type="checkbox"/> Frau <input type="checkbox"/> _____ Name _____ Vomame(n) _____ Straße _____ Hausnummer _____ Postleitzahl _____ Ort _____ Land (wenn nicht Deutschland) _____	<input type="checkbox"/> den gerichtlich bestellten Betreuer, <input type="checkbox"/> der eine Ausschließlichkeits- erklärung abgegeben hat (§ 53 Absatz 2 ZPO) <input type="checkbox"/> Herr <input type="checkbox"/> Frau <input type="checkbox"/> _____ Firma/Name _____ ggf. Vomame(n) _____ Straße _____ Hausnummer _____ Postleitzahl _____ Ort _____ Land (wenn nicht Deutschland) _____	<input type="checkbox"/> Firma oder Funktion _____ <input type="checkbox"/> diese vertreten durch Funktion _____ Name _____ ggf. Vorname(n) _____	
	1			

A

Gläubiger (zu Ziffer) vertreten durch den Bevollmächtigten 債権者の代理人

Herr Frau Unternehmen

Name/Firma ggf. Vorname(n)

Straße Hausnummer Postleitzahl Ort

Land (wenn nicht Deutschland) Geschäftszeichen

Bankverbindung des

Gläubigers: gesetzlichen Vertreters: Bevollmächtigten: abweichenden Kontoinhabers:

Name des Kontoinhabers

IBAN BIC (Angabe kann entfallen, wenn IBAN mit DE beginnt)

Verwendungszweck 銀行口座の情報 (口座名義人、IBAN コードなど)、利用目的など

gegen

den Schuldner (zu Ziffer)

Herr Frau Unternehmen

Name/Firma ggf. Vorname(n)

Straße Hausnummer

Postleitzahl Ort

Land (wenn nicht Deutschland) Geschäftszeichen

Registergericht Registernummer 債務者の氏名/商号、住所など

sowie die weiteren Schuldner gemäß weiterer Anlage

B

Schuldner (zu Ziffer) vertreten durch

<input type="checkbox"/> den gesetzlichen Vertreter	<input type="checkbox"/> den gerichtlich bestellten Betreuer, <input type="checkbox"/> der eine Ausschließlichkeits- erklärung abgegeben hat (§ 53 Absatz 2 ZPO)	<input type="checkbox"/> Firma oder Funktion <input type="checkbox"/> diese vertreten durch
<input type="checkbox"/> Herr <input type="checkbox"/> Frau <input type="checkbox"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> Herr <input type="checkbox"/> Frau <input type="checkbox"/> <input type="text"/>	Funktion <input type="text"/>
Name <input type="text"/>	Firma/Name <input type="text"/>	Name <input type="text"/>
Vorname(n) <input type="text"/>	ggf. Vorname(n) <input type="text"/>	ggf. Vorname(n) <input type="text"/>
Straße <input type="text"/>	Straße <input type="text"/>	
Hausnummer <input type="text"/>	Hausnummer <input type="text"/>	
Postleitzahl <input type="text"/>	Postleitzahl <input type="text"/>	
Ort <input type="text"/>	Ort <input type="text"/>	
Land (wenn nicht Deutschland) <input type="text"/>	Land (wenn nicht Deutschland) <input type="text"/>	債務者の法定代理人、代表者など

B

den gesetzlichen Vertreter

Herr Frau _____

Name

Vorname(n)

Straße Hausnummer

Postleitzahl Ort

Land (wenn nicht Deutschland)

Schuldner (zu Ziffer _____) vertreten durch den Bevollmächtigten

Herr Frau Unternehmen _____

Name/Firma _____ ggf. Vorname(n) _____
Straße _____ Hausnummer _____ Postleitzahl Ort _____
Land (wenn nicht Deutschland) _____ Geschäftszeichen _____

債務者の法定代理人、代表者など

ergeht folgender

Pfändungs- und Überweisungsbeschluss Pfändungsbeschluss:

差押及び移付命令 差押命令

C

Aus dem Vollstreckungstitel (zu Ziffer _____)

Art _____ Aussteller _____
Datum _____ Geschäftszeichen _____

sowie aus dem Vollstreckungstitel (zu Ziffer _____)

Art _____ Aussteller _____
Datum _____ Geschäftszeichen _____

債務名義の種類、請求債権、年月日など

sowie aus den weiteren Vollstreckungstiteln aufgeführt in weiterer Anlage

können die Gläubiger von den Schuldern die sich aus den als Anlagen beigelegten Forderungsaufstellungen ergebenden Beträge beanspruchen.

Wegen dieser Ansprüche

債権者は、上記債務名義に基づいて、債務者に対して添付書類の請求債権目録に記載された金額を請求することができる。

Vom Gericht auszufüllen:

sowie wegen der Kosten für die Zustellung dieses Beschlusses an sämtliche aufgeführte Schuldner und sämtliche aufgeführte Drittschuldner

werden

上記を請求債権として、
裁判所使用欄：
 及び本命令の債務者及び第三債務者に対する送達費用を請求債権として、
(下記の差押えを行う。)

D

gegenüber dem Drittschuldner (zu Ziffer _____)

Herm Frau Unternehmen _____

Name/Firma _____ ggf. Vorname(n) _____

Straße _____ Hausnummer _____

Postleitzahl _____ Ort _____

Land (wenn nicht Deutschland) _____ **第三債務者の氏名／商号、住所など**

Registergericht _____ Registernummer _____

Geschäftszeichen _____ elektronische Zustelladresse _____

wegen der Forderungen, Ansprüche und sonstigen Rechte des Schuldners (zu Ziffer _____) aus den Modulen _____

sowie dem Drittschuldner (zu Ziffer _____)

Herm Frau Unternehmen _____

Name/Firma _____ ggf. Vorname(n) _____

Straße _____ Hausnummer _____

Postleitzahl _____ Ort _____

Land (wenn nicht Deutschland) _____ **第三債務者の氏名／商号、住所など**

Registergericht _____ Registernummer _____

Geschäftszeichen _____ elektronische Zustelladresse _____

wegen der Forderungen, Ansprüche und sonstigen Rechte des Schuldners (zu Ziffer _____) aus den Modulen _____

sowie dem Drittschuldner (zu Ziffer _____)

Herm Frau Unternehmen _____

Name/Firma _____ ggf. Vorname(n) _____

Straße _____ Hausnummer _____

Postleitzahl _____ Ort _____

Land (wenn nicht Deutschland) _____ **第三債務者の氏名／商号、住所など**

Registergericht _____ Registernummer _____

Geschäftszeichen _____ elektronische Zustelladresse _____

wegen der Forderungen, Ansprüche und sonstigen Rechte des Schuldners (zu Ziffer _____) aus den Modulen _____

sowie den weiteren Drittschuldnern aufgeführt in weiterer Anlage

die angeblichen fälligen und noch künftig fällig werdenden nachfolgend aufgeführten Forderungen, sonstigen Ansprüche und anderen Vermögensrechte der Schuldner so lange gepfändet, bis der Gläubigeranspruch gedeckt ist:

さらに添付書類に記載された第三債務者がいる場合

次に掲げる債務者の債権のうち、履行期が到来した債権及び履行期が将来到来する債権について、請求債権額に満つるまで、差し押さえる。

E	<p>Forderungen gegenüber Arbeitgebern</p> <p>1. Forderung auf Zahlung des gesamten gegenwärtigen und künftigen Arbeitseinkommens (einschließlich des Geldwertes von Sachbezügen)</p> <p>2. Forderung auf Auszahlung des als Überzahlung jeweils ausgleichenden Erstattungsbetrages aus dem durchgeführten Lohnsteuer-Jahresausgleich sowie aus dem Kirchenlohnsteuer-Jahresausgleich für das Kalenderjahr _____ und für alle folgenden Kalenderjahre</p> <p>3. Forderung auf Zahlung des Kurzarbeitergeldes</p> <p><input type="checkbox"/> _____</p>	<p style="color: red;">使用者に対する債権</p> <p style="color: red;">1. 現在及び将来の労働収入に係る債権 2. 還付金に係る債権 3. 労働時間の短縮に伴う調整金に係る債権</p>
F	<p>Forderungen gegenüber <input type="checkbox"/> Agentur für Arbeit <input type="checkbox"/> Versicherungsträger <input type="checkbox"/> Versorgungseinrichtung</p> <p>Forderung auf Zahlung der nachfolgend genannten gegenwärtig und künftig dem Schuldner zustehenden Geldleistungen:</p> <p>Bezeichnung der Geldleistung _____ Konto-/Versicherungs-/Mitgliedsnummer _____</p> <p><input type="checkbox"/> _____</p>	<p style="color: red;"><input type="checkbox"/> 労働局 <input type="checkbox"/> 保険者 <input type="checkbox"/> 年金施設 に対する債権</p> <p style="color: red;">以下に掲げる現在/将来の金銭給付に係る債権</p>
G	<p>Forderungen gegenüber dem Finanzamt</p> <p>Forderung auf Auszahlung des als Überzahlung ausgleichenden Erstattungsbetrages bzw. des Überschusses, der sich als Erstattungsanspruch bei Abrechnung der auf die Einkommensteuer (zuzüglich Solidaritätszuschlag) und Kirchensteuer sowie Körperschaftsteuer anzurechnenden Leistungen für das abgelaufene Kalenderjahr _____</p> <p><input type="checkbox"/> und für alle früheren Kalenderjahre ergibt.</p> <p><input type="checkbox"/> _____</p>	<p style="color: red;">税務署に対する債権</p>
H	<p>Forderungen und sonstige Rechte gegenüber Kreditinstituten</p> <p>1. Forderung auf Zahlung der zu Gunsten des Schuldners bestehenden Guthaben seiner sämtlichen Zahlungskonten bei diesen Kreditinstituten einschließlich der Ansprüche auf Gutschrift der eingehenden Beträge; mitgepfändet wird die angeblische (gegenwärtige und künftige) Forderung des Schuldners an den Drittschuldner auf Auszahlung eines vereinbarten Dispositionskredits („offene Kreditlinie“), soweit der Schuldner den Kredit in Anspruch nimmt</p> <p>2. Forderung auf Auszahlung des Guthabens und der bis zum Tag der Auszahlung aufgelaufenen Zinsen sowie das Recht auf fristgerechte bzw. vorzeitige Kündigung der für ihn geführten Sparguthaben und/oder Festgeldkonten</p> <p>3. Forderung auf Auszahlung der bereitgestellten, noch nicht abgerufenen Darlehensvaluta aus einem Kreditgeschäft, wenn es sich nicht um zweckgebundene Ansprüche handelt</p> <p>4. Forderung auf Zahlung aus dem zum Wertpapierkonto gehörenden Gegenkonto, auf dem die Zinsgutschriften für die festverzinslichen Wertpapiere gutgeschrieben sind</p> <p><input type="checkbox"/> Anspruch auf Zugang zu Bankschließfächern und auf Mitwirkung des Drittschuldners bei der Öffnung des Bankschließfachs bzw. auf die Öffnung des Bankschließfachs allein durch den Drittschuldner zum Zweck der Entnahme des Inhalts</p> <p><input type="checkbox"/> Anspruch auf Herausgabe der in den Depots und Unterdepots des Schuldners verwahrten Wertpapiere aus Sonder- und Drittverwahrung mitsamt den Eigentumsrechten an den Wertpapieren sowie bei Sammelverwahrung den Anspruch auf Herausgabe einer dem Anteil bzw. dem Wertpapierennennbetrag des Schuldners entsprechenden Anzahl von Einzelstücken aus der Sammelverwahrung mitsamt dem Miteigentumsanteil des Schuldners am Sammelbestand sowie bei Verbriefung von Wertpapieren in Sammelurkunden, insbesondere Globalurkunden, den Anspruch auf Übertragung der Buchforderung bzw. auf Umbuchung von Girosammel-Depotgutschriften mitsamt dem Miteigentumsanteil des Schuldners an solchen Sammelurkunden, jeweils einschließlich des Anspruchs auf Auskehrung von jeglichen Wertpapiererträgen</p> <p><input type="checkbox"/> _____</p>	<p style="color: red;">預金取扱金融機関に対する債権</p>
I	<p>Forderungen und sonstige Rechte gegenüber Bausparkassen</p> <p>aus dem über eine Bausparsumme von (rund) _____ Euro abgeschlossenen Bausparvertrag Nummer _____ Vertragsnummer _____</p> <p>insbesondere</p> <p>1. Forderung auf Auszahlung des Bausparguthabens nach Zuteilung</p> <p>2. Forderung auf Auszahlung der Sparbeiträge nach Einzahlung der vollen Bausparsumme</p> <p>3. Forderung auf Rückzahlung des Sparguthabens nach Kündigung</p> <p>4. Recht zur Kündigung und Änderung des Vertrags</p> <p><input type="checkbox"/> _____</p>	<p style="color: red;">住宅金融金庫に対する債権</p>

Forderungen und sonstige Rechte gegenüber Versicherungsgesellschaften 保険会社に対する債権

J

1. Forderung auf Zahlung der Versicherungssumme, der Gewinnanteile und des Rückkaufwertes aus den Lebensversicherungen, die mit dem Drittschuldner abgeschlossen sind
2. Recht zur Bestimmung desjenigen, zu dessen Gunsten im Todesfall die Versicherungssumme ausgezahlt wird, bzw. Recht zur Bestimmung einer anderen Person an Stelle der von dem Schuldner vorgesehenen
3. Recht zur Kündigung des Lebens-/Rentenversicherungsvertrages, Recht auf Umwandlung der Lebens-/Rentenversicherung in eine prämienfreie Versicherung sowie Recht zur Aushändigung der Versicherungspolice

Weitere Forderungen, Ansprüche und Vermögensrechte その他の債権、財産権

K

Es ergehen folgende Anordnungen nach § 829 Absatz 1 und § 835 Absatz 1 ZPO:

L Die Drittschuldner dürfen, soweit die Forderungen gepfändet sind, an die Schuldner nicht mehr zahlen; die Schuldner dürfen insoweit nicht über die Forderungen verfügen, sie insbesondere nicht einziehen. Im Anwendungsbereich des § 850c ZPO wird auf die Pfändungsfreigrenzenbekanntmachung in der jeweils geltenden Fassung Bezug genommen (§ 850c Absatz 5 Satz 3 ZPO).

Dem Gläubiger werden die Forderungen in Höhe des gepfändeten Betrages

zur Einziehung überwiesen. an Zahlungs statt überwiesen.

Es wird des Weiteren angeordnet, dass

M

- der Schuldner (zu Ziffer) die ihm zufließenden Rechnungen oder die Verdienstbescheine innerhalb von 14 Tagen vor Zustellung dieses Beschlusses an den Gläubiger zu übergeben hat.
- der Schuldner (zu Ziffer) die für den Schuldner geführten Sparbücher bzw. die Spar- und Sparkonten unverzüglich dem Drittschuldner zu übergeben hat.
- der Schuldner (zu Ziffer) die ihm zufließenden Rechnungen innerhalb von 14 Tagen vor Zustellung dieses Beschlusses an den Drittschuldner zu übergeben hat.
- ein von den Gläubigern zu beauftragender Gerichtsvollzieher für die Pfändung des Inhalts Zugang zum Schließfach des Schuldners (zu Ziffer) bei Drittschuldner (zu Ziffer) zu nehmen hat.
- der Drittschuldner (zu Ziffer) an einen von den Gläubigern zu beauftragenden Gerichtsvollzieher die Wertpapiere herauszugeben hat.
- der Schuldner (zu Ziffer) die ihm vom Drittschuldner (zu Ziffer) ausgestellten Versicherungspolice an den Gläubiger herauszugeben hat und dieser sie unverzüglich dem Drittschuldner vorzulegen hat.

ZPO 829 条 1 項及び 835 条 1 項に基づき、次のとおり命ずる。第三債務者は、差し押さえられた債権について債務者に対し弁済をしてはならない。債務者は差し押さえられた債権について、取立てその他の処分をしてはならない。ZPO 850c 条の適用がある場合、現在施行されている差押禁止額告示が参照される (ZPO 850c 条 5 項 3 文)。差し押さえられた債権額の限度において、債権を、債権者に 取立てのために移付する。 支払に代えて移付する。

追加的に、以下のことを命ずる。例) 債務者は、第三債務者が発行した給料明細書/預金通帳/口座残高通知書を債権者に引き渡せ、など。

Es wird nach § 850e Nummer 2 und 2a ZPO angeordnet, dass zur Berechnung des nach § 850c ZPO pfändbaren Teils des Gesamteinkommens des Schuldners (zu Ziffer) zusammenzurechnen sind:

N

- Arbeitseinkommen bei Drittschuldner (zu Ziffer) in Höhe von Euro und Arbeitseinkommen bei Drittschuldner (zu Ziffer) in Höhe von Euro. Der unpfändbare Grundbetrag ist in erster Linie den Einkünften des Schuldners bei Drittschuldner (zu Ziffer) zu entnehmen, weil diese Einkünfte die wesentliche Grundlage der Lebenshaltung des Schuldners bilden.
- Folgende laufende Geldleistung nach dem Sozialgesetzbuch: bei Drittschuldner (zu Ziffer) und Arbeitseinkommen bei Drittschuldner (zu Ziffer). Der unpfändbare Grundbetrag ist in erster Linie dem Arbeitseinkommen der genannten laufenden Geldleistung nach dem Sozialgesetzbuch zu entnehmen.
- Folgende laufende Geldleistung bei Drittschuldner (zu Ziffer) und folgende laufende Geldleistung bei Drittschuldner (zu Ziffer). Der unpfändbare Grundbetrag ist in erster Linie zu entnehmen, weil diese Einkünfte

ZPO 850c 条の規定に基づく差押可能な債務者の合算収入額を計算するため、ZPO 850e 条 2 号及び 2a 号の規定に基づき、以下の債権を合算する。: 第三債務者 () に対する労働収入に係る債権 ユーロ及び第三債務者 () に対する労働収入に係る債権 ユーロ 最低差押禁止額は第三債務者 () に対する債権から先に控除する。 第三債務者 () に対する社会法典に基づく継続的給付 に係る債権及び第三債務者 () に対する労働収入に係る債権 最低差押禁止額は、 労働収入 上記社会法典に基づく継続的給付 から先に控除する。 第三債務者 () に対する社会法典に基づく継続的給付 に係る債権 ユーロ及び第三債務者 () に対する社会法典に基づく継続的給付に係る債権 ユーロ 最低差押禁止額は第三債務者 () に対する債権から先に控除する。

O

Es liegen folgende Angaben über die wirtschaftlichen und persönlichen Verhältnisse des Schuldners (zu Ziffer) vor (Angaben für Pfändungen nach § 850d ZPO (Modul Q) oder § 850f Absatz 2 ZPO (Modul S)):
Der Schuldner kommt laufenden gesetzlichen Unterhaltspflichten gegenüber nachstehend genannten Personen wie folgt nach:

Name _____ Vorname(n) _____
Geburtsdatum _____ Verwandtschaftsverhältnis zum Schuldner: _____

vollständig. teilweise. nicht.

Name _____
Geburtsdatum _____

vollständig. teilweise. nicht. 債務者の経済的及び親族関係 (ZPO 850d 条の規定に基づく差押え (Q 群) 又は ZPO 850f 条 2 項の規定に基づく差押え (S 群) のための記載) 債務者は、次の者に対して、法律上の扶養義務を
 完全に履行している。 一部履行している。 履行していない。

Name _____ Vorname(n) _____
Geburtsdatum _____ Verwandtschaftsverhältnis zum Schuldner: _____

vollständig. teilweise. nicht. 扶養権利者の氏名、生年月日、債務者との親族関係

Angaben zur teilweisen Erfüllung von Unterhaltspflichten: 扶養義務の一部履行に関する記載事項、その他記載事項

Sonstige Angaben: _____

Der Schuldner ist 債務者は、 就労している。 就労していない。
債務者は、 独身である。 債権者と婚姻関係または同性パートナーシップ関係にある。 第三者と婚姻関係または同性パートナーシップ関係にある。 離婚またはパートナーシップ関係を解消した。

erwerbstätig. nicht erwerbstätig.

Der Schuldner ist ledig. mit dem Gläubiger verheiratet oder eine eingetragene Lebenspartnerschaft führend. mit einem Dritten verheiratet oder eine eingetragene Lebenspartnerschaft führend. geschieden.

Zusätzliche Angaben ausschließlich für Pfändungen nach § 850d ZPO (Modul Q):
 Der Schuldner hat sich in Bezug auf Unterhaltsrückstände, die länger als ein Jahr vor Stellung dieses Antrags fällig geworden sind, seiner Zahlungspflicht nicht absichtlich entzogen.

P

Angaben über Einkünfte von Unterhaltsberechtigten (zusätzliche Angaben für Pfändungen nach § 850d ZPO (Modul Q) oder § 850f Absatz 2 ZPO (Modul S) sowie bei Anträgen nach § 850c Absatz 6 ZPO (Modul R)):
Folgende Personen, denen der Schuldner (zu Ziffer) aufgrund gesetzlicher Verpflichtung Unterhalt gewährt, haben eigenes Einkommen:

der Ehegatte oder eingetragene Lebenspartner
Name _____ Vorname(n) _____

die Kinder
Name _____ ZPO 850d 条の規定に基づく差押え (Q 群) のための追加的記載事項
 請求債権の弁済期が申立ての日より 1 年以上前に到来しており、かつ、債務者がその支払を忘れたのは意図的ではなかった。

Art und Höhe des Einkommens _____

Name _____ Vorname(n) _____ Geburtsdatum _____
Art und Höhe des Einkommens _____

Name _____ Vorname(n) _____ Geburtsdatum _____
Art und Höhe des Einkommens _____

扶養権利者の収入 (ZPO 850d 条の規定に基づく差押え (Q 群)、ZPO 850f 条 2 項の規定に基づく差押え (S 群) または ZPO 850c 条 6 項に基づく申立てがされた場合 (R 群) のための記載) 債務者が法律上の義務に基づき扶養する以下の者は、収入を有する。
配偶者または同性パートナーシップの相手方の氏名
子の氏名、生年月日、収入の種類・額

Es wird eine Pfändbarkeit bei Unterhaltsansprüchen nach § 850d ZPO angeordnet.

Vom Gericht auszufüllen:

Es ergehen folgende Anordnungen nach § 850d ZPO:

Für die Pfändung wegen der Rückstände, die länger als ein Jahr vor dem Antrag auf Erlass des Pfändungsbeschlusses, bei Gericht eingegangen am _____, fällig geworden sind, gilt § 850d Absatz 1 Satz 1 bis 3 ZPO nicht.

Dem Schuldner sind bis zur Deckung des Gläubigeranspruchs für seinen eigenen notwendigen Unterhalt _____ Euro als unpfändbarer Betrag monatlich zu belassen.

Darüber hinaus sind ihm bis zur Deckung des Gläubigeranspruchs als unpfändbarer Betrag monatlich zu belassen:

_____ Euro zur Erfüllung seiner laufenden gesetzlichen Unterhaltspflichten gegenüber den Berechtigten, die dem Gläubiger vorgehen.

_____ / _____ des verbleibenden Betrages zur gleichmäßigen Befriedigung der Unterhaltsansprüche der unterhaltsberechtigten Personen, die dem Gläubiger gleichstehen.

Der dem Schuldner danach zu belassende Teil seines Arbeitseinkommens darf den Betrag nicht übersteigen, der ihm nach der Tabelle in der Pfändungsfreigrenzenbekanntmachung in der jeweils geltenden Fassung bei voller Berücksichtigung der genannten unterhaltsberechtigten Person zu verbleiben hätte.

Dieser monatliche unpfändbare Betrag gilt für

das Art. bezeichnet

das Gut

Sonstige: _____

Gründe: _____

ZPO 850d 条の規定に基づき、請求債権が扶養義務に係る金銭債権である場合の差押可能額につき命ずる。

裁判所使用欄：ZPO 850d 条の規定に基づき次のとおり命ずる。：

本件申立ての 1 年以上前に弁済期が到来している扶養義務に係る債権を請求債権とする差押えについては、ZPO 850d 条 1 項 1 文から 3 文までの規定は適用しない。

請求債権の弁済に至るまでの間、債務者の必要生計費として月額 _____ ユーロを差押禁止額と定める。さらに、請求債権の弁済に至るまでの間、以下も差押禁止額と定める。

債権者に優先する扶養権利者に対する履行のために、月額 _____ ユーロ

債権者と同順位の扶養権利者に対する履行のために、月額 _____ ユーロ

差し押さえてはならない債務者の労働収入の部分は、上述の扶養権利者全員を考慮した上、差押禁止額告示に従って計算された差押禁止額を超えてはならない。

上記差押禁止額は、以下にも適用される。

ZPO 850c 条に定められた制限に服さない労働収入及び ZPO 850a 条 1 号、2 号及び 4 号の金額

債務者の差押禁止口座における預金債権

Es wird die (teilweise) Nichtberücksichtigung von Unterhaltsberechtigten des Schuldners nach § 850c Absatz 6 ZPO angeordnet.

Vom Gericht auszufüllen:

Bei der Berechnung des unpfändbaren Teils des

Arbeitseinkommens des Schuldners

Guthabens auf dem Pfändungsschutzkonto des Schuldners

bleiben nachfolgende Personen, denen der Schuldner auf Grund gesetzlicher Verpflichtung Unterhalt gewährt und die eigene Einkünfte haben, wie folgt unberücksichtigt:

Name	Vorname(n)	Geburtsdatum
_____	_____	_____
<input type="checkbox"/> ganz <input type="checkbox"/> in Höhe von _____ Euro <input type="checkbox"/> in Höhe von _____ Prozent.		
Name _____	Vorname(n) _____	Geburtsdatum _____
<input type="checkbox"/> ganz <input type="checkbox"/> in Höhe von _____ Euro <input type="checkbox"/> in Höhe von _____ Prozent.		
Name _____	Vorname(n) _____	Geburtsdatum _____
<input type="checkbox"/> ganz <input type="checkbox"/> in Höhe von _____ Euro <input type="checkbox"/> in Höhe von _____ Prozent.		

Gründe: _____

ZPO 850c 条 6 項の規定に基づき債務者が扶養する者を（一部）考慮しないことを命ずる。

裁判所使用欄：

債務者の労働収入に係る債権

債務者の差押禁止口座における預金債権

のうち、差し押さえてはならない部分を計算する際には、債務者が法律上の義務に基づき扶養する者で、収入を得ている次の者は、次のとおり考慮しない。

氏名 _____ 生年月日 _____ 全部 _____ ユーロ _____ パーセント

S	<input type="checkbox"/> Es wird eine Pfändbarkeit bei Forderungen aus einer vorsätzlich begangenen unerlaubten Handlung nach § 850f Absatz 2 ZPO angeordnet.	<input type="checkbox"/> 第 850f 条 2 項の規定に基づき、故意によりされた不法行為による損害賠償請求権が請求債権となる場合の差押可能額につき命ずる。
	Vom Gericht auszufüllen: Der pfändbare Teil des Arbeitseinkommens wird ohne Rücksicht auf die in § 850c ZPO vorgesehenen Beschränkungen bestimmt. Dem Schuldner sind <input type="checkbox"/> von dem pfändbaren Arbeitseinkommen <input type="checkbox"/> von dem Guthaben auf seinem Pfändungsschutzkonto für seinen eigenen notwendigen Unterhalt _____ Euro <input type="checkbox"/> sowie zur Erfüllung seiner laufenden gesetzlichen Unterhaltspflichten _____ Euro monatlich zu belassen. Gründe: _____	裁判所使用欄： 差し押さえることができる債務者の労働収入に係る債権の額は、第 850c 条に定める制限によることなく定める。 <input type="checkbox"/> 債務者の差押可能な労働収入に係る債権 <input type="checkbox"/> 債務者の差押禁止口座における預金債権のうち、債務者の必要性経費として _____ ユーロは差し押さえてはならない。 <input type="checkbox"/> 債務者の法律上の扶養義務を履行するために必要な _____ ユーロは差し押さえてはならない。
T	Vom Gericht auszufüllen: _____	_____

Vom Gericht auszufüllen:

Datum _____ Name Rechtspflegerin/Rechtspfleger _____

Unterschrift Rechtspflegerin/Rechtspfleger

Ausgefertigt Beglaubigt

Datum _____ Name Urkundsbeamtin/Urkundsbeamter _____

Unterschrift Urkundsbeamtin/Urkundsbeamter

裁判所使用欄：
 日付、司法補助官の氏名、署名
 正本 認証謄本
 日付、書記官の氏名、署名

参考資料3 2023年差押禁止額告示の別表

以下に参考資料3として、2023年差押禁止額告示の別表を紹介する。もっとも、差押禁止額告示の別表においては、労働収入が月額、週額、日額の場合ごとに差押禁止額が告示されており、それぞれが長大であるため、月額の場合についてのみ大幅に省略した上で掲載する（省略箇所は…で示す）。告示の全体については、ウェブ上で公表されている資料を参照されたい⁶⁷。なお、法令の名前では「差押禁止額」という表記がされており、実際に法令の本体部分では前年から変更された差押禁止額について規定されているのであるが、以下で紹介する別表においては、その「差押禁止額」を前提に、第三債務者が支払ってよい金額を分かりやすく示すために「差押可能額」が記載されている点に注意されたい。

各月ごとの支払						
ユーロ	扶養すべき者〇人当たりの差押可能額					
手取金額 (月額)	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
～ 1 409,99	–	–	–	–	–	–
1 410,00 ～ 1 419,99	5,40	–	–	–	–	–
1 420,00 ～ 1 429,99	12,40	–	–	–	–	–
1 430,00 ～ 1 439,99	19,40	–	–	–	–	–
………						
1 910,00 ～ 1 919,99	355,40	–	–	–	–	–
1 920,00 ～ 1 929,99	362,40	–	–	–	–	–
1 930,00 ～ 1 939,99	369,40	–	–	–	–	–
1 940,00 ～ 1 949,99	376,40	4,98	–	–	–	–
1 950,00 ～ 1 959,99	383,40	9,98	–	–	–	–
1 960,00 ～ 1 969,99	390,40	14,98	–	–	–	–
………						
2 200,00 ～ 2 209,99	558,40	134,98	–	–	–	–

⁶⁷ 以下のウェブサイト (<https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2023/79/VO.html>) で閲覧可能である。なお、本報告書の脱稿時では2024年の差押禁止額告示は出されていないが、本報告書の公表時点では告示が出されていると思われる（前掲（注9）を参照）。

各月ごとの支払						
ユーロ	扶養すべき者〇人当たりの差押可能額					
手取金額 (月額)	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
2 210,00 ~ 2 219,99	565,40	139,98	-	-	-	-
2 220,00 ~ 2 229,99	572,40	144,98	-	-	-	-
2 230,00 ~ 2 239,99	579,40	149,98	2,38	-	-	-
2 240,00 ~ 2 249,99	586,40	154,98	6,38	-	-	-
2 250,00 ~ 2 259,99	593,40	159,98	10,38	-	-	-
.....						
2 490,00 ~ 2 499,99	761,40	279,98	106,38	-	-	-
2 500,00 ~ 2 509,99	768,40	284,98	110,38	-	-	-
2 510,00 ~ 2 519,99	775,40	289,98	114,38	-	-	-
2 520,00 ~ 2 529,99	782,40	294,98	118,38	0,58	-	-
2 530,00 ~ 2 539,99	789,40	299,98	122,38	3,58	-	-
2 540,00 ~ 2 549,99	796,40	304,98	126,38	6,58	-	-
.....						
2 790,00 ~ 2 799,99	971,40	429,98	226,38	81,58	-	-
2 800,00 ~ 2 809,99	978,40	434,98	230,38	84,58	-	-
2 810,00 ~ 2 819,99	985,40	439,98	234,38	87,58	-	-
2 820,00 ~ 2 829,99	992,40	444,98	238,38	90,58	1,58	-
2 830,00 ~ 2 839,99	999,40	449,98	242,38	93,58	3,58	-
2 840,00 ~ 2 849,99	1 006,40	454,98	246,38	96,58	5,58	-
.....						
3 080,00 ~ 3 089,99	1 174,40	574,98	342,38	168,58	53,58	-
3 090,00 ~ 3 099,99	1 181,40	579,98	346,38	171,58	55,58	-
3 100,00 ~ 3 109,99	1 188,40	584,98	350,38	174,58	57,58	-

各月ごとの支払						
ユーロ	扶養すべき者〇人当たりの差押可能額					
手取金額 (月額)	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
3 110,00 ~ 3 119,99	1 195,40	589,98	354,38	177,58	59,58	0,39
3 120,00 ~ 3 129,99	1 202,40	594,98	358,38	180,58	61,58	1,39
3 130,00 ~ 3 139,99	1 209,40	599,98	362,38	183,58	63,58	2,39
.....						
4 270,00 ~ 4 279,99	2 007,40	1 169,98	818,38	525,58	291,58	116,39
4 280,00 ~ 4 289,99	2 014,40	1 174,98	822,38	528,58	293,58	117,39
4 290,00 ~ 4 298,81	2 021,40	1 179,98	826,38	531,58	295,58	118,39
4 298,81 ユーロを超過する金額は全て差押え可能である。						

参考文献

本報告書の作成に当たっては、先ず邦語文献の先行研究を参考にした。脚注で示されているとおり、本報告書の多くの部分は先行研究の上に成り立ったものである。

労働収入の差押禁止の記述については、これを詳しく紹介する先行研究のほか、特に、Brox/Walker, Zwangsvollstreckungsrecht, 12. Aufl., 2021 を参照した。同書は、定評のある体系書として知られており、記述も比較的分かりやすい。脚注において一々明示していない部分は、同書を参考にしている。

差押禁止口座の記述についても、先行研究のほか、さしあたり Brox/Walker を参照した。同書は、2021 年の発刊であり、直近の 2020 年の差押禁止口座に関する法改正に関する解説もされている。もっとも、概説的な記述しかなかったため、内容を補充するべく、なるべく立法資料を参照し、脚注で明示するようにした。

全体を通じて、定評のあるコンメンタールである Stein/Jonas/Würdinger, Kommentar zur Zivilprozessordnung, 23. Aufl., 2017 も、しばしば参照した。このコンメンタールから特に得られた情報については、脚注で明示するようにした。

第2章 フランス

立教大学 荻村慎一郎

本章は、フランスにおける給与債権の差押えに関わる制度を対象としている。

最初に、Iにおいて本章（本制度）全体の要約を提示したい。

フランスの場合、日本の民事執行法とは法系が異なることから、制度の単なる紹介に終始しても、日本法にとって直接の参考となるような示唆を見出すことは難しいと思われる。

そこで、II及びIIIの内容の中から、わが国の新たな制度を構想する際に一定の意義があると思われる部分について、とりわけ、制度確立の歴史的経緯及び制度運用の歴史的経過並びに当該制度が果たしている機能の側面に着目しつつ、簡潔に指摘する。

そのために、特にドイツ法系諸国（ドイツ、日本、韓国）とは異なる諸側面に関する背景の説明もあわせて行う。

続いて、IIは、「給料の差押え」制度全体の調査にあてられる。ここでも、わが国の新たな制度を構想する際に重要であると思われる項目について、重点的に検討している。

最後に、IIIにおいて、I及びIIで言及されている関連条文の試訳を掲げる。

I 本章（本制度）全体の要約

1 はじめに

フランスにおける給与債権の差押制度は、「給料の差押え (saisie des rémunérations)」¹として労働法典及び民事執行法典に規定されている²。

¹ 日本語訳については、原則として、『法務資料第466号 フランス民事執行法典（法律部・規則部）』（法務省大臣官房司法法制部、2018年）（以下、法務資料第466号で引用。）によっている。

² 本章で扱う「給料の差押え」については、既に山本和彦教授による重要な先行研究が存在する。山本和彦「消費者信用における賃金の責任財産性の検討 ―比較法的視点から見た賃金債権の担保化、強制執行・破産における処遇―」中野貞一郎、新堂幸司、鈴木正裕、竹下守夫、青山善充、伊藤眞、高橋宏志編『三ヶ月章先生古稀祝賀 民事手続法学の革新 下』（有斐閣、1991年）279頁以下（以下、1991年山本論文で引用する。）、同「フランス新民事執行手続法について（上）―日本法との比較を中心として」ジュリスト1040号（1994年）69頁以下（以下、1994年山本論文①で引用する。）、同、「フランス新民事執行手続法について（下）―日本法との比較を中心として」ジュリスト1041号（1994年）61頁以下（以下、1994年山本論文②で引用する。）、同『フランスの司法』（有斐閣、1995年）（1995年山本著書で引用する場合がある。）71頁以下。

以下では、本制度の沿革（２）、現行法令体系上の各種制度の位置づけ（３）、給与債権の差押制度を機能させる公的アクター及び機関（４）、ドイツ法系諸国法（ドイツ、日本、韓国）及び米国法との関係でのこの分野におけるフランス法の特徴（５）の順で、本章（本制度）全体の要約を提示する。

なお、フランスにおける給与債権の差押（給料の差押）制度の全体像をわかりやすく示すために、主に民法分野に規定されている扶養義務等にかかる定期金債権に関する差押制度についても、適宜説明している。

２ 給料の差押制度の沿革

最初に、現行の民事執行法上の「給料の差押え」制度に至るまでの当該関連分野の歴史について、時系列順に及び分野別に系統化して、簡単に整理する。

（１）民事執行法（一般手続）の沿革：ナポレオン五法典の１分野の現代化

現行の民事執行法典（CPCE）は、1970年代の新民事訴訟法典（NCPC）制定後に、本格的な法典化作業が着手された。1980年代半ばごろから準備が始められた民事執行法分野の改正及び法典化作業は、分野ごとに、段階的に進められ、1991年及び1992年の（不動産執行分野を除く）抜本的な大改正（1991年に法律が、1992年にデクレ（命令）が制定されている）に続いて、2006年の不動産執行分野の改正を経て、2012年までに法典化（現行の民事執行法典）が行われた³。

こうして法典化された現行民事執行法上の一般手続（①）の起源は、1806年に制定された（旧）民事訴訟法典（CPC）にまでさかのぼる。なお、この1806年民事訴訟法典は、いわゆるナポレオン五法典の１つであった。

1806年以降の民事執行法上の一般手続における金銭債権の差押えは、1991年及び1992年改正までは停止差押え（saisie-arrêt）により行われており、1991年及び1992年改正後は、帰属差押え（saisie-attribution）に改められ、今日に至っている⁴。

本章で扱う「給料の差押え」は、19世紀末に停止差押えの例外（特別）手続として設けられ、現行法下の帰属差押えとの関係でもその例外（特別）性が維持されている。

（２）給与債権の差押（又は取立）手続の沿革：労働法及び民法分野における展開

さて、本調査の対象となるフランスにおける給与債権の差押（又は取立）制度は、労働法分野に起源を有する制度と民法分野に起源を有する制度の２種類から構成されている。以

これらの重要な研究について、本章では、上記のような引用法で引用させて頂く。

³ 以上の詳細については、例えば、『法務資料第466号』1頁以下の山本和彦教授による解説を参照されたい。

⁴ 停止差押え及び帰属差押えについては、後述のIIの2の（2）で改めて概説する。

下では、両制度間の関係を含む全体像を示すために、項目を分けて両者それぞれの沿革を説明する。

というのも、フランスにおいては伝統的に、給料の差押え（労働法分野が起源）と扶養定期金の直接払い（民法分野が起源）という 2 つの制度間の調整が重視されてきているからである⁵。

（3）労働法分野に関連する給与差押制度：労働者＝債務者保護手続として創設・発展

給料の差押え（②）は、19 世紀後半以降の経済構造の変化（農村・農業分野の農民から都市・工業分野の工場労働者へという雇用形態の変化）に伴う賃労働者の激増に対応して労働法分野が整備されていった段階を経て、19 世紀末（1895 年法）の労働法分野において、当時の民事執行法上の一般手続を利用した取立てから労働者（債務者）を保護するための特別な手続が必要である、という社会的要請（副次的には、一般手続によっていた給与債権の差押えをいっそう簡便で低廉なかたちで利用したいという債権者側の需要も存在した）に応えることを契機として導入された制度である⁶。

（4）民法分野に関連する給与差押（又は取立）制度：扶養定期金の未払いに対する救済手段

これとは別に、扶養定期金の未払いを迅速に救済するための手段として 20 世紀初頭（1907 年法）に民法に関連する簡易な差押手続（停止差押え）として設けられ、20 世紀後半（1973 年法）に本格的に整備されたものが、扶養定期金の直接払い（③）⁷である。

子の養育費や元配偶者の生計維持費などの未払いが生じた場合には、債権者は直ちに扶養定期金の直接払い（③）の手段を用いることができる。この扶養定期金の直接払い（③）

⁵ 両者の関係及び調整に関する規律については、II の 5 で説明している。

⁶ 1895 年法の立法の経緯、立法趣旨、改正の重要点などについては、後述の II の 3 で説明している。

⁷ 扶養定期金の直接払い（paiement direct des pensions alimentaires）については、まずは、山本教授による『法務資料第 466 号』17 頁の説明を参照されたい。

この制度は、扶養定期金の 1 度目の債務不履行のときから、債権者が執行吏（士）を介して第三債務者に請求することにより、差押債権（金額）が直ちに、第三債務者から債権者に対して直接支払われる、簡易迅速な手続である。当該手続には主に執行吏（士）が関与し、執行裁判官（裁判所）は異議申立てを管轄する（なお、当該異議申立てがあっても、第三債務者の直接払義務は停止しない。）。

直接払請求が第三債務者に送達されると、送達の日から過去 6 か月間の未払債権（金額）及び将来の債権（金額）についても対象となる。

また、債権者は本制度を（債務者の資力と関係なく）無料で利用することができる（債務者が費用負担できない場合は、国庫から支弁される。）。この面においても、債権者の利便性が重視されている手続であるといえる。（民事執行法典第 L213-1 条以下及び第 R213-1 条以下）

が機能しない場合には、当該債権者は、さらに給料の差押え（②）により、扶養定期金を確保する方途を模索することができる⁸。

扶養定期金の差押え（又は取立て）については、20世紀後半までは、上記の扶養定期金の直接払い（③）及びその前身となる制度並びに給料の差押え（②）という2種類の手段により行われていたが、20世紀後半（1975年法）以降は、これらに加えて新たに扶養定期金の公的取立て（recouvrement public des pensions alimentaires）の制度（④）が導入された。このため、扶養定期金の差押え（又は取立て）に関する現行の制度には、扶養定期金の直接払い（③）、給料の差押え（②）、扶養定期金の公的取立て（④）の3種類の手段がある⁹。

3 現行法令体系上の各種制度の位置づけと制度の全体像

上記の項目2で整理した3つの手続のうち、給料の差押え（②）及び扶養定期金の直接払い（③）は、民事執行法典の制定時に法典内に組み込まれたが、前者については現在においてもなお、労働法典に主要部分が規定されている。ところで、給料の差押え（②）と扶養定期金の直接払い（③）との関係においては、常に後者が優先する¹⁰。

また、扶養定期金の公的取立て（④）は、いかなる法典にも統合されず、立法時のまま存置されている。

最後に、ここまでの2つの項目（2と3）の全体の内容について、下の表1でまとめる。

表1

手続	主な根拠法	その他の根拠法	現行制度確立の起源
①民事執行法（一般手続）	民事執行法		19世紀初頭の民事訴訟法典
②給料の差押え	労働法	民事執行法	19世紀末の労働法分野
③扶養定期金の直接払い	民事執行法	民法	20世紀初頭の民法分野
④扶養定期金の公的取立て	特別法	民法	20世紀後半の民法分野

4 給与債権の差押（又は取立）制度を機能させる公的アクター及び機関

以下では、直前の項目3で整理した4種類の手続の実現に関わる公的アクター及び機関について概観する。最初に、フランスの民事執行制度全体に関係する公的アクター及び機関について整理した後（1）、「給料の差押え」制度の実現に関わる公的アクター及び機関を説明する（2）。最後に、ここまでの説明全体のまとめを兼ねて、給与債権の差押分野全体の

⁸ 次項（3）及びIIの3と5で説明しているように、現実には、扶養定期金の直接払手続が最も迅速で強力な手段であるため、ここで説明している補完関係は実際には機能しないと思われる。

⁹ 扶養定期金の直接払い（③）が機能しない場合には、給料の差押え（②）を経ずに、扶養定期金の公的取立て（④）を利用することもできる。

¹⁰ この点については、IIの5の（3）で説明している。

実現に関わる公的アクター及び機関についてもみておく（3）。

（1）民事執行制度全体に関係する公的アクター及び機関：執行裁判官の専属管轄

民事執行法上の一般手続（①）においては、一方で、執行裁判所（司法裁判所）と執行裁判官（㉞）が執行、監督及び判断（審理・決定）機関となり、他方で、執行吏（士）（㉟）が中心的な執行機関として、執行処分の主要な過程を担う¹¹。

¹¹ 多国間の比較法制調査の一角を構成する本章では、比較法的文脈の中に位置づけられることを重視して「huissier」というフランス語については、以下に説明する事情に鑑みて「執行吏（士）」という表現を用いる。

そもそも執行吏（士）は、法的には裁判所付属吏という身分であるが、国家公務員ではなく職制を前提とした自由専門職であることから、「執行官」という表現はなじまないと思われる。

そのうえで、「執行吏」と「執行士」のどちらか一方を二者択一的に採用しないのは、以下の理由による。

もともとフランスにおいては、裁判所付属吏である執行吏（士）や公証人は、裁判所組織と関連付けられた職業団体（chambre）を結成できるとどまる。

これに対して弁護士は、裁判所付属吏ではない。このことの裏返しとして、弁護士は近世以来の伝統ののっとり、身分団体（フランス語では通常「ordre」という単語が用いられる。）を結成してきた。したがって、執行吏（士）はこの点において確かに、弁護士と同列に位置づけることはできない。

ところで、山本和彦教授などがかねて指摘されておられるとおり、「執行吏」という表現は、やはり、わが国の従前の制度と混同される可能性もありうる。また、「執行人」という表現についても、直ちに採用することはためらわれる。この点につき、山本和彦『フランスの司法』（有斐閣、1995年）415頁（初出は、判例時報1437号（1993年）10頁以下。）などを参照。

そこで本章では、日本及びフランス以外の本調査の対象諸国における類似のアクターとの間の距離感を伴う関係性（＝差異）を適切に表現しうる「執行士」という表現に重きを置きつつ、「執行吏（士）」としている。

以上については、『法務資料第466号』12頁注39及び36頁注29も参照されたい。

ちなみに、当代を代表するフランス法学者のお一人であられる滝沢正教授は、おそらくは山本和彦教授の先駆的な諸業績による重要な問題提起を含んだ見解を尊重され、一貫して「執行士」という表現を用いておられる。この点につき、滝沢正『フランス法』（三省堂、1997年、2002年、2008年、2010年、2018年）の各版を参照。

また、比較法学的視点を重視した民事執行法の教科書を著されておられる平野哲郎教授も、「執行士」とされている。この点につき、平野哲郎『実践 民事執行法 民事保全法 [第3版]』（日本評論社、2020年）を参照。

さらに、八木敬二准教授による『人事訴訟手続等のIT化に関する調査研究報告書』（商事法

(2) 給料の差押えの実現に関わる公的アクター及び機関：通常の裁判官の管轄

ところで、本章の対象となる「給料の差押え」は、民事執行法上の一般手続(①)に対する特別手続として位置づけられている。そのため、民事執行法上の一般手続(①)において専属管轄を有している執行裁判官(㉞)ではなくて、通常の裁判官(④)が管轄する。

さらに、執行処分の主要過程を担うアクターも、執行吏(士)(㉟)ではなく書記官(㊱)となる。

ここで、これまでの2つの項目(1と2)の内容について、以下に表2で整理する。

表2

アクター	機関	所属(活動範囲の単位)	身分
㉞執行裁判官	裁判所	司法裁判所	国家公務員(司法官)
④裁判官		司法裁判所	国家公務員(司法官)
㊱書記官		司法裁判所	国家公務員(司法省)
㉟共和国検事		司法裁判所	国家公務員(司法官)
㉟執行吏(士)	裁判所付属吏	控訴院	自由専門職(職株制)

(3) 給与債権の差押(又は取立)制度の実現全体に関わる公的アクター及び機関

すでに説明したように、フランス法においては、給料の差押え(②)は、民事執行手続における例外的な特別手続として位置づけられているため、書記官や(通常の)裁判官が執行手続を担う仕組みが取られている。

他方で、扶養定期金の直接払い(③)は、一般の民事執行手続(①)の流れに位置づけられていることから、一般の民事執行手続(①)と同様に、執行吏(士)や執行裁判官が関わる。また、扶養定期金の公的取立て(④)の場合は、経済財務省財政局県財務官及び共和国検事が、それぞれ類似した機能(役割)を担う¹²。

以上についても、下に表3¹³でまとめておく。

務研究会、2023年)79頁注49も参照。

最後に、執行吏(士)と競売吏(士)(*commissaire-priseur judiciaire*)が完全に統合される2026年以降についても、両者の後継職の職名(*commissaire de justice*)の日本語表現に関しては、上記と同様の検討が求められるように思われる。

¹² 日本国憲法の意味における三権的な分類に引き付けてみた場合、①から③までは司法府による司法手続(裁判所が所掌する伝統的な意味での司法手続)であるのに対して、④は行政府による行政手続の一種と位置づけることが適切であると考えられる。

¹³ フランスにおいては、検察官も執行を監督する立場にある。(民事執行法典第L121-5条)例えば、債務者の財産状況調査手続の場面で重要な役割を担っている(1994山本論文①71頁及び本章のIIの4の(2)の(i)の(e)を参照。)

表 3

手続	執行機関	執行・監督・判断機関
②給料の差押え	書記官	(通常の) 裁判官
③扶養定期金の直接払い	執行吏 (士)	執行裁判官
①民事執行法 (一般手続)	執行吏 (士)	執行裁判官
④扶養定期金の公的取立て	経済財務省財政局県財務官	共和国検事

5 ドイツ法系諸国法 (ドイツ、日本、韓国) 及び米国法との関係でのフランス法の特徴

最後に、本節 (I) のまとめを兼ねて、調査担当者の個人的見解を述べることをお許し頂きたい。具体的には、わが国の給与債権差押えにかかる新たな制度を構想するに際して、参考になる可能性があるフランス法の特徴について、いくつか指摘する。いずれも II において重点的に調査及び検討をしている。

(1) 実体的規制に関する特徴と示唆：債務者の年収に対する割合としての差押禁止額

フランス流の債務者保護を示す特徴の第一として、差押禁止部分の規制については、「最低差押禁止額」という債務者の年収とは独立した基準にもとづく定めはなく、あくまでも「債務者の年収に対する割合」という基準にもとづく定めによっている点を挙げることができる (II の 3 の (2) の (イ) では、世帯構成員数と年収で場合分けをしたうえで、2023 年度の基準にもとづく差押禁止額の実際の試算結果を示している。)

フランスがこのような規定方法を採用したのは、19 世紀末期の、出来高制の週給制度が採用されていた工場労働者の賃金の差押えに対応するためであった¹⁴。そのため、1895 年の制度創設当初は、年収の 10% という、現代から見れば低い割合に抑えられてもいた。

法分野 (法制度) は経路依存性 (path dependence) が高い (強い) 分野 (制度) であることから、このようなフランスの規定方法は、19 世紀末期の雇用慣行や時代状況に起因する仕組みを現在に至るまで引き継いでいる、という見方も成り立つ。

この点、山本教授がすでに指摘されておられるように¹⁵、債務者の収入に応じて差押禁止額を細かく調整できる点は利点であるともいえるが、こうしたアプローチは特にドイツ法系諸国のそれとは顕著な相違がある。特に、規定の文言上からは最低差押禁止額を一見のうちに把握することが困難な点が課題となるように感じられる。

21 世紀も四半世紀を過ぎつつある現代において、フランスと同様の規定方式を新たに採

しかしながら、この表では、過度な情報を盛り込むことでかえってわかりにくくなるおそれがあることから、その点は省略している。

¹⁴ 制度設計の出発点におけるこうした特徴については、米国の規制と通ずる部分があるように見受けられる。この点については、本調査の米国担当章及び 1991 年山本論文 291 頁を参照。

¹⁵ この指摘については、1991 年山本論文 291 頁を参照。

用する場合には、それなりの制度的合理性を見出す必要があるように思われる。

以上の理由から、フランスの実体的規制の面については、直ちにわが国の改正の参考にすることは難しいかもしれない¹⁶。

(2) 手続的規制に関する特徴と示唆

(ア) 和解勧試手続（和解前置主義）の発展と定着

フランス流の債務者保護を示す特徴の第二として、和解前置主義が挙げられる。こちらも、山本教授によってすでに指摘されているように、和解の最大の利点としては、自主的な履行を契機づけることにより、債務者に対する不要な損害の発生（債務者の負債状況が使用者に知られるなど）を予防する点が特に重要であると思われる¹⁷。また、債務者の経済事情が一定程度配慮される余地があり、柔軟な弁済態様（弁済の猶予・繰延べなど）を合意しうる点も、とりわけ債務者にとっては大きな誘因（インセンティブ）となる¹⁸。さらに、潜在的な第三債務者となる使用者（雇用主）の負担を避けられうる点も、重要な制度的利点（メリット）となると考えられる¹⁹。

給料の差押えにおける和解勧試手続の起源となる仕組みは、19世紀後半（1895年法）に、主として手続の簡素化と費用軽減を求める債権者側の要請により導入された。

導入当初は、和解は任意的なものであったが、およそ50年後の20世紀半ば（1949年法）には、差押えを行う前の和解手続が義務化された（和解前置主義の確立。）。

こうして、いわば偶然の産物として始まった和解前置主義が原則となってから現在に至るまで、さらに70年余りを経ているが、和解手続を廃止しようとする動きは見られない。

このように、フランスにおける130年弱にわたる和解前置手続の運用経験及び実績からは、当事者間の自主的履行の試みを制度的に支援するこの種の段階（局面）が、給与債権の差押制度において極めて重要な役割を果たしていることが推測される。

この点は、わが国の制度の改正を構想するにあたり、一定の指針を与えてくれるように思われる²⁰。

¹⁶ もっとも、「最低差押禁止額」の基準（いわゆる相場感）を確認するなどの目的で参照することは可能であろう。

¹⁷ 雇用主に知られずに済むことから和解成立も多い点については、1994年山本論文②63頁を参照。

¹⁸ 山本教授が指摘されておられるように、和解により分割払いで解決されることも多いとされている。この点については、例えば、1994年山本論文②63頁を参照。

¹⁹ この点については、1991年山本論文292頁を参照。

²⁰ 山本教授が指摘されておられるように、さしあたり、債務者への事前審尋により任意弁済（及び異議申立て）の機会を付与することなどが考えられよう。この点については、1991年山本論文294頁及び1994年山本論文②63頁を参照。

(イ) 裁判所書記課（書記官及び出納係）の役割：差押手続の中心的機関

給料の差押手続は、既に説明しているその歴史的な経緯からも推測されるように、一般の金銭債権執行手続である帰属差押えと比して、簡易、簡便、迅速、低廉な手続方式が採用されている点も特色となる。差押手続のすべての利害関係者（債権者、債務者、第三債務者）にとって高い利便性が認められる²¹。

ところで、(ア) で説明した和解勧試手続の段階では裁判官が中心となるが、和解不調により差押手続に移行すると、それ以降は裁判所書記課（書記官及び出納係）が中心となって差押えが執行される²²。

これらの側面も、他の調査対象諸国との関係で、フランスならではの特徴として挙げる事ができると思われる。

(3) 制度全体の位置づけに関する特徴と示唆：扶養定期金債権の最優先化

この側面に関しては、すでに山本教授も指摘されておられるように²³、扶養定期金にかかる債権への配慮、特に扶養定期金の直接払いの制度を挙げる事ができる。

フランスにおいては、とりわけ 1960 年代後半以降、離婚及び再婚、さらには事実婚の増加に伴い、一人親家庭及び複合家族並びに婚外子の割合も次第に増えている。このことから、扶養定期金の確保（回収）に関しては長年にわたり重要な社会的課題として認識されてきた結果、現在のような全体の仕組みができあがったとされている²⁴。

逆に、扶養定期金の直接払いのような制度を持たないわが国においては、例えば給与債権の差押制度の中で、扶養定期金にかかる債権を優先的に回収する仕組み²⁵と債務者の生計維持のための配慮との間の利害対立を適切に調整する措置を設けることも、可能性としては考えられるのではないだろうか。

²¹ 例えば、第三債務者（雇用主）の負担軽減が図られるよう改善された点（雇用主は債務者の雇用状況などについて、裁判所への報告が義務づけられているが、当該報告は書面で足りるようになった。）については、II の 4 で説明している。

²² 例えば、債務者の収入状況の調査と把握については、裁判所書記官が主に担当している。この点についても、II の 4 で説明している。

²³ 例えば、『法務資料第 466 号』17 頁の説明を参照。

²⁴ この点について、簡潔には例えば以下の文献を参照。PERROT et THÉRY, Procédures civiles d'exécution, 3e éd, Dalloz, 2013, p. 493.

²⁵ 扶養定期金にかかる債権を優先的に回収できる仕組みの検討の必要性についても、山本教授による指摘がなされている。『法務資料第 466 号』17 頁を参照。

また、今般の共同親権制度の導入に伴う養育費等の請求権への先取特権の付与については、法務省法制審議会家族法制部会「家族法制の見直しに関する要綱案」（令和 6 年 1 月 30 日）の第 3 を参照。

(4) まとめ：法系が異なる国（フランス）に対する法制度調査がもつ意味

フランスは、16世紀後半から20世紀前半にかけて、欧州域内有数の地理的に凝集した国土を有する大国であった。同時にこの時期においては欧州域外へと地球規模で海外領土（植民地）を広げ、英国（及び後には米国）とともに、環大西洋文明圏における最先進国（先発国）の一つという立場にあった。

また、国民国家システムが主流となり始めた18世紀末の以後は、欧州大陸における域内先進（先発）国として、政治、経済、社会及び法制度の分野において周辺の国々に対して多大な（文化的）影響を及ぼしてきた。

しかしながら、近世以来長らく先進国（先発国）という恵まれた立場にあったことから、自国内の諸制度に関して根本的な近代化を進める契機に恵まれないまま、同じような境遇にある英国と並んで、周辺諸国と比べて近世由来の伝統的な諸制度がかえって存続し続けている、という側面も各所にみられる。

国家（又は社会）としてのこのようなフランスの特徴は法分野においても共通しており、明治半ば以降、主にドイツ法（及び第二次世界大戦後については米国法）を参考にしながら各種の法制度を整備してきているわが国にとって、とりわけ制度の詳細な側面で具体的に活用できるような示唆を見出すことは容易ではないと考えられる²⁶。

他方で、（英国と並んで）フランスには、環大西洋文明圏の中で（新大陸の植民国家とは異なり）伝統社会から持続的に発展してきた旧大陸諸国において、先進国（先発国）として長年にわたり、実質的な意味での民主主義（国民主権）体制の下で、自由で安定した、かつ、過度の経済格差の是正を意識しながら成熟した市民社会（又は国家）を維持してきたという、他の多くの国々からみれば得難い、まさに特別な国家（又は社会）的経験がある。

こうしたフランスの法制度の歴史的経験については、いわゆる典型的な「先進国（先発国）」における社会実験の結果（の一例）という観点から、わが国の法制度の改正を構想するうえでの大まかな指針として参考にできる部分があるように感じられる²⁷。

わが国の給与債権の差押制度が有する課題との関連で言えば、先に指摘したように、例えば和解勧試（日本法の文脈に引き直せば、債務者に対する事前審尋）の局面（機会）を取り入れることなどが考えられるのではないかと思われる。

²⁶ こうした関係性の例外としては、フランス法が母法の一つとなっている民法が挙げられる。

²⁷ 「給料の差押え」の利用状況は以下のとおりである（2022年度の司法省統計による。）。

年度	2017	2018	2019
小審裁判所（当時）の新受事件の総数	401,255	388,655	381,632
小審裁判所（当時）の既済事件の総数	414,053	381,604	399,429
（手続別内訳の中での）給料の差押事件の数	123,707	121,288	124,421

* 新受及び既済事件の総数は、被保護成年者（majeur protégé）事件数を除いたもの。

II 給料の差押え

1 はじめに

本節では、労働法典に規定されている現行の「給料の差押え」制度の規定の構造とこれまでの改正の経緯について瞥見した後（2）、本制度の内容について概観する（3以下）。

その際、比較法学的にみて極めて優れた客観的な分析的視座を設定している山本和彦教授の1991年論文の検討枠組みを基本としたうえで、1994年の2本の山本論文及び1995年山本著書の項目立てを加味して、実体的規制（3）、手続的規制及び手続の効果（4）、その他（5）の3つに分けて説明する²⁸。

2 現行の「給料の差押え」制度の規定の配置及び構造と改正の経緯

（1）現行規定の配置と構造

現行の「給料の差押え」は、民事執行手続全般に関する1991年及び1992年の改正（これらについては、本章Iの2の（1）を参照。）が出発点となる。

その後、労働法典の2007年のオールドナンス（委任立法）による法典化のための改正の際に、現行規定が労働法典内で再編成がなされ、現在に至っている。

労働法典に規定されている「給料の差押え」は、法律部と規則部に分かれて配置されており、2024年3月現在においては、法律部は12（又は6）か条、規則部は48か条から構成されている。その構造（項目立て）は、以下のようになる。

法律の部

第5編 賃金の保護

第2章 差押え及び譲渡

規則の部

第5編 賃金の保護

第2章 差押え及び譲渡

第1節 総則

第2節 給料の名目で支払われる債権（金額）の差押え

第2節の1 勧解（和解勧試）

第2節の2 差押えの手続

第2節の3 差押えの効果

第2節の4 差押えの競合

第2節の5 配当

第2節の6 差押えの障害となる事由

第3節 給料の名目で支払われる債権（金額）の譲渡

²⁸ 山本和彦教授のご研究の引用方法については、Iの1の脚注2を参照。なお、構成（項目立て）にとどまらず、内容についても山本教授によるご研究の成果の恩恵にあずかせて頂いている。山本教授におかれては、この場をお借りして、深甚なる感謝を申し上げます。

(2) 現行規定に至るまでの本制度の沿革

まず、本節が対象としている「給料の差押え」を理解するために、近代フランスにおける金銭債権の差押え制度及び裁判所制度について簡単に説明する。

(ア) 金銭債権の差押制度及び裁判所制度の歴史

(a) 金銭債権の差押えに関する一般手続：停止差押え及び帰属差押え

1806年に制定された民事訴訟法典（CPC）の下での金銭債権の差押えは、広範な執行方法を包括していた停止差押え（saisie-arrêt）と呼ばれる制度の一部として行われていた。停止差押えは、現代の基準で言えば、保全処分と差押処分とをあわせた手続である²⁹。

この停止差押えは、1991年及び1992年の改正により帰属差押え（saisie-attribution）へと改められ、金銭債権の差押えに関する一般手続となった。その後、2011年及び2012年の法典化を経て、現在に至っている。

つまり、給料の差押え及びその前身となる制度は、金銭債権の差押えに関する一般手続である停止差押え及び帰属差押えに対する特別手続ということになる。

(b) 民事第一審手続の二元性:治安判事及び小審裁判所並びに民事裁判所及び大審裁判所

金銭債権の差押手続に関わる裁判所についても、歴史的変遷がある³⁰。1958年から始まる第五共和政以前の第三及び第四共和政期においては、民事事件の第一審裁判所は、通常裁判所である民事裁判所（tribunal civil）³¹と小規模紛争（例えば訴額が低い事件など）を中心に扱う治安判事（juge de paix）の2つの系統が存在していた。

この二元性は、第五共和政下の1958年に裁判所組織に関する大規模な改革が行われてからも維持され、前者は大審裁判所（tribunal de grande instance）として、後者は小審裁判所（tribunal d'instance）として、2019年まで設置されていた。なお、2020年以降は、司法制度改革に熱心なマクロン政権の政策により、この2種類の裁判所が原則として統合され、

²⁹ 停止差押えの特徴については、1994年山本論文②61頁を参照。

なお、停止差押えは、金銭債権の差押え（後の帰属差押え）、有体動産の差押え（後の売却差押え並びに引渡し及び引渡し準備のための差押え）、保全処分（後の保全差押え）などを含んでいた。

³⁰ 裁判所制度全体につき最新の情報も含む概説として、垣内秀介「第2章 裁判所の構成」、岩村正彦、大村敦志、齋藤哲志編『現代フランス法の論点』（東京大学出版会、2021年）37頁以下を参照。また、2020年以前の詳しい状況については、山本和彦『フランスの司法』（有斐閣、1995年）を参照。

³¹ 名称はこの他にもあったが（始審裁判所、郡裁判所）、本章では1895年法の立法理由に関する説明との関連で「民事裁判所」としている。

司法裁判所 (tribunal judiciaire) となっている³²。

治安判事 (裁判所をさす場合には治安裁判所 (justice de paix)) は、大革命直後に英国やオランダなどの制度を手本として移入されたものであったが、和解又は調停による紛争解決にその特徴があった。治安判事を制度上引き継いだ小審裁判所でも同様に、紛争解決の手段として和解手続が重視されていた³³。

給料の差押え及びその前身となる手続を管轄するのは、1895 年までは民事裁判所であったが、金銭債権の差押えに関する特別手続とされた 1895 年法以後は、治安判事又は小審裁判所であった。

次項 (イ) で触れる内容も含まれるが、ここまでの内容について、下記に年表形式で整理しておく (年表 1)。

年表 1

重要な年号	1895	1949	1958	1991	2007	2011	2020
給与債権の執行 (A)	賃金等の停止差押え	給料の停止差押え		給料の差押え			
一般の金銭債権執行 (B)	停止差押え			帰属差押え			
法典化						民事執行法典	
A を管轄する裁判所	治安判事			小審裁判所			
B を管轄する裁判所	民事裁判所			大審裁判所			

(イ) 賃金等 (給料) の停止差押えの創設とその後の展開

(a) 1895 年法及び 1930 年法：制度の創設と実体的規制の拡充

前項 (I) でも触れたように、1895 年に、現行制度の起源となる労働者の賃金等の停止差押えが導入された (1895 年 1 月 12 日法)。このとき、差押可能部分の上限を年収の 10% とする実体的規制及び治安判事が管轄する簡易な差押手続 (手続的規制) が導入されている³⁴。

その後、1930 年には、現行の実体的規制を特徴づけている、債務者の収入に応じて差押可能部分が段階的に遡増する (= 差押禁止部分が段階的に遡減する) 方式が採用された (1930 年 8 月 4 日法)³⁵。

³² 統合の過程で司法裁判所が置かれなかった地の小審裁判所は、司法裁判所近隣支部 (chambre de proximité) として存続している。本章でも、規則部第 R3252-10 条等の条文で言及されている。

³³ 以上につき、例えば、山本和彦『フランスの司法』(有斐閣、1995 年) 207 頁以下を参照。

³⁴ 1895 年法の 2 つの柱については、本節の 3 で項を設けて説明している。

³⁵ 1930 年法の算定方式についても、本節の 3 で項を設けて説明する。

(b) 1949年法：事前の和解手続の義務化

すでに1895年法の段階で、手続の管轄が民事裁判所から治安判事に移されていたことから、当事者間の和解にもとづく債務者の任意履行が可能であった。この手続的特徴をさらに進めて、1949年8月2日法³⁶では、債務者の住所地を管轄する治安判事による和解手続が義務化された。また、本停止差押制度の対象債権の名称も「賃金及び手当」(salaires et appointements)並びに「給与」(traitements)から「給料」(rémunérations)に改められた。

今日においては、この1949年改正が、現行制度の骨格を形成した、と評価されている³⁷。

(c) 1991年法及び1992年デクレ：帰属差押えとの分離

不動産執行を除く民事執行法分野において極めて重要な抜本的改正となった1991年及び1992年改正においては、金銭債権一般に関する差押手続が停止差押えから帰属差押えへと改められた。この結果、給料の停止差押えは帰属差押えから分離され、改正以前の古い形式が残存するかたちになった。なお、停止差押えの名称もそのまま残された。

給料の停止差押えにとってのこの改正の主な意義は、①執行名義が必要とされるようになったこと(現在の第R3252-1条)と②保全差押えが禁止されたこと(現在の第L3252-7条)である、とされている³⁸。

(ウ) 給料の差押えに関する1991年及び1992年改正以降の主要な改正点

1991年及び1992年改正後は、まず、形式的な面においては2007年の労働法典の(再)法典化でそれまでの停止差押えの名称が消え、2011年及び2012年の民事執行法典の法典化により、民事執行法典に形式的に組み入れられた。

次いで、実質的な面においては、特に次の3点を指摘することができる³⁹。

³⁶ 1949年8月2日の法律第1049号(Loi n° 49-1049 du 2 août 1949 relative à la saisie-arrêt et à la cession des rémunérations)。本法律については、以下の文献を参考している。

HÉBRAUD, P., « La loi du 2 août 1949 relative à la saisie-arrêt des rémunérations du travail », Droit social, 1950, p. 68.

³⁷ この指摘については、以下の文献を参照。PERROT et THÉRY, Procédures civiles d'exécution, 3e éd, Dalloz, 2013, p. 506.

³⁸ この点については、以下の文献を参照。PERROT et THÉRY, Procédures civiles d'exécution, 3e éd, Dalloz, 2013, pp. 506-507.

³⁹ 労働法典における2007年の法典化のための改正以後、制度そのものに関連する改正は、法律部に関しては、2008年、2010年、2011年(2回)、2015年(2回)、2016年、2017年、2019年、2023年の合計10回である。このうち、法律によるものが8回、オルドナンス(委任立法)によるものが2回となる。

規則部については、2008年(2回)、2012年、2013年(2回)、2015年、2016年、2017年、

第1に、書記官の権限の拡大である。具体的には、複数の労働債権がある場合の差押可能額の算定及び第三債務者の選定を裁判官に代わって書記官が行うようになった。(労働法典第 L3252-4 条及び第 R3252-40 条)

第2に、差押債権者が複数いる場合の配当手続に関する異議申立制度の整備である。(同法典 R3252-36 条)

第3に、給料の差押えと税法上の手続である第三債務者への差押え (STD) 及び税法以外の公法上の差押手続である第三債務者への差押通知 (OTD) との関係定める規定である⁴⁰。(同法典 R3252-38 条)

3 給料の差押えに関する実体的規制：差押可能部分を第一義的に算定する方式

以下では、本制度の対象債権に関する実体的規制について、その定義・範囲 (1)、差押可能部分 (と差押禁止部分) の算定方法 (2)、本実体的規制の沿革と立法趣旨 (3) の3つに分けて説明する⁴¹。

(1) 対象債権とそこから控除される部分

給料の差押えの対象となるのは、名称、金額、契約の形式等にかかわらず、ある使用者 (雇用主) のために働く者に、その労働の対価として支払われるべき金銭報酬 (債権) と定義されている。(労働法典第 L3252-1 条)

差押対象の範囲については、幅広い種類の賃金又は報酬類型が想定されており、厳密な意味での (狭義の) 給料の他に、各種の手当の名目で支給されるさまざまな金銭的報酬が含まれる。

ただし、各種の税金、社会保障関連の保険料又は分担金などの公租公課に関連する義務的な支払分については、差押対象からは除外される⁴²。(同法典第 L3252-3 条)

(2) 差押可能部分とその算定方法

フランスの「給料の差押え」制度の実体的規制を特徴づけているのが、制度創設当初からの歴史的経緯により、「最低差押禁止額」という規定方法を取っていない、という点である。

2018年、2019年 (3回)、2022年の合計13回に及んでおり、そのすべてがデクレ (命令) によるものである。なお、これらの改正には、後述する差押可能部分に関する基準額を定めるデクレ (3の (2) の (ア) を参照。) については含まれていない。

⁴⁰ これらについては、いずれもIIの4と5で説明している。

⁴¹ 以下の3、4、5の3つの節では、各所において山本教授による先行研究を利用させて頂いている。

⁴² 以上については、1995年山本著書71頁も参照。

以下では、この点について、(ア) と (イ) の 2 つの側面に分けて説明する⁴³。

(ア) 差押可能額：段階に応じて差押可能部分の割合が増加する方式の採用

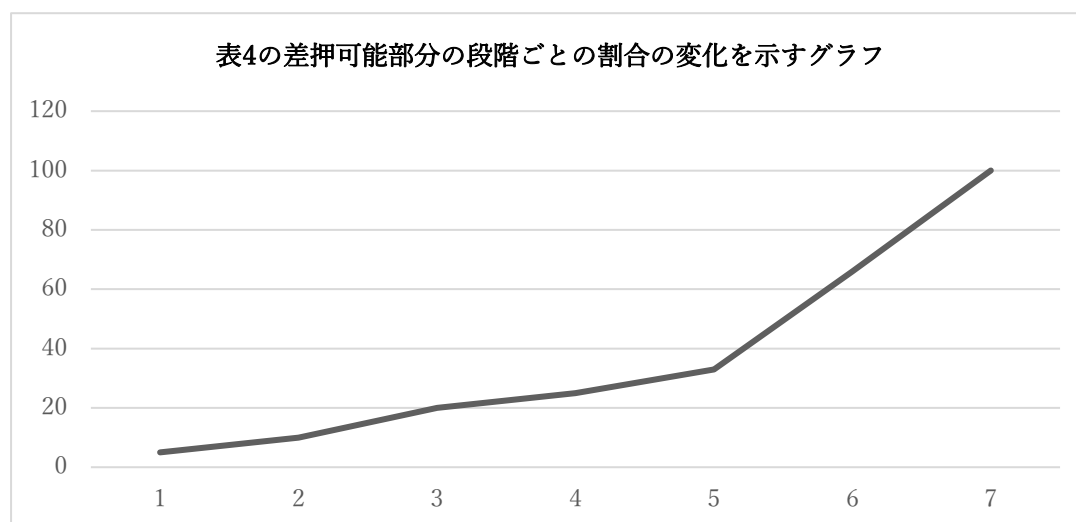
(a) 差押可能部分の規定

フランスにおいては、伝統的に、なによりもまず債務者が手にする給料全体のなかから差押可能部分について規定する方式がとられている。つまり、差押可能部分を第一義的に算定する規定態様を採用する。(労働法典第 L3252-2 条)

この場合、給料に関する差押可能部分の基準額の算定は、債務者に支給される給料の 1 年あたりの総額（さしあたり「年収」とする。）に対して 7 つの区分に基づく段階を設け、この段階があがるごとに差押可能部分の割合が増加する方式を採用しており、一覧表にする と表 4 のようになる。(同法典第 R3252-2 条)

表 4：差押可能部分（差押可能額）の算定方法に関する条文内容を表にしたもの

段階	「年収」を区分する範囲	差押可能部分の割合
1	4,370 ユーロ以下の部分	20 分の 1 (5%)
2	4,370 を超えて 8,520 ユーロ以下の部分	10 分の 1 (10%)
3	8,520 を超えて 12,690 ユーロ以下の部分	5 分の 1 (20%)
4	12,690 を超えて 16,820 ユーロ以下の部分	4 分の 1 (25%)
5	16,820 を超えて 20,970 ユーロ以下の部分	3 分の 1 (約 33%)
6	20,970 を超えて 25,200 ユーロ以下の部分	3 分の 2 (約 66%)
7	25,200 ユーロを超える部分	全部 (100%)



⁴³ 以下については、1991 年山本論文 291 頁、1994 年山本論文②62、63 頁、1995 年山本著書 71 頁も参照。

グラフによるイメージで説明すると、5の段階までは緩やかな勾配（傾き）であるが（すなわち通増といえる。）、それ以降はやや急な勾配（傾き）を示す。つまり、5の段階までの年収（例えば1ユーロ＝160円で換算した場合、5の段階の上限は約340万円となる。）に対しては、債務者に対する一定の配慮がなされていると考えられる。

なお、この算定にかかる年収の範囲を画する金額については、前年度の消費者物価の上昇率を勘案して、デクレにより毎年改定される。（労働法典第 R3252-4 条）

(b) 差押禁止部分の取扱い

このため、差押禁止部分は、債務者の年収から上記の算定方法により計算された差押可能部分（差押可能額）を控除した残余部分（差押禁止額）として認識される。

つまり、フランスの場合は、「最低差押禁止額」という債務者の年収とは独立した基準にもとづく定めはなく、あくまでも「債務者の年収に対しての割合」という基準にもとづく定めによっている。

(イ) 差押可能部分の基準額の調整措置：被扶養者数の考慮及び扶養債権における特例

(a) 被扶養者数を考慮した負担軽減措置

差押可能部分の基準額の算定には、さらに、債務者世帯の被扶養者数が関係する。単身世帯（単独世帯）の場合は考慮されないが、被扶養者がいる世帯の場合では、被扶養者の人数に応じて、差押可能部分の基準額の算定に用いられる7つの段階を区分する金額が上昇する。

この区分金額の上昇措置により、結果として債務者の負担が軽減されることになる。こうした負担軽減措置に用いる算定用金額はデクレにより定められるが、例えば、2024年3月現在でいえば、扶養者1人あたり1,690ユーロ（例えば1ユーロ＝160円で換算した場合、約27万円となる。）が引き上げられる。（労働法典第 L3252-2 条、同法典第 R3252-3 条）

差押可能部分の算定のために被扶養者の人数を把握するのは、和解調書（和解が成立した場合）又は差押証書（和解不調により差押手続に移行した場合）を作成する段階になることから、後述する雇用主（使用者たる第三債務者）からの報告（判断）をもとに裁判官又は書記官が決定している、と思われる⁴⁴。（同法典第 R3252-24 条）

(b) 扶養債権にもとづく差押類型における特例

ところで、扶養債権にもとづく差押類型については、上記の差押可能部分を除外して債務

⁴⁴ 債務者の被扶養者数の把握については、後述する雇用主の報告義務に関する条文に具体的には示されていないものの、報告を義務付けられている法的状況（雇用契約など）の内容に含まれると思われる。（労働法典第 L3252-9 条、同法典第 R3252-24 条）

者に留保されている部分（いわゆる差押禁止部分、本項目の（ア）を参照。）に対しても一定程度の差押えが可能となる（下記の模式図は、1994年山本論文②63頁図②を下敷きにしている。また、87ページの試算例の模式図とも対応させている。）。（労働法典第L3252-5条）

このとき、扶養債権者は、扶養債権が最優先の債権であることから⁴⁵、他の債権者の利益を害さないよう公平の観点により、まずは差押禁止部分の中から差し押さえることが求められている（この部分は相対的禁止部分と呼ばれている。）⁴⁶。

なお、この仕組みを利用できるのは、扶養定期金の直接払いによる差押え（回収）に限定される（当該月及び直近の過去6か月分並びに将来の債権）。それ以外の扶養債権（例えば、扶養定期金の直接払手続の対象外である、直近の過去6か月分よりもさらにさかのぼる期間分の扶養定期金債権）の場合は、他の債権者同様に、相対的禁止部分を差し押さえることができない（差押可能部分のみが当該差押えの対象となる。）⁴⁷。

差押禁止部分		差押可能部分	
絶対的禁止部分	相対的禁止部分		
債務者	扶養債権者		その他の債権者

ただし、この場合であっても、（わが国の生活保護にかかる諸給付に対応する）活動的連帯所得手当（RSA, Revenu de solidarité active）⁴⁸に相当する金額（2023年度の場合は月額

⁴⁵ 国税債権にも優位する。この点については、5の（3）を参照。

⁴⁶ この点については、1994年山本論文②62頁及び1995年山本著書71頁も参照。

⁴⁷ この点については、特に以下の文献を参照。GUINCHARD, MOUSSA, CAYROL et DE LEIRIS (sous la direction de), Droit et pratique des voies d'exécution 2022/23, Dalloz, 2022, p. 1144.

（破毀院2002年1月31日判決をもとにした説明であると思われる。）

⁴⁸ 旧制度（2009年まで）における雇用促進最低収入又は社会参入最低所得手当（RMI, Revenu minimum d'insertion）と同種の給付で、日本の生活保護制度に引き直すと生活扶助にやや金額を上乗せしたものに相当すると思われる。

2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の場合、以下の表のようになっている（夫婦で子が2人いる家庭の場合には、例えば1ユーロ=160円で換算した場合、月額約20万円となる。）。

子又は被扶養者の数	単身世帯（単独世帯）	カップル（夫婦など）世帯
0	607.75 ユーロ	911.63 ユーロ
1	911.63 ユーロ	1093.96 ユーロ
2	1093.96 ユーロ	1276.29 ユーロ
以下1人増えるごとに	243.10 ユーロ	

608 ユーロ) については、常に債務者の手元に留保される。

したがって、この活動的連帯所得手当を下回る部分は、完全に差押禁止となる（この部分は絶対的禁止部分と呼ばれている。）。（労働法典第 R3252-5 条）

最後に、わかりやすい試算例を紹介する（算定に用いる各種基準は 2013 年度のものが用いられている。）⁴⁹。

債務者の月収が 1,900 ユーロ（年収に換算すると 22,800 ユーロ）の場合である。

債務者の月収	1,900 ユーロ
月収に対する差押可能部分（月額換算）	596 ユーロ
月収に対する差押禁止部分（月額換算）	1,304 ユーロ
複数の扶養定期金債権の合計額（月額）	950 ユーロ
債務者の手元に留保される活動的連帯所得手当（RSA）相当額（月額）	483 ユーロ

上記の想定で、扶養定期金債権者が、扶養定期金の直接払い（民事執行法典第 L213-1 条以下）を利用した場合には、本項 (b) の特例（労働法典第 L3252-5 条）は、以下のように適用される（給料の差押制度と扶養定期金の直接払制度の関係については、5 の (3) の (ア) でも説明している。）。

試算例

差押禁止部分		差押可能部分	
1,304 ユーロ		596 ユーロ	
483 ユーロ	821 ユーロ	129 ユーロ	467 ユーロ
絶対的禁止部分	相対的禁止部分	優先部分	
債務者	扶養定期金債権者（合計で 950 ユーロ）	その他の債権者	

(c) 実際の試算結果：年収に応じた差押禁止額の可変性の確認

差押可能額については、2024 年 3 月現在、フランス政府が運営する行政サービス全般に関するポータルウェブサイト⁵⁰を利用することで、試算できるようになっている。

ここまでの説明を踏まえて、①夫婦と 2 人の未成年の子から構成されている世帯（妻が

⁴⁹ この試算例については、以下の文献を参照。PERROT et THÉRY, Procédures civiles d'exécution, 3e éd, Dalloz, 2013, pp. 519-520.

⁵⁰ これについては、政府官房所管の [Estimer le montant de la saisie sur salaire \(ou saisie sur rémunérations\) \(Simulateur\) | Service-Public.fr](#) からアクセスし、リンク先の司法省所管の [Saisies sur salaire | Justice.fr](#) で試算が可能である。（2024 年 3 月参照。）

働いていないため被扶養者数が3名)、②単身世帯(単独世帯)(被扶養者数が0名)という2つの例を仮定する。

そのうえで、両世帯ともに世帯年収について以下の4種類のケースを想定する。

・表4の段階2の上限に近い8,500ユーロ(例えば1ユーロ=160円で換算した場合、136万円となる。)

・段階3の上限に近い12,000ユーロ(例えば1ユーロ=160円で換算した場合、192万円となる。)

・段階5の上限に近い20,000ユーロ(例えば1ユーロ=160円で換算した場合、320万円となる。)

・段階7にあたる50,000ユーロ(例えば1ユーロ=160円で換算した場合、800万円となる。)

この4種類の想定年収から、上記のウェブサイトで算出した差押可能額を差し引いて差押禁止額を試算すると、以下の表5のようになる(この場合も1ユーロ=160円で換算している。)⁵¹⁵²。

表5：差押禁止額の年額(1ユーロ=160円で換算、小数点以下は切り捨て)

表4の段階	1	2	3	5	7
世帯年収(ユーロ)	4,300	8,500	12,000	20,000	50,000
世帯年収(円換算)	約69万円	136万円	192万円	320万円	800万円
①の世帯の差押禁止額		129万円	180万円	281万円	356万円
②の世帯の差押禁止額		118万円	170万円	260万円	283万円

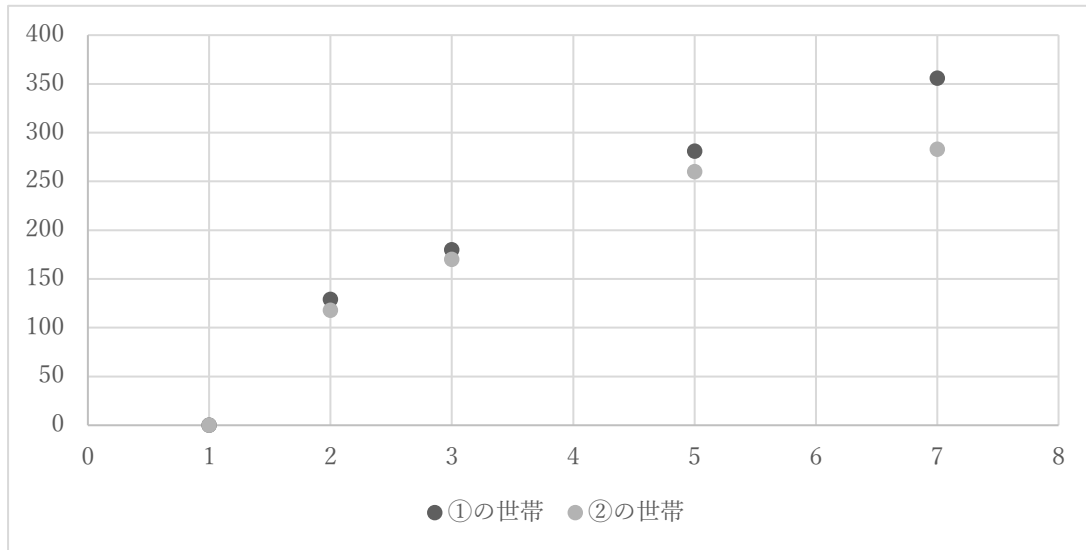
⁵¹ 段階1の上限に近い年収4,300ユーロ(例えば1ユーロ=160円で換算した場合、約69万円)は、月収換算で358ユーロとなるが、この場合は今年度の活動的連帯所得手当(RSA)の金額(608ユーロ)を下回ることから、絶対的禁止部分となり、差し押さえることができない。

⁵² ユーロ表示の場合、表5は以下のようなになる(月収で試算されるため、年収に修正した。)

表5：差押禁止額の月額と年額(世帯年収を12で割ったものを月収として試算に使用)

表4の段階	1	2	3	5	7
世帯年収(ユーロ)	4,300	8,500	12,000	20,000	50,000
試算した月収(ユーロ)	358	708	1,000	1,666	4,166
①の差押禁止額(月収)		672.60	937.50	1,465.75	1,855.90
①の差押禁止額(年収)		8,071	11,250	17,589	22,270
②の差押禁止額(月収)		651.61	885.21	1,358.08	1,473.53
②の差押禁止額(年収)		7,387	10,622	16,296	17,682

表 5 の差押禁止額の試算結果を散布図の形式で示したもの



なお、表 5 の結果を散布図の形式で示したものからも視覚的に確認できるように、差押禁止額は、年収が上がるにつれて年収に占めるその割合が急速に減少していく（いわゆる横倒しの放物線の形状に近くなる。）。

(d) 給料が銀行口座又は郵便局の口座に振り込まれた場合の取扱いについて

給料が銀行口座又は郵便局口座への振込により支給された場合には、差押禁止部分に関する差押えは認められていない⁵³。

具体的には、当該口座の預金残高の中に「差押禁止繰越分」(report d'insaisissabilité) が設けられる、という構成をとりつつ、(ア) で算定された差押禁止額が維持される⁵⁴。(民事執行法典第 L112-4 条)

債務者に留保される「差押禁止繰越分」(差押禁止額) は法律上当然に認められるわけではなく、当該銀行口座に対して差押えが行われた場合には、債務者(口座名義人) が、債権者が銀行に対して支払(払渡し)を請求するよりも前に、銀行に当該「差押禁止繰越分」(差

⁵³ この点については、1991 年山本論文 291 及び 292 頁、1994 年山本論文②62 頁も参照。

⁵⁴ もともと裁判例では銀行口座振込分の差押禁止性が否定されていたところ、給料の差押えについては 1972 年に差押禁止部分(相当額)の差押えを禁止する立法がなされ、家族手当などにも対象が広げられたのち、1991 年改正 (I の (1) を参照) で一般手続に導入された。

押禁止額)を留保するよう、差押えの一部解除(解放)を請求する必要がある⁵⁵。(同法典第 R162-6 条)

(3) 差押可能部分を規定する制度の沿革と趣旨

本節の最後に、フランスにおける「給料の差押え」の実体的規制を特徴づけている差押可能部分を規定する方式の導入に至った歴史的経緯、制度導入当初の立法趣旨及びその後の変遷について確認しておく。

(a) 差押可能部分の規定方式：給与債権の差押制度導入当初からの制度：1895 年法①

フランスの「給料の差押え」制度を特徴づけている、差押可能部分を規定する方式の起源については、現行の「給料の差押え」制度へと直接つながる大きな改正を定めた 1895 年 1 月 12 日の法律⁵⁷にさかのぼることができる⁵⁸。

19 世紀後半に入ると、英国に続いてフランス国内でも第二次産業革命の進展に伴い、労働者全体に占める(工場)労働者(ouvriers)などの現業労働者(いわゆるブルーカラー)の割合が、それ以前の時代に比べて大幅に増えていた。

このような工場労働者の人口が激増するにつれて、債務者たる彼らの賃金(salaires)に対する差押えが、年間 50,000 件に達するような状況となっていた。

他方で、債権者にとってみれば、金銭債権の差押えの際に通常用いられる停止差押えは、一般手続であるがゆえに、執行吏(士)などの関与も本格的なものであり、かつ、手続にそれなりの(多大な)時間と(高額)の費用を要するものであった。

こうした現状について債務者側及び債権者側双方から生じている不満を汲みとった政府が、商業会議所(Chambre de Commerce)及び労働審判所(Conseil de prud'hommes)に対して現行制度が抱える課題について諮問したところ、実に 171 団体中 152 団体(89%)が、特別法の制定による制度改革を強く望んでいることが判明した。そのため、1894 年から代議院(下院)(Chambre des députés)及び元老院(上院)(Sénat)において新たな特別

⁵⁵ 債務者は、給料である旨(の因果性)を証明することを要する。以上については、1994 年山本論文②62、63 頁も参照。

⁵⁶ なお、この場合には(給料の差押えにおける保全差押禁止の原則(労働法典第 L3252-7 条)とは異なり、)債権者による保全差押えは認められる、とする指摘がある。この点については、特に以下の文献を参照。GUINCHARD, MOUSSA, CAYROL et DE LEIRIS (sous la direction de), Droit et pratique des voies d'exécution 2022/23, Dalloz, 2022, p. 1141.

⁵⁷ 労働者又は従業員等の賃金及び低額給与の停止差押えに関する法律(Loi relative à la saisie-arrêt sur les salaires et petits traitements des ouvriers ou employés)

⁵⁸ 1895 年法の立法の経緯、趣旨、目的などに関する説明は、以下の文献による。BOURGUEIL, Edgard, *La saisie-arrêt : commentaire théorique et pratique de la loi du 12 janvier 1895*, Arthur Rousseau, 1895., pp. 1-14.

法の立法に向けた審議がなされた。

上記の過程を経て制定された 1895 年法は、一般的な金銭債権差押制度である停止差押えと比して、以下の 4 点の改正を立法の柱としていた。

- ①労働者又は従業員の賃金（変動給）及び給与（固定給）の差押え及び譲渡に対して差押可能部分を設ける規制の導入。
- ②給料の停止差押手続の管轄の（民事裁判所から）治安判事（治安裁判所）への変更。
- ③当該手続への執行吏（士）の関与を行わず、簡易、迅速、低廉な手続とすること。
- ④差押債権（差押金）の配当の容易化及び配当費用の低減。

差押可能部分に関する規制は 1895 年法第 1 条に定められている⁵⁹。以下の表 6 に示しているように、債務者の受領する報酬形態により、差押可能部分に関する規制に違いが生じる仕組みを採用している。

報酬形態が変動給（出来高制など）である賃金（salaires）を受領している労働者、使用人、奉公人（いわゆるブルーカラー）については当然に、10 分の 1 のみが差押可能部分として認められる。

他方で、報酬形態が固定給（月給制、年俸制など）である給与（traitements）を受領している企業の一般従業員や公務員については年収制限が設けられ、差押可能部分が 10 分の 1 となるのは年収 2,000 フラン以下の、収入が低い者に限られる。年収 2,000 フランを超える者については、本法による保護の対象とならない。

なお、本法制定当時の 2,000 フランは、2012 年現在の貨幣価値に換算するとおよそ 8,440 ユーロ相当となる⁶⁰（例えば 1 ユーロ＝160 円で換算した場合、約 135 万円となる。）。

以上が、フランスにおける給与債権差押制度の出発時における規制の概要である。これについても、以下に表 6 でまとめておく。

表 6：1895 年法第 1 条に定める差押可能部分

報酬形態	債務者の属性	差押可能部分の規制
賃金（変動給） 出来高による週給	労働者、 使用人、奉公人	10 分の 1。
給与（固定給） 月給又は俸給	企業の一般従業員、 公務員	年収が 2,000 フラン以下の場合には、10 分の 1。 年収が 2,000 フラン超の場合には、制限がなくなる。

⁵⁹ III に本条文の試訳を掲げている。

⁶⁰ 以下の文献によれば、1880 年当時の 1 フランは、2012 年の段階で 4.22 ユーロに相当するとされる。PERROT et THÉRY, Procédures civiles d'exécution, 3e éd, Dalloz, 2013, p. 506.

(b) 差押可能部分の規定方式が導入された理由：1895 年法②

前項でみたように差押可能部分を定める規定方式となり、かつ、賃金全体に占めるその割合が 10 分の 1 という、どちらかと言えば低いものとなった最大の理由は、当時の労働者（いわゆるブルーカラー）の賃金が週払い（週給）を基本とした変動給（出来高制）であり、月給や年俸などの固定給（固定制）の形式で支払われていなかったことによる。

当時の労働者の場合、労働時間が前もって定められておらず、本人の稼働時間が上下することが賃金収入の金額の多寡に直結していた。例えば、疾病や失業などにより稼働が少ない場合には収入は減少するし、逆に、思いもかけず、稼働時間の増加（いわゆる残業）の機会に恵まれて収入が増加することもありうる。

労働者は、この点で、当時から原則として月給制が採用され、固定給で労働していた民間企業従業員や公務員（いわゆるホワイトカラー）とは、自らが置かれた経済状況に大きな違いがあった。こうした事情から、賃金に対する差押えから労働者を一定程度保護する必要性が認識されていた。

また、差押手続を管轄する裁判所にとっては、固定給制度下の被用者の年収額を算定する場合とは異なり、変動給を基盤とする労働者の正確な年収を把握（予測）することが困難になるケースが存在することも、実務上指摘されていた。

以上の経緯により、（予測される）年収の 10 分の 1 という、現在からみると相対的に低い割合の部分に対してのみ、賃金に対する差押えを認める、という仕組みを採用することとなった。なお、固定給制度下で働く民間企業従業員及び公務員についても、比較的低い年収の者（2,000 フラン以下の者）に関しては、労働者と同様の保護が与えられることともなった。

(c) 収入の段階に応じて差押可能部分の割合が増加する方式の導入：1930 年法

その後、本節（II）の（2）（ア）でみた現行の制度につながる段階的な増加方式は、1930 年 8 月 4 日の法律⁶¹第 2 条⁶²により導入されたものである。当初は、5 つの段階に区分されており、1/20 の段階（現行法の 7 段階のうちの最初のもの）と 2/3 の段階（現行法の 7 段階で上から 2 番目のもの）がなかった（下の表 7 を参照。）。

そして 1993 年の改正以後は、デクレにより毎年改定されるようになった。

⁶¹ 労働法典第 1 卷第 3 編第 4 章「賃金及び低額給与の停止差押え及び譲渡」の第 61、62、63、64、69、70c、73 及び 73b 条を修正する法律（Loi modifiant les article 61, 62, 63, 64, 69, 70 c, 73 et 73 b, du titre III, livre I du code du travail, chapitre IV (de la saisie-arrêt et de la cession des salaires et petits traitements)

⁶² 本条文についても III に試訳を掲げている。

表 7：1930 年法の差押可能部分の算定方法に関する条文内容を表にしたもの

段階	「年収」を区分する範囲	差押可能部分の割合
1	15,000 フラン以下の部分	10 分の 1 (10%)
2	15,000 を超えて 25,000 フラン以下の部分	5 分の 1 (20%)
3	25,000 を超えて 40,000 フラン以下の部分	4 分の 1 (25%)
4	40,000 を超えて 60,000 フラン以下の部分	3 分の 1 (約 33%)
5	60,000 フランを超える部分	全部 (100%)

4 給料の差押えに関する手続的規制及び手続の効果：和解前置主義を原則とする

給料の差押えの手続は、債務者保護を重視した特別手続であるために、すでに説明したように (I の 4 の (2) を参照。)、執行裁判官ではなくて司法裁判所裁判官 (通常裁判官) が担当する。

このとき司法裁判所裁判官は、執行裁判官の権限を行使する。また、債務者の住所地の裁判官が管轄することが原則である。(労働法典第 L3252-6 条、同法典第 R3252-7 条、同法典第 R3252-11 条、司法組織法典第 L221-8 条)

本手続の当事者を代理できる者の資格については、労働法典第 L3252-11 条に定められており、本手続に関する送達や召喚については、労働法典第 R3252-6 条に定められている。

差押債権者が本手続を利用するためには、執行名義が必要である。(労働法典第 R3252-1 条)

さらに、給料の差押えの手続においては、保全差押えが禁止されている。(労働法典第 L3252-7 条)

また、債務者保護を重視した特別手続であることから、これに加えて、原則類型には和解勧試手続が前置されている。この点も大きな特色となる。

そこで、最初に、本手続を特徴づけている裁判官 (和解手続を担当。) と書記課 (書記官) (差押手続を担当。) の役割の関係について大まかに整理する (1)。

ところで、差押債権者が 1 人 (単独) の場合 (2) と複数人いる場合 (3) とで、この和解勧試手続の扱いが異なる部分が生じるため、本項では両者を場合分けして説明する。

次いで、差押執行手続中に債務者の雇用主若しくは住所又は債権者の住所が変更された場合について説明する (4)。

そして本項の最後では、本手続的規制の特色となっている和解勧試手続の沿革についても確認しておく (5)。

(1) 和解手続は裁判官が、差押手続は裁判所書記課 (書記官) が中心となる

給料の差押手続においては、和解前置主義が取られている。次項 (2) で詳しく扱うが、単独債権者から差押えの申立てがなされた場合には、和解勧試手続が設けられる。この段階

では、裁判官⁶³が和解期日において手続を主宰する。他方で、和解が不調となり、差押手続に移行すると、裁判所書記課（書記官）⁶⁴が差押えの追行において中心的な役割を担う。

（3）で扱う債権者が複数存在する場合は、後述するように差押手続のみとなるが、このときも、裁判所書記課（書記官）が差押えの追行において中心的な役割を果たす。

つまり、和解手続は裁判官が担い、差押手続は書記課（書記官）が担う。両者のこの対照的な関係性は、給料の差押手続の最大の特色であるとも指摘されている⁶⁵。

（2）単独債権者による手続：和解前置主義にもとづく手続

差押債権者が1人しかいない場合には、和解勧試手続は義務的である。和解勧試手続を経ずになされた差押えについては無効となる⁶⁶。（労働法典第 R3252-12 条）

和解が成立した場合には、差押えはそのまま終了するが（ア）⁶⁷、和解不調の時は差押手続へと移行する（イ）⁶⁸。

（ア）和解勧試手続

（a）申立て・召喚・期日

（i）差押えの申立て（申請）（*requête*）：差押えの申立て（＝差押えに関する和解の申立てとも捉えうる。）は、債権者からの申請の形式により、債務者の住所地の司法裁判所に対してなされる。（労働法典第 R3252-13 条）

（ii）召喚（*convocation*）：和解期日の日時と場所に関する情報は、和解期日の15日前までに債権者及び債務者のもとに通知又は送達される。（労働法典第 R3252-14 条及び第 R3252-16 条）

債務者に対しては、差押申立書の送達の際に召喚状も送達され、和解期日に出頭することが求められる。（同法典第 R3252-15 条）

⁶³ 裁判官（かつての小審裁判所裁判官に相当する。）については、1995年山本著書173頁以下、207頁以下及び281頁以下を参照。

⁶⁴ 書記官については、1995年山本著書300頁以下を参照。

⁶⁵ このため、前者は司法手続であるが、後者は事実上の行政手続である、という捉え方がされることもある。以上の点については、次の文献を参照。LEBORGNE, *Droit de l'exécution*, 3e éd., Dalloz, 2019, p. 624.

⁶⁶ この点については、1995年山本著書72頁も参照。

⁶⁷ この部分については、1991年山本論文292、293頁、1994年山本論文②62、63頁、1995年山本著書72頁も参照。

⁶⁸ こちらの部分についても、1991年山本論文292、293頁、1994年山本論文②62、63頁、1995年山本著書72頁も参照。

(iii) 和解期日 (audience) : 和解期日において、裁判官による和解勧誘が行われる。(労働法典第 R3252-17 条)

和解期日に債権者又は債務者が出頭しない場合には、次のような経過をたどる。(同法典第 R3252-19 条)

・債権者が出頭しない場合 : 裁判官が職権により、(差押えの申請に基づく) 召喚状の失効を宣言し、本申立てによる訴訟手続関係はいったん消滅する(債権者としては、時効が完成していない場合は、再度の申立てが可能である)。

・債務者が出頭しない場合 : 裁判官の裁量により、新たな和解期日を開くことを命じることができる。裁判官が、新たな和解手続を要しないと判断すれば、差押手続に移行する。

(b) 手続の帰結と差押債権の情報管理

(i) 和解が成立した場合

両当事者間で和解が成立した場合、裁判官は、民事訴訟法典第 129 条及び第 130 条に定める方式に従って、和解調書を作成する。これにより、差押手続は終了する⁶⁹。

(ii) 和解不調の場合

和解が不調に終わったときは、次項 (イ) で説明する差押手続に移行する。(第 R3252-18 条)

和解不調調書は、書記官が作成後 8 日以内に雇用主(使用者 = 第三債務者)に送達し、その旨が債務者にも通知される。(労働法典第 R3252-23 条)

(iii) 管轄区域の給料債権の差押えに関する諸情報の管理

司法裁判所には、所管する管轄区内のすべての給料債権の差押えに関するデータベース(20 世紀半ばまでは書類ベースのいわゆるカード式記録簿が中心であったが、近年は電子的データベースへと移行された。)が設置されている。

これらの情報の管理は書記課の担務となる。(労働法典第 R3252-9 条)

(イ) 差押手続

(a) 差押えの開始 : 裁判所書記課長及び書記官の主導による

給料の差押手続は、主として司法裁判所書記課長 (directeur) が全体を所掌し、書記官が各手続を担当する。(労働法典第 R3252-20 条)

書記官は、和解不調から 8 日以内に差押調書を作成し、差押えを開始しなければならない。(同法典第 R 3252-21 条、第 R3252-22 条)

なお、給料の差押えの取消しについては、労働法典第 R3252-29 条に定められている。

⁶⁹ 給料の差押えにおける和解前置主義のメリットについては、I の 5 の (2) の (ア) を参照。

(b) 第三債務者（雇用主）の報告義務

雇用主は、和解不調調書の送達受領後 15 日以内に、自らと債務者との間の法律関係及び先行する債権譲渡、差押え及び扶養定期金の直接払いの存在の有無などを裁判所に報告することが求められる。(労働法典第 R3252-24 条、第 R3252-26 条)

雇用主が適法な理由なく上記の報告義務を怠った場合、直接、差押債権者の債務者となるサンクションが設けられている。差押債権者は、裁判官が発するその旨の命令により、雇用主に対して直接、強制執行をかけることができる。(同法典第 L3252-9 条)

さらに、10,000 ユーロ未満の民事罰金も科（課）される可能性がある。(同法典第 R3252-25 条)

(c) 第三債務者（雇用主）の支払義務と弁済手続

(i) 雇用主の支払義務

雇用主は、毎月、債務者の給与から差押金を控除して当該金を裁判所書記課に届ける。

債権者に対して差押金の直接支払がなされることはない。差押金は、会計的記録のために裁判所書記課を介して行われる。(労働法典第 L3252-10 条、同法典第 R3252-27 条)

雇用主が上記の支払に懈怠があったときは、未払分の支払について、直接、差押債権者の債務者となるサンクションが設けられている。(同法典第 L3252-10 条)

差押債権者は、裁判官が発するその旨の命令により、雇用主に対して、直接、強制執行をかけることができる。(同法典第 R3252-28 条)

(ii) 弁済手続

申請の記載内容に応じて、以下の 2 種類の支払方法が認められている。(同法典第 R3252-27 条)

・小切手：第三債務者（雇用主）が裁判所書記課に提出し、書記課が債権者又はその代理人に送付（転送）する。

・口座振込⁷⁰：第三債務者（雇用主）が振込日と振込額を証明する責任を負う。

(d) 弁済及び配当の会計に関する分担

本差押手続においては、書記課（書記官）と出納課（又は出納係）⁷¹が弁済及び配当手続

⁷⁰ 日本語における「振込」と「振替」を区別して使用する用語法（複数存在する。）について、フランス語の場合には一般には区別されず、いずれの場合も同じ単語（virement）を用いるようである。このため、本章では、さしあたり口座「振込」としている。

⁷¹ 出納課（service de la régie）は、日本の裁判所組織と同様にフランスにおいても、パリ司法裁判所のような大規模な司法裁判所においてのみ独立して設置されており、小規模裁判所では会

の会計を担務する。

給料の差押手続に関する会計業務を所掌するのは、出納課長（又は係長）（régisseur d'avances et de recettes）である。

(i) 書記課：単独債権者による差押えの場合で、第三債務者からの支払が小切手によるとき
単独債権者による差押えの場合で、第三債務者からの支払が小切手によるときは、書記課がこれを受領し、転送事務を担う。（労働法典第 R3252-27 条）

(ii) 出納課（又は係）：それ以外の場合

それ以外の場合は、出納課（又は係）が担務する。例えば、複数債権者による差押え（次の 2 で説明する。）の場合は、小切手によるときも口座振込によるときも、第三債務者は出納課（又は係）に対して支払う。（労働法典第 R3252-27 条）

また、本差押手続の債務者が公務員である場合には、差押金は預託供託金庫（Caisse des dépôts et consignations）の口座に直接振り込まれ、その旨が出納課長（又は係長）に通知される。（労働法典第 R3252-10 条及び民事執行法典第 R212-6 条）

(e) 債務者の収入及び資産状況の調査：収入調査は書記官の担務であると推測される

債務者に関する諸情報の管理権限が書記官にあること（労働法典第 R3252-9 条）及び各雇用主に裁判所への報告義務があること（同法典第 L3252-9 条、第 R3252-24 条）から、債務者の雇用先、収入額等に関する情報は書記官に集約されている。

これらのことから、個別事件における債務者の収入状況の調査については、書記官の担務となると推測される。

なお、第三債務者（雇用主）が (イ) (b) の報告義務（第 R3252-24 条）を怠り、その結果債務者に代わり執行対象者となる場合は、裁判官が、民事執行法上の情報収集手続（第 L152-1 条以下）により、債務者の収入状況を調査する。（労働法典第 L3252-10 条）

他方で、書記官が債務者の資産状況の調査まで踏み込んで行いうるかについては、詳細な規律が存在せず、この点は不明である（本制度の目的が給料の確実な差押えにとどまることから、さしあたり、必要性があまりないことと関連があると思われる。）⁷²⁷³。

計経理・管財・その他財務関連の担当部局の中に設置されることが一般的であるようである。そのため、本章では「出納係」も併用している。

なお、パリ司法裁判所の場合、給料の差押えについては鑑定とともに出納第二課（2 つある課のうちの一方）が担当していることから、当該制度の利用数が相当に多いことがうかがわれる。

⁷² 司法省の解説資料によれば、少なくとも債務者の年金納付額の調査は行わない。なお、執行吏（士）の場合は、民事執行法典第 L152-1 条以下の情報収集手続により、差押えの追行に際して必要となる個人情報の入手が可能である。この点については、1994 年山本論文①71 頁を参照。

⁷³ 債務者が差押えを逃れるために住所や雇用主（勤務先）を転々とする場合の対応についても

(f) 複数の労働債権がある（＝債務者が複数の雇用主を有する）場合について

上記（e）と関連して、複数の労働債権がある（＝債務者が複数の雇用主を有する）場合についてもここで説明する。

複数の雇用先がある場合については、書記官が、債務者のすべての収入を合算して差押可能額を算定する。どの雇用先からどの程度差し押さえるかも、書記官の判断による。（労働法典第 L3252-4 条及び第 R3252-40 条）

債権者は、書記官への照会によって、債務者の雇用先及び収入源が複数ある状況及びそれによる差押可能額の増額について把握することが可能である（逆に、裁判所が債権者に対して、債務者の雇用状況について知りうる情報の提供を求めることも行われている。）。

この点は、本項の（b）で説明した債務者の雇用主が裁判所へ申告する情報への債権者による照会権限による。（同法典第 L3252-9 条及び第 R3252-24 条）

2013 年までは、このような場合については裁判官が差押可能額並びに差押先の選定及び配分を決定していたが、2013 年改正により、書記官に権限が移譲されている⁷⁴。

(3) 複数債権者による手続：和解勧試手続を省略した平等主義にもとづく参加及び配当手続

複数の債権者により給料の差押えが重複する場合は、いずれかの債権者に実体法上の法定の優先権がない限り、債権者間で競合する（平等主義がとられている。）。さらに、小口債権についても一定の手当てがなされている。（労働法典第 L3252-8 条、同法典第 D3252-34-1 条）

このため、単独債権者の場合（義務的和解前置）とは異なり、複数債権者間の参加と配当に関する特別の手続が設けられている。

以下では、すでに差押えの申立てが行われ、和解不調を経て差押手続に移行している差押えに対して、2 人目以降の新債権者が参加する場合で説明する。

(ア) 参加手続（新たな債権者の参加）

(a) 参加の要件：執行名義を有する者及び差押債権の譲受人

執行名義を有する債権者は、誰でも、既存の差押手続に参加することが可能である。（労働法典第 R3252-30 条）

給料債権の差押前に当該債権の適法な譲渡があるときは、譲受人は法律上当然に差押債権者とみなされる。（労働法典第 L3252-12 条）

(b) 参加の申立て：和解勧試手続の省略

新たな債権者による参加の申立ては、申請の形式により、差押手続中はいつでも行うこと

資産調査の場合と同様、調査担当者の能力不足により、詳細は不明である。

⁷⁴ この改正については、本節の 2 でも簡単に触れている。

ができる。これにより、新債権者及び債務者間の和解勧誘手続は省略される。(労働法典第 R3252-30 条、第 R3252-32 条、第 R3252-33 条)

(c) 参加の効果：第三債務者の支払方法の変更

複数の債権者が競合したときは、その時点で支払方法が変更される。

具体的には、裁判官が新債権者の債権額等を確認したのち、書記官が雇用主に対して、以後の支払を裁判所出納係あてとするように通知する。(労働法典第 R3252-31 条)

(イ) 配当手続（各債権者への弁済手続）

雇用主から出納係あてに支払われた差押金（弁済金）の配当は、原則として 6 か月ごとに行われる。(労働法典第 R3252-34 条)

配当事務は書記官が担当する。書記官は、差押えに参加している各債権者に対して、配当表と配当金額分の小切手を送達する。(同法典第 R3252-35 条)

配当に異議のある債権者は、上記の送達から 15 日以内に司法裁判所に対して異議を申し立てることができる。(同法典第 R3252-35 条、第 R3252-36 条)

(4) 差押執行手続中に債務者の雇用主若しくは住所又は債権者の住所が変更された場合

(ア) 債務者の住所若しくは雇用主又はその両方が変更された場合⁷⁵

(a) 債務者の住所のみが変更された場合

給料の差押えの執行手続中に債務者が住所のみを変更したときは、差押手続は、従前の（＝元の）裁判所においてそのまま追行される。債務者に対してその後行われる差押手続にかかる書類は、債務者の新住所へ転送される。(労働法典第 R3252-42 条)

(b) 債務者の雇用主（勤務先）のみが変更された場合

給料の差押えの執行手続中に債務者が勤務先のみを変更したときは、新雇用主の下での差押えの継続が認められている。この場合、旧雇用主からの通知後 1 年以内に請求がなされれば、和解勧誘手続は省略される。(労働法典第 R3252-44 条①)

(c) 債務者の住所及び雇用主（勤務先）の両方が変更された場合

給料の差押えの執行手続中に債務者が住所及び勤務先の両方を変更したときも、新雇用主の下での差押えの継続が認められている。この場合においても、旧雇用主からの通知後 1 年以内に請求がなされれば、和解勧誘手続は省略される。(労働法典第 R3252-44 条②)

⁷⁵ 債務者が差押えを逃れるために住所や雇用主（勤務先）を転々とする場合の対応については、本節の（1）（ア）（e）を参照。

(イ) 債権者の住所が変更された場合

債権者が住所を変更するときは、代理人を介することなく、裁判所書記課にその旨を通知すれば足りる。(労働法典第 R3252-41 条)

差押手続は、従前の(=元の)裁判所においてそのまま追行される。

(5) 和解勸試手続の沿革について

本節(II)の2の(2)の(イ)でも簡単に触れたように、給料の差押制度は、創設当初から治安判事(治安裁判所)が管轄していた。

ただし、第三共和政期の 1895 年法においては、債権者、債務者、第三債務者(雇用主)が治安裁判所に召喚され、期日において第三債務者による債務者の法的状況や収入状況などの陳述(*déclaration affirmative*)⁷⁶も踏まえて、治安判事が当該差押えの可否や差押金額を決定する、という手続であった(1895 年 1 月 12 日の法律第 9 条)。

治安判事(治安裁判所)の制度は、そもそも和解による紛争解決を重視して導入されたものであったが⁷⁷、給料の差押制度の出発点においては、和解はあくまでも任意的な位置づけにとどまっていたのである。

それでも、当該分野を治安判事が管轄していたがゆえに、和解勸試手続を導入しやすい環境が整っていたことは事実である。そして、その後、第四共和政期の 1949 年法によって、和解前置が改めて、義務化されるに至った(1949 年 8 月 2 日の法律第 8 条)。

第五共和政期に入って治安判事(治安裁判所)を引き継いだ小審裁判所においても、その通常手続において和解勸試手続が重視され、又、当該裁判所の制度的特色となっていた点は、それまでとまったく同じである⁷⁸。

以上の整理からも明らかなように、フランスの給与債権の差押制度の手続的側面を特色づけている「和解前置主義」は、制度創設から半世紀余りが経過した後に、それまでの制度の運用実態をもとに、改めて導入されたという経緯がある。

そして、こうして事前和解が義務化されてから、さらに、70 年以上にわたって和解前置主義にもとづく制度が定着し、運用され続けてきている。

フランスの場合、給与債権の差押えにおける和解前置は、なかば偶然の産物であるともいえるが、その 130 年近くにわたる運用の歴史を振り返ると、日本においてもこの種の段階

⁷⁶ 現行法上の第三債務者(雇用主)の裁判所への報告義務(労働法典第 L3252-9 条、同法典第 R3252-24 条)の起源となっている。ただし、現在では簡易化され、書面(届出)での報告で足りる。この点については、1991 年山本論文 293 頁も参照。

⁷⁷ 治安判事制度の概要については、1995 年山本著書 208、323 頁を参照。

⁷⁸ 小審裁判所の沿革、構成、管轄、手続などについては、とりわけ、山本和彦『フランスの司法』(有斐閣、1995 年) 207 頁以下を参照。この他にも、例えば、山下郁夫、野山宏、小林久起『フランスにおける民事訴訟の運営』(司法研修所、1993 年) 212 頁以下、特に 216 頁以下を参照。

(局面)を新たに設けることが検討されてもよいのではないだろうか⁷⁹。

ただし、本章で論じているフランスの裁判所における「和解」と日本の裁判所における「和解」とでは、裁判所の取り組みに違いが見受けられる点については、別途、注意する必要がある⁸⁰。

5 その他

本節(II)の最後に、実体的規制(3)並びに手続的規制及び手続の効果(4)に収めることができなかつた諸点について、不十分ではあるが概観する。具体的には、給料の差押債権の譲渡(1)、給料の差押えに対する不服申立て(2)、そして差押えの障害となる事由(他の手続との関係)(3)について扱う。

なお、条文では、「差押えの障害となる事由」として、本項の(3)で扱う「差押えの障害となる事由(他の手続との関係)」並びに「債務者及び債権者の雇用主又は住所の変更」がまとめられている(規則の部、第2節の6)。

本章においては、「債務者及び債権者の地位又は住所の変更」は、直前の4の(4)で説明している。

(1) 給料の差押債権の譲渡

(ア) 譲受人の権利と譲渡対象

フランスの場合、差押債権の譲受人は、差押前に給料債権が適法に譲渡されていれば、法律上当然に差押債権の債権者とみなされ、差押手続に参加できる。(労働法典第 L3252-12 条)

差押債権の差押可能(又は禁止)部分は、そのまま、譲渡可能(又は禁止)部分となる。(同法典第 L3252-2 条、第 R3252-2 条及び第 R3252-3 条)

(イ) 債権譲渡の要件

債権譲渡の手続は、譲渡人自身が自らの住所地の司法裁判所裁判官に届出(申告)を行う必要がある。(同法典第 R3252-45 条)

(ウ) 債権譲渡の効果

雇用主(使用者)に対しては、今度は譲受人の申立て(請求)により、書記官から譲渡の送達がなされる。雇用主は、譲渡の送達の日から、譲受人に対して弁済する義務を負う。

譲渡の対抗力もこの送達によって生じる。なお、債権譲渡の送達は譲渡から1年以内に

⁷⁹ この点については、既に、Iの5の(2)で調査担当者の個人的見解を提示している。

⁸⁰ この点について、日本の裁判官による率直な指摘がある。山下郁夫、野山宏、小林久起『フランスにおける民事訴訟の運営』(司法研修所、1993年)216頁。

行わなければ、当該債権譲渡が滅効する。(同法典第 R3252-46 条、第 R3252-47 条)

他の債権者と競合した場合には、労働法典第 L3252-12 条及び第 R3252-48 条に定められている⁸¹。

(2) 給料の差押えに対する不服申立制度

(ア) 不服申立制度の概要

本章が対象としている「給料の差押え」は(通常の)裁判官が執行裁判官としての権限を行使していることから、不服申立てについては、司法裁判所における口頭弁論を含む通常手続(準備手続と弁論の2つの段階から構成されている。)⁸²となる⁸³。(労働法典第 L3252-6 条、同法典第 R3252-8 条)

ただし、当該申立ては申請を書記課に提出する簡易な形式でよい。(同法典第 R3252-13 条)

(イ) 債務者が差押(可能又は禁止)範囲の変更を争う局面と手段の仮説的検討

ここで、日本の民事執行法における差押禁止債権の範囲変更申立手続(民事執行法第 153 条)と類似の機能を有している可能性があると思われる、差押禁止債権の範囲等について債務者が争うことができるかもしれない局面と手段について補足する。

結論から言えば、日本と同様の制度は設けられておらず、(ア)で説明した司法裁判所における口頭弁論を含む通常手続を利用することになる。

日本のような制度が整備されていない理由として、必要性が乏しいことが考えられる。おそらくは、和解手続(和解期日)において、裁判官、債権者及び債務者間で合意形成を図る過程で、差押禁止範囲、弁済計画等について、債務者の事情が考慮及び検討されるため、差押禁止範囲の変更について、別途、申立制度を準備する需要がないことが予測される。

以上を前提として、債務者が差押(可能又は禁止)範囲の変更を争う手段について模索すると、和解手続の段階(i)と、和解不調後に差押手続に移行した段階(ii)の2種類が考えられる。

⁸¹ 以上の点について、1994年山本論文②63頁及び1995年山本著書72頁も参照。なお、山本教授は、参加手続と債権譲渡手続とに共通しているこの平等主義について、フランス法の重要な特徴であることを指摘されておられる。

⁸² 司法裁判所(それまで大審裁判所)における手続については、例えば、以下の文献を参照。山下郁夫、野山宏、小林久起『フランスにおける民事訴訟の運営』(司法研修所、1993年)18頁以下、山本和彦『フランスの司法』(有斐閣、1995年)173頁以下、鈴木健太、福田剛久、川神裕『イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状』(司法研修所、1999年)193頁以下。

⁸³ このためか、給料の差押えに関する不服申立てについて項目を割いて説明している文献は少ない。さしあたり以下の文献を参照。PERROT et THÉRY, *Procédures civiles d'exécution*, 3e éd., Dalloz, 2013, p. 523, LEBORGNE, *Droit de l'exécution*, 3e éd., Dalloz, 2019, p. 628.

(a) 和解手続中の和解期日における手段：一般的な場合

まず、差押手続に移行する前の和解手続の局面である。この段階では、和解期日になる。債務者は、和解期日において、債権者からなされた差押申立ての内容に対して、裁判官に異議を申し立てることができる。(労働法典第 R3252-8 条)

この場合、債務者が対象債権の存在・性質・内容について争うことができることから⁸⁴、(かなり強引ではあるが) わが国における差押禁止債権の範囲変更申立手続と部分的に類似する機能を有しているとみなすこともできるように思われる⁸⁵

(b) 差押手続中の差押可能額決定後の手段：債務者の雇用主（勤務先）及び収入源が複数ある場合

次いで、差押手続に移行した後の局面になる。債務者の雇用主（勤務先）及び収入源が複数ある場合には、各雇用主（勤務先）別の差押額の調整及び決定は、書記官により行われたうえで、差押調書に記載され、送達される。

この債務者の雇用主（勤務先）及び収入源が複数ある場合に行われる書記官による差押額の決定は、(裁判官によるものではないため)あくまでも行政的決定 (*décision administrative*) であるものの⁸⁶、第 R3252-8 条が適用されうる、つまり、司法裁判所の口頭弁論を伴う通常手続の下での異議申立ての対象となりうる、との実務家（裁判官）による指摘がある⁸⁷。

この場合は、(事件類型が限定され、かつ、差押（可能又は禁止）範囲の変更自体ができるかどうかまでは不明であるが) 債務者が差押（可能又は禁止）額について争うことも可能でありうることから、わが国における差押禁止債権の範囲変更申立手続と部分的に類似する機能を有している可能性がある。

ただし、(ア) で述べているように、民事訴訟の一般手続上の口頭弁論を伴う審理が課されるため、日本における差押禁止債権の範囲変更申立手続に比べて利便性の点で劣るように思われる。

⁸⁴ この論点については、特に以下の文献を参考にしている。GUINCHARD, MOUSSA, CAYROL et DE LEIRIS (sous la direction de), *Droit et pratique des voies d'exécution 2022/23*, Dalloz, 2022, p. 1157.

⁸⁵ 正確には、わが国における請求異議の訴え（民事執行法第 35 条）に類似すると思われる。

⁸⁶ すでに説明したように、2013 年の改正により、差押可能額の算定及び決定は、書記官の権限とされている。

⁸⁷ この点についても、以下の文献を参照。GUINCHARD, MOUSSA, CAYROL et DE LEIRIS (sous la direction de), *Droit et pratique des voies d'exécution 2022/23*, Dalloz, 2022, p.1159.

ただし、当該箇所においても裁判例の言及がないことから、これまでこの種の事例に関する裁判例は存在しないと推測される。

(3) 差押えの障害となる事由（他の手続との関係）

他の差押手続との関係で重要となるのは、扶養定期金の直接払い（ア）と国税債権の徴収手続（イ）が、給料の差押えに対して常に優先する点である。

(ア) 扶養定期金の直接払手続：最優先となる

給料の差押えと扶養定期金の直接払い⁸⁸との関係においては、後者が常に優先される。

具体的には、執行吏（士）を介して債権者による扶養定期金の直接払請求が雇用主（第三債務者）に送達された段階で、雇用主は、債務者に留保される差押禁止分（絶対的禁止部分）を債務者のために確保したのち、まず、扶養定期金の債権者に対して、当該扶養定期金の差押債権（金額）を直接支払わなければならない。

そのうえで、裁判所書記課に対して、給料の差押えにかかる差押債権（金額）を支払い、扶養定期金の債権者以外の債権者に対する配当手続へと移る。（労働法典第 R3252-39 条）

なお、扶養定期金の直接払いにかかる差押債権は、国税債権（下記の第三債務者への差押通知（ATD））との関係でも優先される。つまり、扶養定期金にかかる債権に対しては最優先の処遇がなされている。（労働法典第 R3252-37 条、第 R3252-39 条）

ただし、扶養定期金の直接払手続は、第三債務者への差押通知（ATD）とは異なり、給料の差押手続を停止する効果は有しない。

(イ) 公的機関による差押手続との関係

公的機関による公法上の行政執行手続（徴収手続）には、税法上の手続である第三債務者への差押通知（ATD, avis à tiers détenteur）及び第三債務者への差押え（STD, saisie à tiers détenteur）並びに税法以外の公法上の差押手続である第三債務者への差押通知（OTD, opposition à tiers détenteur）の 3 種類がある^{89,90}。

(a) 第三債務者への差押通知（ATD）：国税債権は扶養債権に次いで優先される

このうち、国税債権に関する徴収手続である第三債務者への差押通知（ATD）のみが、給料の差押えに対して優先される。具体的には、当該差押通知が雇用主（第三債務者）に送達されるとその時点で追行中の給料の差押手続を停止する効果が生じる。（労働法典第 R3252-37 条）

⁸⁸ 本手続の簡単な概要については、I の 2 の (4) を参照。

⁸⁹ 以上については、『法務資料第 466 号』の 59 頁注 100、113 頁注 71、118 頁注 87 も参照。

⁹⁰ 下記以外の第 R3252-37 条から第 R3252-39 条までの事項については、分量の関係もあり、今回は省略する。

(b) それ以外の公的債権の債権者は他の債権者に準じる：平等主義

これに対して、国税債権以外の税法上の公的債権を対象とした第三債務者への差押え（STD）及び上述の 2 種類の債権以外の公的債権を対象とした第三債務者への差押通知（OTD）については、他の差押債権者と対等の関係となることから、参加手続を利用することになる。（労働法典第 R3252-38 条）

最後に、本項の内容を下記の表 8 にまとめる。

表 8

順	債権の性質	差押手続の種類	備考
1	私法上の債権	扶養定期金の直接払い	相対的禁止部分も差押可能
2	公法上の債権	第三債務者への差押通知（ATD）	国税債権を対象とし、停止効がある
3	公法上の債権	第三債務者への差押え（STD） 第三債務者への差押通知（OTD）	参加手続による参加 （平等主義の原則）
	私法上の債権	その他の債権者	

第 2 章の本文（I と II）については、以上である⁹¹。

⁹¹ 本章の調査及び執筆に際しては、主に以下の仏語文献を参照している。最後に、調査担当者の能力不足及び時間の制約により、本章の内容に関して不十分な点が多々あることについて、この場を借りてお詫び申し上げる。

ANSAULT, Procédures civiles d'exécution, 2e éd., LGDJ, 2022.

BRENNER, Procédures civiles d'exécution, 10e éd., Dalloz, 2019.

CAYROL, Droit de l'exécution, 3e éd., LGDJ, 2019.

COUCHEZ et LEBEAU, Voies d'exécution, 12e éd., Sirey, 2017.

DONNIER, (M) et DONNIER, (J.-B.), Voies d'exécution et procédures de distribution, 9e éd.,

LexisNexis, 2017.

GUINCHARD, MOUSSA, CAYROL et DE LEIRIS (sous la direction de), Droit et pratique des voies d'exécution 2022/23, Dalloz, 2022.

HOONAKKER, Procédures civiles d'exécution, 6e éd., Bruylant, 2017.

JULIEN et TAORMINA, Voies d'exécution et procédures de distribution, 2e éd., LGDJ, 2010.

LEBORGNE, Droit de l'exécution, 3e éd., Dalloz, 2019.

PERROT et THÉRY, Procédures civiles d'exécution, 3e éd., Dalloz, 2013.

PIÉDELIEVRE, Procédures civiles d'exécution, Economica, 2016.

司法省による利用者（債権者）向け解説リーフレット：給料の差押えの申請に関する解説 ([Notice Requête saisie des rémunérations \(justice.fr\)](https://www.justice.fr/Requete-saisie-des-remunerations))（2024 年 3 月参照。）

Ⅲ 関連条文の日本語訳

第2章 フランス法：給料の差押え：関連条文翻訳：1895年1月12日の法律

フランス語原文	日本語訳
<p>Article Premier</p> <p>Les salaires des ouvriers et gens de service ne sont saisissables que jusqu'à concurrence du dixième, quel que soit le montant des ces salaires.</p> <p>Les appointements ou traitements des employés ou commis et des fonctionnaires ne sont également saisissables que jusqu'à concurrence du dixième lorsqu'ils ne dépassent pas 2,000 fr. par an.</p>	<p>第1条</p> <p>①労働者と奉公人（又は使用人）の賃金は、賃金の額にかかわらず、（最大でも）10分の1までしか差し押えることができない。</p> <p>②従業員又は事務員及び公務員の手当又は給与も、1年あたり2,000フランを超えないときは、その10分の1までしか差し押えることができない。</p>

第2章 フランス法：給料の差押え：関連条文翻訳：1930年8月4日の法律

フランス語原文	日本語訳
<p>Article 2</p> <p>L'article 61 du livre Ier du code du travail et de la prévoyance sociale sera désormais rédigé comme suit:</p> <p>« Les salaires des ouvriers et gens de service, les appointements des employés ou commis ont saisissables ou cessibles jusqu'à concurrence du dixième sur la portion inférieure ou égale à 15,000 fr.;</p> <p>du cinquième sur la portion supérieure à 15,000 fr. et inférieure ou égale à 25,000 fr.;</p>	<p>第2条</p> <p>労働及び社会的相互扶助法典第1巻第61条は、次のように定める。</p> <p>①労働者及び奉公人（又は使用人）の賃金、従業員又は事務員の手当（又は給与）は、（最大で）以下の金額まで差し押さえる又は譲渡することができる。</p> <p>15,000フラン以下の部分についてはその10分の1。</p> <p>15,000フランを超えて25,000フラン以下の部分についてはその5分の1。</p>

du quart sur la portion supérieure à 25,000 fr. et inférieure ou égale à 40,000 fr.;	25,000 フランを超えて 40,000 フラン以下の部分についてはその 4 分の 1。
du tiers sur la portion supérieure à 40,000 fr. et inférieure ou égale à 60,000 fr.;	40,000 フランを超えて 60,000 フラン以下の部分についてはその 3 分の 1。
et sans limitation sur la portion dépassant 60,000 fr.	60,000 フランを超える部分については無制限。
« Il doit être tenu compte dans le calcul de la retenue, non seulement des salaires et appointements proprement dits, mais de tous les accessoires desdits salaires ou appointements à l'exception toutefois des indemnités déclarées insaisissables par la loi, des sommes allouées à titre de remboursement de frais exposés par l'ouvrier, employé ou commis et des allocations ou indemnités pour charges de famille. »	②前項の差押部分の計算においては、本来の意味における賃金及び手当（又は給与）に限定することなく、当該賃金または手当（又は給与）に付随するすべての付加給付の金額を考慮しなければならない。 ただし、法律により差押えが禁止されている補償金、（差押債務者たる）労働者、従業員又は事務員により費用返還の目的に充てられる金額及び家族扶養手当又は補償については、差押禁止部分として考慮されない。

第 2 章 フランス法：給料の差押え：関連条文翻訳：法律の部（2024 年 1 月末現在）

フランス語原文	日本語訳
Code du travail Partie législative (Articles L1 à L8331-1) Troisième partie : Durée du travail, salaire, intéressement, participation et épargne salariale (Articles L3111-1 à L3431-1)	労働法典 法律の部（第 L1 条から第 L8331-1 条まで） 第 3 部 労働時間、賃金、利益分配制度、労働者の参加及び賃金の積立貯金（第 L311-1 条から第 L3431-1 条まで）
Livre II : Salaire et avantages divers (Articles L3211-1 à L3263-1)	第 2 巻 賃金及び種々の給付 （第 L3211-1 条から第 L3263-1 条まで）
Titre V : Protection du salaire (Articles L3251-1 à L3255-1)	第 5 編 賃金の保護（第 L3252-1 条から第 L3255-1 条まで）
Chapitre II : Saisies et cessions. (Articles L3252-1 à L3252-13)	第 2 章 差押え及び譲渡（第 L3252-1 条から第 L3252-13 条まで）

<p>Article L3252-1</p> <p>Les dispositions du présent chapitre sont applicables aux sommes dues à titre de rémunération à toute personne salariée ou travaillant, à quelque titre ou en quelque lieu que ce soit, pour un ou plusieurs employeurs, quels que soient le montant et la nature de sa rémunération, la forme et la nature de son contrat.</p>	<p>第 L3252-1 条</p> <p>本章の規定は、いかなる資格であれ、いかなる場所であれ、単独の又は複数の使用者（雇用主）についてであれ、いかなる給料の金額及び性質であれ、いかなる労働契約（雇用契約）の形式及び性質であれ、賃金の支払を受けるすべての者又はすべての労働者へ給料の名目で支払われる債権（金額）に対して適用される。</p>
<p>Article L3252-2</p> <p>Sous réserve des dispositions relatives aux pensions alimentaires prévues à l'article L. 3252-5, les sommes dues à titre de rémunération ne sont saisissables ou cessibles que dans des proportions et selon des seuils de rémunération affectés d'un correctif pour toute personne à charge, déterminés par décret en Conseil d'Etat.</p> <p>Ce décret précise les conditions dans lesquelles ces seuils et correctifs sont révisés en fonction de l'évolution des circonstances économiques.</p>	<p>第 L3252-2 条</p> <p>①給料の名目で支払われる債権（金額）は、第 L3252-5 条に定める扶養定期金に関する規定の留保の下で、内閣府のデクレにより定められるすべての被扶養者にかかる緩和措置を講じたのちの給料の割合及び基準額に応じてのみ、差し押さえる又は譲渡することができる。</p> <p>②前項に定める給料の基準額及び緩和措置は経済状況の変化に応じて見直され、その要件も前項の内閣府のデクレにより定められる。</p>
<p>Article L3252-3</p> <p>Pour la détermination de la fraction insaisissable, il est tenu compte du montant de la rémunération, de ses accessoires ainsi que de la valeur des avantages en nature, après déduction des cotisations et contributions sociales obligatoires et de la retenue à la source prévue à l'article 204 A du code général des impôts.</p> <p>Il est en outre tenu compte d'une fraction insaisissable égale au montant forfaitaire mentionné à l'article L. 262-2 du code de</p>	<p>第 L3252-3 条</p> <p>①差押禁止部分の決定には、社会保障関連で義務付けられている諸税及び保険料、租税一般法典第 204 A 条に定める源泉徴収額を控除した後の給料及び各種手当、並びに、現物給与（現物支給）の金額の総額が考慮される。</p> <p>②社会活動及び家族法典第 L262-2 条に定める、1 人から構成される世帯（単身又は単独世帯）に適用される見積額についても、</p>

<p>l'action sociale et des familles applicable à un foyer composé d'une seule personne.</p> <p>Il n'est pas tenu compte des indemnités insaisissables, des sommes allouées à titre de remboursement de frais exposés par le travailleur et des allocations ou indemnités pour charges de famille.</p>	<p>差押禁止部分として考慮される。</p> <p>③差押禁止補償金、(差押債務者たる)労働者により費用返還の目的に充てられる金額及び家族扶養手当又は補償については、差押禁止部分として考慮されない。</p>
<p>Article L3252-4</p> <p>Lorsqu'un débiteur perçoit de plusieurs payeurs des sommes saisissables ou cessibles dans les conditions prévues par le présent chapitre, la fraction saisissable est calculée sur l'ensemble de ces sommes.</p> <p>Les retenues sont opérées selon les modalités déterminées par décret en Conseil d'Etat.</p>	<p>第 L3252-4 条</p> <p>①1 人の債務者が、本章に定める要件の下で、複数の支払主(使用者=雇用主)から差押又は譲渡対象となる債権(金額)を受領しているときは、差押可能部分はこれらの債権(金額)の全体をもとに算定される。</p> <p>②前項の差押可能部分の算定は、国務院のデクレにより決定された方法により行われる。</p>
<p>Article L3252-5</p> <p>Le prélèvement direct du terme mensuel courant et des six derniers mois impayés des pensions alimentaires ou des vingt-quatre derniers mois lorsque l'organisme débiteur des prestations familiales agit pour le compte du créancier peut être poursuivi sur l'intégralité de la rémunération. Il est d'abord imputé sur la fraction insaisissable et, s'il y a lieu, sur la fraction saisissable.</p> <p>Toutefois, une somme est, dans tous les cas, laissée à la disposition du salarié dans des conditions déterminées par décret en Conseil d'Etat.</p>	<p>第 L3252-5 条</p> <p>①当該月及び直近の過去 6 か月についての、又は、家族給付の債務者たる機関が債権者の訴訟に参加するときは直近の過去 24 か月についての扶養定期金の未払分の直接徴収は、給料の全部について追行することができる。</p> <p>この場合の直接徴収においては、最初に差押禁止部分が徴収対象とされ、次いで可能である場合には、差押可能部分から徴収される。</p> <p>②ただし、(直接徴収の)金額については、いかなる場合についても、国務院のデクレにより定められる要件の下で、賃金の支払を受ける者の規定に委ねられる。</p>
<p>Article L3252-6</p> <p>Abrogé par Ordonnance n° 2019-964 du 18 septembre 2019 - art. 23</p>	<p>第 L3252-6 条</p> <p>(2019 年 9 月 18 日のオールドナンスにより廃止)</p>

<p>Le juge du tribunal d'instance connaît de la saisie des rémunérations dans les conditions prévues à l'article L. 221-8 du code de l'organisation judiciaire.</p>	<p>小審裁判所の裁判官は、司法組織法典第 L 221-8 条に定める要件の下で、給料の差押えを審判する。</p>
<p>Article L3252-7 Les rémunérations ne peuvent faire l'objet d'une saisie conservatoire.</p>	<p>第 L3252-7 条 本章に定める給料は、保全差押えの対象とすることができない。</p>
<p>Article L3252-8 Abrogé par Loi n° 2023-1059 du 20 novembre 2023 - art. 47 (V) En cas de pluralité de saisies, les créanciers viennent en concours sous réserve des causes légitimes de préférence. Toutefois, les créances résiduelles les plus faibles, prises dans l'ordre croissant de leur montant, sans que celles-ci puissent excéder un montant fixé par décret, sont payées prioritairement dans les conditions fixées par ce décret.</p>	<p>第 L3252-8 条 (2023 年 11 月 20 日の法律により廃止) * 2025 年 7 月 1 日に廃止される。 ①複数の差押えが競合するときは、債権者は、(先取特権などの) 特権について適法な原因の留保の下で競合する。 ②ただし、最も脆弱な少額債権 (小口債権) は、デクレにより定められる要件の下で、このデクレにより定められる金額を超えない限度において、金額の大きな順に優先して弁済される。</p>
<p>Article L3252-9 Abrogé par Loi n° 2023-1059 du 20 novembre 2023 - art. 47 (V) Le tiers saisi fait connaître : 1° La situation de droit existant entre lui-même et le débiteur saisi ; 2° Les cessions, saisies, saisies administratives à tiers détenteur ou paiement direct de créances d'aliments en cours d'exécution. Le tiers employeur saisi qui s'abstient sans motif légitime de faire cette déclaration ou fait une déclaration mensongère peut être</p>	<p>第 L3252-9 条 (2023 年 11 月 20 日の法律により廃止) * 2025 年 7 月 1 日に廃止される。 ①第三債務者は、以下のことを知らせる。 1 本人と差押債務者との間に存在する法的状況。 2 現在執行下にある、譲渡、差押え、行政機関による第三債務者への差押え又は扶養債権の直接払い。 ②裁判官は、第三債務者たる使用者 (雇用主) が正当な理由なく本条の陳述 (届出) を忌避するとき又は虚偽の陳述 (届出) をし</p>

<p>condamné par le juge au paiement d'une amende civile sans préjudice d'une condamnation à des dommages et intérêts et de l'application des dispositions du deuxième alinéa de l'article L. 3252-10.</p>	<p>たときは、民事罰金の支払を科(課)することができる。 ただし、損害賠償の支払命令及び本章第L3252-10条第2項の規定の適用は、この民事罰金の支払命令によっては妨げられない。</p>
<p>Article L3252-10 Abrogé par Loi n° 2023-1059 du 20 novembre 2023 - art. 47 (V)</p> <p>Le tiers saisi verse mensuellement les retenues pour lesquelles la saisie est opérée dans les limites des sommes disponibles.</p> <p>A défaut, le juge, même d'office, le déclare débiteur des retenues qui auraient dû être opérées. Il peut, pour déterminer le montant de ces retenues, s'adresser aux organismes fiscaux et sociaux dans les conditions prévues aux articles L. 152-1 et L. 152-2 du code des procédures civiles d'exécution pour obtenir les informations relatives au montant de la rémunération perçue par le débiteur ainsi que sur la composition de sa famille.</p> <p>Le recours du tiers saisi contre le débiteur ne peut être exercé qu'après mainlevée de la saisie.</p>	<p>第L3252-10条 (2023年11月20日の法律により廃止) *2025年7月1日に廃止される。</p> <p>①第三債務者は、差押えが認められている金額の限度で行われる給料からの控除(差押)分を、月ごとに(裁判所に)支払う(払い込む)。</p> <p>②裁判官は、第三債務者が前項の支払(払込み)を行わないときは、職権により、第三債務者が(本来執行されるべき)当該差押債権(金額)の債務者となる旨を言い渡す(宣告する)ことができる。 裁判官は、第三債務者が支払うべき差押債権額を決定する目的で、債務者が受領している給料及び債務者の家族構成に関する情報を得るために、民事執行法典第L152-1条及び第L152-2条に定める要件の下で、税務及び社会保障当局に対して情報照会をすることができる。</p> <p>③第三債務者による債務者に対する申立ては、差押えが取り消された後にのみ、行うことができる。</p>
<p>Article L3252-11 Abrogé par Loi n° 2023-1059 du 20 novembre 2023 - art. 47 (V)</p> <p>Les parties peuvent se faire représenter par :</p> <p>1° Un avocat ;</p>	<p>第L3252-11条 (2023年11月20日の法律により廃止) *2025年7月1日に廃止される。</p> <p>①当事者は、以下の者により代理されることができる。</p> <p>1 弁護士。</p>

<p>2° Un officier ministériel du ressort, lequel est dispensé de produire une procuration ;</p> <p>3° Un mandataire de leur choix muni d'une procuration.</p> <p>Si ce mandataire représente le créancier saisissant, sa procuration doit être spéciale à l'affaire pour laquelle il représente son mandant.</p>	<p>2 委任状の提出を免除された、管轄裁判所の裁判所付属吏。</p> <p>3 当事者により代理権を授けられた代理人。</p> <p>②代理する者が差押債権者を代理するときは、委任状は、本差押えについてその者が差押債権者本人を代理するために専用に作成されるものでなければならない。</p>
<p>Article L3252-12</p> <p>Abrogé par Loi n° 2023-1059 du 20 novembre 2023 - art. 47 (V)</p> <p>En cas de saisie portant sur une rémunération sur laquelle une cession a été antérieurement consentie et régulièrement notifiée, le cessionnaire est de droit réputé saisissant pour les sommes qui lui restent dues, tant qu'il est en concours avec d'autres créanciers saisissants.</p>	<p>第 L3252-12 条</p> <p>(2023 年 11 月 20 日の法律により廃止)</p> <p>* 2025 年 7 月 1 日に廃止される。</p> <p>事前に譲渡の承諾がなされ、適式に送達された給料の差押えのときは、譲受人は当然に、差押債権（金額）を差し押さえたものとみなされる。</p> <p>この場合、他の差押債権者と競合する。</p>
<p>Article L3252-13</p> <p>Abrogé par Loi n° 2023-1059 du 20 novembre 2023 - art. 47 (V)</p> <p>Le juge peut décider, à la demande du débiteur ou du créancier et en considération de la quotité saisissable de la rémunération, du montant de la créance et du taux des intérêts dus, que la créance cause de la saisie produira intérêt à un taux réduit à compter de l'autorisation de saisie ou que les sommes retenues sur la rémunération s'imputeront d'abord sur le capital.</p>	<p>第 L3252-13 条</p> <p>(2023 年 11 月 20 日の法律により廃止)</p> <p>* 2025 年 7 月 1 日に廃止される。</p> <p>①裁判官は、債務者又は債権者の請求により、給料の差押可能部分、債権額及び支払利息の利率を考慮して、差押えの原因債権が、差押えの許可のときから軽減利率による利息を発生させるか、又は、給料に対する差押債権（金額）が、まず、元本から差し引かれるか、を決定することができる。</p>

Les majorations de retard prévues par l'article 3 de la loi n° 75-619 du 11 juillet 1975 relative au taux de l'intérêt légal cessent de s'appliquer aux sommes retenues à compter du jour de leur prélèvement sur la rémunération.	②法定利息（の利率）に関する 1975 年 7 月 11 日の法律第 75-619 号第 3 条に定める遅滞増額（延滞加算）は、給料の徴収（差押え）の日から、当該給料に対する差押債権（金額）には適用されない。
--	--

第 2 章 フランス法：給料の差押え：関連条文翻訳：規則の部（2024 年 1 月末現在）

フランス語原文	日本語訳
Code du travail Partie réglementaire (Articles R1111-1 à R8323-1)	労働法典 命令の部 (第 R1111-1 条から第 R8328-1 条まで)
Troisième partie : Durée du travail, salaire, intéressement, participation et épargne salariale (Articles R3111-1 à R3424-3)	第 3 部 労働時間、賃金、利益分配制度、労働者の参加及び賃金の積立貯金 (第 R3111-1 条から第 R3243-3 条まで)
Livre II : Salaire et avantages divers (Articles D3211-1 à R3262-46)	第 2 卷 賃金及び種々の給付 (第 D3211-1 条から第 R3262-46 条まで)
Titre V : Protection du salaire (Articles R3252-1 à R3255-1)	第 5 編 賃金の保護 (第 R3252-1 条から第 R3255-1 条まで)
Chapitre II : Saisies et cessions (Articles R3252-1 à R3252-49)	第 2 章 差押え及び譲渡 (第 R2352-1 条から第 R3252-49 条まで)
Section 1 : Dispositions communes (Articles R3252-1 à R3252-10)	第 1 節 総則 (第 R3252-1 条から第 R3252-10 条まで)
R3252-1 Le créancier muni d'un titre exécutoire constatant une créance liquide et exigible peut faire procéder à la saisie des sommes dues à titre de rémunération par un employeur à son débiteur.	第 R3252-1 条 金額が確定し、かつ、期限が到来した債権を証する執行名義を有する債権者は、使用者（雇用主）から債務者に給料の名目で支払われる債権（金額）の差押えを迫ることができる。
R3252-2 La proportion dans laquelle les sommes dues à titre de rémunération sont saisissables ou cessibles, en application de	第 R3252-2 条 給料の名目で支払われる債権（金額）のうち差押え又は譲渡が可能な割合は、第 L3252-2 条の適用により、以下のように定

<p>l'article L. 3252-2, est fixée comme suit :</p> <p>1° Le vingtième, sur la tranche inférieure ou égale à 4 370 € ;</p> <p>2° Le dixième, sur la tranche supérieure à 4 370 € et inférieure ou égale à 8 520 € ;</p> <p>3° Le cinquième, sur la tranche supérieure à 8 520 € et inférieure ou égale à 12 690 € ;</p> <p>4° Le quart, sur la tranche supérieure à 12 690 € et inférieure ou égale à 16 820 €</p> <p>5° Le tiers, sur la tranche supérieure à 16 820 € et inférieure ou égale à 20 970 € ;</p> <p>6° Les deux tiers, sur la tranche supérieure à 20 970 € et inférieure ou égale à 25 200 € ;</p> <p>7° La totalité, sur la tranche supérieure à 25 200 €</p>	<p>められる。</p> <p>1 4,370 ユーロ以下の部分については、その 20 分の 1。</p> <p>2 4,370 を超えて 8,520 ユーロ以下の部分については、その 10 分の 1。</p> <p>3 8,520 を超えて 12,690 ユーロ以下の部分については、その 5 分の 1。</p> <p>4 12,690 を超えて 16,820 ユーロ以下の部分については、その 4 分の 1。</p> <p>5 16,820 を超えて 20,970 ユーロ以下の部分については、その 3 分の 1。</p> <p>6 20,970 を超えて 25,200 ユーロ以下の部分については、その 3 分の 2。</p> <p>7 25,200 ユーロを超える部分については、そのすべて。</p>
<p>R3252-3</p> <p>Les seuils déterminés à l'article R. 3252-2 sont augmentés d'un montant de 1 690 € par personne à la charge du débiteur saisi ou du cédant, sur justification présentée par l'intéressé.</p> <p>Pour l'application du premier alinéa, sont considérés comme personnes à charge :</p> <p>1° Le conjoint, le partenaire lié par un pacte civil de solidarité ou le concubin du débiteur, dont les ressources personnelles sont inférieures au montant forfaitaire du</p>	<p>第 R3252-3 条</p> <p>①第 R3252-2 条に定められる差押可能基準額は、利害関係人により提出された証拠に基づく証明があれば、差押債務者又は譲渡人の被扶養者 1 人あたり 1,690 ユーロの金額が引き上げられる。</p> <p>②第 1 項の適用により、以下の者は被扶養者とみなされる。</p> <p>1 債務者の配偶者又は民事連帯契約の相手方又は内縁者。ただし、これらの者の個人の収入源が、デクレにより毎年定められる、1 単身世帯 (単独世帯) あたりについて</p>

<p>revenu de solidarité active mentionné à l'article L. 262-2 du code de l'action sociale et des familles, fixé pour un foyer composé d'une seule personne tel qu'il est fixé chaque année par décret ;</p> <p>2° L'enfant ouvrant droit aux prestations familiales en application des articles L. 512-3 et L. 512-4 du code de la sécurité sociale et se trouvant à la charge effective et permanente du débiteur au sens de l'article L. 513-1 du même code. Est également considéré comme étant à charge l'enfant à qui ou pour l'entretien duquel le débiteur verse une pension alimentaire ;</p> <p>3° L'ascendant dont les ressources personnelles sont inférieures au montant forfaitaire du revenu de solidarité active mentionné à l'article L. 262-2 du code de l'action sociale et des familles, fixé pour un foyer composé d'une seule personne et qui habite avec le débiteur ou auquel le débiteur verse une pension alimentaire.</p>	<p>の社会活動及び家族法典第 L262-2 条に規定された活動的連帯所得手当 (RSA) * の基準額を下回ること。</p> <p>* 2009 年以前の雇用促進最低収入 (RMI) と同種の給付 (以下同様。)</p> <p>2 社会保障法典第 L512-3 条及び第 L512-4 条が適用される家族給付の権利を有し、かつ、同法典第 L513-1 条の定めるところにより債務者に実際に、かつ、常に扶養されている子。債務者が扶養定期金を支払っている子又はその生活の維持のために扶養定期金を支払っている子についても、被扶養者とみなされる。</p> <p>3 尊属。ただし、この者の個人の収入源が、デクレにより毎年定められる、1 単身世帯 (単独世帯) あたりについての社会活動及び家族法典第 L262-2 条に規定された活動的連帯所得手当 (RSA) の基準額を下回り、かつ、債務者と同居している又は債務者が扶養定期金を支払っていること。</p>
<p>R3252-4</p> <p>Les seuils et correctifs prévus aux articles R. 3252-2 et R. 3252-3 sont révisés annuellement par décret en fonction de l'évolution de l'indice des prix à la consommation, hors tabac, des ménages urbains dont le chef est ouvrier ou employé tel qu'il est fixé au mois d'août de l'année précédente dans la série France-entière. Ils sont arrondis à la dizaine d'euros supérieure.</p>	<p>第 R3252-4 条</p> <p>第 R3252-2 条及び第 R3252-3 条に定める基準額及び調整額は、世帯主が (ブルーカラーの) 労働者又は (ホワイトカラーの) 労働者である都市居住世帯を基準とし、フランス国内全土における前年度の 8 月の煙草を除く消費者物価指数の変化に応じて、デクレにより毎年改定される。</p> <p>基準額及び調整額の算定においては、ユーロの一の位は切り捨てる (ユーロの十の位以上の概数とする。)</p>
<p>R3252-5</p>	<p>第 R3252-5 条</p>

<p>La somme laissée dans tous les cas à la disposition du salarié dont la rémunération fait l'objet d'une saisie ou d'une cession, en application du second alinéa de l'article L. 3252-5, est égale au montant forfaitaire mentionné à l'article L. 262-2 du code de l'action sociale et des familles fixé pour un foyer composé d'une seule personne.</p>	<p>差押え又は譲渡の対象となる給料を受け取る被用者が任意に処分できる金額は、いかなる場合においても、労働法典第 L3252-5 条第 2 項の適用により、社会活動及び家族法典第 L262-2 条に規定された、単身世帯（単独世帯）について定められる基準額と同額である。</p>
<p>R3252-6 Sauf disposition contraire, les notifications et convocations faites en application du présent chapitre sont adressées par lettre recommandée avec avis de réception.</p> <p>Ces notifications sont régulièrement faites à l'adresse préalablement indiquée par le ou les créanciers. En cas de retour au greffe de l'avis de réception non signé, la date de notification à l'égard du destinataire est celle de la présentation et la notification est réputée faite à domicile ou à résidence.</p>	<p>第 R3252-6 条 ①本章が適用される送達及び召喚は、反対の定めがない限り、配達証明付書留郵便により送付される。</p> <p>②前項の送達は、債権者により事前に示された宛名に対して定期的に行われる。送達が受領の署名のないまま裁判所書記課に返送されたときは、名宛人に対する送達の日付は提示の日付となり、送達は住所又は（常）居所に対して、再度行われる。</p>
<p>R3252-7 Le juge de l'exécution compétent pour connaître de la saisie des sommes dues à titre de rémunération est celui du domicile du débiteur.</p> <p>Si celui-ci réside à l'étranger ou n'a pas de domicile connu, la procédure est portée devant le juge de l'exécution du lieu où demeure le tiers saisi.</p> <p>Ces règles de compétence sont d'ordre public.</p>	<p>第 R3252-7 条 ①給料の名目で支払われる債権（金額）の差押えの管轄を有する執行裁判官は、債務者の住所地の裁判官である。</p> <p>②債務者が外国に居住するとき又は債務者の住所が不明であるときは、第 1 項の手続は第三債務者が居住する地の執行裁判官の管轄とする。</p> <p>③管轄に関する本条の規定は公序に属する。</p>
<p>R3252-8 Les contestations auxquelles donne lieu la</p>	<p>第 R3252-8 条 給料の差押えに対してなされる異議申立て</p>

<p>saisie sont formées, instruites et jugées selon les règles de la procédure orale ordinaire devant le tribunal judiciaire.</p>	<p>の手續は、司法裁判所における通常の口頭弁論手續の規則に従い、申立て及び審理を経て判決が下される。</p>
<p>R3252-9</p> <p>Il est tenu au greffe de chaque tribunal judiciaire des fiches individuelles sur lesquelles sont mentionnés tous les actes d'une nature quelconque, décisions et formalités auxquels donne lieu l'exécution des dispositions du présent chapitre.</p> <p>Les fiches peuvent être tenues sur support électronique. Le système de traitement des informations en garantit l'intégrité et la confidentialité et permet d'en assurer la conservation.</p>	<p>第 R3252-9 条</p> <p>①各司法裁判所の書記課には、本章の規定の執行に伴って作成されるすべての証書、決定及び書式が記載された個人情報カードが備えられる。</p> <p>②第 1 項の個人情報カードは、電子的支援の対象となる。個人情報の取扱いのシステムは、データの統合性と機密性を保障され、かつ、データの保存も確保される。</p>
<p>R3252-10</p> <p>Le régisseur installé auprès du greffe du tribunal judiciaire ou, le cas échéant, de l'une de ses chambres de proximité verse les sommes dont il est comptable au préposé de la Caisse des dépôts et consignations le plus rapproché du siège du tribunal auprès duquel le greffe est installé, qui lui ouvre un compte spécial.</p> <p>Il opère ses retraits pour les besoins des répartitions, sur leur simple quittance, en justifiant de l'autorisation du directeur de greffe.</p>	<p>第 R3252-10 条</p> <p>①司法裁判所書記課若しくはそれができない場合には司法裁判所近隣支部の一つの書記課に付置された出納係は、当該書記課が設置された裁判所所在地に最も近い預託供託金庫の担当者に（差押債権）金額を支払う。</p> <p>預託供託金庫の担当者は、裁判所出納係に対して、この支払のための専用口座を開設する。</p> <p>②第 1 項に定める出納係は、裁判所書記課長の許可を証明しつつ、受領証を用いて配当のための受領の手續を進める。</p>
<p>Section 2 : Saisie des sommes dues à titre de rémunération (Articles R3252-12 à R3252-44)</p>	<p>第 2 節 給料の名目で支払われる債権（金額）の差押え（第 R3252-12 条から第 R3252-44 条まで）</p>
<p>Sous-section 1 : Conciliation (Articles R3252-12 à R3252-19)</p>	<p>第 2 節の 1 勸解（和解勸試）（第 R3252-12 条から第 R3252-19 条まで）</p>
<p>R3252-11</p>	<p>第 R3252-11 条</p>

<p>Abrogé par Décret n° 2019-913 du 30 août 2019 - art. 25</p> <p>Le juge d'instance, lorsqu'il connaît d'une saisie des sommes dues à titre de rémunération, exerce les pouvoirs du juge de l'exécution, conformément à l'article L. 221-8 du code de l'organisation judiciaire.</p>	<p>(2019年8月30日のデクレにより廃止)</p> <p>小審裁判所裁判官は、給料の名目で支払われる債権（金額）の差押えを審理するときは、司法組織法典第L221-8条の定めるところにより、執行裁判官の権限を行使する。</p>
<p>R3252-12</p> <p>La procédure de saisie des sommes dues à titre de rémunération est précédée, à peine de nullité, d'une tentative de conciliation, en chambre du conseil.</p>	<p>第 R3252-12 条</p> <p>給料の名目で支払われる債権（金額）の差押えには、評議部（非公開の手続を行う構成体）による勧解手続が前置される。勧解手続を経ない差押えは無効となる。</p>
<p>R3252-13</p> <p>La demande est formée par requête remise ou adressée au greffe par le créancier.</p> <p>Outre les mentions prescrites par l'article 57 du code de procédure civile, la requête contient, à peine de nullité :</p> <p>1° Les nom et adresse de l'employeur du débiteur ;</p> <p>2° Le décompte distinct des sommes réclamées en principal, frais et intérêts échus ainsi que l'indication du taux des intérêts ;</p> <p>3° Les indications relatives aux modalités de versement des sommes saisies.</p> <p>Une copie du titre exécutoire est jointe à la requête.</p>	<p>第 R3252-13 条</p> <p>①差押えの申立ては、債権者により申請の形式でなされ、司法裁判所書記課に提出され又は送付される。</p> <p>②差押えの申立てに関する申請には、民事訴訟法典第 57 条に定める記載に加えて、以下の内容が記載される。 記載に不備があるときは、申請は無効となる。</p> <p>1 債務者の使用者（雇用主）の氏名及び連絡先（住所）。</p> <p>2 元本、費用、期限が到来した利息の請求額及び利率の表示が区別されて記載された細目。</p> <p>3 差押金額の支払方法に関する指示。</p> <p>③この申請には、執行名義の副本が添付される。</p>
<p>R3252-14</p>	<p>第 R3252-14 条</p>

<p>Le greffier avise le demandeur des lieu, jour et heure de la tentative de conciliation par tout moyen.</p>	<p>裁判所書記官は、原告に対して、和解期日（和解勧試手続）の場所、日付、時間をあらゆる方法で通知する。</p>
<p>R3252-15</p> <p>Le greffier convoque le débiteur à l'audience.</p> <p>La convocation :</p> <p>1° Mentionne les nom, prénom et adresse du créancier ou, s'il s'agit d'une personne morale, sa dénomination et son siège social ;</p> <p>2° Indique les lieu, jour et heure de la tentative de conciliation ;</p> <p>3° Contient l'objet de la demande et l'état des sommes réclamées, avec le décompte distinct du principal, des frais et des intérêts échus ;</p> <p>4° Indique au débiteur qu'il doit élever lors de cette audience toutes les contestations qu'il peut faire valoir et qu'une contestation tardive ne suspendrait pas le cours des opérations de saisie ;</p> <p>5° Reproduit les dispositions de l'article L. 3252-11 relatives à la représentation des parties.</p>	<p>第 R3252-15 条</p> <p>①書記官は、債務者を和解期日に召喚する。</p> <p>②召喚状には、以下の内容が記載される。</p> <p>1 債権者の氏、名及び連絡先（住所）又は債権者が法人のときは、商号及び本拠地の記載。</p> <p>2 和解勧試の場所、日付、時間の告知。</p> <p>3 申立ての目的並びに元本、費用及び期限が到来した利息を区別して記載した細目を付した請求金額の明細書の記載。</p> <p>4 債務者が行使できる権利については和解期日に異議を申し立てなければならない旨及び時機に後れた異議申立ては差押手続の進行を停止しない旨の債務者に対する告知。</p> <p>5 当事者の代理に関する第 L3252-11 条の規定の転載。</p>
<p>R3252-16</p> <p>Le créancier et le débiteur sont convoqués quinze jours au moins avant la date de l'audience.</p>	<p>第 R3252-16 条</p> <p>債権者及び債務者は、少なくとも、和解期日の 15 日前までに召喚される。</p>
<p>R3252-17</p>	<p>第 R3252-17 条</p>

Le jour de l'audience, le juge tente de concilier les parties.	裁判官は、和解期日において当事者間の和解を勧試する。
R3252-18 Si le débiteur manque aux engagements pris à l'audience, le créancier peut demander au greffe de procéder à la saisie sans nouvelle conciliation. Le créancier joint un décompte des sommes perçues en exécution de la conciliation.	第 R3252-18 条 債務者が和解期日において和解に応じないときは、債権者は裁判所書記課に対して新たな和解勧試を行うことなく、差押えを進行するよう求めることができる。 債権者は、勧解（和解）の執行において受領しえた差押債権額の細目を添付する。
R3252-19 Si le créancier ne comparait pas, il est fait application des dispositions de l'article 468 du code de procédure civile. Si le débiteur ne comparait pas, il est procédé à la saisie, à moins que le juge n'estime nécessaire une nouvelle convocation. Si les parties ne se sont pas conciliées, il est procédé à la saisie après que le juge a vérifié le montant de la créance en principal, intérêts et frais et, s'il y a lieu, tranché les contestations soulevées par le débiteur.	第 R3252-19 条 ①債権者が和解期日に出頭しないときは、民事訴訟法典第 468 条の規定が適用される。 ②債務者が和解期日に出頭しないときは、裁判官が債務者の新たな（和解勧試のための）召喚を要しないと認めるときに限り、差押えが追行される。 ③当事者間で和解が成立しないときは、債務者による異議申立てがなされた場合にはそれについて判断したうえで、裁判官が差押債権の元本、利息、費用の各金額を確認した後、差押えが追行される。
Sous-section 2 : Opérations de saisie (Articles R3252-20 à R3252-26)	第 2 節の 2 差押えの手続(第 R3252-20 条から第 R3252-26 条まで)
R3252-20 Le directeur de greffe veille au bon déroulement des opérations de saisie.	第 R3252-20 条 裁判所書記課長は、差押手続の良好な進行に留意する。
R3252-21 Au vu du procès-verbal de non-conciliation, le greffier procède à la saisie dans les huit jours. Si l'audience de conciliation a donné lieu à	第 R3252-21 条 ①書記官は、和解不調の調書に鑑みて、8 日以内に差押えを進行する。 ②書記官は、和解期日が判決（手続）に移行

<p>un jugement, le greffier procède à la saisie dans les huit jours suivant la notification du jugement s'il est exécutoire et, à défaut, suivant l'expiration des délais de recours contre ce jugement.</p>	<p>し、執行可能な判決が送達されたとき、又は、当該判決に対する不服申立ての期間が経過したときには、8 日以内に差押えを迫る。</p>
<p>R3252-22 L'acte de saisie établi par le greffe contient :</p> <p>1° Les nom, prénoms et domicile du débiteur et du créancier ou, s'il s'agit d'une personne morale, sa dénomination et son siège social ;</p> <p>2° Le décompte distinct des sommes pour lesquelles la saisie est pratiquée, en principal, frais et intérêts échus ainsi que l'indication du taux des intérêts ;</p> <p>3° Le mode de calcul de la fraction saisissable et les modalités de son règlement ;</p> <p>4° L'injonction d'effectuer au greffe, dans un délai de quinze jours, la déclaration prévue par l'article L. 3252-9 ;</p> <p>5° La reproduction des articles L. 3252-9 et L. 3252-10.</p>	<p>第 R3252-22 条 裁判所書記課により作成される差押証書は、以下の内容を含む。</p> <p>1 債務者及び債権者の氏、名、住所、又これらの者が法人のときは、その商号及び本拠地。</p> <p>2 差押えが実現されるべき元本、費用、期限が到来した利息の請求額及び利率の表示が区別されて記載された細目。</p> <p>3 差押部分の計算方法及びその支払態様。</p> <p>4 第 L3252-9 条に定める届出（申告）の 15 日以内の裁判所書記課への提出命令。</p> <p>5 第 L3252-9 条及び第 L3252-10 条の転載。</p>
<p>R3252-23 L'acte de saisie est notifié à l'employeur. Il en est donné copie au débiteur saisi par lettre simple avec l'indication qu'en cas de changement d'employeur, la saisie sera poursuivie entre les mains du nouvel</p>	<p>第 R3252-23 条 ①差押証書は、使用者（雇用主）に送達される。 ②差押証書の副本は、使用者（雇用主）の変更が生じ、差押えが新たな使用者（雇用主）に対して迫られたときにのみ、その旨を示した普通郵便により差押債務者に与えら</p>

employeur.	れる。
R3252-24 L'employeur fournit au greffe, dans les quinze jours au plus tard à compter de la notification de l'acte de saisie, les renseignements mentionnés dans l'article L. 3252-9. Cette déclaration peut être consultée au greffe par le créancier, le débiteur ou leur mandataire. A leur demande, le greffier en délivre une copie.	第 R3252-24 条 ①使用者（雇用主）は、最も遅くとも差押証書の送達の日から起算して 15 日以内に、裁判所書記課に対して第 L3252-9 条で言及されている情報を届け出る（提出する）。 ②前項の届出（申告）については、債権者、債務者又はそれらの者の代理人は、裁判所書記課に照会することができる。書記官は、照会者の請求により、届出（申告）の副本を交付する。
R3252-25 L'amende civile prévue par l'article L. 3252-9 ne peut excéder 10 000 euros.	第 R3252-25 条 第 L3252-9 条に定める民事罰金は、10,000 ユーロを超えることはできない。
R3252-26 L'employeur informe le greffe, dans les huit jours, de tout événement qui suspend la saisie ou y met fin.	第 R3252-26 条 使用者（雇用主）は、差押えを中断又は終了させるすべての事情について、8 日以内に裁判所書記課に知らせる。
Sous-section 3 : Effets de la saisie(Articles R3252-27 à R3252-29)	第 2 節の 3 差押えの効果(第 R3252-27 条から第 R3252-29 条まで)
R3252-27 L'employeur adresse tous les mois au greffe une somme égale à la fraction saisissable du salaire. Lorsqu'il n'existe qu'un seul créancier saisissant, le versement est réalisé au moyen d'un chèque libellé conformément aux indications données par celui-ci. Le greffier l'adresse dès sa réception, et après mention au dossier, au créancier ou à son mandataire. L'employeur peut également procéder par virement, établi, conformément aux indications données par	第 R3252-27 条 ①使用者（雇用主）は、給料の差押分に等しい金額を裁判所書記課に毎月送付する。 ②差押債権者が 1 人のときは、差押分の支払は、債権者により与えられた指示に従って作成された小切手の手段により行われる。書記官は、支払の受領後に直ちに、受領を記録に記載したうえで、債権者又はその代理人に送付する。 使用者（雇用主）は、債権者により作成された指示にもとづいて、口座振込により差押

<p>le créancier. Dans ce cas, il lui incombe de justifier auprès du greffe de la date et du montant du virement.</p> <p>S'il existe plusieurs créanciers saisissants, le versement est fait par chèque ou par virement établi à l'ordre du régisseur installé auprès du greffe du tribunal judiciaire ou le cas échéant, de l'une de ses chambres de proximité.</p>	<p>分の支払いを行うこともできる。</p> <p>この場合、使用者（雇用主）は、裁判所書記課に対して、支払の日付及び支払額を証明する責めを負う。</p> <p>③差押債権者が複数いるときは、差押分の支払は、小切手により又は司法裁判所書記課若しくはそれができない場合には司法裁判所近隣支部の一つの書記課に付置された出納係に対してなされる口座振込により、行われる。</p>
<p>R3252-28</p> <p>Si l'employeur omet d'effectuer les versements en exécution d'une saisie, le juge rend à son encontre une ordonnance le déclarant personnellement débiteur conformément à l'article L. 3252-10.</p> <p>L'ordonnance est notifiée à l'employeur. Le greffier informe le créancier et le débiteur.</p> <p>A défaut d'opposition dans les quinze jours de la notification, l'ordonnance devient exécutoire. L'exécution en est poursuivie à la requête de la partie la plus diligente.</p>	<p>第 R3252-28 条</p> <p>①使用者（雇用主）が差押えの執行にかかる支払を行うことを怠るときは、裁判官は、使用者（雇用主）に対して、第 L3252-10 条に従って使用者（雇用主）個人が債務者である旨を宣告する命令を発する。</p> <p>命令は、使用者（雇用主）に送達される。命令は、書記官により、債権者及び債務者へ知らされる。</p> <p>②前項の送達から 15 日以内に異議申立てが行われなときは、命令は執行可能となる。</p> <p>命令の執行は、任意の当事者の申請により追行される。</p>
<p>R3252-29</p> <p>La mainlevée de la saisie résulte soit d'un accord des créanciers, soit de la constatation par le juge de l'extinction de la dette.</p> <p>Elle est notifiée à l'employeur dans les huit jours.</p>	<p>第 R3252-29 条</p> <p>①給料の差押えの取消しは、債権者の同意又は執行裁判官のする債務の消滅の確認により命じられる。</p> <p>②差押えの取消しは、8 日以内に使用者（雇用主）に対して送達される。</p>
<p>Sous-section 4 : Pluralité de saisies (Articles R3252-30 à R3252-33)</p>	<p>第 2 節の 4 差押えの競合(第 R3252-30 条から第 R3252-33 条まで)</p>
<p>R3252-30</p> <p>Le créancier muni d'un titre exécutoire</p>	<p>第 R3252-30 条</p> <p>①執行名義を有する債権者は、差押債権（金</p>

<p>peut, sans tentative de conciliation préalable, intervenir à une procédure de saisie des sommes dues à titre de rémunération en cours, afin de participer à la répartition des sommes saisies.</p> <p>Cette intervention est formée par requête remise contre récépissé ou adressée au greffe.</p> <p>La requête contient les mentions prescrites par l'article R. 3252-13.</p>	<p>額)の配当に参加するために、和解勧試の手続を経ることなく、進行中の給料の名目で支払われる債権(金額)の差押手続に参加することができる。</p> <p>②第1項の参加は、裁判所書記課に対して提出又は送付による申請の形式で行われる。</p> <p>③第2項の申請は、第R3252-13条に定める記載を含む。</p>
<p>R3252-31</p> <p>Après que le juge a vérifié le montant, en principal, intérêts et frais, de la créance nouvelle faisant l'objet d'une intervention à une saisie en cours, le greffier avise le débiteur et les créanciers qui sont parties à la procédure de cette intervention.</p> <p>Lors de la première intervention, le greffier informe l'employeur que les versements sont désormais effectués à l'ordre du régisseur installé auprès du greffe du tribunal judiciaire ou le cas échéant, de l'une de ses chambres de proximité.</p>	<p>第R3252-31条</p> <p>①書記官は、裁判官が進行中の差押えへの参加の対象である新たな債権の元本、利息、費用の各金額を確認した後、債務者及び本参加手続の当事者となる債権者に対して通知する。</p> <p>②書記官は、最初の参加がなされたとき、使用者(雇用主)に対して、以後の支払は司法裁判所書記課若しくはそれができない場合には司法裁判所近隣支部の一つの書記課に付置された出納係に対して行うよう知らせる。</p>
<p>R3252-32</p> <p>L'intervention d'un nouveau créancier peut être contestée à tout moment de la procédure de saisie.</p> <p>Le débiteur peut encore, la saisie terminée, agir en répétition à ses frais contre l'intervenant qui aurait été indûment payé.</p>	<p>第R3252-32条</p> <p>①新たな債権者の参加については、差押手続のいかなるときでも、申し立てることができる。</p> <p>②債務者は、差押えが終了してもなお、支払義務がないにもかかわらず支払を受けた参加者に対して、自らの費用で非債弁済の返還を請求することができる。</p>
<p>R3252-33</p>	<p>第R3252-33条</p>

<p>Un créancier partie à la procédure peut, par voie d'intervention, réclamer les intérêts échus et les frais et dépens liquidés ou vérifiés depuis la saisie.</p>	<p>差押えに参加する債権者は、参加手続きにより、期限が到来した利息並びに差押後に確定した又は確認された費用及び支出を請求することができる。</p>
<p>Sous-section 5 : Répartition (Articles R3252-34 à R3252-36)</p>	<p>第 2 節の 5 配当 (第 R3252-34 条から第 R3252-36 条まで)</p>
<p>R3252-34 La répartition des sommes versées, en cas de saisie de sommes dues à titre de rémunération, au régisseur installé auprès du greffe du tribunal judiciaire ou le cas échéant, de l'une de ses chambres de proximité est opérée au moins tous les six mois, à moins que dans l'intervalle les sommes atteignent un montant suffisant pour désintéresser les créanciers.</p>	<p>第 R3252-34 条 司法裁判所書記課若しくはそれができない場合には司法裁判所近隣支部の一つの書記課に付置された出納係に対して支払われる、給料の名目で支払われる債権 (金額) の配当は、少なくとも 6 か月ごとに行われる。ただし、その間に配当原資が債権者を満足させるのに十分な金額に達しない場合は、この限りでない。</p>
<p>D3252-34-1 Le montant maximal des créances résiduelles payées prioritairement en application du second alinéa de l'article L. 3252-8 est fixé à 500 €.</p>	<p>第 D3252-34-1 条 第 L3252-8 条第 2 項の適用により優先的に支払われる最も脆弱な少額債権 (小口債権) の最高額は、500 ユーロと定める。</p>
<p>R3252-35 Le greffier notifie à chaque créancier l'état de répartition. Si une intervention a été contestée, les sommes revenant au créancier intervenant sont consignées. Elles lui sont remises si la contestation est rejetée. Dans le cas contraire, ces sommes sont distribuées aux créanciers ou restituées au débiteur selon le cas.</p>	<p>第 R3252-35 条 ①書記官は、各債権者に対して、配当状況 (配当表) を送達する。 ②参加債権者に配当された金額は、参加に対して異議申立てがなされたときは、寄託される。 参加債権者に配当された金額は、異議申立てが退けられたときは、再度配当される。異議が認められたときは、債権者に再配当されるか、又は、債務者に返還される。</p>
<p>R3252-36 L'état de répartition peut être contesté dans le délai de quinze jours de sa notification.</p>	<p>第 R3252-36 条 ①配当状況 (配当表) については、送達から 15 日以内に異議を申し立てることができる。</p>

<p>A défaut de contestation formée dans ce délai, le greffier envoie à chaque créancier un chèque du montant des sommes qui lui reviennent. En cas de contestation de l'état de répartition, il est procédé au versement des sommes dues aux créanciers après que le juge a statué sur la contestation.</p>	<p>②前項の期間内に異議申立てがなされなかったときは、書記官は、各債権者に対してそれぞれの金額分の小切手を送付する。配当状況（配当表）に関する異議申立てが行われたときは、裁判官が当該異議について判決を下したのちに、債権者に対する差押債権（金額）の支払が進められる。</p>
<p>Sous-section 6 : Incidents (Articles R3252-37 à R3252-44)</p>	<p>第 2 節の 6 差押えの障害となる事由（第 R3252-37 条から第 R3252-44 条まで）</p>
<p>R3252-37</p> <p>La notification à l'employeur d'une saisie administrative à tiers détenteur relative à une créance garantie par le privilège du Trésor public conforme à l'article L. 262 du livre des procédures fiscales suspend le cours de la saisie jusqu'à l'extinction de l'obligation du redevable, sous réserve des procédures de paiement direct engagées pour le recouvrement des pensions alimentaires.</p> <p>L'employeur informe le comptable public de la saisie en cours. Le comptable indique au greffe du tribunal la date de la saisie administrative à tiers détenteur relative à une créance garantie par le privilège du Trésor public détenteur et celle de sa notification au redevable. Le greffier avise les créanciers de la suspension de la saisie.</p> <p>Après extinction de la dette du redevable, le comptable en informe le greffe qui avise les créanciers de la reprise des opérations de saisie.</p>	<p>第 R3252-37 条</p> <p>①使用者（雇用主）に対する、租税手続法典第 L262 条に定める国庫の先取特権により保障された債権に関する第三債務者への行政による差押えの送達は、納税義務者たる債務者の債務が消滅するまで、差押えの進行を停止する。</p> <p>ただし、扶養定期金の取立てのために課される直接払手続については、この限りではない。</p> <p>②使用者（雇用主）は、公会計官に対して、進行中の差押えについて知らせる。</p> <p>公会計官は、裁判所書記課に対して、租税手続法典第 L262 条に定める国庫の先取特権により保障された債権に関する第三債務者への行政による差押えの日付及び納税義務者たる債務者への送達の日付を通告する。</p> <p>書記官は、債権者に対して、差押えの停止について通知する。</p> <p>③公会計官は、納税義務者たる債務者の債務が消滅した後に、裁判所書記課に対して、その旨を知らせる。</p> <p>裁判所書記課は、債権者に対して、差押手</p>

	<p>続の再開を通知する。</p>
<p>R3252-38</p> <p>En cas de notification à l'employeur d'une saisie administrative à tiers détenteur relative à une créance non garantie par le privilège du Trésor public, conformément à l'article L. 262 du livre des procédures fiscales, l'employeur informe le comptable public de la saisie en cours.</p> <p>Le comptable adresse au greffe du tribunal une copie de la saisie administrative à tiers détenteur relative à une créance non garantie par le privilège du trésor public et lui indique la date de sa notification au redevable. Le greffier en avise les créanciers qui sont déjà parties à la procédure.</p> <p>La répartition est effectuée par le greffe conformément aux articles R. 3252-34 à R. 3252-36. A cet effet, la saisie administrative à tiers détenteur relative à une créance non garantie par le privilège du trésor public est assimilée à une intervention.</p> <p>Le cas échéant, le greffe avise l'employeur que les versements sont désormais effectués à l'ordre du régisseur installé auprès du greffe du tribunal judiciaire ou le cas échéant, de l'une de ses chambres de proximité. Le comptable public informe le greffe de toute extinction, de toute suspension et de toute reprise des effets de la saisie administrative à tiers détenteur relative à une créance non garantie par le</p>	<p>第 R3252-38 条</p> <p>①使用者(雇用主)は、租税手続法典第 L262 条に定める国庫の先取特権により保障された債権に関する第三債務者への行政による差押えの送達がなされたときは、公会計官に対して、進行中の差押えについて知らせる。</p> <p>②公会計官は、裁判所書記課に対して、租税手続法典第 L262 条に定める国庫の先取特権により保障されない債権に関する第三債務者への行政による差押えの副本を送付し、かつ、納税義務者たる債務者への送達の日付を通告する。 書記官は、すでに差押手続の当事者となっている債権者に対して、その旨を通知する。</p> <p>③本条の配当は、第 R3252-34 条から第 R3252-36 条までに従い、裁判所書記課により行われる。 これにより、国庫の先取特権により保障されない債権に関する第三債務者への行政による差押えは、差押えへの参加とみなされる。</p> <p>④裁判所書記課は、このとき、使用者(雇用主)に対して、以後の支払は司法裁判所書記課若しくはそれができない場合には司法裁判所近隣支部の一つの書記課に付置された出納係に対して行うよう通知する。 公会計官は、裁判所書記課に対して、国庫の先取特権が保障されない債権に関する差押えの効果についてのすべての消滅、停止、再開を知らせる。</p>

<p>privilège du trésor public.</p>	
<p>R3252-39</p> <p>En cas de notification d'une demande de paiement direct d'une créance alimentaire, l'employeur verse au débiteur la fraction de la rémunération prévue à l'article L. 3252-5. Il verse au créancier d'aliments les sommes qui lui sont dues. Si ces sommes n'excèdent pas la fraction saisissable de la rémunération, l'employeur en remet le reliquat au débiteur.</p> <p>L'employeur continue de verser au greffe la fraction saisissable de la rémunération, après imputation, le cas échéant, des sommes versées au créancier d'aliments.</p>	<p>第 R3252-39 条</p> <p>①使用者（雇用主）は、扶養債権の直接払いの請求の送達があるときは、第 L3252-5 条に定める給料の部分を債務者に支払う。使用者（雇用主）は、差押債権（金額）が給料の差押禁止部分を超えないときは、債務者に対してその残余金を返還する。</p> <p>②使用者（雇用主）は、裁判所書記課に対して給料の差押可能部分の支払を続ける。それができないときは、差押債権（金額）を扶養債権者へ支払った後に行う。</p>
<p>R3252-40</p> <p>Lorsque le débiteur perçoit plusieurs rémunérations, le greffier détermine les employeurs chargés d'opérer les retenues.</p> <p>Si l'un d'eux est en mesure de verser la totalité de la fraction saisissable, la saisie peut être pratiquée entre ses mains.</p>	<p>第 R3252-40 条</p> <p>①書記官は、債務者が複数の給料を受領しているときは、差押債権（金額）の支払を行う責めを負う使用者（雇用主）を決定する。</p> <p>②複数の給料のうちの一つで差押可能部分の全体の支払ができるときは、差押えはその給料に対して行われる。</p>
<p>R3252-41</p> <p>Si le créancier transfère son domicile, il en avise le greffe, à moins qu'il n'ait comparu par mandataire.</p>	<p>第 R3252-41 条</p> <p>債権者が住所を移転したときは、債権者は、代理人が出頭する場合を除いて、裁判所書記課に対してその旨を通知する。</p>
<p>R3252-42</p> <p>Lorsque, sans changer d'employeur, le débiteur transfère son domicile hors du ressort du tribunal saisi de la procédure, celle-ci est poursuivie devant ce même tribunal. Les dossiers des saisies susceptibles d'être ensuite pratiquées contre le débiteur lui sont transmis. Le</p>	<p>第 R3252-42 条</p> <p>債務者が使用者（雇用主）を変えることなく住所を差押手続の管轄裁判所の管轄区域外に移転するときは、差押手続は、従前の裁判所において追行される。</p> <p>債務者に対してその後行われる差押手続にかかる書類は、債務者の新住所へ転送される。</p>

greffier avise les créanciers.	書記官は、債権者に対してその旨を通知する。
R3252-43 Lorsque le lien de droit entre le débiteur et l'employeur prend fin, les fonds détenus par le régisseur sont répartis.	第 R3252-43 条 債務者と使用者（雇用主）の間の法的関係が終了したときは、裁判所出納係が管理する差押資産は配当される。
R3252-44 En cas de changement d'employeur, la saisie peut être poursuivie par le nouvel employeur, sans conciliation préalable, si la demande est faite dans l'année qui suit l'avis donné par l'ancien employeur. A défaut, la saisie prend fin et les fonds sont répartis. Si, en outre, le débiteur a transféré le lieu où il demeure dans le ressort d'un autre tribunal judiciaire, le créancier est également dispensé de conciliation préalable à la condition que la demande de saisie soit faite au greffe du juge de l'exécution de ce tribunal dans le délai prévu au premier alinéa.	第 R3252-44 条 ①使用者（雇用主）の変更が生じた場合で、旧使用者（雇用主）からの通知後 1 年以内に請求がなされたときは、差押えは、事前の和解手続を新たに行わなくても、新たな使用者（雇用主）により追行されることができる。 それができないときは、差押えは終了し、資産は配当される。 ②前項の場合で、債務者が別の司法裁判所の管轄区域に居住地を移転したときは、債権者は、第 1 項に定める期間内に、この裁判所の執行裁判官の書記課に対して差押請求をすることにより、前項と同様に事前の和解手続を省略することができる。
Section 3 : Cession des sommes dues à titre de rémunération (Articles R3252-45 à R3252-49)	第 3 節 給料の名目で支払われる債権（金額）の譲渡（第 R3252-45 条から第 R3252-49 条まで）
R3252-45 La cession des sommes dues à titre de rémunération s'opère par une déclaration du cédant en personne au greffe du tribunal du lieu où il demeure. Une copie de la déclaration est remise ou notifiée au cessionnaire.	第 R3252-45 条 ①給料の名目で支払われる債権（金額）の譲渡は、譲渡人が居住する地の裁判所書記課における本人の届出（申告）により、行われる。 ②前項の譲渡の届出（申告）の副本が、譲受人に手交又は送達される。
R3252-46 A la demande du cessionnaire le greffier	第 R3252-46 条 ①書記官は、譲受人の申立て（請求）によ

<p>notifie la cession à l'employeur.</p> <p>Cette notification rend la cession opposable aux tiers. Elle est dénoncée au débiteur.</p> <p>La cession qui n'est pas notifiée dans le délai d'un an est périmée.</p>	<p>り、使用者（雇用主）に対して、差押債権の譲渡について送達をする。</p> <p>②差押債権の譲渡は、前項に定める譲渡の送達により、第三者に対抗できる。譲渡の送達は債務者に対しても通告される。</p> <p>③1年以内に送達がなされない譲渡は、滅効する。</p>
<p>R3252-47</p> <p>A compter de la notification de la cession, l'employeur verse directement au cessionnaire le montant des sommes cédées dans la limite de la fraction saisissable.</p>	<p>第 R3252-47 条</p> <p>使用者（雇用主）は、差押債権の譲渡の送達の日から、差押可能部分の限度内で譲渡された差押（債権）金額を譲受人に直接支払う。</p>
<p>R3252-48</p> <p>En cas de saisie d'une somme due à titre de rémunération faisant l'objet d'une cession préalable, le greffier notifie l'acte de saisie au cessionnaire, l'informe qu'en application de l'article L. 3252-12 il vient en concours avec le saisissant pour la répartition des sommes saisies et l'invite à produire un relevé du montant de ce qui lui reste dû.</p> <p>Le greffier informe l'employeur que les versements sont désormais effectués à l'ordre du régisseur.</p>	<p>第 R3252-48 条</p> <p>①書記官は、給料の名目で支払われる債権（金額）の差押えがあらかじめ譲渡の目的となっているときは、譲受人に対して差押証書を送達し、譲受人が第 L3252-12 条の適用の下で差押債権（金額）の配当について差押債権者と競合していることを知らせ、譲受人本人に帰属すべき債権金額に関する明細書を作成するようこの者（譲受人）を促す。</p> <p>②書記官は、使用者（雇用主）に対して、譲渡後の支払は裁判所出納係に対して行うよう知らせる。</p>
<p>R3252-49</p> <p>Si la saisie prend fin avant la cession, le cessionnaire retrouve les droits qu'il tenait de l'acte de cession.</p> <p>Le greffier en avise l'employeur et l'informe que les sommes cédées sont à nouveau versées directement au cessionnaire. Il en avise également ce dernier.</p>	<p>第 R3252-49 条</p> <p>①譲受人は、差押えが債権譲渡の前に終了するときは、譲渡証書により得た（もつづく）権利を回復する。</p> <p>②書記官は、譲受人の権利回復について使用者（雇用主）に通知し、譲渡金額を譲受人へ新たに直接支払う旨を知らせる。譲受人に対しても同様に通知する。</p>

第3章 アメリカ

慶應義塾大学 川嶋隆憲

I はじめに

1 本調査の目的、対象、方法等

本調査は、アメリカの差押禁止財産（その中でも日本法における差押禁止債権に相応するもの）の範囲の定め等に関する立法状況を紹介することを主たる目的とする。差押禁止財産に関する制定法上の定めには連邦法と州法の双方があるが、本調査においては、連邦法のほか、特にニューヨーク州法、カリフォルニア州法を対象としている¹。また、調査の方法はもっぱら文献調査であり、本調査実施時点において筆者が入手することのできた文献情報²を基礎としている。

なお、日本法においては、差押禁止動産（民事執行法 131 条参照）と差押禁止債権（同 152 条参照）とが規定上区別されているのとは異なり、アメリカ法においては差押禁止動産と差押禁止債権とが截然と区別されているわけではない。そのため、本稿における調査内容には、一部、日本法でいう差押禁止動産に相当する定めが含まれる。

2 判決債務の実現方法

(1) 判決債権者の採りうる手段

勝訴判決を獲得した債権者（以下「判決債権者（judgment creditor）」という）が、相手方当事者である債務者（以下「判決債務者（judgment debtor）」という）の負う判決債務を実現するために採りうる手段には様々なものがある。以下、カリフォルニア州を例に、裁判所を利用した判決債務の実現方法について概観する³。

¹ 後述するように、差押禁止財産の範囲の定め等に関する規律は州によって異なる。本調査においては、都市人口、法曹人口ともに最大規模の州を選択した。2022 年時点の統計資料によれば、都市人口では、ニューヨーク（ニューヨーク州）が第 1 位、ロサンゼルス（カリフォルニア州）が第 2 位、法曹人口では、ニューヨーク州が第 1 位、カリフォルニア州が第 2 位である。

² 本調査の内容は、主として、2024 年 2 月時点において公表されている資料等に基づく。なお、本報告において掲記するウェブサイトの最終アクセス日は、2024 年 3 月 10 日である。

³ カリフォルニア州における判決の執行手続を簡潔にまとめた資料として、カリフォルニア州裁判所ウェブサイト上のページ（<https://selfhelp.courts.ca.gov/small-claims/after-trial/collect-money>）、サクラメント郡公共法律図書館（Sacramento County Public Law library: SCPLL）ウ

(ア) 判決債務者の給与等からの回収 (Wage Garnishment)

判決債務者の勤務先が判明している場合、判決債権者は判決債務者の給与等の一部を控除(天引き)する方法を通じて、金銭を回収することができる(Wage Garnishment と呼ばれる)。これを実施するにあたっては、判決債権者は、裁判所から執行令状(Writ of Execution)を得る必要があり、これに基づいて執行官(sheriff)または徴収官(levying officer)が雇用主と連携して金銭を徴収する。後述するように、Wage Garnishment による給与等の控除には一定の上限がある(後記Ⅲ参照)。

(イ) 判決債務者の銀行口座からの回収 (Bank Levy)

判決債務者の銀行口座が判明している場合、判決債権者は当該口座から金銭を回収することができる(Bank Levy と呼ばれる)。判決債務者が単独で開設した口座のほか、配偶者その他の者と共同で開設した口座や配偶者が単独で開設した口座も Bank Levy の対象となりうる。前記 Wage Garnishment と同様、これを実施するにあたっては、判決債権者は、裁判所から執行令状を得る必要があり、これに基づいて執行官または徴収官が銀行と連携して金銭を徴収する。なお、銀行口座にある金銭のうち、執行の免除の対象となるもの(社会保障その他の公的給付金など)については後述する(後記Ⅱ参照)。

(ウ) 判決債務者の不動産からの回収

判決債務者が不動産を有する場合、判決債権者は当該不動産上に先取特権(lien)を設定することができる。このような先取特権を設定することにより、当該不動産が売却され、またはこれを担保とする融資がされた場合において、金銭の支払を受けることが可能となる。このような先取特権を得るには、裁判所書記官の作成に係る、訴訟における債務の要旨を記載した書面(abstract of judgment)を得る必要がある。

(エ) その他

判決債務者が店である場合には、執行官が店にあるレジから金銭を徴収する方法(Till Tap と呼ばれる)や、来店した客が支払う代金や、テナントが支払うテナント料から金銭を徴収する方法によることができる(Keeper と呼ばれる)。

また、判決債務者のもとに高価な財産(ピアノや宝飾品など)があるときは、裁判官への申立てを通じて、判決債権者にこれを引き渡すよう命じてもらうことができる。

このほか、専門職に関する訴訟や交通事故訴訟の場合には、判決債務者のライセンスを停止させることによって、判決債務の履行を間接的に強制することができる。

(2) 判決債務者の採りうる手段

判決債務者は、判決債権者の開始した執行手続に対して、対象となる財産が法律上免除

ウェブサイト上のページ (https://saclaw.org/resource_library/enforcement-of-judgments) が参考になる。本文中の記載もこれらに負う。なお、執行段階における各種の財産開示制度については、邦語文献として、三木浩一「アメリカ法における民事執行の実効性確保とわが国への示唆」三木浩一編『金銭執行の実務と課題』(青林書院・2013年)149頁以下が詳しい。

(exemption) の対象となる財産であることを理由として、これを阻止することができる。

Wage Garnishment のケースを例に挙げると⁴、雇用主が裁判所の収入控除命令 (Earnings Withholding Order: EWO) を受け取ったことを被用者である判決債務者に伝達したのち、判決債務者は、免除の対象となる財産やその根拠となる規定、免除の主張を基礎づける事由等を記載した免除申請書 (claim of exemption) と判決債務者の収入・支出等を記載した財産状況報告書 (financial statement) を執行官の所属する部に提出して、免除を申請することができる (書式につき、次頁以下【資料①】【資料②】参照)。判決債務者による免除の請求があった場合、Wage Garnishment により控除された金銭の判決債権者への支払は保留される。免除の申請に対して、判決債権者がこれを争わない場合は、上記金銭は判決債務者に返還され、これを争う場合は、裁判所における審理のための期日が設定される⁵。審理の結果、判決債務者の免除の申請が認容される時は、上記金銭は判決債務者に返還される。申請が全部棄却となる場合は当初の範囲において、一部棄却となる場合は裁判所が認めた範囲において、雇用主は Wage Garnishment を継続する。

また、Bank Levy のケースでは⁶、執行官等から執行令状等の関係書類の送達を受けた銀行は、Bank Levy の対象となった口座を凍結しなければならず、これにより当該口座からの現金の引き出しや当該口座における小切手の決済はできなくなる。当該銀行において当該口座が社会保障その他の公的給付金の預入先であることが知れているときは、所定の書式を執行官に提出することとされている (この場合は、当該書式が免除申請書を兼ねることとなる)。また、上記執行令状等の送達を受けた判決債務者や口座名義人は、当該口座に社会保障その他の公的給付金などの免除の対象となる財産が含まれているときは、免除申請書 (claim of exemption) および財産状況報告書 (financial statement) を執行官の所属する部に提出して、免除を申請することができる。判決債権者において免除を争わない場合には自動的に免除が付与され、当該財産は判決債務者に返還される。判決債務者において免除を争う場合には、裁判所の審理を経て、裁判所が認める範囲で、執行官等を通じて判決債権者への支払がなされる。

⁴ 手続につき、カリフォルニア州裁判所ウェブサイト (<https://selfhelp.courts.ca.gov/debt-lawsuits/judgment/claim-exemption-wage-garnishment>)、サクラメント郡公共法律図書館ウェブサイト (https://saclaw.org/resource_library/ej-claim-of-exemption-wage-garnishment) 参照。

⁵ サクラメント郡 (他の多くの郡も同様であるとされる) では、簡易な運用として、審理期日の前日午後2時に、裁判所の暫定的な判断 (tentative ruling) をオンライン・ポータルに掲載し (電話で確認することもできるとされる)、債権者・債務者双方が同日午後4時までに異議を留めなければ、予定していた審理期日を取り消し、当該暫定的な判断を正式な判断とする運用がなされている。前掲注(4)の各ウェブサイト参照。

⁶ 手続につき、カリフォルニア州裁判所ウェブサイト (<https://selfhelp.courts.ca.gov/debt-lawsuits/judgment/claim-exemption-bank-levy>)、サクラメント郡公共法律図書館ウェブサイト (https://saclaw.org/resource_library/ej-bank-levy) 参照。

【資料①】 免除申請書の作成例

RETURN TO LEVYING OFFICER. DO NOT FILE WITH COURT WG-006

CITIZEN/DEBATOR WITHOUT ATTORNEY Name: PETER PERPETRATOR 11 MAIN ST. #22 SACRAMENTO, CA 95814 (1124) (2) NO: 916-123-9876 (3 MAIL ADDRESS) (Optional) ATTORNEY (If Applicable) IN PRO PER	FOR LEVYING OFFICER USE ONLY Earnings Officer Name and Address Sacramento County Sheriff's Department Civil Division 3341 Power Inn Road Sacramento, CA 95826
COURT OF CALIFORNIA, COUNTY OF Sacramento OFFICE 720 Ninth Street ADDRESS 720 Ninth Street CITY Sacramento, CA 95814 SUITE Civil	Insert the name and address of the Sheriff's Civil Division as shown on the Earnings Withholding Order (EWO).
PLAINTIFF/PETITIONER PAUL SAMPLE DEFENDANT/RESPONDENT PETER PERPETRATOR	Plaintiff = Judgment Creditor Defendant = Judgment Debtor as they appear in EWO.
CLAIM OF EXEMPTION (Wage Garnishment)	
READ EMPLOYEE INSTRUCTIONS (FORM WG-003) BEFORE COMPLETING THIS FORM Copy all the information required above (except the top left space) from the Earnings Withholding Order. The top left space is for your name or your attorney's name and address. The original and one copy of this form with the Financial Statement attached must be filed with the levying officer. DO NOT FILE WITH THE COURT.	
1. My name is: PETER PERPETRATOR 2. I need the following earnings to support myself or my family (check a or b). a. <input checked="" type="checkbox"/> All earnings. b. <input type="checkbox"/> \$ _____ each pay period. 3. Please send all papers to <input checked="" type="checkbox"/> me, <input type="checkbox"/> my attorney, at the address <input checked="" type="checkbox"/> shown above <input type="checkbox"/> following (specify):	Sheriff's Levy number: 11-0004958 Case Number: 34-2011-00012345
4. I am willing for the following amount to be withheld from my earnings each pay period during the withholding period. I understand that the judgment creditor can accept this offer by not opposing the Claim of Exemption, which will result in the following sum being withheld each pay period (check a or b): a. <input checked="" type="checkbox"/> None b. <input type="checkbox"/> Withhold \$ 0.00 each pay period. 5. I am paid <input type="checkbox"/> daily <input type="checkbox"/> every two weeks <input type="checkbox"/> monthly <input type="checkbox"/> weekly <input checked="" type="checkbox"/> twice a month <input type="checkbox"/> other (specify)	Check the boxes that pertain to your situation and indicate where you want the mail sent. Check either box 4a or 4b to indicate what you consent to have withheld from your paychecks. Check the appropriate box.
NOTE: You must attach a properly completed Financial Statement form to this Claim of Exemption. The Financial Statement form is available without charge from the levying officer. I declare under penalty of perjury under the laws of the State of California that the foregoing is true and correct. Date: 7/13/2011	
PETER PERPETRATOR (PRINT NAME)	_____ (SIGNATURE)

Approved by the
 Superior Court of California
 WG-006 (Rev. January 1, 2009)

CLAIM OF EXEMPTION
(Wage Garnishment)

Page 1 of 1

Claim of Exemption (Wage Garnishment) (WG-006)

[出所] サクラメント郡公共法律図書館ウェブサイト⁷

⁷ https://saclaw.org/resource_library/ej-claim-of-exemption-wage-garnishment

この作成例は、判決債務者自身の生活のために収入の全部を必要としており、雇用主によって控除することのできる額がない旨をいう内容となっている。

【資料②】 財産状況報告書の作成例

WG-007/EJ-165

Sheriff's Levy Number.

Insert judgment creditor's last name v. your last name.

SHORT TITLE: SAMPLE V PERPETRATOR

DEBTOR'S SOCIAL SECURITY: 11-0004958

COURT CASE NO.: FEDERAL CIRCUIT

Court Case Number.

FINANCIAL STATEMENT

(Wage Garnishment - Enforcement of Judgment)

NOTE: If you are married, this form must be signed by your spouse unless you and your spouse are living separate and apart. If this form is not signed by your spouse, check the applicable box on the reverse in item 9.

1. The following persons other than myself depend, in whole or in part, on me or my spouse for support.

NAME	AGE	RELATIONSHIP TO ME	MONTHLY TAKE-HOME INCOME & SOURCE
a. none		Spouse	none
b.			
c.			
d.			
e.			

Insert names, ages, relationship to you of anyone you are supporting and any income they may have. If none, state none.

2. My monthly income

a. My gross monthly pay is: 2a. \$ 2,488.75

b. My payroll deductions are (specify purpose and amount):

(1) Federal and state withholding, FICA, and SDI	\$ 288.75
(2) Med/Dent/V/Le	\$ 200.00
(3)	\$
(4)	\$

My TOTAL payroll deduction amount is (add (1) through (4)): b. \$ 488.75

c. My monthly take-home pay is (a minus b): c. \$ 1,999.00

d. Other money I get each month from (specify source): d. \$

e. TOTAL MONTHLY INCOME (c plus d): e. \$ 1,999.00

Add lines c and d then insert Total Monthly Income.

3. I, my spouse, and my other dependents own the following property:

a. Cash: 3a. \$ 0.00

b. Checking, savings, and credit union accounts (list banks):

(1) Chase Bank	\$ 35.00
(2)	\$
(3)	\$

b. \$ 35.00

c. Cars, other vehicles, and boat equity (list make, year of each):

(1) 2005 Ford Fusion	\$ 0.00
(2)	\$
(3)	\$

c. \$ 0.00

d. Real estate equity: d. \$ 0.00

e. Other personal property (jewelry, furniture, furs, stocks, bonds, etc.) (list separately): e. \$ 0.00

none

Page 1 of 1

FINANCIAL STATEMENT
(Wage Garnishment - Enforcement of Judgment)

Printed: 11/11/11 10:00 AM
11/11/11 10:00 AM

Financial Statement (WG-007/EJ-165) (page 1)

【出所】 サクラメント郡公共法律図書館ウェブサイト⁸

⁸ https://saclaw.org/resource_library/ej-claim-of-exemption-wage-garnishment

この作成例は、判決債務者の手取り収入が基本的な必需品を賄うのに不足していることを具体的な収入および資産、支出とともに明らかにする内容となっている。

WG-007/EJ-165

Insert the judgment creditor's last name v. your last name. Sheriff's Levy Number. Case Number.

SHORT TITLE: SAMPLE v PERPETRATOR LEVY OR OFFICIAL'S NO: 11-0004958 COURT CASE NO: 11-0004958

4. The monthly expenses for me, my spouse, and my other dependants

Insert responses for 4a through 4m. Note: If there are no expenses insert \$0.00.

Rent or house payment and maintenance	4a. \$	750.00
Food and household supplies	b. \$	250.00
Utilities and telephone	c. \$	225.00
Clothing	d. \$	0.00
Medical and dental payments	e. \$	0.00
Insurance (life, health, accident, etc.)	f. \$	0.00
g. School, child care	g. \$	0.00
h. Child, spousal support (prior marriage)	h. \$	0.00
i. Transportation & auto expenses (insurance, gas, repair) (list car payments in item 5)	i. \$	405.00
j. Installment payments (insert total and items below in item 5)	j. \$	399.00
k. Laundry and cleaning	k. \$	30.00
l. Entertainment	l. \$	0.00
m. Other (specify): none	m. \$	0.00
TOTAL MONTHLY EXPENSES (add a through m).	n. \$	2,059.00

Insert any creditors you are paying on a monthly basis. Total amount and insert the amount in 4j.

my spouse, and my other dependants owe the following debts:				
CREATOR'S NAME	FOR	MO. PAYMENTS	BALANCE OWED (State person's name)	OWED BY
Ford Motor Company	car payments	399.00	9,852.00	Peter

Insert reasons why you are unable to pay 25% toward judgment.

Other facts which support this Claim of Exemption (i.e., unusual medical needs, school tuition, expenses for recent family emergencies, or other unusual expenses to help your creditor and the judge understand your budget) (describe). (If more space is needed, attach page labeled Attachment 6.)

My take home income barely covers of my basic necessities. There are some months that I am unable to pay all of my basic necessities and to have to add additional payments will cost me my living arrangements.

7. An earnings withholding order is now in effect with respect to my earnings or those of my spouse or dependants named in item 1 (specify each person's name and monthly amount).

8. A wage assignment for support is now in effect with respect to my earnings or those of my spouse or dependants named in item 1 (specify each person's name and monthly amount).

9. My spouse has signed below.
 I have no spouse.
 My spouse and I are living separate and apart.

Indicate whether you have a spouse. If so, your spouse must also sign the Financial Statement!

I declare under penalty of perjury that the foregoing is true and correct.
Date: 07/13/2011 Print name and date. Signature Signature of Spouse, if married.

PETER PERPETRATOR Signature Signature of Spouse, if married.

Financial Statement (WG-007/EJ-165) (page 2)

[出所] サクラメント郡公共法律図書館ウェブサイト⁹

⁹ https://saclaw.org/resource_library/ej-claim-of-exemption-wage-garnishment

II 差押禁止財産の範囲等の定めについて

1 連邦法

アメリカにおける差押禁止財産の種類や範囲については、連邦法と州法に関連する規定がある¹⁰。連邦法を主題別に分類した公式法令集である『合衆国法典』(United States Code: U.S.C.) (以下「合衆国法典」ないし「U.S.C.」と表記する)において見られる、差押禁止財産の範囲等を定めた規定としては、以下のようなものがある。

42 U.S.C. §407(a)は、社会保障年金 (Social Security) について、「本節 [Chapter 7, Subchapter II] に基づく将来の支払に対する何人の権利も、コモンロー上又はエクイティ上、移転可能性や譲渡可能性を持つものではない。また、本節に基づき既に支払われ又は支払われる予定である金銭その他の権利は、強制執行その他の法的手続 [execution, levy, attachment, garnishment, or other legal process] の対象となるものではなく、倒産法 [bankruptcy or insolvency] の適用の対象となるものでもない。」と定め、社会保障年金を強制執行の対象から一律に除外している。

また、5 U.S.C. §8346(a)は、連邦公務員退職年金 (Federal Civil Service Retirement Benefits) について、「本節 [Chapter 83, Subchapter III] で言及される金銭は、本編§8345(h)及び(j)の規定に基づく場合を除き、コモンロー上又はエクイティ上、譲渡可能性を持つものではなく、強制執行その他の法的手続 [execution, levy, attachment, garnishment, or other legal process] の対象となるものではない。ただし、連邦法に別段の定めがある場合を除く。」と定め、連邦公務員退職年金については、原則として強制執行の対象から除外している。ただし、同条で言及される 5 U.S.C. §8345(j)によれば、「離婚、婚姻無効若しくは法的別居の裁判所の裁判において、又は、離婚、婚姻無効若しくは法的別居の裁判所の裁判に附随する裁判所の命令若しくは裁判所によって承認された財産和解合意において明示的な条項が定められた場合」、「児童に対する肉体的、性的若しくは精神的な虐待を理由に当該被用者、会員、年金受給者に対して下された判決の執行のための差押えの性質を持つ裁判所の命令その他これに類する手続において明示的な条項が定められた場合」においては、その定めで、本来の受給者に支払われるべき年金の全部または一部が他の者に支払われるものとされており、①離婚等の婚姻関係の解消を原因として発生する金銭債権や、②児童虐待を原因として発生する金銭債権については、上記の条件・範囲において、公務員退職年金からの債権回収も妨げられないことが明文で定められている。

このほか退役軍人年金 (Military Retirement) や軍人遺族年金 (Military Survivors Benefits)

¹⁰ 差押禁止財産については、対象となる財産や根拠規定を一覧にまとめたリストとして公表されているものが参考になる。一例として、カリフォルニア州では、判決に基づく執行免除財産(連邦法に基づくものと州法に基づくものの双方を含む)のリストとして、Exemptions from the Enforcement of Judgments (EJ-155) (2021年9月1日更新版)が作成・公表されている (<https://selfhelp.courts.ca.gov/jcc-form/EJ-155>)。

についても、原則として強制執行手続の対象とならない旨の規定が設けられている（10 U.S.C. §1440, §1450(i)）。

2 州法

(1) ニューヨーク州

ニューヨーク州民事訴訟法（Civil Practice Law and Rules: CPLR¹¹）（以下「CPLR」と表記する）は、§5205において、金銭判決の満足のための強制執行が免除される個人所有財産について規定する¹²。

例えば、CPLR§5205(a)は、下記の個人所有財産について、原則として強制執行が免除される旨を定める。

- ① 判決債務者の住居で使用するために保管されている、すべてのストーブ・家庭暖房設備およびこれに必要な120日分の燃料。ミシンおよびその付属品。
- ② 判決債務者またはその家族が使用する、宗教書、家族写真・肖像画、教科書。当該家族または判決債務者の蔵書の一部として保管・使用されている上記以外の本については、価額が500ドルを超えない範囲。
- ③ 公共の礼拝の場において判決債務者またはその家族が専有する席または椅子。

¹¹ 条文は、ニューヨーク州議会上院（New York State Senate）ウェブサイトから閲覧可（<https://www.nysenate.gov/legislation/laws/CVP/-CH8>）。

¹² CPLR§5205は、本文で紹介するものを含めて、次の免除規定を置いている。すなわち、①特定の個人所有財産（(a)項。免除の割合や金額は財産によって異なる）、②強制執行免除対象財産の奪取または毀損に係る損害賠償請求訴訟で得た金銭判決に基づいて回収された金銭（(b)項）、③判決債務者のために信託されている財産で、当該信託の設定および資金の拠出が判決債務者以外の者によってされているもの（(c)項）、④特定の収入（(d)項。免除の割合は収入によって異なる）、⑤軍隊での役務に対する給与・年金等（(e)項）、⑥判決債務者の経営する農場で生産され、販売者に引き渡された牛乳について、判決債務者に支払われるべき金銭の90%（(f)項）、⑦判決債務者またはその家族が住居として使用する賃貸不動産の保証金として預けられた金銭、および当該住居へのガス・水道・電気等の提供会社に対して保証金として預けられた金銭（(g)項）、⑧日常生活のサポートや障害者の移動のために用いられる医療・歯科器具、盲導犬・介助犬・聴導犬等（(h)項）、⑨生命保険契約に基づいて判決債務者が有する死亡保険金または特別払戻金の早期受給権（(i)項）、⑩ニューヨーク州の大学進学用貯蓄制度において開設された口座上の金銭（(j)項。免除の割合や金額は場合により異なる）、⑪「有罪判決を受けた者の財産 [funds of a convicted person]」（カリフォルニア州行政法§632-A 第1項(c)参照）のうち、当該財産が別件訴訟において判決が同人に与えた補償的な賠償金としての性質を有するものについては、当該賠償金の10%（(k)項）、⑫法律上、強制執行の免除の対象となる給付金で銀行口座にあるもののうちの一定額（(l)-(o)項）、⑬連邦の新型コロナウイルス関連立法に基づく税金の還付金等の緊急救済基金((p)項)。

- ④ 家畜およびこれに必要な 120 日分の飼料(ただし、当該家畜および飼料の総額が 1,000 ドルを超えないものとする)。判決債務者またはその家族が必要とする 120 日分の食料で、食事で使用するために実際に提供されたもの。
- ⑤ 判決債務者およびその家族が必要とする、すべての衣類と家庭用家具、機械式またはガス式冷蔵庫 1 点、ラジオレシーバー 1 点、テレビ 1 点、コンピュータおよび関連機器 1 点、携帯電話 1 点、陶磁器・食器具・調理器具類。処方を受けた健康補助食品。
- ⑥ 結婚指輪。時計・宝飾品・美術品で価額が 1,000 ドルを超えない範囲。
- ⑦ 商売道具および仕事に必要な道具・用具類(整備用器具や農業用器具、専門職等の使う器具・備品・蔵書等)で価額が 3,000 ドルを超えない範囲。
- ⑧ 債務者の担保となっている部分を上回る価額で 4,000 ドルを超えない自動車 1 台。当該自動車が障害のある債務者が使用するための装備を施されているものである場合には、債務者の担保となっている部分を上回る価額で 10,000 ドルを超えないもの(ただし、上記免除は、執行される債務が子の養育費や配偶者の扶養料等である場合、またはニューヨーク州やその部局、地方自治体が判決債権者である場合には、適用されない)。
- ⑨ 家産差押免除 (homestead exemption) が主張されていない場合においては、1,000 ドルの個人資産、銀行預金または現金。

また、CPLR§5205(d)は、判決債務者の収入については、次の範囲で強制執行が免除される(ただし、裁判所が判決債務者およびその扶養家族にとっての合理的必要性に照らして不必要であると判断する場合はこの限りではない)旨を定める。

- ① §5205(c)の規定に基づいて強制執行の適用除外となる信託から得られる収入その他の支払については原則としてその 90%。
- ② 収入執行¹³の命令が執行官に交付された日、または判決債務者の収入を判決の満足に充てることを求める申立てがなされた日より前の 60 日間、および同日以降においてされた個人的な役務に対する収入についてはその 90%。
- ③ 婚姻関係手続において妻の扶養料または子の養育費の支払を命じる裁定がされた場合において、当該裁定に基づいて妻または子が受け取ることになる金銭については免除の上限なし。

このほか、CPLR§5205(l)は、法律上、強制執行の免除の対象となる金銭で銀行口座にあるものについては、次のような扱いにより、所定の金額が免除の対象となることを明らかにしている (CPLR§5205(m)(n)(o)の各規定も、これに関連した規定を置く¹⁴)。

¹³ ニューヨーク州の収入執行 (Income Execution) については、後記Ⅲ 1 (2)(ア)も参照。

¹⁴ CPLR§5205(m)は、当該免除が、本法その他の法律に基づく判決債務者の免除に係る諸権利を制限するものではない旨を定める。§5205(n)は、当該免除との関係でいう「銀行機関 [banking corporations]」には、すべての銀行のほか、信託会社、貯蓄銀行、貯蓄貸付組合、信用組合、ニューヨーク州法に基づき設立され認可等を受けた外国銀行法人、ニューヨーク

- ① 法律上免除の対象となる支払として合理的に識別可能な現金の預入れまたは電子的な支払が、差押通知が銀行機関に送達された日、または保安官もしくは執行官によって執行命令が銀行機関に送達された日に先立つ 45 日間において、銀行機関の判決債務者の口座にされた場合、判決債務者の口座にある 2,500 ドルは、金銭判決の満足のための強制執行手続から免除される¹⁵。
- ② 上記にいう「法律上免除の対象となる支払 [statutorily exempt payments]」とは、州法または連邦法の規定に基づき金銭判決の満足に充てることから除外される個人所有財産を意味する。これらには、退職者給付金、遺族・障害者給付金、補足的保障所得、子ども扶養給付金を含む社会保障給付のほか、退役軍人行政給付金、公的扶助、労災補償、失業保険、公的・私的年金、鉄道職員退職給付金、じん肺給付金、緊急支援基金等が含まれる。
- ③ 上記免除の対象となる金額 [本調査時においては 2,500 ドル] は、消費者物価指数の変動を反映して、3 年ごとに調整がされるものとする。
- ④ 上記の調整は、調整日より前に送達された差押通知または執行命令で効力を有するものについては、影響を及ぼさないものとする。

上記のように、ニューヨーク州においては、法律上免除の対象となる支払（給与や社会保障その他の公的給付金の支払）で既に銀行口座に入金されているものについても、一定の期間内に入金されたものについては、一定の限度で強制執行手続から免除される扱いとなっている。

(2) カリフォルニア州

カリフォルニア州民事訴訟法 (Code of Civil Procedure: CCP¹⁶) (以下「CCP」と表記する)は、第 2 部第 9 編第 2 段第 4 章第 3 条 (§704.010 から §704.230) において、金銭判決の満足のための強制執行が免除される個人所有財産について規定する。免除の対象となる財産には、以下の財産が含まれる（網羅的に記述するものではない）。

州に支店を置く外国銀行会社、および連邦の認可を受けた銀行が含まれる旨を定める。§5205(o)は、§5205(l)(m)(n)の各規定は、①ニューヨーク州やその部局、地方自治体が判決債権者である場合、または、②執行される債務が子の養育費や配偶者の扶養料等である場合には、このことが差押通知または執行命令において所定の形式で記載されている限りにおいて、適用されない旨を定める。

¹⁵ これに加えて、CPLR §5222(i)は、連邦または州の最低時給の 240 倍に相当する額を免除の対象とし、判決債務者の銀行口座内にある上記金額の 90%以下の金銭については、裁判所が当該債務者やその扶養家族にとって不必要であると判断する場合を除き、差押えによる制約を受けない旨を定めている。

¹⁶ 条文は、カリフォルニア州の立法情報提供サイト (California Legislative Information) から閲覧可 (<https://leginfo.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=CCP>)。

- ① 自動車および自動車の売却代金や損害保険金については、価値にして 7,500 ドルまで (§704.010)。
- ② 判決債務者やその家族が、家庭で日常的かつ合理的に必要なものとして個人的に使用する、家庭用家具、電化製品、食料品、衣類その他の身の回り品 (§704.020)。
- ③ 住宅の修繕・改築用の資材については、価値にして 3,500 ドルまで (§704.030)。
- ④ 宝飾品、先祖伝来の家宝、美術品については、価値にして 8,725 ドルまで (§704.040)。
- ⑤ 判決債務者またはその配偶者や扶養家族が、仕事または健康維持のために合理的に必要とする健康補助器具、または補装・整形外科器具 (§705.050)。
- ⑥ 道具、用具、器具、原材料、制服、調度品、書籍、機器、商用車 1 台、船舶 1 隻、およびその他の個人所有財産は、判決債務者が生計を得るための取引、商売、または専門職に従事するにあたり合理的に必要なものであって実際に使用されているものについては、価値にして 8,725 ドルまで(判決債務者の配偶者が生計を得るための取引、商売、または専門職に従事するにあたり合理的に必要なものであって実際に使用されているものについても、別途、価値にして計 8,725 ドルまで免除される)(§704.060)。
- ⑦ 強制徴収の直近 30 日の間に被用者に支払われた給与等 (paid earnings) のうち、預金口座において、または現金その他の形で、追跡可能なものについては¹⁷、[Ⓐ]被用者への支払前において当該収入が収入控除命令 (earnings withholding order) または扶養料のための収入控除命令 (earnings withholding order for support) の対象となったときは、支払われた収入の全部が免除される。また、[Ⓑ]被用者への支払前において当該収入が収入控除命令または扶養料のための収入控除命令の対象となっていないときは、§706.050¹⁸が強制徴収の対象としない可処分所得の範囲で免除される (§704.070)。
- ⑧ 政府やその部局から公的給付金 [public benefits] や社会保障給付金 [social security benefits] の支払が直接にされる預金口座については、原則として、公的給付金の指定受取人が 1 名であるときは 1,750 ドルまで (2 名以上であるときは 2,600 ドルまで)、社会保障給付金の指定受取人が 1 名であるときは 3,500 ドルまで (2 名以上であるときは、5,250 ドルまで) 免除の申請を要することなく免除の対象となるほか、上記免除額を超える部分についても、公的給付金または社会保障給付金としての支払であるものについては、判決債務者の免除の申請により免除を受けることができる (§704.080)。
- ⑨ 刑務所その他の矯正施設に収容されている判決債務者の財産で、州・郡・市等により受刑者信託口座に信託されている財産については、原則として 1,750 ドルまで免除の申請を要することなく免除の対象となる (§704.090)。
- ⑩ 満期の到来していない生命保険契約 (養老保険および年金保険を含む) については、

¹⁷ CCP §703.080 は、免除の対象となる財産は、預金口座への入金、または現金その他の形で追跡可能な範囲で、引き続き免除の対象となる旨を定めている。

¹⁸ 同条については、後記Ⅲ 1 (2)(イ)参照。

当該契約に基づく契約者貸付を除き、免除の申請を要することなく免除の対象となるほか、満期の到来した生命保険契約（養老保険および年金保険を含む）からの給付金は、判決債務者の生活およびその配偶者や扶養家族の扶養のために合理的に必要な範囲で免除される（§704.100）。

- ⑪ Golden State Scholarshare Trust Act に基づいて開設された、判決債務者の学資積立口座にある金銭については、免除の申請を要することなく免除の対象となる。当該免除の対象となるのは、金銭判決の登録日前 365 日間にされた口座への拠出金総額のうち、年間の贈与税控除額まで（金銭判決の登録日前 730 日から 366 日までの間の拠出総額についても、同様の範囲で免除の対象となる）（§704.105）。
- ⑫ 公務員退職給付金目的で公的機関ないしその被用者によって拠出された金銭で公的団体が保有・管理し、または支払手続にあるものの全額、および、公務員退職制度に基づいて発生し、または発生する予定の全ての権利・利益は、免除の申請を要することなく免除の対象となる（ただし、子、家族、配偶者の扶養料のための判決の満足に充てられる場合には特則がある）。公務員退職給付金または拠出金の払戻金として既に受け取ったものについては、その範囲で免除の対象となる（§704.110）。
- ⑬ 離婚扶助料（alimony）や扶養料（support）、別居生活費（separate maintenance）については、当該債務者やその扶養家族の生活のために合理的に必要な範囲で、免除の対象となる（§704.111）。
- ⑭ 休暇クレジットについては、7,500 ドルまで（§703.113）。
- ⑮ 私的退職給付金制度からの年金、退職給付金、障害給付金、死亡給付金等の支払のために、私的退職給付金制度によって保有・管理され、または支払手続にある金銭は、免除の対象となる（ただし、子、家族、配偶者の扶養料のための判決の満足に充てられる場合には特則がある）。給付金または払戻金として既に受け取ったものについては、その範囲で免除の対象となる（§704.115）。
- ⑯ 失業補償障害基金に支払うべき労働者の拠出金、および失業基金に支払うべき雇用主の拠出金は、免除の申請を要することなく免除の対象となる。また、失業保険法に基づき支払われる給付金等については、原則として（支払前のものについては免除の申請を要することなく）免除の対象となる（ただし、扶養料のための判決の満足に充てられる場合には特則がある）（§704.120）。
- ⑰ 障害保険または医療保険による給付金（ただし、扶養料のための判決の満足に充てられる場合には特則がある）（§704.130）。
- ⑱ 人身傷害賠償訴訟による給付は、判決先取特権（judgment lien）に関する規定の適用を受ける場合を除き、免除の申請を要することなく免除の対象となる。人身傷害を原因とする裁定または和解による給付は、原則として、判決債務者の生活およびその配偶者や扶養家族の扶養のために合理的に必要な範囲で免除の対象となる（§704.140）。
- ⑲ 不法行為死亡訴訟による給付は、判決先取特権に関する規定の適用を受ける場合を除き、免除の申請を要することなく免除の対象となる。判決債務者の配偶者、または

判決債務者かその配偶者が扶養を受けている者の不法行為死亡を原因とする裁定または和解による給付は、原則として、判決債務者の生活およびその配偶者や扶養家族の扶養のために合理的に必要な範囲で免除の対象となる (§704.150)。

- ⑳ 労働者の労災補償金は、支払前のものについては、免除の申請を要することなく免除の対象となる。支払後のものについても免除の対象となるが、扶養料のための判決の満足に充てられる場合には特則がある (§704.160)。
- ㉑ 福祉法 [Welfare and Institutions Code] 等に基づいて支給される困窮者への経済的支援は、支払前のものについては、免除の申請を要することなく免除の対象となる。支払後のものについても免除の対象となる (§704.170)。
- ㉒ 公共事業体等から支給される住居移転のための移転給付金は、支払前のものについては、免除の申請を要することなく免除の対象となる。支払後のものについても免除の対象となる (§704.180)。
- ㉓ 高等教育機関から支給される学生への経済的支援は、支払前のものについては、免除の申請を要することなく免除の対象となる。支払後のものについても免除の対象となる (§704.190)。
- ㉔ 判決債務者の預金口座にある金銭のうち、福祉法上の適切な保護を受けるための最低基本水準 (minimum basic standard of adequate care) 以下のものについては、免除の申請を要することなく免除の対象となる (§704.200)。
- ㉕ 判決債務者の預金口座にある金銭については、本章において免除の対象とならないものについても、判決債務者の生活およびその配偶者や扶養家族の扶養のために必要な範囲で免除の対象となる (§704.225)。
- ㉖ 合衆国連邦緊急事態管理庁 (Federal Emergency Management Agency: FEMA) から判決債務者に支給された金銭は、免除の申請を要することなく免除の対象となる (§704.230)。

なお、CCP §703.070 は、上記を含む制定法上の免除規定は、子、家族、配偶者の扶養料のための判決にも適用がある旨を明らかにしている (§704.230(a))。同条によれば、法律上、免除の申請を要することなく免除の対象となるとされている財産は、子、家族、配偶者の扶養料のための判決についても、その満足に充てることができないが (§704.230(b))、それ以外の財産については、免除の対象となる財産であることの立証があった場合でも、判決債権者の申立てに基づき、裁判所は、判決債権者のニーズ、判決債務者や同人が扶養義務を有する者のニーズ、その他の事情を考慮して、免除の対象となる財産のうち、子、家族、配偶者の扶養料のための判決の満足に充てられるべき財産の範囲を決定することができる (§704.230(c))。

上記のほか、CCP §703.080 は、免除の対象となる金銭のうち、預金口座への入金または現金その他の形で追跡可能なものについては、引き続き免除の対象となる旨を定めている。一例として、給与や社会保障その他の公的給付金については、それが銀行口座に振り込まれた場合でも、一定の範囲で強制執行手続から免除される扱いとなっている (上記⑦⑧参照)。

Ⅲ 給与等の差押え（Wage Garnishment）の制限に関する定めについて

1 総説

(1) 連邦法

(ア) 消費者信用保護法第3編（Title III of the Consumer Credit Protection Act）

前述のように（前記Ⅰ2(1)参照）、アメリカにおける債権回収のための法的手続の一つに Wage Garnishment（給与等の差押え）がある。Wage Garnishment は、債務者の債務の支払に充てるため、裁判所が債務者の雇用主に対して、当該債務者の報酬等（これには、賃金、給与、コミッション、ボーナスのほか、年金・退職制度からの定期的な収入が含まれる）の一部を控除（天引き）した上で、控除した金銭を債権者に支払うよう命じる制度である¹⁹。

Wage Garnishment に関しては、連邦法と州法に関連する定めがある。連邦法においては、消費者信用保護法第3編（Title III of the Consumer Credit Protection Act: CCPA²⁰）（以下、「CCPA」と表記する）が、Wage Garnishment を理由とする解雇の制限や、Wage Garnishment の対象となる債務者の報酬の範囲・限度など、基本的な定めを設けており、これらの定め違反する場合には、解雇された従業員の復職、未払賃金の支払、不当に差し押さえられた金額の返還等を生じる。

- ・ Wage Garnishment の対象となるのは、個人の可処分所得（disposable earnings）の一部である。ここでいう「可処分所得」とは、法律上、控除が義務づけられているもの（連邦・州・地方税、社会保障税、メディケア税、失業保険税の個人負担分、法律上の支払義務のある州職員退職金制度への拠出金など）を差し引いた後に残る報酬の額を指し、法律上、控除が義務づけられていないもの（組合費、健康保険料や生命保険料、慈善寄付金など）は差し引かれない（§302 参照）。
- ・ 1週間の労働期間に差し押さえることのできる個人の可処分所得は、当該1週間の可処分所得の25%、または当該1週間における可処分所得で連邦最低時給〔本調査時においては7.25ドル²¹〕の30倍を超える額のうち、いずれか低いほうを超えることができない（§303(a)参照）。
- ・ 差し押さえることのできる額についての制限は、扶養料の支払のための差押えがされる場合（下記参照）のほか、破産手続における破産裁判所の命令に基づく場合や、支払期限の到来した連邦税・州税の支払のための差押えである場合には適用されない（§303(b)(1)参照）。

¹⁹ Wage Garnishment の概要について、アメリカ合衆国労働省ウェブサイト（<https://www.dol.gov/general/topic/wages/garnishments>）を参照。

²⁰ 消費者信用保護法の第3編は、合衆国法典（United States Code: U.S.C.）の第15編§1671以下に採録されている。

²¹ 米国連邦政府ウェブサイト（<https://www.usa.gov/minimum-wage>）参照。

- ・扶養料の支払のために差し押さえることのできる個人の可処分所得は、当該個人が現在の配偶者または子（離婚後の第2の家族）を扶養している場合においては当該債務者の可処分所得の50%まで、扶養していない場合においては60%までとされ、12週以上滞納した場合には更に5%拡大される（§303(b)(2)参照）。
- ・雇用主は、被用者が何らかの一つの債務の支払のために Wage Garnishment を受けたことを理由として当該被用者を解雇してはならない（§304(a)参照）。複数の債務の支払のために更に Wage Garnishment を受けた場合は、同法の保護の対象外となる。上記解雇禁止規定に故意に違反した雇用主については、刑事訴追のうえ、1,000ドル以下の罰金刑もしくは1年以下の拘禁刑、またはその両方が科されうる（§304(b)参照）。
- ・Wage Garnishment に関する州法の定めが連邦法の定めと異なる場合、雇用主はより厳格なほう（差押えの額がより小さくなるほう）を遵守しなければならない。解雇制限についても、州法がより厳格な制限を設けている場合には、これを遵守しなければならない（§305 参照）。

【参考条文（試訳）】連邦賃金差押法（The Federal Wage Garnishment Law）：消費者信用保護法第3編（Title III of the Consumer Credit Protection Act）²²；合衆国法典第15編第1671条以下（15 U.S.C. 1671, et seq.）

第3編——差押え [garnishment] の制限

§ 301 調査結果及び目的

- (a) 合衆国議会は以下の事実を認定する。
- (1) 個人の役務に対して支払われるべき報酬を無制限に差し押さえることは、略奪的な信用取引の拡大を助長する。そのような信用取引の拡大は、金銭を過剰な信用取引の支払に振り向けるものであり、これによって州際通商における商品の生産と流通が阻害される。
 - (2) 債権者の救済としての差押えの適用は、しばしば債務者による雇用の喪失を生じ、その結果として雇用、生産、及び消費が阻害されることは、州際通商にとって大きな負担となる。
 - (3) 差押えに関するいくつかの州の法律の間の大きな相違は、事実上、倒産法の統一性を破壊し、国内の多くの地域でその目的を挫折させている。
- (b) 本条(a)の認定を基礎として、通商の規制と統一的な倒産法の確立のための合衆国

²² 条文の原文は、連邦労働省のウェブサイトから閲覧可

(<https://www.dol.gov/sites/dolgov/files/WHD/legacy/files/garn01.pdf>)。本調査では、条文本文のみ訳出した。なお、消費者信用保護法全体の条文については、連邦政府情報提供サービスシステム (govinfo) のウェブサイトから閲覧可

(<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-260/uslm/COMPS-260.xml>)。

議会の権限を実行に移すために、合衆国議会は、本編の規定が必要かつ適切であると判断する。

§ 302 定義

本編において――

- (a) 「収入 [earnings]」とは、個人の役務のために支払われ、又は支払を求めることのできる報酬を意味し、その名目は賃金、給料、コミッション、ボーナス、その他の名称のいずれであるかを問わない。また、年金制度や退職制度に基づく定期的な支払を含む。
- (b) 「可処分所得 [disposable earnings]」とは、個人の収入から法律上控除が義務づけられている金額を差し引いた後に残る収入の部分の意味する。
- (c) 「差押え [garnishment]」とは、債務の支払のために個人の収入からの控除が求められる、コモンロー上又はエクイティ上の手続を意味する。

§ 303 差押えの制限

- (a) 本条(b)及び§305 に定める場合を除き、差押えの対象となる 1 労働週間の個人の総可処分所得の最大限度は――
 - (1) 当該 1 労働週間の可処分所得の 25%、又は、
 - (2) 1 労働週間の可処分所得のうち、1938 年公正労働基準法§6(a)(1)に定められた連邦最低時給で当該収入の支払時点で有効なものの 30 倍を超える額、のいずれか低い額を超えることができない。また、支払計算期間が 1 週間以外の収入について、労働長官は、本項(2)に定める倍数に事実上相当する連邦最低時給の倍数を、規則により定めるものとする。
- (b)(1) 本条(a)の制限は、次の場合には適用されない。
 - (A) 管轄権のある裁判所によって、又は州法により設けられた行政手続で実質的な適正手続が提供され且つ司法審査の対象となるものによって、扶養料の支払命令が発せられた場合、
 - (B) 連邦破産法第 13 章に基づき破産裁判所の命令が発せられた場合、
 - (C) 債務が支払期限の到来した連邦税又は州税である場合。
- (2) ある者の扶養命令を執行するために差押えの対象となる個人の 1 労働週間の総可処分所得の最大限度は――
 - (A) 当該個人が（扶養命令に係る配偶者又は子以外の）配偶者又は親がかりの子を扶養している場合においては、当該個人の当該 1 労働週間の可処分所得の 50%、
 - (B) 当該個人が(A)にいう配偶者又は親がかりの子を扶養していない場合においては、当該個人の当該 1 労働週間の可処分所得の 60%
を超えることができない。ただし、ある 1 労働週間の個人の可処分所得が、当該 1 労働週間の開始時を最終日とする 12 週間の期間より前の期間に係る扶養命令の執行の

ために差押えの対象となる場合においては、その範囲において、当該個人の 1 労働週間の可処分所得に関して、(A)に定める 50%は 55%とみなされ、(B)に定める 60%は 65%とみなされる。

- (c) いかなる連邦又は州の裁判所も、また、いかなる州（及びその職員又は機関）も、本条に反する命令又は手続を、開始、執行、強制することができない。

§ 304 差押えを理由とする雇用の解消の制限

- (a) 雇用主は、被用者の収入が何らかの一つの債務のために差押えを受けたという事実を理由として、当該被用者を解雇することができない。
- (b) 本条(a)に故意に違反したものは、1,000 ドル以下の罰金刑若しくは 1 年以下の拘禁刑、又はその両方が科されるものとする。

§ 305 州の規制する差押えについての適用除外

労働長官は、州法が§303(a)及び(b)(2)で定められる制限と実質的に同様の差押制限を定めていると認めるときは、州法に基づき発せられる差押えについて、規則 [regulation] に基づき、§303(a)及び(b)(2)の規定を適用除外とすることができる。

§ 306 労働長官による法執行

労働長官は、労働省の賃金・労働時間局 [the Wage and Hour Division] を通じて行動し、本編の規定を執行するものとする。

§ 307 州法の効力

本編は、州の法律が——

- (1) 差押えを禁止し、又は本編で許容される差押えよりも制限的な差押えを定めている場合、又は、
- (2) 被用者の収入が複数の債務のために差押えを受けたという事実に基づき被用者を解雇することを禁止している場合
- において、そのような州法を無効としたり、変更したりするものではなく、これに影響を及ぼすものでもない。また、そのような州法の遵守を免除するものでもない。

(イ) 連邦規則集 (Code of Federal Regulations: CFR) 第 29 編第 870 部

連邦規則集 (Code of Federal Regulations: CFR) (以下「CFR」と表記する) は、前記 CCPA に関する細則として、差押制限の範囲や差押制限の適用除外等に関する規定を置く。

差押制限の範囲に関しては、CCPA §303(a)が、差押えの対象となる 1 労働週間の個人の総可処分所得の最大限度——①当該 1 労働週間の可処分所得の 25%、または、②1 労働週間の可処分所得のうち、1938 年公正労働基準法 §6(a)(1)に定められた連邦最低時給で当該収入の支払時点で有効なもの 30 倍を超える額、のいずれか低い額——を設けているところ、CFR §870.10 は、これを受けて、

- ・差押えを受ける個人の可処分所得が公正労働基準法所定の連邦最低時給の 30 倍以下である場合には、当該個人の収入を一切差し押さえてはならないこと
- ・差押えを受ける個人の可処分所得が、上記連邦最低時給の 30 倍超 40 倍未満である場合には、30 倍を超える額のみが差押えの対象となること
- ・個人の可処分所得が、上記連邦最低時給の 40 倍以上である場合 [この場合は可処分所得の 25%を差し押さえても、連邦最低時給の 30 倍を超える額が債務者のもとに確保される計算となる] には、可処分所得の 25%が差押えの上限となること

を明示している (§870.10(b)参照)。また、上記の規律は、報酬の支払計算期間が 1 週間である場合のものであるが、報酬の支払計算期間が 1 週間を超える場合 (隔週払い、半月払い、一月払いの場合等) についても、具体的な算定方法を明示している (§870.10(c)参照)。

また、CCPA §303(a)および(b)が、①扶養料の支払のための差押え、②連邦破産法第 13 章に基づく破産裁判所の命令に基づく差押え、③支払期限の到来した連邦税または州税に係る債務に基づく差押えについて差押上限の特則を設けていることを受けて、CFR §870.11 はこれを確認するとともに、上記の差押えが複数競合する場合においても、差し押さえることのできる個人の可処分所得の額は CCPA §303 に定めるパーセンテージ (扶養料に関して、原則として可処分所得の 50~60%、12 週以上の滞納がある場合には 5%の加算がされる) を超えることができない旨を明らかにしている (§870.11 参照)。

【参考条文 (試訳)】連邦規則集第 29 編第 870 部 (Code of Federal Regulations, Title 29, Part 870)²³

第 870 部——差押え [garnishment] の制限

サブパート A——総則

§ 870.1 目的及び範囲

(a) このパート [第 870 部] は、収入の差押制限について定める CCPA §303、及び、一定の条件の下で州が制定する差押えについての適用除外を認める CCPA §305 に基づき、労働長官がその職責を履行する場合において一般的に適用される手続、及び方針・判断・解釈について定める。CCPA §303 に基づく労働長官の職責は、一定額の収入の保護を保障することを含むものであるが、そのような職責には複数の差押えの間の優先順序を設けることは含まれない。そのような優先順序は他の連邦法又は州法によって定められる。

²³ 条文の原文は、アメリカ国立公文書記録管理局 (National Archives and Records Administration) が提供する eCFR システムから閲覧可 (<https://www.ecfr.gov/current/title-29/subtitle-B/chapter-V/subchapter-D/part-870>)。本報告では、条文本文 (表を除く) のみ訳出した。

(b) このパートにおいて CCPA に基づき労働長官が果たすべきものとして定められている役割は、賃金・労働時間局長 [the Administrator of the Wage and Hour Division] (以下「局長 [administrator]」という) に割り当てられる。局長は、賃金・労働基準監督署の次官補の一般的な指示及び管理の下、このパートの規定の運用において最終的且つ拘束力のある措置を講じる権限を与えられるものとする。局長は、このパートに基づく局長の職責を再委任する権限を有する。このパートの運用のために必要とされる法的な助言と支援は、労働省の法律顧問によって提供されるものとする。

§ 870.2 このパートの修正

局長は、その職権に基づき、又は相当な理由が記載された利害関係人による書面による要求の申立てに基づき、このパートの規定を修正することができる。

サブパート B——判断及び解釈

§ 870.10 CCPA § 303(a)に基づき差押えの対象となる総可処分所得の最大限度

(a) 制定法上の定め CCPA §303(a)は、いくつかの例外とともに、以下のよう定めている。

差押えの対象となる 1 労働週間の個人の総可処分所得の最大限度は——

- (1) 当該 1 労働週間の可処分所得の 25%、又は、
- (2) 1 労働週間の可処分所得のうち、1938 年公正労働基準法 §6(a)(1) に定められた連邦最低時給で当該収入の支払時点で有効なものの 30 倍を超える額、のいずれか低い額を超えることができない。また、支払計算期間が 1 週間以外の収入について、労働長官は、本項(2)に定める倍数に事実上相当する連邦最低時給の倍数を、規則により定めるものとする。

(b) 支払計算期間が 1 週間の場合 制定法上の免除の定式は、1 労働週間又はそれに満たない期間を支払計算期間として支払われ、又は支払を受けることのできる総可処分所得について、直接的に適用される。その趣旨は、1 労働週間又はそれに満たない期間に提供された個人的な役務に対する一定の報酬額を差押えから保護するとともに、個人所得者を救済することにある。そのため、

- (1) 1 労働週間又はそれに満たない期間の個人の可処分所得のうち差押えが禁止される額は、公正労働基準法の最低賃金の 30 倍である。当該期間の個人の可処分所得が最低賃金の 30 倍以下である場合には、当該個人の収入を一切差し押さえてはならない。(最低賃金が増大した場合には、差し押さえてはならない収入額もこれに比例して増大する。) 1991 年 4 月 1 日時点では、最低賃金は 4.25 ドルに増大しており、したがって、差し押さえてはならない 1 週間の可処分所得は、1991 年 4 月 1 日時点では 127.50 ドルである (1990 年 4 月 1 日から 1991 年 3 月 31 日までの

間の差押禁止額は、114ドル（ 30×3.80 ドル）である。

- (2) 1991年4月1日以降に支払を受けることのできる収入について、1労働週間又はそれに満たない期間の個人の可処分所得が、127.50ドル超170.00ドル未満である場合には、127.50ドルを超える額のみが差押えの対象となる（1990年4月1日から1991年3月31日までの間に支払を受けることのできる収入については、この時期の公正労働基準法の最低賃金が3.80ドルであったことから、上記の範囲は114.00ドル超152.00ドル未満となる）。
- (3) 1991年4月1日以降に支払を受けることのできる収入について、1労働週間又はそれ未満の期間の個人の可処分所得が170.00ドル以上である場合には、同人の可処分所得の25%が差押えの対象となる（1990年4月1日から1991年3月31日までの間については、この基準額は152.00ドル（ 40×3.80 ドル）である）。
- (c) 支払計算期間が1週間を超える場合 1労働週間を超える期間を支払計算期間として提供された個人の役務の報酬としての可処分所得については、制定法上の週あたりの免除の定式は、同等の賃金差押制限を定める定式に変換された上で当該収入に適用されるものとする。
- (1) 定式の25%部分は、当該支払計算期間中の報酬として支払われる、全ての労働週間、又は端数計算した期間の可処分所得の総額に適用される。
- (2) 差押えの対象とならない可処分所得の金額を算出するには次の定式を用いるものとする。労働週間の数、又はその端数計算した数について、適用のある連邦最低賃金を乗じ、且つその額に30を乗じるものとする。例えば、1990年4月1日から1991年3月31日までの間については、連邦最低賃金は時給3.80ドルであったことから、その定式は最低賃金3.80ドルを基準として算出されるものとする（3.80ドルに30を乗じた額は114ドルであるが、その114ドルに労働週間の数（又はその端数計算した数）を乗じた額が差押禁止の額となる）。1991年4月1日現在では、上記定式における3.80ドルは4.25ドルの連邦最低賃金に置き換えられる（差押禁止額は127.50ドルに労働週間の数（又はその端数計算した数）を乗じた額となる）。この定式に関しては、暦上の1か月は4と1/3週であるものとみなす。このため、1990年4月1日から1991年3月31日までの間については、連邦最低賃金は時給3.80ドルであったことから、支払計算期間が2週間である場合の可処分所得の額は、228.00ドル（ $2 \times 30 \times 3.80$ ドル）であり、これが1か月である場合の可処分所得の額は494.00ドル（ $4 \text{ と } 1/3 \times 30 \times 3.80$ ドル）である。1991年4月1日時点では、その額は次のように増大する。支払計算期間が2週間である場合は255.00ドル（ $2 \times 30 \times 4.25$ ドル）であり、これが1か月である場合は552.50ドル（ $4 \text{ と } 1/3 \times 30 \times 4.25$ ドル）である。1労働週間を超える、その他の支払計算期間の可処分所得の額は、CCPA §303(a)及びこの項に準拠した方法で計算するものとする。
- (3) 公正労働基準法§6(a)(1)所定のレートに変更がない場合、1週毎・2週毎・半月毎、1月毎に支払われる個人の可処分所得は、その可処分所得が次の額を超える場

合を除き、差し押さえることができない。

Date	Minimum amount	Weekly amount	Biweekly amount	Semi-monthly amount	Monthly rate
Jan. 1, 1981	\$3.35	\$100.50	\$201.00	\$217.75	\$435.50
Apr. 1, 1990	3.80	114.00	228.00	247.00	494.00
Apr. 1, 1991	4.25	127.50	255.00	276.25	552.50

[訳者注] 上記の表は eCFR²⁴より引用

- (4) 公正労働基準法§6(a)(1)所定のレートに変更がない場合、可処分所得が次の金額に満たないときは、本条(c)(3)所定の金額と個人の可処分所得との差額部分のみ差し押さえることができる。

Date	Minimum amount	Weekly amount	Biweekly amount	Semi-monthly amount	Monthly rate
Jan. 1, 1981	\$3.35	\$134.00	\$268.00	\$290.33	\$580.67
Apr. 1, 1990	3.80	152.00	304.00	329.33	658.67
Apr. 1, 1991	4.25	170.00	340.00	368.33	736.67

[訳者注] 上記の表は eCFR²⁵より引用

- (5) 可処分所得が本条(c)(4)所定の金額を超えるときは、可処分所得の 25%を差し押さえることができる。
- (d) 賃金が支払われ又は支払を受けることができる日付による規律 差し押さえることのできる可処分所得の額を判断するにあたっては、裁判所が差押命令を発した日付ではなく、可処分所得が支払われ又は支払を受けることができる日付による。このため、1990年11月に発せられた差押命令が、その時点で施行されている時給3.80ドルの最低賃金で算出される免除を基礎として一定期間の賃金の控除を定めているものであるとしても、法改正の実施により修正される結果として、1991年4月1日以降に支払われる賃金については、時給4.35ドルの最低レートを基礎として、本条(b)及び(c)所定の範囲で差押えの対象となる。この原理は、最低賃金を今後更に増大する立法がされた場合に適用することができる。

§ 870.11 CCPA § 303(a) 所定の差押制限の適用除外及び差押え間の優先順序

(a)

- (1) CCPA §303(b)は、同条(a)の制限は、次の場合には適用されない旨を定めている。
- (i) 債務が支払期限の到来した州税又は連邦税である場合、又は、
 - (ii) 連邦破産法第13章に基づき破産裁判所の命令が発せられた場合。
- (2) したがって、CCPAは、州税若しくは連邦税のために、又は倒産法第13章の手続において、控除することのできる額を何ら制限するものではない。

(b)

- (1) CCPA §303(b)は、ある者の扶養料（例えば、離婚扶助料や子の養育費）のために控除することのできる額について、次のような制限を定めている。

²⁴ <https://www.ecfr.gov/current/title-29/subtitle-B/chapter-V/subchapter-D/part-870>

²⁵ <https://www.ecfr.gov/current/title-29/subtitle-B/chapter-V/subchapter-D/part-870>

- (A) 当該個人が（扶養命令に係る配偶者又は子以外の）配偶者又は親がかりの子を扶養している場合においては、当該個人の当該 1 労働週間の可処分所得の 50%、
(B) 当該個人が(A)にいう配偶者又は親がかりの子を扶養していない場合においては、当該個人の当該 1 労働週間の可処分所得の 60%；
- ただし、ある 1 労働週間の個人の可処分所得が、当該 1 労働週間の開始時を最終日とする 12 週間の期間より前の期間に係る扶養命令の執行のために差押えの対象となる場合においては、その範囲において、当該個人の 1 労働週間の可処分所得に関して、(A)に定める 50%は 55%とみなされ、(B)に定める 60%は 65%とみなされる。

(2) CCPA §303(a)及び(b)の規定の遵守は、複数の差押えがある場合には問題を生じうる。その場合、CCPA には差押えの優先順序を規律する規定がないため、その優先順序は州法又はその他の連邦法によって判断される。ただし、いかなる場合においても、差し押さえることのできる個人の可処分所得の額は CCPA §303 に定めるパーセンテージを超えることができない。以下に例を示す。

- (i) 個人の可処分所得の 45%が税のために差し押さえられ、且つ、当該差押えが優先するときは、CCPA は、ある者のための扶養料のための差押えとして、上記 §303(b)で適用することのできるパーセンテージ（50～65%）と 45%との差額分についてのみ差押えを認める。
- (ii) 個人の可処分所得の 70%が税及び/又は連邦倒産法第 13 章の債務のために差し押さえられ、且つ、それらの差押えが優先するときは、CCPA は、ある者の扶養のため又は他の債務のための差押えを認めない。
- (iii) CCPA §303(a)の制限を受ける一般の差押えによって個人の可処分所得の 25%が控除され、且つ、当該差押えが州法に従って優先するときは、CCPA は、ある者の扶養料のための差押えとして、上記§303(b)で適用することのできる適用可能なパーセンテージ（50～65%）と 25%との差額分についてのみ追加的な差押えを認める。
- (iv) 個人の可処分所得の 25%以上が扶養料のための差押えによって控除され、且つ、当該扶養料のための差押えが州法に従って優先するときは、CCPA は、§303(a)の制限を受ける一般の差押えによって追加的な額を控除することを認めない。

サブパート C 州が制定する差押えについての適用除外

§ 870.50 総則規定

CCPA §305 は、労働長官に「州法が§303(a)で定められる制限と実質的に同様の差押制限を定めていると認めるときは、州法に基づき発せられる差押えについて、§303(a)の規定を適用除外とすることができる」権限を与えている。

<以下 [§870.51～§870.57] 略>

(2) 州法

(ア) ニューヨーク州

ニューヨーク州では、債権回収のための法的手続の一つとして、収入執行（income execution）と呼ばれる制度がある²⁶。収入執行に関しては、ニューヨーク州民事訴訟法（CPLR²⁷）の§5231に関連規定が設けられており、これによれば、収入執行の範囲に関する定めは、大要、次のようなものである。

- ・判決債務者の収入に対する執行命令は、判決債務者の収入の 10%を超えない範囲で発令することができる（§5231(b)参照）。ただし――
 - 判決債務者の週あたりの可処分所得が、連邦または州の最低時給の 30 倍未満である場合には、収入執行によって判決債務者の収入から控除することはできない（同条(b)(i)参照）。
 - 判決債務者の週あたりの可処分所得は、収入執行によっても、判決債務者の可処分所得の 25%、または、連邦もしくは州の最低時給の 30 倍を乗じて得られる金額未満にまで減じられることはない（同条(b)(ii)参照）。
 - 家族または前配偶者に対する離婚扶助料、養育費、または生活費のための控除命令により判決債務者の収入が控除される場合であって、その控除額が判決債務者の可処分所得の 25%以上である場合には、収入執行によって判決債務者の収入から控除することはできない（同条(b)(iii)参照）。
 - 家族または前配偶者に対する離婚扶助料、養育費、または生活費の支払のための控除命令により判決債務者の収入が控除される場合であって、その控除額が判決債務者の可処分所得の 25%に満たないときは、[可処分所得の 25%との差額部分について]収入執行によって判決債務者の収入から控除することができる。ただし、収入執行によってされた収入から控除された額と、家族または前配偶者に対する離婚扶助料、養育費、または生活費のための控除命令によって収入から控除された額が、判決債務者の可処分所得の 25%を超えることはできない（同条(b)(iii)参照）。

上記のように、ニューヨーク州においても、Wage Garnishment（Income Execution）の上限は、①1 労働週間の可処分所得の 25%、②収入の支払時点における最低時給（連邦法の最低

²⁶ CPLR §5241(a)(6)は、income の定義について、㊦資金源にかかわらず、労働または非労働による課税・非課税の収入、給付金、または個人に対して支払われるべき定期的・一時的な支払が含まれること、㊧これには、賃金、給料、コミッション、ボーナス、労災補償、障害者給付金、失業保険給付金、公的・私的な年金制度や退職制度に基づく支払、42 U.S.C. §662(f)(2)に定義される連邦の社会保障給付金、およびその利息が含まれること、㊨ソーシャルサービス法に基づいて支払われる公的扶助給付金、および連邦の補足的所得保障（Supplement Security Income: SSI）は含まれないこと、を明らかにしている。

²⁷ 条文は、ニューヨーク州議会上院（New York State Senate）ウェブサイトから閲覧可（<https://www.nysenate.gov/legislation/laws/CVP/-CH8>）。

時給と州法の最低時給のいずれか多いほう)の30倍、を超えることができないとする点で、前記連邦法(CCPA)のルールと基本的に一致する(これに加えて、収入の10%を超えることができないという制限も存在する)²⁸。

また、CPLRは、収入執行に対して変更を求める方法として、次の2つの方法を設けている。一つは、§5231(i)を根拠とする変更命令の申立てである。同条項によれば、判決債務者および判決債権者は、何時でも、収入執行の変更命令を求めて裁判所に申立てをすることができる。もう一つは、§5240を根拠とする変更命令または保護命令の申立てである。同条によれば、利害関係人は、何時でも、収入執行を含む、判決後の執行手続の実施を拒否・限定し、あるいは制限・拡張する等の命令を求めて裁判所に申立てをすることができる(同条に基づく命令は、裁判所が職権ですることでもある)。

なお、ニューヨーク州では、債務者の扶養家族の人数に応じて差押禁止財産の金額や割合が当然に変動する仕組みとはなっていないようである。ただし、上記のように、収入執行に対しては変更の申立てが可能であり、当該申立てに係る手続を通じた調整の余地はありえよう。

【参考条文(試訳)】 ニューヨーク州民事訴訟法(CPLR)(条文中の注は訳者による訳注)

§ 5231 収入執行 [income execution]

(a) 形式 収入執行においては、§5230(a)の要件に加えて、

- (i) 判決債務者が金銭を受け取っているか又は受け取る予定である[給与等の支払者たる]個人又は団体の名称及び住所、
- (ii) 支払金額、支払頻度、及び支払から回収される分割弁済の額を特定するものとする。また、
- (iii) 判決債務者は所定の分割弁済を執行官に対して即時に開始しなければならない旨、及び、同人がこれを履行しない場合には、金銭を受け取っているか又は受け取る予定である個人又は団体に執行命令が送達される旨の判決債務者に対する通知を含むものとする。

ただし、上記にかかわらず、適用利率が§5004に従い変更になることを理由として判決債権者が§5230に基づき執行命令を修正したときは、収入執行は本項の(i)(ii)のみを特定すれば足りる。

(b) 発令 判決債務者が何らかの資金源から金銭の支払を受け又は受ける予定である場合、当該資金源からの分割弁済のための収入執行命令は収入の10%を超えない範囲で発令することができ、判決債務者が居住する郡の執行官、又は判決債務者が郡

²⁸ 免除対象となる収入であっても、裁判所が、判決債務者およびその扶養家族にとっての合理的必要性に照らして不必要であると判断する場合は免除の対象とならない旨が定められている(CPLR§5205(d)) ことにつき、前記II 2(1)参照。

の非居住者である場合にはその者が勤務する郡の執行官に交付することができる。
ただし、上記にかかわらず、

- (i) いずれの週についても、当該週の判決債務者の可処分所得が、1938年公正労働基準法所定の連邦の最低時給の30倍か、賃金が支払われる時点で有効な労働法§652所定の州の最低時給の30倍のいずれか多いほうを超えない限り、収入執行により判決債務者の収入から控除しないものとする。
- (ii) いずれの週についても、収入執行により判決債務者について控除される額は、当該週の判決債務者の可処分所得の25%、又は、当該週の判決債務者の可処分所得が1938年公正労働基準法所定の連邦の最低時給の30倍か賃金が支払われる時点で有効な労働法§652所定の州の最低時給の30倍のより多いほうとの間で、いずれか少ないほうを超えないものとする。
- (iii) 判決債務者の収入が、§5241又は§5242に基づき、家族又は前配偶者に対する離婚扶助料、養育費、又は生活費のための控除の対象となる場合、本条に基づき判決債務者の収入から控除される額は、当該週の判決債務者の可処分所得の25%のうち§5241又は§5242に従って判決債務者から控除される額を上回る部分の額を超えないものとする。
- (iv) 公衆衛生法§28に基づき認可された病院、又は教育法§8に基づいて公認された医療専門家によって提起された医療債務に関する訴訟に起因する判決においては、金額に制約は課されないものとする。

本条のいかなる内容も、法律によって他に認められている金銭判決の満足からの免除を修正し、廃止し、減損し、又は影響を与えるものと解釈されてはならない。

(c) 収入及び可処分所得の定義

- (i) ここでいう収入 [earnings] とは、個人の役務のために支払われ、又は支払を求めることのできる報酬を意味し、その名目は賃金、給料、コミッション、ボーナス、その他の名称のいずれであるかを問わない。また、年金制度や退職制度に基づく定期的な支払を含む。
- (ii) ここでいう可処分所得 [disposable earnings] とは、個人の収入から法律上控除が義務づけられている金額を差し引いた後に残る収入の部分の意味する。

- (d) 債務者に対する送達；執行官による最初の送達 収入執行命令が執行官に交付された後20日以内に、執行官はその写しを、召喚状と同じ方法で、判決債務者に送達しなければならないが、追加の写しが普通郵便の方法で債務者に送付される場合には、これに代わる方法として、受領書の返送が必要とされる内容証明郵便によって送付するものとする。ここで規定されているように、送達が郵送で行われる場合には、送達を実施する者は、送達の証拠として、郵便局の配達証明とともに受領書を保管するものとする。ただし、適用利率が§5004に基づき変更になることを理由として判決債権者が§5230に基づき執行命令の修正をしたときは、執行官は、収入執行命令が当該執行官に交付された後45日以内に、収入執行命令の写しを送達するものとする。

る。

(e) 債務者の不履行又は債務者への送達ができなかった場合の強制徴収；執行官による2度目の送達 判決債務者が、同人に対する収入執行命令の送達に従って20日以内に債務の分割弁済の支払をしない場合、又は、執行官が、収入執行命令が当該執行官に交付された後20日以内に判決債務者に対して収入執行命令を送達することができない場合において、当該執行官は、判決債務者が金銭の支払を受け又は受ける予定である個人又は団体に対して、これまでの支払により判決が満足を受けた範囲を注記した、収入執行命令の写しを送達することによって、判決債務者が支払を受け又は受ける予定である金銭を強制徴収するものとする。収入執行命令は、判決債務者が金銭の支払を受け又は受ける予定である個人又は団体が事務所又は事業所を有する郡において、召喚状と同じ方法で、個人的に送達するか、又は受領書の返送が必要とされる内容証明郵便によって送付するものとする。ただし、かかる送達は、rule §318 [CPLR Rule 318：送達代理人の指定] 以外の法の定めに基づいてなされた、指定のみによって召喚状の送達受領権限を与えられた者に交付する方法によりしてはならない。

(f) 分割弁済の控除 収入執行命令の送達を受けた者は、その時点又はそれ以降に判決債務者に支払うべき金銭から、判決において定められている分割弁済額を控除し、これを執行官に支払うものとする。同人が執行官に対してその支払をしないときは、判決債権者は同人に対して未払の分割弁済額の支払を求めて訴訟手続を開始することができる。判決債務者に支払うべき金銭が給料又は賃金であり、かつ、その雇用が執行命令の送達後の辞職又は解雇によって終了しているときは、判決債務者が当該雇用の終了時から90日以内に復職又は再雇用される場合を除き、強制徴収は以後失効し、収入執行命令は返還されるものとする。

(g) 収入執行命令における記載 本法の施行日以降に執行官に交付される収入執行命令には、次の記載が含まれるものとする。

〈以下、記載例については省略²⁹⁾〉

(h) 自治体又は州によって支払がされる金銭の強制徴収 自治体、パブリック・ベネフィット・コーポレーション又は教育委員会に送達された収入執行命令に係る強制徴収は、当該送達後15日間効力を有するものとする。当該収入執行命令は、判決債務者の肩書又は地位、及び同人が雇用されている省・局・部門又は下位部門を特定するものとし、且つ、地方自治体、パブリック・ベネフィット・コーポレーション又は教育委員会は、収入執行命令について2ドルの費用を受け取る権利を有するものとする。州の部門、又はその管轄下にある機関によって直接支払われる金銭についての強制徴収は、オールバニ市にある当該部門の事務所において、当該部門の長又は同人によって指名された者に収入執行命令の送達をすることによって行うものとする。

²⁹⁾ 本条の要点を明記する内容となっている。

る。州の会計検査官の令状に基づいて直接支払われる金銭、又は州のどの部門にも属さない州の評議会、委員会、機関又は部局によって直接支払われる金銭についての強制徴収は、オールバニ市に事務所を置く監査管理部門に収入執行命令の送達をすることによって行うものとする。オールバニ市にある州の部門の事務所への送達は、どの郡の執行官でも、受領書の返送が必要とされる書留郵便又は内容証明郵便であることができる。

- (i) 変更 判決債権者又は判決債務者は、何時でも、裁判所の指示する通知に基づき、収入執行命令を変更する命令を申し立てることができる。
- (j) 優先順位；別の執行官に対する収入執行命令の交付 2つ以上の収入執行命令が同一の判決債務者に対して発せられた場合において、金銭の支払を受ける個人又は団体が特定されており、それらにつき同一又は異なる執行官吏に交付がされたときは、当該収入執行命令は、債務者が居住する郡・町・市ないし判決債務者が金銭の支払を受け又は受ける予定である個人又は団体が事務所又は事業所を有する郡、判決債務者が非居住者であるときは同人が雇用されている郡・町・市、において強制徴収の権限を与えられた執行官吏に金銭執行命令が交付された順序に従って金銭の満足を受けるものとする。収入執行の継続中に、適用利率が§5004に基づき変更されたときは、§5230に基づき修正された収入執行命令の発令は、継続中の収入執行の優先順位を保持するものとする。判決債務者が金銭の支払を受け又は受ける予定である個人又は団体を収入執行命令の交付を受けた執行官が当該郡において見つけることができないうえに、当該執行官に交付された収入執行命令の全部又は一部が不奏功となり返還されたときは、当該収入執行命令は当該個人又は団体が事務所又は事業所を有する郡の執行官に交付することができる。先行する各執行官による返還後 20 日以内に別の執行官に交付された収入執行命令の優先順位は、最初の執行官への交付時まで決定されたものとする。
- (k) 執行官による計算 収入執行命令の交付を受けた執行官は、随時、強制徴収がされた日から 90 日ごとに少なくとも 1 回、徴収されたすべての金銭から適法な手数料と徴収費用を差し引いた額を計算し、これを権利者に支払う義務を有する。ただし、適用利率が§5004に基づき変更されたことを理由として判決債権者が§5230に基づき執行命令を修正したときは、判決額を超過して徴収された金銭は速やかに債務者に返還するものとする。

§ 5240 変更命令又は保護命令；執行の監督

裁判所は、何時でも、職権により又は利害関係人の申立てにより、且つ、必要に応じて通知をすることにより、執行手続の利用を拒否し、限定し、条件を付し、制限し、拡張し、又は変更する命令を下すことができる。§3104 は本条の手続に適用することができる。

(イ) カリフォルニア州

カリフォルニア州では、カリフォルニア州民事訴訟法 (CCP³⁰) の Wage Garnishment に関する章 (§706.010~§706.154) の中に、給与等の差押えの上限に関していくつかの規定が置かれている (§706.050~§706.052)。なお、2022 年の法改正 (California SB 1477³¹: 2023 年 9 月 1 日施行) により、差押禁止の上限が従前よりも引き下げられている³²。

これによれば、差押えの対象となる個人の判決債務者の可処分所得の上限については、特別の規定がある場合を除き、①当該個人の当該 1 労働週間の可処分所得の 20% (2023 年改正前は 25%)、または、②当該個人の当該 1 労働週間の可処分所得が、報酬の支払を受けることのできる時点で効力を有する州の最低時給の 48 倍 (2023 年改正前は 40 倍) を超える額である場合にはその 40% (2023 年改正前は 45%)、のいずれか少ないほうの額を超えてはならないとされる (§706.050(a)参照)。なお、上記は、賃金の支払計算期間が 1 週間である場合の規定であり、賃金の支払計算期間がこれと異なるものである場合については、別途規定が置かれている (§706.050(b)参照)。

また、判決債務者自身の生活またはその家族の扶養のために必要であることを判決債務者が証明した範囲において強制徴収を免除される旨の規定も置かれている (§706.051(b)参照)。ただし、①当該債務が、カリフォルニア州家族法の§2030、§3121、または§3557 に基づく弁護士費用の支払に係る命令または裁定に従って負担するに至った場合、②当該債務が、判決債務者の使用人または前使用人によってなされた個人的な役務について負担するに至った場合、③当該命令が§706.030 に基づく扶養料のための控除命令 [withholding order for support] である場合、又は、④当該命令が第 4 節 [租税のための収入控除命令] によって規律される命令 (州税命令) である場合には、前記免除の適用はないとされる (§706.051(c)参照)。

収入控除命令が CCP §706.030 所定の滞納扶養料のための控除命令 [withholding order for support] ³³である場合には、判決債務者の可処分所得の 2 分の 1 が強制徴収から免除される

³⁰ 条文は、カリフォルニア州の立法情報提供サイト (California Legislative Information) から閲覧可 (<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=CCP>)。

³¹ https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202120220SB1477

³² 法案審議資料 (Bill Analysis, 04/04/22, Senate Judiciary) によれば、当該改正は、COVID-19 のパンデミック以降における低所得者層の家計の逼迫を背景として、差押禁止の範囲を生活賃金 (living wage) にまで引き上げることが企図されている。法案審議資料については、カリフォルニア州の立法情報提供サイトから閲覧可

(https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billAnalysisClient.xhtml?bill_id=202120220SB1477)。

³³ 「扶養料のための控除命令 [withholding order for support]」とは、判決債務者の子、配偶者または前配偶者の扶養のため、判決に基づいて支払を受けることのできる未履行の債務を徴収するために、執行令状に基づき発せられる収入控除命令をいう (CCP §706.030(a)参照)。

(したがって2分の1がWage Garnishmentの上限となる)が、上記控除命令 [withholding order for support] とは別に、扶養料のための収入譲渡命令 [earnings assignment order for support]³⁴が発令されている場合においては、可処分所得の2分の1に、当該命令の控除額を加えた額が、強制徴収から免除される (§706.052(a)参照。このことは、withholding order for support と earnings assignment order for support とをあわせた強制徴収の額が可処分所得の2分の1を超えることができないことを意味する)。扶養料の支払のための差押えの上限について、前記連邦法 (CCPA) は、判決債務者に扶養家族がいるか否か、また、12週以上の滞納があるか否かによって、上限を異にする (可処分所得の50%~65%) のとは異なり、州法 (CCP) は、これらの違いにかかわらず、差押えの上限を、原則として可処分所得の50%とするものとしている³⁵。

前述のように、収入控除命令が§706.030所定の滞納扶養料のための控除命令 [withholding order for support] である場合には、判決債務者自身の生活やその家族の扶養のために必要であることを理由とする免除の規定は排除されているが (§706.051(c)(3)参照)、上記命令に基づく場合も、裁判所には、利害関係人の申立てに基づき、判決債務者が扶養する義務のあるすべての者についての扶養の必要性を考慮して、判決債務者の収入を公平に分割することのできる権限が付与されている (§706.052(b)参照)。ただし、この場合においてもCCPAの上限 (可処分所得の50%~65%) を超える額の控除を認めることはできない (§706.052(b)参照)。

なお、カリフォルニア州でも、債務者の扶養家族の人数に応じて差押禁止財産の金額や割合が当然に変動する仕組みとはなっていないが、上記のように、裁判所において、判決債務者等の申立てを受けて差押えの対象となる金額の範囲を変更できる仕組みが設けられている (§706.051(b)、§706.052(b)参照)。

【参考条文 (試訳)】カリフォルニア州民事訴訟法 (CCP) [第2部第9編第2段第5章第3条 (収入控除の制限) §706.050-§706.052] (条文中の注は訳者による訳注)

第3条 収入控除の制限 [706.050-706.052]

§706.050

(a) 本章 [CCP 第2部第9編第2段第5章: Wage Garnishment] に別段の定めがある場合を除き、収入控除命令に基づき強制徴収の対象となる個人の判決債務者の1労働週間の可処分所得の上限は、次のいずれか少ないほうの額を超えてはならない。

- (1) 当該個人の当該1労働週間の可処分所得の20%
- (2) 当該個人の当該1労働週間の可処分所得が、収入の支払を受けることのできる

³⁴ 「扶養料のための収入譲渡命令 [earnings assignment order for support] とは、カリフォルニア州家族法の関連規定 (同法第9編第5部第8章: 収入譲渡命令) または同州遺言検認法§3088に基づき発せられる収入控除命令をいう (CCP§706.011(d)参照)。

³⁵ See LAW REVISION COMMISSION COMMENTS on §706.052.

時点で効力を有する州の最低時給の 48 倍を超える額である場合にはその 40%。判決債務者が、州の最低時給よりも高い最低時給の地域で働いているときは、収入の支払を受けることのできる時点で効力を有する地域の最低時給が本項に基づく計算に使用されるものとする。

(b) 支払計算期間が 1 週間以外であるものについては、(a)項(2)所定の計算に事実上相当する、収入控除命令に基づく強制徴収の対象となる可処分所得の上限を決定するにあたり、次の乗数が使用されるものとする。ただし、(1)に定める場合はこの限りでない。

(1) 支払計算期間が 1 日であるときは、その額は(a)項所定の額と同額とする。

(2) 支払計算期間が 2 週間であるときは、適用される最低時給に 96 労働時間を乗じる。

(3) 支払計算期間が半月であるときは、適用される最低時給に 104 労働時間を乗じる。

(4) 支配計算期間が 1 か月であるときは、適用される最低時給に 208 労働時間を乗じる。

(c) 本条は 2023 年 9 月 1 日から施行される。

§ 706.051

(a) 本条の適用において、「判決債務者の家族 (family of the judgment debtor)」には、判決債務者の配偶者又は以前の配偶者が含まれる。

(b) (c)項に定める場合を除き、判決債務者の生活又は判決債務者によって全部又は一部の扶養を受ける家族の扶養のために必要であることを判決債務者が証明した範囲の収入は、本章に基づく強制徴収を免除される。

(c) (b)項に定める免除は、以下のいずれかの例外が適用されるときは、援用することができない。

(1) 当該債務が、家族法の§2030、§3121、又は§3557 に基づく弁護士費用の支払に係る命令又は裁定に従って負担するに至った場合

(2) 当該債務が、判決債務者の使用人又は前使用人によってなされた個人的な役務について負担するに至った場合

(3) 当該命令が§706.030 に基づく扶養料のための控除命令 [withholding order for support] である場合

(4) 当該命令が第 4 節 [租税のための収入控除命令] (§706.070 から始まる) によって規律される命令 (州税命令) である場合

§ 706.052

(a) (b)項に定める場合を除き、当該収入控除命令が§706.030 条所定の扶養料のための控除命令 [withholding order for support] である場合においては、判決債務者の (15

U.S.C. 1672³⁶に定義されている) 可処分所得の2分の1に、扶養料のための収入譲渡命令 [earnings assignment order for support] に従って判決債務者の収入から控除される額を加えた額が、本章に基づく強制徴収から免除される。

(b) (c)項に定める場合を除き、裁判所は、利害関係人の申立てに基づき、判決債務者が扶養する義務のあるすべての者についての扶養の必要性を考慮して、判決債務者の収入を公平に分割するものとする。そのような分割は、扶養料のための控除命令に従い判決債務者の収入から控除する額を決定する命令によって実施するものとする。

(c) (b)項に基づいてされる命令は、15 U.S.C. 1673³⁷に基づき扶養料のために控除することのできる額を超える額の控除を認めるものであってはならない。

2 子の養育費に関する特則等

(1) 連邦法

(ア) 子の養育費の履行強制制度

アメリカでは、子の養育費の支払に関して、Child Support Enforcement Program と呼ばれる履行強制制度が整備されている³⁸。この制度は、州が運営し、国が監督する、子の養育費のための統一的なシステムとして、1975年に「社会保障法 (Social Security Act)」の第4編パートDとして創設されたものである。同制度は、州が要扶養児童家庭援助 (AFDC: Aid to Families with Dependent Children) に基づいて支出した金銭を、当該家庭に不在の親から償還することをその目的とするものであったが、その後の改正を経て、今日では、非監護親の養育費の滞納の有無にかかわらず、監護親による養育費の強制的回収のための仕組みを提供する制度として拡大・発展している。これに関連する連邦法には次のようなものがある³⁹。

³⁶ 同条は、CCPA §302 に対応する。CCPA §302 については、前記Ⅲ 1 (1)(ア)参照。

³⁷ 同条は、CCPA §303 に対応する。CCPA §303 については、前記Ⅲ 1 (1)(ア)参照。

³⁸ 制度の概要について、下夷美幸「アメリカにおける児童扶養履行強制制度」海外社会保障情報 100 号 (1992 年) 79 頁以下、棚村政行編『面会交流と養育費の実務と展望〔第2版〕』(日本加除出版・2017年) 292 頁以下 [下夷美幸] など参照。

³⁹ See COMPLETE GUIDE TO FEDERAL AND STATE GARNISHMENT (hereinafter 'GUIDE'), 2023 ed., Ch. 4. 同書では、本文で紹介するもののほか、1996年「統一州際間家庭扶養法 (Uniform Interstate Family Support Act: UIFSA)」や、2008年「統一州際間家庭扶養法」、2014年「性的人身売買防止及び家族強化法 (Preventing Sex Trafficking and Strengthening Families Act)」、2015年「米国陸上交通修繕法 (Fixing America's Surface Transportation Act: FAST Act)」、2016年「子の養育費の履行強制プログラムの柔軟性、効率性、及び現代化に関する最終規則 (Flexibility, Efficiency, and Modernization in Child Support Enforcement Programs Final Rule)」などが紹介されている。

- ・「消費者信用保護法（Consumer Credit Protection Act: CCPA）」の改正 [1977 年]
前配偶者やその子の扶養料の支払のための収入控除について、控除の上限額を、第 2 家族を扶養しているか否か、12 週以上の滞納があるか否かを基準として、可処分所得の 50%～65%としている（この点に関して、前記Ⅲ 1(1)(ア)も参照）。
- ・「児童養育費履行強制法（Child Support Enforcement Act）」の制定 [1984 年]
各州に対して、被用者が子の養育費の支払を 1 か月以上滞納した場合に、その雇用主に被用者の給与等からの控除（天引き）を命じる命令 [withholding order]（以下「収入控除命令」という）⁴⁰を発するものとする立法を義務づけるとともに、養育費の扱いについて一定の規律を設けている（各州において、CCPA の上限を超えない範囲で異なる上限を設けることが認められること、複数の差押えが生じた場合の優先順位を定めなければならないこと、過去の養育料の支払よりも現在の養育料の支払を優先しなければならないこと、複数の命令の総額が差押可能な財産の額を超える場合の支払方法を定めなければならないこと等）。
- ・「家族扶養法（Family Support Act）」の制定 [1988 年]
同法は、裁判所や行政機関⁴¹が子の養育費の支払のための収入控除命令を発するには養育費の滞納を必要とするものとしていた従来の制度を改め、収入からの控除が必要でないことについての正当な理由が示された場合を除き、滞納を必要とすることなく、即時に収入から控除することを可能にしている。
- ・「個人責任及び雇用機会調整法（Personal Responsibility and Work Opportunity Recognition Act: PRWORA）」の制定 [1996 年]
収入控除に関する内容として、米国養育費履行強制庁（OCSE: Office of Child Support Enforcement）において標準化された収入控除命令（IWO: Income Withholding Order）の制度を構築して裁判所その他の機関の利用においてこれを利用すべきこと、養育費のための控除命令の対象となる「収入」の定義を見直して養育費を徴収するための資金源を拡大すること、雇用主が支払を送金しなければならない日数を短縮して被用者の支払日から 7 営業日以内とすること、雇用主にすべての新規雇用を報告することを義務付けること、等が含まれる。

⁴⁰ 賃金差押命令 (wage garnishment order) と収入控除命令 (income/earnings withholding order) は、いずれも債務者の報酬の一部を雇用主が控除する点で共通するが、前者が、未履行の債務を強制的に実現するための一般的な制度であるのに対して、後者は、扶養料債務の履行を確保するために設けられた特別な制度である点、また、今日では債務者の不払の有無にかかわらず発せられる制度となっている点で異なる。また、後者は、継続的な賃金差押え (continuous garnishment) としての性質を有する。

⁴¹ アメリカでは、養育費の支払に係る命令は、司法手続のほか、州によっては、州の養育費担当部局の行政手続によって取得することができる。棚村編・前掲注(38)294 頁 [下夷] 参照。

(イ) 子の養育費の履行強制の限度および例外

前述のように、CCPA は、子の養育費（および前配偶者の扶養料）の支払のための控除について、控除の限度額を、別の家族（second family）を扶養しているか否か、また、12 週以上の滞納があるか否かを基準として、可処分所得の 50%～65%としている⁴²。具体的には、①被用者が別の家族を扶養している場合は、可処分所得の 50%まで、②被用者が別の家族を扶養している場合で、もとの家族に対して 12 週以上の支払の遅滞があるときは、可処分所得の 55%まで、③被用者が別の家族を扶養していない場合は、可処分所得の 60%まで、④被用者が別の家族を扶養していない場合で、もとの家族に対して 12 週以上の支払の遅滞があるときは、可処分所得の 65%までである。

また、子の養育費の支払のための収入控除命令に関して、社会保障法の§466(a)(8)(B)(i)は、各州に対する立法上の要求として、①非監護親の収入は、同人の養育費の滞納の有無にかかわらず、控除の対象となるものとする、また、②当事者の一方が収入からの即時控除を必要としない正当な理由があることを示し、裁判所または行政機関の手続においてこれが認められた場合、または、両当事者間において代替的な扱いを定める合意が成立している場合には、その例外を認めるものとするを要求しており、子の養育費の支払のための収入控除命令の発令要件を緩和する（上記①）とともに、収入控除命令に関する、司法・行政機関の判断を通じた調整の仕組みを設けることとしている（上記②）。

(ウ) 子の養育費の履行確保のためのその他の手段

上記のように、子の養育費の履行強制の仕組みとしては、収入控除命令（income/earnings withholding order）が代表的なものであるが、このほかにも、①税制上の介入（連邦税または州税の還付金から徴収する）、②銀行口座の差押え（養育費担当部局から銀行に対して、養育費の滞納者の口座を照会し、残高の限度で延滞額を差し押さえる）、③パスポートの発給拒否・失効（2,500 ドル以上の滞納がある場合）、④各種ライセンスの停止（運転免許証や職業免許証など）、⑤宝くじの当選金からの控除、⑥カジノの賞金からの控除、などがある⁴³。

⁴² 前述のように、1984 年児童養育費履行強制法では、各州において、CCPA の上限を超えない範囲で異なる上限を設けることが認められている。この点、米国の約 3 分の 2 の州が連邦法の上限を採用しており、約 3 分の 1 の州が連邦法とは異なる定めを設けているとされる。これには、第 2 家族の有無や扶養料の 12 週以上滞納の有無にかかわらず控除の上限を 50%までとする例があるほか、控除の対象となる可処分所得から医療保険料や組合費を除外する例などがある。See GUIDE, Ch. 4, §4.07.

⁴³ See GUIDE, Ch. 4, §4.12. なお、棚村編・前掲注(38)296 頁 [下夷] は、収入控除命令は自営業や収入が不規則な非同居親には適用できないこと、所得税還付金からの徴収も還付金がなければとれないなどの限界があることを指摘している。

(2) 州法

(ア) ニューヨーク州

子の養育費のための収入控除命令の上限は、ニューヨーク州の養育費担当部局（Child Support Agency）が発令する収入控除命令で2018年8月29日以降の命令については、滞納分がないか、または滞納分があっても12週未満である場合には、可処分所得の50%とされる（12週以上の滞納がある場合は、55%に拡大される）。養育費担当部局が発令する収入控除命令で2018年8月29日より前の命令、および裁判所が発令する収入控除命令については、CCPAの上限（所定の要件の下で、可処分所得の50%～65%）に従う⁴⁴。

支払控除命令が競合する場合において、すべての命令の総額（およびこれに医療扶助保険料を加えたもの）が控除の上限を超過するときは、現在の養育費部分の支払が最優先される扱いとなっている（CPLR §5241(h)参照。①現在の養育費、②医療扶助保険料、③養育費の滞納分の順で可処分所得から控除される）⁴⁵。

なお、CPLR §5240は、差押えの範囲の変更を求める方法の一つとして、利害関係人は、何時でも、収入執行を含む、判決後の執行手続の実施を拒否・限定し、あるいは制限・拡張する等の命令を求めて裁判所に申立てをすることができる旨を定めているが（前記1(2)(ア)参照）、判例によれば、家族の扶養料のための収入控除命令についても同条の適用があるとされる⁴⁶。

(イ) カリフォルニア州

前述のように（前記1(2)(イ)参照）、扶養料の支払のための差押えの上限について、CCPは、原則として可処分所得の50%とした上で（§706.052(a)参照）、利害関係人の申立てに基づき、CCPAの上限（可処分所得の50%～65%）を超えない範囲で、その上限を調整する余地を残している（§706.052(b)(c)参照）⁴⁷。

支払控除命令が競合する場合において、すべての命令の総額（およびこれに医療扶助保険料を加えたもの）が控除の上限を超過するときは、現在の養育費部分の支払が最優先される扱いとなっている（①現在の養育費、②医療扶助保険料、③養育費の滞納分の順で可処分所得から控除される）⁴⁸。

IV 小括

本章では、アメリカの差押禁止財産（その中でも日本法における差押禁止債権に相応するもの）の範囲の定め等に関する立法状況についての調査結果を紹介した。要旨は、概ね以下

⁴⁴ See Guide §5.34[B].

⁴⁵ *Id.*

⁴⁶ *Fishler v. Fishler*, 154 A.D.3d 917 (2d Dept. [2017]). 当該事案では、可処分所得の65%が控除の上限となる事案において、控除の上限を40%まで限定する判断がなされている。

⁴⁷ See also Guide §5.06[B].

⁴⁸ *Id.*

のとおりである。

- ・アメリカにおける差押禁止財産の種類や範囲については、連邦法と州法に関連する規定がある。給与や社会保障その他の公的給付金については一定の範囲で強制執行から免除されるが、細かな規律は州によって異なる。本調査の対象としたニューヨーク州民事訴訟法（CPLR）とカリフォルニア州民事訴訟法（CCP）の間にも細かな違いが見られる（本章Ⅱ参照）。
- ・給与等の差押え（Wage Garnishment）については、連邦法（CCPA）の定めをベースとして、州ごとに個別の規定が設けられている。連邦法によれば、差押えの対象となる1労働週間の個人の総可処分所得の上限は、①当該1労働週間の可処分所得の25%、または、②当該1労働週間の可処分所得のうち連邦最低時給の30倍を超える額、のいずれか低いほうを超えることができない。ただし、扶養料債権については差押えの上限額が拡大され、当該個人が現在の配偶者または子（離婚後の第2の家族）を扶養している場合においては当該債務者の可処分所得の50%まで、扶養していない場合においては60%まで差押えが可能であり、12週以上滞納した場合には更に5%拡大される（本章Ⅲ1参照）。
- ・ニューヨーク州におけるWage Garnishmentの上限は、原則として、総収入の90%を超えることができないほか、連邦法の定める上限と同様に、①1労働週間の可処分所得の25%、または、②収入の支払時点における最低時給（連邦法の最低時給と州法の最低時給のいずれか多いほう）の30倍、のいずれか少ないほうの額を超えることができないとされる。カリフォルニア州におけるWage Garnishmentの上限は、①1労働週間の可処分所得の20%（2023年改正前は25%）、または、②1労働週間の可処分所得が、報酬の支払を受けることのできる時点における州の最低時給の48倍（2023年改正前は40倍）を超える額である場合にはその40%（2023年改正前は45%）、のいずれか少ないほうの額を超えることができないとされ、連邦法の定める上限とは異なる上限が設定されている（本章Ⅲ2参照）。
- ・子の養育費の支払のためのWage Garnishmentについては、上記のように、CCPAに特則が設けられており、ニューヨーク州やカリフォルニア州もこれに準じた特則が設けられている（ただし、州によって細かな違いがある）。

アメリカ法の差押禁止財産、とりわけ給与等の差押禁止に関する規律の特徴としては、①可処分所得を基準とした上限と最低賃金を基準とした上限との二重構造をとっていること、②債権者の債権が扶養料債権である場合には差押可能となる範囲が拡大され、債権者の保護により手厚い仕組みが設けられていること、③給与等が債務者の銀行口座に振り込まれた後でも、一定の範囲で強制執行の免除の対象となる定めが置かれていること、④債務者自身の生活や家族の扶養の必要性のために、変更の申立てを通じた調整の可能性が残されていること、⑤賃金の差押えを理由とする解雇制限のルールが設けられていること、等が挙げられよう。

第4章 韓国

愛知大学 吉垣実

I. 本報告の目的

本報告は、我が国における差押禁止債権の範囲の定め等に関する検討をするに当たっての参考資料とするため、韓国における差押禁止債権の範囲及びその変更に関する制度並びに運用の実情について紹介することを目的とする。

韓国について、差押禁止債権の範囲及びその変更に関する制度の概要、運用の実情、現状の問題点や法改正に向けた議論を紹介する¹。

II. 韓国の差押禁止法制

1. 差押禁止制度の構造

韓国の差押禁止制度は、民事執行法による規律と特別法による規律の両方で規律するという体制をとっている。民事執行法は執行手続の原則を定めており、その範囲内で一般的な差押禁止制度について規定している。これに準じて規定されている国税と地方税の徴収に

¹ 本報告は、①キム・ヨン(Kim, Yeon)他「差押禁止制度の合理的な改善のための研究」2019年度法務部用役研究課題(2019年)1頁以下(以下、「キム研究課題」として引用させていただく)、②キム・ヨン(Kim, Yeon)「民事執行手続上の特別法による差押禁止の範囲と調整の可能性」法学論考(慶北大学校法学研究院)第73集(2021年)243頁以下(以下、「キム論文」として引用させていただく)に依拠している。

民事執行手続における差押禁止財産の範囲やその変更・調整に関する問題は、韓国法における重要論点として認識されてはいたものの、それを解決するための議論は十分になされてこなかったように思われる。民事執行手続における一般法と特別法の間を通じた差押禁止財産の範囲を定め、その変更に関する裁判所の権限について議論した文献もこれまで存在していなかったように思われる。上記①および②は、当該分野における先駆的かつ包括的な研究であり、韓国における差押禁止債権の範囲の定め等に関する調査研究を行ううえで、極めて有益である。

関連する滞納手続における差押禁止は、民事執行法の内容とあまり変わらない。

韓国の民事執行法制で差押禁止を規定する法律の数は 70 を超えている。過度に多くの差押禁止法令は、民事執行手続において債権者の権利を侵害し（民事執行手続が定めている一般的な執行手続が制限され、債権債務関係における債権の実行も難しくなる）、手続の円滑な進行の妨げとなる²。

2. 民事執行法による差押禁止³

(1) 流動資産の差押禁止（民事執行法第 195 条）

民事執行法第 195 条は、流動資産（有体財産）に対する差押禁止を規定している（民事執行法第 195 条）。

民事執行法第 195 条(差押禁止資産) 次の各号の流動財産は、差し押さえてはならない。
<改正 2005.1.27.>

1. 債務者及びその親族(事実上の関係による親族を含む。以下本条において「債務者等」という)の生活に必要な衣類・寝具・家具・台所用品、その他生活必需品
2. 債務者等の生活に必要な 2 ヶ月間の食料品・燃料及び照明材料
3. 債務者等の生活に必要な 1 ヶ月間の生計費として大統領令で定める額の金銭

民事執行法施行令

[施行 2019. 4. 1.] [大統領令第 29603 号, 2019. 3. 5., 一部改正]

第 2 条(差押禁止生計費) 「民事執行法」(以下「法」という)第 195 条第 3 号で「大統領令で定める額の金銭」とは、185 万ウォンをいう。ただし、法第 246 条第 1 項第 8 号により差し押さえてはならない預金(積立預金・賦金・預託金と郵便為替を含み、以下「預金等」という。)がある場合は、185 万ウォンからその預金等の金額を差し引いた金額とする。<改

² キム研究課題 1 頁。差押禁止の範囲に関する問題点を指摘するものとして、キム論文 254 頁。

³ 民事執行法は、執行手続の一般法として、目的および必要性に応じて差押えの制限ないし禁止について規定している。広義の差押禁止には、国に対する強制執行は、国庫金を差し押さえなければならない（民事執行法第 192 条）としている規定や、流動資産の執行手続における差押禁止物に関する規定（民事執行法第 195 条）も含まれるが、これらの規定は差押禁止の範囲に関する問題がないか、又はその部分について規定を設けている。また、流動物（有体物）の場合には、差押禁止が当該物の全体に及ぶのが普通である。よって、本報告においては、債権執行における差押禁止を中心に紹介することにする。

- 4.主に自己の労働力によって農業を営む者にとって不可欠な農具・肥料・家畜・飼料・種子、その他これに準ずる物
 - 5.主に自己の労働力で漁業をする者にとって不可欠な漁具・漁網・餌・稚魚、その他これに準ずる物
 - 6.専門職従事者・技術者・労働者、その他主に自己の精神的又は肉体的労働により職業又は営業に従事する者に不可欠な制服・道具、その他これに準ずる物
 - 7.債務者又はその親族が受けた勲章・褒章・記章、その他これに準ずる名誉証書
 - 8.位牌・遺影・墓石、その他儀礼・祭祀又は礼拝に必要な物
 - 9.族譜・家系の歴史的記録・写真集、その他先祖崇拜に必要な物
 - 10.債務者の生活又は職務に不可欠な判子印・表札・看板、その他これに準ずる物
 - 11.債務者の生活又は職業に不可欠な日記帳・商業帳簿、その他これに準ずる物
 - 12.公表されていない著作又は発明に関する物
 - 13.債務者等が学校・教会・寺院、その他の教育機関又は宗教団体で使用する教科書・教本・学習用具、その他これに準ずる物
 - 14.債務者等の日常生活に必要な眼鏡・補聴器・義歯・義手・義足・杖・障害補助用車椅子、その他これに準ずる身体補助器具
 - 15.債務者等の日常生活に必要な自動車で、自動車管理法の定めるところによる障害者用軽自動車
 - 16.災害の防止又は保安のために法令の規定により設備しなければならない消防設備・警報装置・避難施設、その他これに準ずる物。
-

各号の内容をみると、債務者等の生活必需品、営業上必要な物、名誉や宗教に関わる物、公表されていない知的財産権、身体補助器具、災害防止ないしは保安に供する物品等である。流動物の場合には、通常、差押禁止が当該物の全体に及ぶ。

(2)差押禁止債権（現行民事執行法第 246 条）⁴

(ア) 本条の意義

民事執行法第 246 条は、公益的または社会的・政策的理由に基づいて、民事執行法上、差押えが禁止される債権の種類と差押えが禁止される範囲を定めるものである。債権執行において、差押禁止債権の種類を定め、差押えが許される範囲を限定することで、これらの債

⁴ 本報告における民事執行法第 246 条についての記述は、ミン・イルヨンほか編『注釈民事執行法 V（第 4 版）』（2018 年、韓国司法行政学会）802 頁以下〔ヤン・ジンス〕に依拠している（以下、注釈（V）として引用させていただく）。

権によって生計を維持している債務者とその家族の生活を保障し、労働意欲（または職務遂行の意欲）を維持するとともに、金銭債権に対する強制執行の重要性との均衡を考慮して、債権者の権利の実現という要請との調和を図ることができるようにすることを目的としている⁵。

（イ）改正の経緯

（a）民事執行法の制定

韓国の民事訴訟法は、大韓民国政府成立後、法典編纂委員会によって草案が作成され、1960年4月4日法律第547号として公布され、1960年7月1日から施行された。

旧民事訴訟法（1990年1月13日法律第4201号改正前のもの）は、訴訟手続に関する規定とともに、「第7編 強制執行」の部分に、強制執行手続、担保権実行のための競売手続、保全処分の手続に関する規定を設けていた。しかし、訴訟手続と執行手続はその基本理念と法的性格が異なり、手続を支配する原則も異なるところ（不服申立ての方法も別である）、一つの法律において規律することが適切でないことから、民事執行と保全処分に関する規定は、民事訴訟法から分離され、民事執行法となった。

（b）1960年民事訴訟法における差押禁止債権の規定

差押禁止債権の規定は次の通りであった。

「第579条(差押禁止債権) 次の債権は差し押さえることができない。

- 1.法律上の扶養料
- 2.債務者が救護事業又は第三者の扶助によって受ける継続収入と疾病の給料
- 3.公務員、私立学校教員と宗教の職にある者の職務上の収入の2分の1を超えない額又はその遺族の扶助料。

4.労働者の労務により受ける報酬の2分の1を超えない額又はその遺族の扶助料」

1960年当時に差押禁止の範囲を2分の1に定めた理由については明確にされていない。

（c）1990年民事訴訟法改正（1990年1月13日法律第4201号）

1990年の民事訴訟法改正において、判決手続と強制執行手続の双方について、画期的な改正が行われた。

「第579条(差押禁止債権) 次の債権は差し押さえることができない。

- 1.法令上の扶養料及び遺族扶助料
- 2.債務者が救護事業又は第三者の扶助によって受ける継続収入。
- 3.兵士の給料
- 4.給料、年金、俸給、賞与、退職金、退職年金その他類似の性質を持つ給与債権の2分の1相当額。」

1990年の改正では、第579条において、「2分の1を超えない額」となっているところを「2分の1相当額」に修正し、第579条の2を新設して、差押禁止債権の範囲変更について

⁵ 注釈（V）803頁－804頁。

規定した。

「第 579 条の 2(差押禁止債権の範囲変更)

①裁判所は、申請により、債権者と債務者の生活状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消し、第 579 条の規定による差押禁止債権に対して差押命令をすることができる。

②第 533 条第 2 項から第 5 項の規定は、債権差押えの場合に準用する。」

これらの改正の趣旨については、「民事訴訟制度：民事訴訟法改正資料」⁶および改正案に対するソウル地方弁護士会の意見書等で確認することができる。

それによると、法は、債務者の最低生活の保護その他の社会政策的理由によって差押禁止債権を規定しているが、その規定を一律に適用すると不合理となる場合もあり得るとの予想もなされていた。特に、給与債権は 2 分の 1 のみ差押えできるとしているが、給与が高額である場合は差押額を増額させ、給与が低額である場合は差押額を減額することが望ましいとの指摘もなされていた。

この点を考慮し、執行裁判所が申立てによって差押範囲を伸縮できるようにすることが本条の新設理由であると説明されている⁷。1990 年改正は、給与債権の 2 分の 1 について差押禁止をしている部分について、差押範囲を変更することにより執行の適正化を図ろうとする姿勢が窺われる。

(d)2002 年民事執行法の制定

2002 年民事執行法の制定に際して、旧民事訴訟法第 579 条及び第 579 条の 2 の規定は、まとめて民事執行法第 246 条として規定されるようになった。

「第 246 条(差押禁止債権)

①次の各号の債権は、差し押さえることができない。

- 1.法令に規定された扶養料及び遺族扶助料
- 2.債務者が救援事業や第三者の助けによって継続的に受け取る収入。
- 3.兵士の給料
- 4.給料・年金・俸給・賞与・退職金・退職年金、その他これらに類する性質を有する給与債権の 2 分の 1 に相当する金額。

②裁判所は、当事者の申請があれば、債権者と債務者の生活環境、その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消すか、第 1 項の差押禁止債権に対して差押命令をすることができる。

③第 2 項の場合には、第 196 条第 2 項から第 5 項の規定を準用する。」

制定民事執行法の規定は、1990 年の改正民事訴訟法の文言を修正するにとどまっている。

⁶ 法務部「民事訴訟制度：民事訴訟法改正資料」(1988 年)。

⁷ 李在性「民事訴訟法強制執行編改正案に対するソウル地方弁護士会の意見」弁護士 18 巻(ソウル地方弁護士会、1998 年)231 頁-265 頁。

これに対して、民事執行法第 246 条第 1 項第 4 号の「給与債権の 2 分の 1 に相当する金額」について、一律に給与債権の 2 分の 1 を差し押さえることができないと定めたことにより、債務者の給与水準や扶養家族の数、そして、最低生計の維持可能性等の債務者の具体的な事情を考慮することができないとの指摘や、高所得者と低所得者との間に不均衡が生じるとの批判がなされていた。

(e)2005 年改正民事執行法

2005 年改正民事執行法では、第 246 条第 1 項第 4 号から退職金を削除し、「ただし、その金額が国民基礎生活保障法における最低生計費⁸を考慮して、大統領令が定める金額に及ばない場合又は標準的な家計の生計費を考慮して大統領令が定める金額を超える場合に、それぞれ当該大統領令が定める金額で定める」との但し書きを定め、第 5 号において、「退職金その他これと類似の性質を有する給与債権」を分離し、「2 分の 1 に相当する金額」⁹と定めた。

この改正は、差押額を大統領令が定める金額と定めたことで、低所得者には給与債権が差し押さえられた場合にも最低生活費を保障し（差押禁止最低金額制）、高所得者には標準家計の生活費を超える部分については、その全部を差し押さえられるようにして（差押禁止最

⁸ 2000 年代に入り、韓国において、強制執行の段階で債務者に最低生計費を保障し、憲法上の基本権を保障すべきであるという議論が一部においてなされるようになった。これを受けて、韓国法務部は、保全処分に全面的決定主義（オール決定主義）を導入するための民事執行法改正委員会を構成し、付随する議題として差押禁止規定に関する事項もあわせて議論することとした。最低生計費の保障について学界や政界で深い議論があったわけではないようである。法院行政処『2005 年改正民事執行法と民事執行規則解説』（2005 年）2 頁－6 頁。

債務者に強制執行手続で最低生計費を保障することに反対する意見は特に提示されなかったようである。複数の職場から受けた給与を合算して差押禁止債権の範囲を計算する問題は、債務者の全月収が差押禁止債権の計算に含まれるべきという意味で、韓国大法院のウェブサイト「債務者が複数の職場に勤務している場合は、全ての給与を合算した金額を基準」と説明している。

https://help.scourt.go.kr/nm/min_6/min_6_5/min_6_5_2/index.html

複数の職場から受け取る給料が、実際に債権者や裁判所に届出され、これが上記計算の基礎となるかどうかの問題は、債務者の債務に対する態度や執行免責の問題と関連するものであり、財産明示申請制度（民事執行法第 61 条第 1 項）とは、別問題であると思われる。財産明示申請制度との関係性を否定することはできないが、複数の給与収入が差押禁止債権の算定に合算される制度は、財産明示申請制度を前提とするものではないと思われる。

⁹ 「2 分の 1 に相当する金額」が債務者にとって厳しいものであるとの批判はなされなかったようである。

高金額制)、債務者と債権者の調和を図っている。

第 5 号については、退職金その他類似債権に対しては最低生計費又は標準家計生計費の保障を受ける年金所得者との衡平を考慮して、2分の1の差押禁止範囲を維持した。

(f)以降の改正

2005 年の改正は、特定の差押禁止債権を追加したものではなく、給与債権に関する不合理な部分を改善したものである。そして、2010 年の改正民事執行法は、「住宅賃貸借保護法第 8 条、同施行令の定めに従い、優先弁済を受けられる金額」を第 6 号として追加している¹⁰。2011 年改正により第 2 項が新設され、第 3 項および第 4 項が改正された。

(ウ) 現行民事執行法第 246 条 (差押禁止債権)

民事執行法第 246 条(差押禁止債権)

①次の各号の債権は差し押さえてはならない。<改正 2005.1.27.、2010.7.23.、2011.4.5.、2022.1.4.>

- 1.法令に規定された扶養料及び遺族扶助料
- 2.債務者が救援事業や第三者の助けによって継続的に受け取る収入
- 3.兵士の給料
- 4.給料・年金・俸給・賞与金・退職年金、その他これに類する性質を有する給与債権の 2 分の 1 に相当する金額。ただし、その金額が国民基礎生活保障法による最低生計費を考慮して大統領令で定める金額に満たない場合又は標準的な世帯の生計費を考慮して大統領令で定める金額を超える場合には、それぞれ当該大統領令で定める金額とする。

*2002 年 1 月 26 日に制定された民事執行法第 246 条第 1 項第 4 号は、但し書き規定はなく、単に「給料・年金・俸給・賞与・退職金・退職年金、その他これに類似した性質を有する給与債権の 2 分の 1 に相当する金額」と規定されていた。しかし、低所得給与生活者には最低生活費の不足で生存権の危機の問題が発生し、他方で、高所得給与生活者には必要以上の保護が与えられているという点から、2005 年 1 月 27 日の改正により、上記第 4 号但し書きと第 5 号が新設された。

※「退職年金」に該当する場合は、本条第 4 号に該当し、同号但し書きの適用を受ける一方、「退職金」に該当する場合は、本条第 1 項第 5 号に該当し、第 4 号但し書きのような制限はないため、「退職年金」と「退職金」を区別する意味はある。

民事執行法施行令

¹⁰ 以上につき、Kim Do Hoon「民事執行法上の差押禁止対象の追加に対する考察」圓光法学 27 卷 1 号 (2011 年) 16 頁-17 頁。

[施行 2019. 4. 1.] [大統領令第 29603 号, 2019. 3. 5., 一部改正]

第 3 条(差押禁止最低金額) 法第 246 条第 1 項第 4 号但し書きで「<国民基礎生活保障法>による最低生計費を考慮して大統領令で定める金額」とは、月 185 万ウォンをいう。<改正 2011. 7. 1., 2019. 3. 5.>

民事執行法施行令

[施行 2019. 4. 1.] [大統領令第 29603 号, 2019. 3. 5., 一部改正]

第 4 条(差押禁止最高金額) 法第 246 条第 1 項第 4 号但し書きで「標準的な世帯の生計費を考慮して大統領令で定める金額」とは、第 1 号に規定された金額以上で第 1 号と第 2 号の金額を合算した金額をいう。<改正 2011. 7. 1.>

1. 月 300 万ウォン

2. 法第 246 条第 1 項第 4 号本文による差押禁止金額(月額で計算した金額をいう)から第 1 号の金額を差し引いた額の 2 分の 1

※下記の表と説明は、大法院ホームページから引用した。

https://help.scourt.go.kr/nm/min_6/min_6_5/min_6_5_2/index.html

【差押禁止債権の変化 (民事執行法施行令第 3 条)】

120 万ウォン (2005.7.28 施行) → 150 万ウォン (2011.7.6 施行) → 185 万ウォン (2019.4.1 改正施行) 施行日以降受理される差押命令の申立事件から適用

民事執行法により、給料・年金・俸給・賞与・退職年金、その他これらに類似した性質を有する給与債権の 1/2 は差し押さえることができない。ただし、その金額が国民基礎生活保障法による最低生計費を考慮して大統領令で定める金額に満たない場合又は標準的な世帯の生計費を考慮して大統領令で定める金額を超える場合には、それぞれ大統領令で定める金額とする。ここで、大統領令とは民事執行法施行令を指す。

まず、月給が 185 万ウォン以下の場合には、全額を差し押さえることはできない。月給が 185 万ウォンを超過し 370 万ウォンまでは、(当該月給から)185 万ウォンを差し引いた残りの金額を差し押さえることができ、月給が 370 万ウォンを超過し 600 万ウォンまでは、(当該)月給の 1/2 に相当する金額を差し押さえることができ、月給が 600 万ウォンを超える場合には、(当該月給から)「300 万ウォン + [(給与/2) - 300 万ウォン] / 2」を差し引いて残りの金額を差し押さえることができる。

また、債務者が複数の職場に勤務している場合には、全ての給与を合算した金額を基準に計算する。

したがって、A 職場で 150 万ウォン、B 職場で 150 万ウォンの月給を受ける場合、合計した 300 万ウォンが基準となり、差押可能な金額は 300 万ウォンから 185 万ウォンを差し

引いた 115 万ウォンになる。

給与額	100	185	250	300	370	400
差押可能金額	0	0	65	115	185	200
債務者交付額	100	185	185	185	185	200

給与額	500	600	700	800	900	1000
差押可能金額	250	300	375	450	525	600
債務者交付額	250	300	325	350	375	400

計算式

- 185 万ウォン以下

差押可能金額 : 0 ウォン

- 185 万ウォン超過～370 万ウォン

差押可能金額 = 給与 - 185 万ウォン

- 370 万ウォン超過～600 万ウォン

差押可能金額 = 給与 / 2

- 600 万ウォン超過

差押可能金額 = 給与 - <300 万ウォン + [(給与 / 2) - 300 万ウォン] / 2 >。

5.退職金その他これと類似の性質を有する給与債権の 2 分の 1 に相当する金額

6.「住宅賃貸借保護法」第 8 条、同法施行令の規定により優先弁済を受けることができる金額

住宅賃貸借保護法第 8 条(保証金のうち一定額の保護) ①賃借人は、保証金のうち一定額を他の担保物権者より優先して弁済を受ける権利を有する。この場合、賃借人は、住宅に対する競売申請の登記前に第 3 条第 1 項の要件を満たさなければならない。

②第 1 項の場合には、第 3 条の 2 第 4 項から第 6 項までの規定を準用する。

③第 1 項の規定により優先弁済を受ける賃借人及び保証金のうち一定額の範囲と基準は、第 8 条の 2 による住宅賃貸借委員会の審議を経て大統領令で定める。ただし、保証金のうち一定額の範囲と基準は、住宅価額(敷地の価額を含む)の 2 分の 1 を超えることができない。 <改正 2009. 5. 8.>

住宅賃貸借保護法施行令第10条(保証金のうち一定額の範囲など)①法第8条により優先弁済を受ける保証金のうち一定額の範囲は、次の各号の区分による金額以下とする。<改正 2010.7.21.、2013.12.30.、2016.3.31.、2018.9.18.、2021.5.11.、2023.2.21.>

- 1.ソウル特別市： 5,500 万ウォン
- 2.「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域(ソウル特別市を除く)、世宗特別自治市、龍仁市、華城市及び金浦市： 4,800 万ウォン
- 3.広域市(「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域に含まれる地域と郡地域は除く)、安山市、光州市、坡州市、利川市及び平沢市： 2,800 万ウォン
- 4.その他の地域 2,500 万ウォン

②賃借人の保証金のうち一定額が住宅価額の2分の1を超える場合には、住宅価額の2分の1に相当する金額までのみ優先弁済権がある。

③一戸の住宅に2人以上の賃借人がいて、その各保証金のうち一定額をすべて合算した金額が住宅価額の2分の1を超える場合には、その各保証金のうち一定額をすべて合算した金額に対する各賃借人の保証金のうち一定額の割合でその住宅価額の2分の1に相当する金額を分割した金額を各賃借人の保証金のうち一定額とする。

④一戸の住宅に2人以上の賃借人がいて、その者らがその住宅で家庭共同生活をする場合には、その者らを1人の賃借人とみなして、その者らの各保証金を合算する。

[全文改正 2008. 8. 21.] [第3条から移動、従来の第10条は第17条に移動 <2013. 12. 30.>]

第11条(優先弁済を受ける賃借人の範囲) 法第8条により優先弁済を受ける賃借人は、保証金が次の各号の区分による金額以下の賃借人とする。<改正 2010. 7. 21., 2013. 12. 30., 2016. 3. 31., 2018. 9. 18., 2021. 5. 11., 2023. 2. 21.>

- 1.ソウル特別市 1億 6,500 万ウォン
- 2.「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域(ソウル特別市を除く)、世宗特別自治市、龍仁市、華城市及び金浦市： 1億 4,500 万ウォン
- 3.広域市(「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域に含まれる地域と郡地域は除く)、安山市、光州市、坡州市、利川市及び平沢市：8,500 万ウォン
- 4.その他の地域 7,500 万ウォン

[全文改正 2008. 8. 21.] [第4条から移動、従来の第11条は第18条に移動 <2013. 12. 30.>]

7.生命、傷害、疾病、事故などを原因として債務者に支給される保障性保険の保険金(解約返戻金及び満期返戻金を含む)。ただし、差押禁止の範囲は、生計維持、治療及び障害回復に要すると予想される費用などを考慮して大統領令で定める。

民事執行法施行令第6条(差押禁止の保障性保険金等の範囲) ①法第246条第1項第7号により、次の各号に該当する保障性保険の保険金、解約返戻金及び満期返戻金に関する債権は差し押さえてはならない。

1.死亡保険金のうち1,000万ウォン以下の保険金

2.傷害・疾病・事故などを原因として債務者に支給される保障性保険の保険金のうち、次の各目に該当する保険金

ガ. 診療費、治療費、手術費、入院費、薬剤費など治療及び障害回復のために実際に支出される費用を保障するための保険金

ナ. 治療及び障害回復のための保険金のうち、ガ目に該当する保険金を除いた保険金の2分の1に相当する金額

3.保障性保険の解約返戻金のうち、次の各目に該当する返戻金

ガ. 「民法」第404条により債権者が債務者の保険契約解除権を代位行使するか、取立命令または転付命令を得た債権者が解除を行使して発生する解約返戻金

ナ.ガ目で規定した解約事由以外の事由で発生する解約返戻金のうち150万ウォン以下の金額

4.保障性保険の満期返戻金のうち150万ウォン以下の金額

②債務者が保障性保険の保険金、解約返戻金又は満期返戻金債権を取得する保険契約が2つ以上ある場合には、次の各号の区分により第1項各号の金額を計算する。

1.第1項第1号、第3号ナ目及び第4号：該当する保険契約別に死亡保険金、解約返戻金、満期返戻金をそれぞれ合算した金額に対して当該差押禁止債権の上限を計算する。

2.第1項第2号ナ目及び第3号ガ目：保険契約別に計算する。

[本条新設 2011.7.1.]

8.債務者の1ヶ月間の生計維持に必要な預金(積立預金・賦金・預託金と郵便為替を含む)。ただし、その金額は「国民基礎生活保障法」による最低生計費、第195条第3号で定める金額などを考慮して大統領令で定める。

民事執行法施行令

[施行 2019.4.1.] [大統領令第29603号, 2019.3.5., 一部改正]

第7条(差押禁止預金等の範囲) 法第246条第1項第8号により差し押さえてはならない預金等の金額は、個人別の残高が185万ウォン以下の預金等とする。ただし、法第195条第

3号により差し押さえてはならない金銭がある場合は、185万ウォンからその金額を差し引いた金額とする。<改正 2019. 3. 5.>

[本条新設 2011.7.1.]

②裁判所は、第1項第1号から第7号までに規定された種類の金員が金融機関に開設された債務者の口座に振込まれた場合、債務者の申請により、その該当部分の差押命令を取り消さなければならない。<新設 2011. 4. 5.>

③裁判所は、当事者の申請があれば、債権者および債務者の生活状況、その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消し、第1項の差押禁止債権に対して差押命令をすることができる。<改正 2011. 4. 5.>

④第3項の場合には、第196条第2項から第5項の規定を準用する。<改正 2011. 4. 5.>

(3) 民事執行法第246条第1項第4号本文及び第5号において「給与債権の2分の1に相当する金額」を差押禁止債権として規定した趣旨

民事執行法第246条第1項は、第4号本文で「給料・年金・給料・賞与・退職年金、その他これと類似の性質を有する給与債権の2分の1に相当する金額」を、第5号で「退職金その他これと類似の性質を有する給与債権の2分の1に相当する金額」を差押禁止債権として規定している。その趣旨について、大法院は次のように説明している。

〔判旨〕 継続的に一定の仕事をしてながら、その対価として定期的に得る経済的収入に依存して生活している債務者の場合、そのような経済的収入(そのような仕事に従事しなくなった後、すでに従事した仕事の対価として一時的又は定期的に得る経済的収入を含む)は、債務者本人はもちろん、その家族の生計を維持する基礎となる。したがって、これに関する債権者の権利行使を一定部分制限することで、債務者とその家族の基本的な生活(生計)を保障するとともに、労働又は職務遂行の意欲を維持させ、人間らしい生活を可能とするための社会的・政策的考慮に基づくものである¹¹。

「給与債権の2分の1に相当する金額」について、債務者に対して厳しすぎるとの判断もあり得るところ、大法院はそのようには考えていないようである。

(4) 差押禁止債権と禁止範囲

(ア) 債務者の最低生活の保障および本人にとっての緊要な債権の保護

民事執行法には、差押禁止債権について多くの規定が置かれている。その多くは債務者の最低生活を保障するためのものや、本人にとって緊要な債権と認められるものである。民事

¹¹ 大法院 2018. 5. 30. 宣告 2015 다키 51968 判決。

執行法において差押禁止債権として規定されているもの（第 246 条第 1 項）には、法令で定める扶養料及び遺族扶助料、債務者が救護事業又は第三者の助けによって継続的に受け取る収入、兵士の給料と、一般的な給料・年金など債権の 2 分の 1 相当額、退職金等給与債権の 2 分の 1 相当額、住宅賃貸借保護法第 8 条により優先弁済を受けることができる金額、生命、傷害、疾病、事故等を原因として債務者が支給される保障性保険の保険金（解約返戻金及び満期返戻金を含む）、債務者の 1 ヶ月間の生計を維持するために必要な預金（積立預金・賦金・預託金と郵便為替を含む）等がある。

（イ）商法第 388 条における「取締役の報酬」

商法第 388 条における「取締役の報酬」に退職金又は退職慰労金も含まれるか、株式会社の取締役等の報酬請求権が民事執行法第 246 条第 1 項第 4 号又は第 5 号で定める差押禁止債権に該当するかという問題がある。大法院は、次のような判断を示している。

〔判旨〕 商法第 388 条が定める「取締役の報酬」には、給料・賞与などの名称を問わず、取締役の職務遂行に対する報酬として支給される対価が全て含まれ、退職金又は退職慰労金も、その在職中における職務遂行に対する対価として支給される給与であり、商法第 388 条の「取締役の報酬」に該当する。株式会社の取締役、代表取締役(以下「取締役等」という)の報酬請求権(退職金等の請求権を含む)は、その報酬が合理的な水準を逸脱して著しくバランスを失うほど過大であるか、これを行行使する者が法的に株式会社の取締役等の地位にあるが取締役等としての実質的な職務を遂行しない、いわゆる名目上の取締役等に該当するという等の特別な事情がない限り、民事執行法第 246 条第 1 項第 4 号又は第 5 号が定める差押禁止債権に該当すると解すべきである¹²。

（ウ）会社が設定した退職年金制度

会社が設定した退職年金制度により、退職年金事業者による労働基準法上の労働者に該当しない取締役等に支給する退職年金が、取締役等の在職中における職務遂行に対する対価として支給される給与である場合、上記退職年金債権が民事執行法第 246 条第 1 項第 4 号本文で定める差押禁止債権に該当するか否か、上記退職年金が取締役等の在職中における職務遂行に対する対価として支給される給与に該当するか否かを判断する方法について、大法院は次のような判断を示した。

〔判旨〕 会社が、退職する労働者や取締役等の役員に給与を支給するために退職年金制度を設定し、銀行、保険会社等の勤労者退職給付保障法第 26 条が定める退職年金事業者(以下「退職年金事業者」という)と、退職年金の運用管理及び資産管理業務に関する契約を締結した場合、在職中に上記のような退職年金に加入して退職した取締役、代表取締役(以下「取

¹² 大法院 2018. 5. 30. 宣告 2015 ダ 51968 判決。

締役等」という)は、当該退職年金事業者に対して退職年金債権を有する。労働基準法上の労働者に該当しない取締役等の退職年金債権については、「退職年金制度の給付を受ける権利」の譲渡禁止を規定している勤労者退職給付保障法第7条第1項は適用されない。しかし、上記のような退職年金が取締役等の在職中の職務遂行に対する対価として支給される給与であると解される場合には、その取締役等の退職年金事業者に対する退職年金債権は、民事執行法第246条第1項第4号本文が定める「退職年金、その他これと類似した性質の給与債権」として差押禁止債権に該当すると見るべきである。このような退職年金が取締役等の在職中の職務遂行に対する対価として支給される給与に該当するかどうかは、会社が退職年金制度を設定した経緯とその具体的な内容、これに関する会社の定款や取締役会、株主総会決議の有無とその内容、取締役等が会社で実質的に遂行した職務の内容と性質、支給される退職年金の額が取締役等の遂行した職務に比べて合理的な水準を逸脱して著しく過大であるか、当該退職年金以外に会社が取締役等に退職金や退職慰労金等の名目で在職中の職務遂行の対価として支給した又は支給する給与があるか、退職年金事業者又は他の金融機関が当該取締役等に退職年金の名目で支給した又は支給する他の給与の存在とその額、その会社の他の役員が退職金、退職年金等の名目で受け取る給与との衡平性等を総合的に考慮して判断しなければならない¹³。

(5) 債務者の口座への振込の場合

裁判所は、民事執行法第246条第1項第1号から第7号までに規定された債権のうち、債務者の口座に振り込まれたものを差し押さえる場合は、債務者の申請により差押えを取り消さなければならない(民事執行法第246条第2項)。大法院は、その性質を差押禁止債権の範囲変更と解している。

民事執行法第246条第2項の規定の趣旨及び同条項により差押命令が取り消された場合、債権者が執行行為で取得した金銭を債務者に不当利得として返還しなければならないか否について、大法院は次のような判断を示した。

〔判旨〕 2011年4月5日法律第10539号として改正された民事執行法(以下「改正民事執行法」という。)において新設された第246条第2項は、差押禁止債権が金融機関に開設された債務者の口座に振り込まれた場合、もはや差押禁止の効力が及ばないので、その預金に対する差押命令は有効であるが、本来の差押禁止の趣旨を鑑みて、債務者の申請により差押命令を取り消すことができると定めている。これは、改正民事執行法第246条第3項のような差押禁止債権の範囲変更該当し、上記条項により差押命令が取り消されたとしても、差押命令は将来に対してのみ効力を失うだけで、既に完遂された執行行為には影響がなく、債権者が執行行為で取得した金銭を債務者に不当利得として返還しなければならない

¹³ 大法院 2018. 5. 30. 宣告 2015 ダ 51968 判決。

ものではない¹⁴。

本来の差押禁止債権が金融機関に開設された債務者の口座に振り込まれると、もはや差押債権とはいえないので、その預金に対する差押命令は有効であるが、本来の差押禁止の趣旨に照らして、債務者の申請により差押命令を取り消すようにしたものであると説明されている¹⁵。

(6) 差押禁止債権の範囲調整

差押禁止債権の範囲調整の問題は、差押禁止物の範囲調整とあわせて規定されている。民事執行法は、当事者の申請により執行裁判所が差押禁止物の範囲を調整（拡張または縮減）することができるものと定めており、具体的には、執行裁判所は債権者と債務者の生活の様子、その他の事情を考慮して流動動産の全部又は一部に対する差押えを取り消すよう命ずるか、又は法律が差押えを禁止している流動動産を差し押さえるよう命ずることができる（民事執行法第 196 条第 1 項）。

民事執行法第 196 条（差押禁止動産を定める裁判）

- ①裁判所は、当事者が申請したとき、債権者および債務者の生活状況、その他の事情を考慮して、有体財産の全部若しくは一部に対する差押えの取消しを命じ、又は第 195 条の有体財産を差し押さえるように命ずることができる。
 - ②第 1 項の決定があった後に、その理由が消滅し、又は事情の変更があったときは、裁判所は、職権又は当事者の申請により、その決定を取消し、又は変更することができる。
 - ③第 1 項および第 2 項の場合には、裁判所は、第 16 条第 2 項に準ずる決定をすることができる。
 - ④第 1 項および第 2 項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
 - ⑤第 3 項の決定に対しては、不服を申請することができない。
-

さらに、債権の差押えについても、裁判所は債権者と債務者の生活の様子などの事情を考慮して差押命令の全部又は一部を取り消すか、又は差押禁止財産に対して差押命令をすることができる（同条第 3 項）。差押禁止の範囲の調整については、差押禁止の範囲を拡張あるいは縮減するという両面性を有している¹⁶。

¹⁴ 大法院 2014.7. 10.宣告 2013 ダ 25552 判決。

¹⁵ キム論文 247 頁。

¹⁶ キム論文 245-246 頁。

Ⅲ. 差押禁止債権の範囲の変更

1. 概略

民事執行法第 246 条第 1 項は、債務者及び債権者の生活状況を考慮することなく、一律に差押禁止債権の範囲を定めている。しかし、同条第 3 項は、当事者の申立てにより¹⁷、執行裁判所が、債権者および債務者の生活環境、その他の事情を考慮して、差押命令の全部又は一部を取り消すことにより、差押禁止の範囲を拡張するか、債権者の権利保護のために第 1 項における差押禁止債権に対して差押えを行うことを認めている。同条第 4 項は、第 3 項の決定後その理由が消滅したとき又は事情が変化したときは、裁判所は、職権又は当事者の申立てにより、その決定を取り消し又は変更することができる旨規定している。

差押禁止債権の範囲変更の裁判は、差押命令の管轄裁判所（民事執行法第 224 条）によって行われ、差押命令の手續と同一の手續で進行する。これは司法補佐官の業務から除外され、裁判官の業務に属する（司法補佐官規則第 2 条第 1 項第 9 号ダ目）¹⁸。

2. 差押命令の取消裁判（民事執行法第 246 条第 3 項前段）差押禁止債権の範囲の拡張

(1) 要件

差押命令の取消裁判の要件は、①当事者による申立てであること、②債権者と債務者の生計の状況、その他差押命令の全部又は一部を取り消さなければならない事情が存在することである。

差押禁止制度は債務者の生活保障、生計維持を保護する制度であるため、現在の一般的な生活水準（標準的世帯の生活水準）と比較して、著しく支障が生じている場合は、この規定の要件を充たすことになる。回復不能の状態に陥る危険性があることまで要求されないと解されている。債務者の生活状況以外に、債務者と生計を共にする親族の有無とその数、年齢と収入の有無と共に、「生計を共にしていないが、債務者から扶養を受けている親族の生活状況」も考慮すべきとの見解もある¹⁹。

¹⁷ 申請書には 1,000 ウォンの印紙を貼付しなければならず、申請書を受け取った裁判所事務官等は、その他執行事件として受理して事件番号を付す。現在、民事関係手續のデジタル化により執行事件簿を置かないため、電算入力した後、差押命令記録に編綴（添付）する。

¹⁸ 注釈（V）834 頁。

¹⁹ 注釈（V）835 頁。

(2) 申立ての対象となる差押命令

民事執行法第 246 条第 3 項前段は、債務者の差押禁止の拡張申立てに該当する。債務者の差押禁止の拡張申立ては差押禁止債権（本条第 1 項）に対してなされた差押命令に限らず、一般債権に対してなされた差押命令に対しても行うことができる。本条第 3 項後段が、「第 1 項」の差押禁止債権に対して差押命令をすることができる」と定めているのとは異なり、本条第 3 項前段ではそのような限定はされていない²⁰。

(3) 申立人

差押禁止の範囲の拡張については、債務者が申立てをすることができる。債務者の家族は、申立権者になることはできない。第三債務者には申立権がない²¹。

(4) 申立ての時期

民事執行法第 264 条第 3 項前段は、差押禁止の範囲を拡張する裁判を「差押命令の」全部又は一部を取り消す裁判であると規定しているため、その性質上、差押命令がなされた後に可能になると解されている。差押命令に基づく取立命令によって取立が完了した場合、又は転付命令が確定した場合は、差押禁止範囲の拡張の申立てはできない²²。

(5) 管轄裁判所と裁判手続

この裁判は、差押命令の管轄裁判所によって、差押命令と同一の手続に従って行われる。裁判所が債務者の申立てを認める際には、主文に差押えを禁止する債権とその範囲を明確にし、これに対して差押えを許さないという意思を宣言するか、またはすでに差押命令が発せられたときは、その差押命令の全部又は一部を取り消す。この裁判は、法律で定める差押禁止債権の範囲を執行裁判所の裁量により変更しようとするものであるため、当事者の手続保障の観点から、債権者・債務者の双方に陳述の機会を与え、双方に裁判所に対して判断資料を提出する機会を与える必要がある。裁判の重要性に鑑みて、疎明では不十分であり証明を要求すべきとの見解もみられる²³。

(6) 裁判の効果

差押禁止債権の範囲を拡張する裁判は、実質的に民事執行の手続を取り消す趣旨の決定であるため、民事執行法第 17 条第 1 項、第 2 項に基づき確定しなければ効力は生じない。したがって、取消しの通知も、裁判確定後に行わなければならない。

²⁰ 注釈（V）836 頁。

²¹ 注釈（V）836 頁。

²² 注釈（V）836－837 頁。

²³ 注釈（V）837 頁。

差押禁止債権の範囲拡張の裁判の効力が当該「債権」に係わるすべての執行債権者との間で生じるのか（絶対的効力説）、当該「差押命令」に関してのみ生じるのか（相対的効力説）が問題となる²⁴。

3. 差押禁止債権に対する差押命令の発令（本条第3項後段）差押禁止債権の範囲の縮減

(1) 要件

民事執行法第246条第3項後段により差押命令を発する際に考慮すべき内容は、同条第3項前段の差押禁止の範囲の拡張の場合と同様である。

差押禁止部分についての差押えを許さなければ債権者の生活が危機的状況に陥るということまでは要求されない。差押えを許可しても債務者の生活が困窮状態に陥るおそれがない場合、債権者の権利実現に必要不可欠であり、かつ、他に差押可能な適当な財産がない場合は、差押禁止部分に対する差押えが許される。この決定において、申立債権者以外の他の差押債権者の事情まで考慮する必要はない²⁵。

(2) 申立て等の問題

差押禁止範囲の縮減を求める申立ての対象となる債権は、民事執行法第246条第1項における差押禁止債権に限定され、他の特別法によって差押えが禁止されている債権については、本条第3項後段は適用されない。

債権者は、差押命令の申立てと同時に差押禁止債権を縮減する申立てをすることができる。申立ては、差押禁止の範囲を変更する部分を明示し、差押えが可能な債権部分について差押命令を求める。明示の方法は、債権の割合で行うことも許される²⁶。

(3) 裁判及び効果

差押禁止範囲の縮減の裁判は、これを認めた場合、差押禁止債権の部分について「差押命令」を発する方式となる。それ以外には差押禁止範囲の拡張の場合と変わらない。当事者の手続保障の観点から、双方審尋によることが望ましい。裁判の効力が及ぶ範囲については見解の対立がある²⁷。

(4) 大法院の判断

会社又は退職年金事業者が取締役等に対する債権者としての地位を併せ持つ場合、民法

²⁴ 注釈（V）838頁。

²⁵ 注釈（V）839頁。

²⁶ 注釈（V）839－840頁。

²⁷ 注釈（V）840－841頁。

第 497 条により会社又は退職年金事業者の相殺が禁止される範囲が、合理的な範囲内にある取締役等の報酬請求権と退職年金債権の部分に限定されるか、この場合、会社又は退職年金事業者が取締役等を債務者として、自らを第三債務者として、当該報酬請求権又は退職年金債権に対して差押命令を申請すると同時に、民事執行法第 246 条第 3 項後段に基づき、差押禁止債権の縮減の裁判を申請することができるかが問題となる。これらの点について、大法院は次のような判断を示している。

〔判旨〕 会社又は退職年金事業者が、取締役、代表取締役(以下「取締役等」という。)に対する債権者としての地位を併せ持つ場合に、取締役等の報酬請求権と退職年金債権を民事執行法上の差押禁止債権として解しても、取締役等の職務遂行に比して合理的と認められる範囲を超えた部分に対しては、取締役等の報酬請求権の行使自体が制限されることに照らして考えると、民法第 497 条により会社又は退職年金事業者の相殺が禁止される範囲も、合理的な範囲内にある取締役等の報酬請求権と退職年金債権の部分に限定されると解すべきである。また、債権者が自らを第三債務者として、債務者の自分に対する債権を差し押さえることは禁止されていないため、会社又は退職年金事業者は、取締役等を債務者に、自らを第三債務者にして、当該報酬請求権又は退職年金債権に対して差押命令を申請し、それと同時に、民事執行法第 246 条第 3 項後段に基づき、いわゆる「差押禁止債権の縮減裁判」を申請することができる²⁸。

4. 事情の変更による本条第 3 項における裁判の取消し又は変更（本条第 4 項）

(1) 要件

民事執行法第 264 条第 3 項の裁判後、その理由が消滅し、又は事情が変わったときは、裁判所は、職権又は当事者の申立てにより、その決定を取り消し又は変更することができる（民事執行法第 246 条第 4 項はこれを直接規定せず、民事執行法第 196 条第 2 項を準用している）。「本条第 3 項の裁判により差押命令が取り消された債権」を再び差し押さえるか、「本条第 3 項の裁判により差押範囲を拡張して発せられた差押命令」の全部又は一部を取り消すことが可能である。

上記の条項は、「職権で」決定を取り消したり、変更したりすることができる旨規定している点において、差押禁止債権の範囲変更手続とは異なる²⁹。

(2) 取消事由

差押禁止の範囲を拡張した裁判を取り消し、当該債権部分を再び差し押さえることがで

²⁸ 大法院 2018. 5. 30. 宣告 2015 ダ 51968 判決。

²⁹ 注釈（V）842 頁。

きる事由としては、当該裁判後、債権者の経済的状況が悪化したこと、扶養家族の減少等によって債務者の生活状況が改善したこと、債務者が他に生活資金を得る手段を得ていること、差押禁止範囲の拡張裁判後、差押債権者との関係において、本条第3項前段における事情が消滅したこと等が挙げられる。

これと異なり、差押禁止の範囲を縮減する裁判を取り消し、本条第3項前段の規定により差押命令の全部又は一部を取り消さなければならない事由としては、支出の増加などによる債務者の生活上の困窮が挙げられる³⁰。

(3) 申立て等の問題

「理由が消滅し、又は事情の変更」(民事執行法第196条第2項)とは、民事執行法第246条第3項における裁判後のことを意味するので、本条第3項の裁判確定後でなければ、本条第4項の事情変更等による取消し、変更の裁判を行うことができない。

差押禁止債権の範囲拡張の申立てを却下する決定に対する即時抗告の進行中に、申立てを認容すべき事情が生じた場合、その事由は控訴手続において主張することができる。また、差押禁止債権の範囲を縮減し、差押禁止債権に対して発せられた差押命令に対する即時抗告の進行中に、事情変更等により差押範囲の拡張事由が消滅したときは、その事情変更等による結果として、差押命令それ自体が違法となるため、その事由は、即時抗告の事由として主張することができる。

本条第3項における裁判が当事者以外の他の債権者にもその効力が及ぶとする立場では、本条第3項の裁判により差押禁止範囲が拡張された後、当該債権を二重に差し押さえた債権者は、自己との関係において本条第3項の事情の消滅を理由に、差押禁止範囲の拡張裁判の取消しを求めることができると説明する³¹。

(4) 裁判

この裁判は決定手続で行う。差押禁止債権の範囲の拡張裁判に対する取消し・変更申立てを認める場合は、「差押命令を取り消すか、差押えの範囲を縮減した裁判」の全部又は一部を取り消し、その債権について差押命令を発する。差押禁止債権の差押えを認めた裁判に対する取消・変更の申立てを認める場合には、「その裁判による差押命令」の全部又は一部を取り消す。後者の裁判は、民事執行の手続そのものを取り消す裁判として確定されなければその効力は生じない(民事執行法第17条第1項、第2項)³²。

³⁰ 注釈(V) 841-842頁。

³¹ 注釈(V) 841-842頁。

³² 注釈(V) 842-843頁。

5. 暫定処分

裁判所は、差押禁止債権の範囲変更に関する裁判（本条第3項前段及び後段）又はその変更の裁判（民事執行法第246条第4項、民事執行法第196条第2項）に先立ち、債務者に担保を立てさせ、または立てさせないで強制執行の一時停止を命じ、債権者に担保を立てさせ、その執行を継続するよう命ずることができる（本条第4項、本法第196条第3項、第16条第2項）。

暫定処分の裁判に対して不服申立てはできない（民事執行法第246条第4項、民事執行法第196条第5項）。暫定的な性質であるため不服申立てを許さない。範囲変更申立てが棄却された場合、当該暫定処分は当然にその効力を失う。

暫定処分は、本案の結論が出るまでの暫定的な措置であるが、その内容の重要性を考慮し、その処分の内容を両当事者に通知しなければならない（民事執行規則第7条第1項第6号）

33。

6. 裁判の通知と不服

申立てを認める決定は、申立人および相手方に通知しなければならない（民事執行規則第7条第1項第2号）、申立てを却下する決定は、申立人に通知しなければならない（民事執行規則第7条第2項）。ただし、本条第4項の暫定処分がなされている状況で申立てが却下又は棄却されたときは、その旨を債権者および債務者の双方に通知しなければならない（民事執行規則第7条第1項第6号）。差押命令を取り消す決定が確定したときは、裁判所事務官は、差押命令の送達を受けた第三債務者にその旨を通知しなければならない（民事執行規則第160条第1項）。

差押禁止債権の範囲の変更の申立てを認める決定に対しては、即時抗告をすることができるが（本条第4項、第196条第4項）、申立てを却下する決定に対する不服申立ての方法は、即時抗告によるとの見解と、執行異議申立てによるとの見解がある³⁴。

7. 差押禁止債権の範囲の変更に関連する問題

(1) 具体的な問題

差押禁止債権の範囲の変更に関連する問題として、差押禁止債権の目的物である金員が金融機関に開設された債務者の口座に振り込まれた場合と差押禁止（民事執行法第246条第2項関係）、差押禁止債権が他の債権に転換された場合に、転換された金員に差押禁止の

³³ 注釈（V）843頁。

³⁴ 注釈（V）843頁。

効力が及ぶか、フィッシング詐欺被害者の差押禁止債権の範囲変更申立て等が挙げられる³⁵。

(2) 差押禁止債権の目的物である金員が金融機関に開設された債務者の口座に振り込まれた場合と差押禁止 (2 項関係)

(ア) 銀行等に給与債権が振り込まれた場合と差押禁止

差押禁止債権の目的物が債務者の預金口座に振り込まれた場合には、債務者の第三債務者である金融機関に対する預金債権には差押禁止の効力は及ばないと解されている³⁶。

したがって、差押禁止債権の目的物が債務者の預金口座に振り込まれた場合には、その預金はもはや差押禁止債権に該当しなくなるが、このような場合であっても、本来の差押禁止の趣旨は考慮されなければならない。本法が 2011.4.5.に改正される前の判例は、差押禁止債権の目的物が債務者の預金口座に振り込まれた場合の債務者保護のため、当時の本条第 2 項 (2011. 4. 5. 改正により第 3 項に位置が変更された) において定めるところに従い、執行法院が債務者の申立てにより、債務者と債権者の生活状況その他の事情を考慮して差押命令の全部又は一部を取り消すことが「できる」という立場であった。

2011. 4. 5. 改正時に新設された民事執行法第 246 条第 2 項では、執行裁判所は、第 1 項第 1 号から第 7 号において定める種類の金員が金融機関に開設された債務者の口座に振り込まれた場合、債務者の申立てにより、それに該当する部分の差押命令を取り消さ「なければならない」と規定している。本条第 3 項と異なり、「債権者と債務者の生活状況、その他の事情」を考慮することなく取り消さなければならない(必要的取消し)³⁷。

現行法の本条第 2 項について、判例は、差押禁止債権が金融機関に開設された債務者の口座に振り込まれた場合、もはや差押禁止の効力は及ばないので、当該預金に対する差押命令は有効であるが、本来の差押禁止の趣旨を鑑みて、債務者の申立てにより差押命令を取り消すようにしたものであり、これは本条第 3 項と同じく「差押禁止債権の範囲変更」に当たると判断した。また、本条第 2 項に基づき、差押命令が取り消されたとしても、差押命令は将来に向けてその効力を失うだけであり(上記取消決定は、決定正本が第三債務者に送達された以後の将来に向けて効力を有するに過ぎない)、既に完了した執行行為には影響を与えず、債権者が執行行為で取得した金銭を債務者に不当利得として返還する必要はないとの判断を示した³⁸。

(イ) 民事執行法第 264 条第 2 項の実効性

執行債務者の口座に本条第 1 項第 1 号から第 7 号において定める種類の金員のみが振り込まれた場合であれば、上記規定に従って差押命令を取り消すことができる。しかし、他の

³⁵ 注釈 (V) 844 頁以下。

³⁶ 注釈 (V) 844 頁。

³⁷ 注釈 (V) 844-845 頁。

³⁸ 大法院 2014.7. 10 宣告ダ 25552 判決。

性格の金員が混在している場合は、差押命令が取り消される場合は稀である。ほとんどの場合、本条第3項の差押禁止債権の手続によって処理されている³⁹。

一方、本条第2項が新設された2011.4.5.改正法の附則は、第2条において、「本条第2項の改正規定は、改正法施行(公布後3ヶ月を経過した日から施行)後、最初に受付された差押命令の申立て及び取消事件から適用する」という経過規定を設けた。

(ウ) 差押禁止債権の口座振込後、それに対する転付命令があった場合の救済方法

転付命令の申立ては、実務においては、差押命令の申立てと併せて行われ、同時に発令されることが多い。そのため、債務者が差押禁止債権の範囲変更の申立てだけをしていても実行性はない。当該申立てによって差押命令の確定を阻止することはできない。差押命令と転付命令が確定すると、差押債権は差押債権者に移転するため、範囲変更の申立ては、申立ての利益を失う。

この場合、債務者は、差押禁止債権の範囲変更の申立てをすると同時に、執行裁判所に対して職権で第三債務者に対する支払禁止の趣旨の暫定処分を行うよう申請し(本法第246条第4項、第3項、第196条第3項、第16条第2項)、これを理由に転付命令に対する即時抗告をしなければならない。このとき、控訴裁判所は、執行停止文書が提出されたことを理由とする即時抗告に準じて、他の理由で転付命令を取り消す場合を除き、即時抗告に関する裁判を留保することになる(本法第229条第8項参照)⁴⁰。

8. 債務者の収入調査

(1) 財産明示申請制度(民事執行法第61条第1項)

差押えに際して、債務者の収入調査を誰がどのような方法で行うのかということが問題となる。財産明示申請制度(民事執行法第61条第1項)は、債務者が自ら作成した財産リストを通じて、債権者が債務者の収入を確認する方法である⁴¹。執行権原(公証、判決文、履行勧告決定文、支払命令決定文等)を確保した債権者は、本人と債務者、事件の情報を基に、裁判所に財産明示申請をすることが可能である。財産明示申請に正当な理由があると認められるときには、裁判所は、債務者に財産状態を明示した財産目録を提出するように命ずることができる(民事執行法第62条第1項)。財産明示命令に対して債務者の異議の申請がない場合又はこれを棄却したときは、裁判所、財産明示のための期日を定めて、債務者に出席するように命じなければならない(民事執行法第64条第1項)。債務者が正当な事由

³⁹ 注釈(V) 845頁。

⁴⁰ 注釈(V) 845-846頁。

⁴¹ 複数の職場から受けた給与を合算して差押禁止債権の範囲を計算する問題と、財産明示申請制度との関係性については、本報告書第II章2(2)(イ)(e)で触れた。

なくして、明示期日の欠席、財産目録の提出を拒否した場合には、罰則規定が適用される（民事執行法第 68 条）。

(2) 財産照会（民事執行法第 74 条第 1 項、民事執行規則第 35 条第 1 項）

財産照会は、財産明示手続において、債務者の明示違反がある場合、財産明示手続において債務者が提出した財産目録の財産だけでは執行債権の満足を得ることができない場合、その財産明示を申請した債権者の申請により個人の財産および信用に関するコンピュータネットワークを管理する公共機関、金融機関又は団体等に債務者名義の財産に関して問い合わせをすることができる制度である（民事執行法第 74 条第 1 項）。財産照会は、財産明示とは異なり、強制的に債務者の財産を照会する方法である。執行権原を準備し、裁判所に、「債権回収及び信用調査依頼書」を提出する。調査する機関によって異なる追加費用が発生するため、必要な機関に対してのみ照会することが望ましい。

(3) 信用照会

裁判所ではなく、債権回収会社が債権者の申請により執行権原に基づき、信用情報センター、銀行連合会に資料の閲覧を要請する。債務者の信用照会に基づいて通帳やカードを把握・確認することにより、差押えの処理が可能となる。不動産や保険、証券に対する調査は不可能である。

IV. 租税法における差押禁止と範囲

1. 特徴

国税や地方税を滞納した場合の滞納処分手続は、強制執行とほぼ同様の手続である。これにより、差押禁止の内容も民事執行法に類似している。滞納手続については、国税徴収法第 41 条と地方税徴収法第 40 条に規定されている。

国税徴収法第 41 条(差押禁止財産) 次の各号に掲げる財産は差し押さえてはならない。

- 1.滞納者又はその生計を共にする家族(事実上の婚姻関係にある者を含む。以下この条で「同居家族」という)の生活に欠かせない衣類、寝具、家具、台所用品、その他生活必需品
- 2.滞納者又はその同居家族に必要な 3 ヶ月分の食料品又は燃料
- 3.印鑑やその他の職業に必要な判子印
- 4.祭祀または礼拝に必要な物品、墓石または墓地
- 5.滞納者又はその同居家族の葬儀に必要な物
- 6.族譜・日記など滞納者又はその同居家族に必要な帳簿又は書類

- 7.職務遂行に必要な制服
- 8.勲章その他の名誉の証票
- 9.滞納者又はその同居家族の学業に必要な書籍及び器具
- 10.発明又は著作に関するもので、公布されていないもの
- 11.主に自己の労働力によって農業を営む者にとって不可欠な器具、家畜、飼料、種子、肥料、その他これに準ずる物
- 12.主に自己の労働力によって漁業をする者にとって不可欠な漁網、器具、餌、稚魚、その他これに準ずる物
- 13.専門職従事者・技術者・労働者、その他主に自己の肉体的又は精神的労働により職業又は事業に従事する者に不可欠な器具、備品、その他これに準ずる物
- 14.滞納者又はその同居家族の日常生活に必要な眼鏡・補聴器・義歯・義手・義足・杖・障害補助用車椅子、その他これに準ずる身体補助器具及び「自動車管理法」に基づく軽型自動車
- 15.災害の防止または保安のために法令により設置しなければならない消防設備、警報装置、避難施設、その他これに準ずる物
- 16.法令により支給される死亡給付金又は傷痍給与金
- 17.「住宅賃貸借保護法」第8条により優先弁済を受けることができる金額
- 18.滞納者の生計維持に必要な小額金融財産として大統領令で定めるもの

国税徴収法施行令

[施行 2023.4.1.] [大統領令第 33268 号、2023.2.28.、一部改定]

第 31 条(差押禁止財産) ①法第 41 条第 18 号で「大統領令で定めるもの」とは、次の各号の区分による保障性保険の保険金、解約返戻金及び満期返戻金と個人別残高が 185 万ウォン未満の預金(積立預金、賦金、預託金及び郵便為替を含む)をいう。

- 1.死亡保険金のうち 1,000 万ウォン以下の保険金
 - 2.傷害・疾病・事故などを原因として滞納者に支給される保障性保険の保険金のうち、次の各目に該当する保険金。
 - ガ. 診療費、治療費、手術費、入院費、薬剤費など治療及び障害回復のために実際に支出される費用を保障するための保険金。
 - ナ. 治療及び障害回復のための保険金のうち、ガ目に該当する保険金を除いた保険金の 2 分の 1 に相当する金額。
 3. 保障性保険の解約返戻金のうち 150 万ウォン以下の金額。
 4. 保障性保険の満期返戻金のうち 150 万ウォン以下の金額。
- ②保障性保険の保険金、解約返戻金又は満期返戻金債権を取得する保険契約が二つ以上ある滞納者に対しては、次の各号の区分により第 1 項各号の金額を計算する。
- 1.第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号：保険契約別の死亡保険金、解約返戻金、満期返戻金を

それぞれ合算した金額。

2.第1項第2号ナ目：保険契約別の金額

国税徴収法第41条と地方税徴収法第40条の規定に大きな違いはないが、税金の滞納による執行であることを考慮し、多くの部分をまとめて規定している（民事執行法は流動動産執行と債権執行を区別して規定している）。

債権執行については、債権執行の対象となるべき債権や金融資産（法令に基づいて支払われる死亡給付金と傷害給付金、住宅賃貸借保護法第8条及び同法施行令の規定により優先弁済を受けることができる金額、又は滞納者の生計維持に必要な少額金融資産）についても差押えを禁止している点、給与債権については別途規定している点が特徴である。

2. 金銭請求権・金銭債権に対する差押禁止の範囲

債権執行の対象となるべき債権や金融資産についても差押えを禁止している点が特徴である。地方税徴収法も類似した内容の規定を置いている。「滞納者の生計維持に必要な少額金融財産として大統領令で定めるもの」（国税徴収法第41条第18号、地方税徴収法第40条第14号）とは、保障性保険の保険金など個人別に残高が185万ウォン未満の預金である（国税徴収法施行令第31条第1項、地方税徴収法施行令第46条第1項）⁴²。

3. 給与債権の差押制限

住宅賃貸借保証金や保険金等を給与債権と区別される財産権として別途規定している（国税徴収法第42条、地方税徴収法第42条）。

国税徴収法第42条（給与債権の差押制限） ①給料、年金、賃金、俸給、賞与、歳費、退職年金、その他これに類する性質を有する給与債権については、その総額の2分の1に相当する金額は、差押えが禁止される金額とする。

②第1項にもかかわらず、次の各号の場合、差押えが禁止される金額は、それぞれ次の各号の区分による金額とする。

1.第1項の規定により計算した給与債権総額の2分の1に相当する金額が標準的な世帯の「国民基礎生活保障法」第2条第7号による最低生計費を考慮して大統領令で定める金額に満たない場合：同号による最低生計費を考慮して大統領令で定める金額

2.第1項の規定により計算した給与債権の総額の2分の1に相当する金額が標準的な世帯

⁴² キム論文 248 頁。

の生計費を考慮して大統領令で定める金額を超える場合：標準的な世帯の生計費を考慮して大統領令で定める金額

国税徴収法施行令

[施行 2023.4.1.] [大統領令第 33268 号、2023.2.28.、一部改定]

第 32 条(給与の差押範囲) ①法第 42 条第 2 項第 1 号で「大統領令で定める金額」とは、それぞれ月額 185 万ウォンをいう。

②法第 42 条第 2 項第 2 号で「大統領令で定める金額」とは、それぞれ次の各号の金額を合算した金額をいう。

1.月 300 万ウォン

2.次の計算式によって計算した金額。ただし、計算した金額が 0 より小さい場合は 0 とみなす。

[法第 42 条第 1 項の規定による差押禁止金額(月額で計算した金額をいう) - 第 1 号の金額] × 1/2

③退職金やその他これに類する性質を有する給与債権については、その総額の 2 分の 1 に相当する金額は差し押さえてはならない。

④第 1 項から第 3 項までの規定による総額は、「所得税法」第 20 条第 1 項各号に該当する勤労所得の金額の合計額(非課税所得の金額を除く)又は同法第 22 条第 1 項各号に該当する退職所得の金額の合計額(非課税所得の金額を除く)から、その勤労所得又は退職所得に対する所得税及び所得税分地方所得税を差し引いた金額とする。

その内容についてみると、給与・年金・賃金・給料・賞与金・歳費・退職金、その他これらに類する性質を有する給与債権については、その総額の 2 分の 1 を差し押さえることができないとしている。ただし、その金額が標準的な世帯の国民基礎生活保障法に基づく最低生計費を考慮して大統領令で定める金額に満たない場合、又は標準的な世帯の生計費を考慮して大統領令で定める金額に満たない場合は、それぞれ大統領令で定める金額を差し押さえることができないものと定められている(国税徴収法第 42 条第 2 項、地方税徴収法第 42 条第 1 項)。退職金についても、その総額の 2 分の 1 に相当する金額を差し押さえることはできない(国税徴収法第 42 条第 3 項、地方税徴収法第 42 条第 2 項)。

V. 特別法における差押禁止と範囲

1. 特別法による差押禁止

(1) 代表的な法律

差押禁止について、民事執行法第 246 条の規定は通常の執行手続に対する例外的な定めであり、個別に差押禁止を定める特別法は、民事執行法の当該規定に対する特別法としての地位を有する。韓国の法令中、差押禁止を規定しているものは 70 に及ぶ。その中でも重要なものは次の通りである⁴³。

- ・公務員年金法によって給与を受ける権利(公務員年金法第 39 条(旧第 32 条))
- ・軍人年金法によって給与を受ける権利(軍人年金法第 7 条)
- ・雇用保険法によって失業給付を受ける権利(雇用保険法第 38 条)
- ・国家有功者等待遇及び支援に関する法律によって支給される補償金(国家有功者等待遇及び支援に関する法律第 19 条)
- ・私立学校教職員年金法によって給与を受ける権利(私立学校教職員年金法第 40 条)
- ・国民年金法上の各種給与を受ける権利(国民年金法第 58 条)
- ・労働基準法によって支給される補償請求権(労働基準法第 86 条)
- ・産業災害補償保険法上の保険給付を受ける権利(産業災害補償保険法第 88 条)
- ・自動車損害賠償保障法による被害者の保険会社に対する保険金請求権、被害者の補償請求権又は加給金請求権(自動車損害賠償保障法第 40 条)
- ・国民基礎生活保障法上の受給品及び給与を受ける権利、給与受給口座の預金に関する債権(国民基礎生活保障法第 35 条、第 36 条)
- ・漁船員及び漁船災害補償保護法上の保険給付を受ける権利(漁船員及び漁船災害補償保護法第 34 条)
- ・国民健康保険法上の保険給付を受ける権利(国民健康保険法第 59 条)
- ・船員法上の災害補償等を受ける権利(船員法第 152 条)
- ・刑事補償法による補償請求権及び補償支払請求権(刑事補償及び名誉回復に関する法律第 23 条)
- ・国家賠償法によって生命・身体への侵害による国家賠償を受ける権利(国家賠償法第 4 条)
ただし、被害者を治療した医療人が当該被害者に対する治療費請求権を補填するために被害者の国家に対する国家賠償(治療費)請求権を差押え、又は代位行使することは国家賠償法第 4 条に違反しない(大法院 1981 年 6 月 23 日宣告 80 ダ 1351 判決)。
- ・基礎年金法による受給権(基礎年金法第 21 条)

⁴³ 法院行政処編『法院実務提要・民事執行』(司法研修院、2020 年) 190 頁-209 頁、注釈 (V) 830-831 頁。

- ・ひとり親家族支援法による福祉給付を受ける権利(ひとり親家族支援法第 27 条)
- ・犯罪被害者保護法上の救助金の支給を受ける権利(犯罪被害者保護法第 32 条)
- ・建設産業基本法上、建設業者が請負った建設工事の請負金額のうち、その工事(下請工事を含む)の労働者に支払われるべき賃金に相当する額 (同法第 58 条)。
- ・学校の設置者・経営者が初等・中等教育法第 10 条及び高等教育法第 11 条に基づき、授業料その他の納付金を受ける権利及び学校が受けた寄附金及び授業料その他の納付金を校費会計の収入として、別個の勘定科目で管理する収入に対する預金債権(私立学校法第 28 条第 3 項)。
- ・退職給付法上の退職年金債権はその全額について差押えが禁止される(大法院 2014 年 1 月 23 日宣告 2013 ダ 71180 取立金)

上記以外にも重要な規定が存在する⁴⁴が、ここでは代表的な法律についてみることにする。

⁴⁴ 例えば、破産手続(債務者回生及び破産に関する法律第 383 条)及び個人回生手続(同法第 580 条第 3 項)における免除財産についての規定がある。

破産手続(債務者回生及び破産に関する法律第 383 条)及び個人回生手続(同法第 580 条第 3 項)における免除財産

債務者回生及び破産に関する法律(以下において「債務者回生法」)第 383 条(破産財団に属さない財産)

①差し押さえてはならない財産は、破産財団に属さない。

②裁判所は、個人である債務者の申請により、次の各号のいずれかに該当する財産を破産財団から免除することができる。

1.債務者又はその被扶養者の住居用に使用されている建物に関する賃貸保証金返還請求権で、「住宅賃貸借保護法」第 8 条(保証金のうち一定額の保護)の規定により優先弁済を受けることができる金額の範囲内において大統領令で定める金額を超えない部分

2.債務者及びその被扶養者の生活に必要な 6 ヶ月間の生計費に使用する特定の財産で、大統領令で定める金額を超えない部分。

住宅賃貸借保護法 (略称：住宅賃貸借法)

[施行 2023. 7. 19.] [法律第 19356 号、2023 年 4 月 18 日、一部改正]

第 8 条(保証金のうち一定額の保護) ①賃借人は、保証金のうち一定額を他の担保物権者より優先して弁済を受ける権利がある。この場合、賃借人は、住宅に対する競売申請の登記前に第 3 条第 1 項の要件を満たさなければならない。

②第 1 項の場合には、第 3 条の 2 第 4 項から第 6 項までの規定を準用する。

③第 1 項の規定により優先弁済を受ける賃借人及び保証金のうち一定額の範囲と基準は、第 8 条の 2 による住宅賃貸借委員会の審議を経て大統領令で定める。ただし、保証金のう

ち一定額の範囲と基準は、住宅価額(敷地の価額を含む)の2分の1を超えることができない。<改正 2009. 5. 8.>

住宅賃貸借保護法施行令

[施行 2023.2.21.] [大統領令第 33254 号、2023.2.21.、一部改正]

第 10 条①法第 8 条により優先弁済を受ける保証金のうち一定額の範囲は、次の各号の区分による金額以下とする。<改正 2010.7.21.、2013.12.30.、2016.3.31.、2018.9.18.、2021.5.11.、2023.2.21.>

- 1.ソウル特別市：5,500 万ウォン
- 2.「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域(ソウル特別市を除く)、世宗特別自治市、龍仁市、華城市及び金浦市：4,800 万ウォン
- 3.広域市(「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域に含まれる地域と郡地域は除く)、安山市、光州市、坡州市、利川市及び平沢市：2,800 万ウォン
- 4.その他の地域 2,500 万ウォン

②賃借人の保証金のうち一定額が住宅価額の 2 分の 1 を超える場合には、住宅価額の 2 分の 1 に相当する金額までのみ優先弁済権がある。

③ 一戸の住宅に 2 人以上の賃借人がいて、その各保証金のうち一定額をすべて合算した金額が住宅価額の 2 分の 1 を超える場合には、その各保証金のうち一定額をすべて合算した金額に対する各賃借人の保証金のうち一定額の割合でその住宅価額の 2 分の 1 に相当する金額を分割した金額を各賃借人の保証金のうち一定額とする。

④一戸の住宅に 2 人以上の賃借人がいて、その者らがその住宅で家庭共同生活をする場合には、その者らを 1 人の賃借人とみなして、その者らの各保証金を合算する。

[全文改正 2008. 8. 21.] [第 3 条から移動、従来の第 10 条は第 17 条に移動 <2013. 12. 30.>]

第 11 条(優先弁済を受ける賃借人の範囲) 法第 8 条により優先弁済を受ける賃借人は、保証金が次の各号の区分による金額以下の賃借人とする。<改正 2010. 7. 21., 2013. 12. 30., 2016. 3. 31., 2018. 9. 18., 2021. 5. 11., 2023. 2. 21.>

- 1.ソウル特別市 1 億 6,500 万ウォン
- 2.「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域(ソウル特別市を除く)、世宗特別自治市、龍仁市、華城市及び金浦市：1 億 4,500 万ウォン
- 3.広域市(「首都圏整備計画法」による過密抑制圏域に含まれる地域と郡地域は除く)、安

山市、光州市、坡州市、利川市及び平沢市：8,500 万ウォン

4.その他の地域 7,500 万ウォン

[全文改正 2008. 8. 21.] [第 4 条から移動、従来の第 11 条は第 18 条に移動 <2013. 12. 30.>]

債務者回生及び破産に関する法律施行令（略称：債務者回生法施行令）

[施行 2022 年 2 月 18 日] [大統領令第 32449 号、2022 年 2 月 17 日、他法改正]

第 16 条(免除財産) ①法第 383 条第 2 項第 1 号の規定により破産財団から免除することができる賃貸保証金返還請求権の上限額は、「住宅賃貸借保護法施行令」第 10 条第 1 項で定める金額とし、その金額が住宅価格の 2 分の 1 を超える場合には、住宅価格の 2 分の 1 とする。<改正 2013. 12. 30.>

②法第 383 条第 2 項第 2 号で「大統領令で定める金額」とは、1,110 万ウォンをいう。

<改正 2019. 3. 5.>

[全文改正 2013.2.13.]

③第 2 項の規定による申請は、破産手続開始申立て以降、破産宣告後 14 日以内に免除財産目録及び疎明に必要な資料を添付した書面でしなければならない。

④裁判所は、破産宣告前に第 2 項の申請がある場合には破産宣告と同時に、破産宣告後に第 2 項の申請がある場合には、申請日から 14 日以内に免除の可否及びその範囲を決定しなければならない。

⑤第 4 項の規定による決定があるときは、裁判所は、債務者及び知っている債権者にその決定書を送達しなければならない。

⑥第 4 項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

⑦第 6 項の規定による即時抗告は、執行停止の効力がない。

⑧裁判所は、破産宣告前に免除申請がある場合、債務者の申請又は職権で破産宣告があるまで、第 2 項の免除財産に対して破産債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分停止又は禁止を命じることができる。

⑨免除決定が確定したときは、第 8 項の規定により中止した手続きはその効力を失う。

特別法によって保護を受ける財産権は、①国家功労者の補償請求権、②国家賠償ないし補償に関する請求権、③民主化運動に関する請求権、④被害者保護が必要な請求権、⑤社会保障（賃金、年金、保険、社会福祉等）に関する権利、⑥特定目的財産の処分禁止等である。

特別法で規定している差押禁止財産は、特に規定のないかぎり請求権の全体が差押禁止の対象であると解されている。多くの法令は請求権が特定の口座に入金された後も差押えをすることができずと規定しており、差押禁止の範囲は広いといえる⁴⁵。

特別法によって保護される差押禁止財産は、民事執行法による範囲の変更ができないと解されているが、これによる不都合を解決するための議論もみられる⁴⁶。この点については、本報告書VI（特別法における差押禁止の範囲と調整）で紹介する。

(2) 請求権に対する差押禁止とその範囲

(ア) 差押禁止に関する特別法

差押禁止に関するほとんどの特別法は、債務者の特定の請求権に対して差押禁止しているが、譲渡、担保提供とともに差押えを禁止するものや、単に差押えを禁止する規定を持つ

⑩第4項の規定により免除される財産に対しては、第556条第1項の規定により免責申請を行うことができる期限までは、破産債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分をすることができない。

債務者回生法第580条(個人回生財団) ①次の各号の財産は個人回生財団に属する。

- 1.個人回生手続開始決定の当時、債務者が有している全ての財産と債務者が個人回生手続開始決定前に生じた原因により将来行使する請求権。
- 2.個人回生手続の進行中に債務者が取得した財産及び所得。

②債務者は、個人回生財団を管理し、処分する権限を有する。ただし、認可された弁済計画において別段の定めがある場合はこの限りではない。

③第383条の規定は、第1項第1号の個人回生財団について準用する。この場合、「破産財団」は「個人回生財団」、「破産宣告」は「個人回生手続開始決定」、「破産手続」は「個人回生手続」と置き換える。

④第3項の規定により免除される財産に対しては、個人回生手続の廃止決定又は免責決定が確定するまで、個人回生債権に基づく強制執行・仮差押え又は仮処分をすることができない。)

⁴⁵ 以上につき、キム研究課題2頁。

⁴⁶ キム研究課題2頁。

ものもみられる。特別法の多くは、範囲を定めずに差押えを禁止しているが、範囲を定めて保険金の支払いを受ける権利について差押えを禁止しているものもある。

(イ) 譲渡および差押えを禁止する規定

国家賠償法第4条は「生命・身体の侵害による国家賠償を受ける権利は、譲渡したり、差し押さえたりすることができない」と規定している⁴⁷。譲渡禁止とともに差押禁止も規定しているものとして、刑事補償及び名誉回復に関する法律第23条、感染症の予防及び管理に関する法律第73条、労働基準法第86条、船員法第152条、医療給与法第18条、自動車損害賠償保障法第40条、学校安全事故予防及び補償に関する法律第47条第2項、犯罪被害者保護法第32条（「この法律に基づく救済給付を受ける権利は、譲渡または差押えをしたり、担保として提供したりしてはならない」と規定している）、10・27法難被害者の名誉回復などに関する法律第5条第3項、4・16セウォル号惨事の被害救済及び支援等のための特別法第23条2項、加湿器殺菌剤被害救済のための特別法第27条、対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員被害者等の支援に関する特別法第31条、薬事法第86条の7、1959年12月31日以前に退役した軍人の退職給与支給に関する特別法第11条、国家報恩基本法第21条、軍事停戦に関する協定の締結以後の拉致被害者の補償及び支援に関する法律第18条、第2次延坪海戦戦死者補償に関する特例法第8条などがある。

(ウ) 差押えのみ禁止する規定

差押禁止規定のみを置くものとして、火災による災害補償と保険加入に関する法律第10条（「この法律に基づく保険金請求権のうち損害賠償責任を担保する保険の請求権は、差し押さえることができない」と規定している）、風水災害保険法第31条、建設産業基本法第88条第1項、情報通信工事業法第71条の2第1項、文化財修理等に関する法律第34条第1項、電気工事業法第34条第1項などがある。

(エ) 差押禁止の範囲を定めて差押えを禁止しているもの

郵便局預金・保険に関する法律第45条第2項、第3項は、保険請求権を細分化し、その請求権のうち差押えを禁止する範囲を具体的に定めている。特定の請求権について差押範囲を規定した唯一の例である⁴⁸。

(オ) 差押禁止が明記されていないもの

労働者退職給付保障法第7条第1項は「退職年金制度の給付を受ける権利は、譲渡したり、担保に供したりすることができない」と規定されている。大法院は、強行規定によって譲渡が禁じられた第三債務者に対する債権は、差押えを行ってもこれを換金することができないため、当該給料に対する差押えは禁止されるとしている⁴⁹。

⁴⁷ 大法院は、医療債権を保全するための差押えや代位行使は同法に違反しないとしている。大法院 1981.6.23.宣告 80 ダ 1351 判決。

⁴⁸ キム論文 250 頁。

⁴⁹ 大法院 2014.01.23.判決 2013 ダ 71180 判決。

(3) 口座に入金された金額の差押えを禁止する特別法の趣旨

(ア) 民事執行法の趣旨との差異

上記で紹介した民事執行法第 264 条第 2 項の趣旨（請求権が実現され口座に入金されると、原則として差押えは禁止されない。しかし、請求権に対する差押禁止の趣旨を生かすために、債務者の申請による差押えの取消しを制限的に認めたものである。）と異なり、特別法は、請求権が実現され、特定口座に入金されても差押禁止の性質が存続するものと理解されている⁵⁰。

(イ) 特別法の一般的立場 一権利の全部について差押えが禁止される場合一

障害者福祉法第 82 条第 1 項「この法律に基づき障害者に支給される金品は差し押さえられない」という規定と「第 50 条の 4 第 1 項による障害者福祉給付受給口座の預金に関する債権は差し押さえることができない」（同条第 2 項）という規定は、権利の全部について差押えを禁止する趣旨であると理解されている⁵¹。そのような例として、障害者年金法第 19 条、求職者就労促進及び生活安定支援に関する法律第 23 条、国民健康保険法第 59 条、国民年金法第 35 条、国民基礎生活保障法第 35 条、災害的医療費支援に関する法律第 16 条などがある。多くの法律はこのような規定を置いている⁵²。

(ウ) 一定金額を明示して差押えを禁止している場合

給与口座に入金された金額のうち、一定額を明示して差押えを禁止している場合もある。独立有功者処遇に関する法律第 11 条の 2 がその例である。法律第 11 条の 2 は、「保護給付金を受ける権利は、譲渡したり、差し押さえたりすることができず、担保として提供することができない」（第 1 項本文）としているが、第 11 条 6 項により入金された月次給付金のうち、国民基礎生活保障法第 2 条 11 号による「基準中位所得〔標準的所得〕」と月次給付金を考慮し、「大統領令で定める額以下の金額に関する債権は差し押さえることができない」（同条第 2 項）と定めている。この規定は、請求権に対する差押えを禁止しながらも、口座に入金された金額については、債権者とのバランスを考慮して、一定部分については差押えを許容する趣旨の規定であるといえる⁵³。参戦有功者礼遇及び団体設立に関する法律第 6 条の 2 と同法施行令第 8 条の 2、雇用保険法第 38 条と同法施行令第 58 条の 3、産業労災補償

⁵⁰ キム論文 251 頁。

⁵¹ キム論文 251 頁。

⁵² これらに類似しているが、口座の範囲に違いがある規定も存在する。私立学校法第 28 条第 3 項は、「小・中等教育法第 10 条及び高等教育法第 10 条及び高等教育法第 11 条による授業料とその他の納付金(入学金又は学校運営支援費をいう。以下同じ)を受ける権利と第 29 条第 2 項によって別途口座で管理される収入に関する預金債権は差し押さえることができない」と定めている。

⁵³ キム論文 251 頁。

保険法第 88 条と同法施行令第 81 条の 2 も同様である。

(エ) 特別な基準を示さず大統領令で定める特定額以下の金額について差押えを禁止している場合

漁船員及び漁船災害補償保険法第 56 条は、漁船保険の保険給付を受ける権利は差し押さえることができないと規定しながら、同法第 34 条第 2 項で「保険給付を受ける権利及び第 33 条の 2 第 1 項による保険給付口座の預金のうち、大統領令で定める額以下の金額に関する債権は、譲渡したり差し押さえたりすることができない」と規定している。これにより、同法施行令第 26 条の 3 は給与の種類によって差押禁止を個別に規定している。農漁業災害保険法第 12 条と同法施行令第 12 条の 12 も同様である⁵⁴。

(4) 請求権と支払われた給与に対する差押禁止

(ア) 預金口座に入金されたもの以外

預金口座に入金されたものに限らず、支払われた給与に対しても差押禁止を維持する規定がある。給与が現金で支払われ、債務者が金銭を保有していても、その金銭の元が差押禁止財産であることを明らかにすれば、差押えはできなくなる。ただし、立証の困難さや、いつまでも当該給与の差押えを禁止することは適切でないため、特定の範囲を定めて差押えを禁止することになる。

(イ) 民事執行法第 195 条第 3 号のタイプ

民事執行法第 195 条第 3 号に依拠し、その金額 (185 万ウォン) 以下は差し押さえることができないと規定するものとして、公務員災害補償法第 18 条、公務員年金法第 39 条、軍人年金法第 7 条、私立学校教職員年金法第 40 条、別定郵便局法第 31 条などがある。

(ウ) 国民基礎生活保障法 2 条第 11 号のタイプ

高葉剤後遺症等患者支援及び団体設立に関する法律第 7 条の 4 第 1 項は、差押禁止を規定し、同条第 3 項において「第 7 条の 3 第 4 項により入金された月手当のうち、国民基礎生活保障法第 2 条第 11 号による基準中位所得(以下「基準中位所得」という)と手当等を考慮して大統領令で定める額以下の金額に関する債権は差押えできない」と規定している。国家有功者等の待遇及び支援に関する法律第 19 条、報勲補償対象者支援に関する法律第 22 条等にも同様の規定がある⁵⁵。

(5) 様々な形態で支払われた給与に対する差押禁止

(ア) 国民年金法第 58 条

国民年金法第 58 条は、受給権、受給権者に支払われた給与であって大統領令で定める金額以下の給与 (185 万ウォン)、そして給与支給専用口座に入金された給与とこれに関する

⁵⁴ キム論文 252 頁。

⁵⁵ 問題点については、キム論文 252 頁。

債権に対する差押禁止に関する定めを第 1 項から第 3 項まで規定している。これは、民事執行法第 246 条第 2 項と類似しているが、差押禁止を強化したものである⁵⁶。

(イ) 障害者福祉法第 82 条・障害者年金法第 19 条

障害者福祉法第 82 条は、支給された金品と障害者福祉受給口座の預金に関する債権の差押えを禁止しているが、その一方で請求権自体に対する差押禁止規定はない。さらに、障害者年金法第 19 条は障害者年金で支給された金品やこれを受け取る権利、また障害者年金受給口座の預金に関する債権の差押えを禁止しているが、請求権の中で差押えが禁止される範囲は明確ではない⁵⁷。

VI. 特別法における差押禁止の範囲と調整

1. 差押禁止の範囲に関する問題点

(1) 特別法の法的意義と問題点

既に触れたように、韓国の差押禁止法制は 70 を超える特別法が存在し、そのことによって民事執行体制に大きな影響を与えている。差押禁止規定は、債権者の執行請求に対して債務者を保護することを基本的な内容としている。債務者救済の見地からすると、民事執行法が規定していない差押禁止財産について特別法によって新たに差押えを禁止することに意義がある。しかし、特別法は、債権者と債務者の相反する利害の調整の在り方について問題があるように思われる。民事執行法と特別法との関係は必ずしも明確ではなく、執行手続上の混乱も生じている。

(2) 不合理な差押禁止の範囲に関する法規定上の問題

(ア) 「公務員年金法」上の差押禁止規定に関する憲法裁判所の決定

近時、退職公務員として年金を受給していながら、養育費を支払わない養育費債務者の年金債権に対し、毎月の養育費債権を有する債権者が、公務員年金法の規定により差押え等の強制執行ができないことは憲法違反であると主張して審判請求した事案（憲法裁判所 2018. 7.26. 2016 憲マ 260）がある。ここでは、先例（憲法裁判所 2000.3.30.99 憲バ 53, 2000 憲バ 9, 98 憲マ 401（併合）全員裁判部）、公務員年金法改正の議論、2018 年決定の順にみていくことにする。

(イ) 憲法裁判所 2000.3.30.99 憲バ 53, 2000 憲バ 9, 98 憲マ 401（併合）全員裁判部事件
当時問題となった公務員年金法の規定（1982 年 12 月 28 日法律第 3586 号で全文改正さ

⁵⁶ キム論文 253 頁。

⁵⁷ キム論文 254 頁。

れたもの)は次の通りである。

「第 32 条(権利の保護) 給付を受ける権利は、これを譲渡、差押え、又は担保に供することができない。ただし、年金である給与を受ける権利は、これを大統領令で定める金融機関に担保として提供することができ、国税徴収法・地方税法その他の法律による滞納処分の対象とすることができる。」

当時の公務員年金法第 32 条の規定は、差押禁止の範囲を定めていなかったため、同法によって給与を受ける権利は全額に対して差押えが禁止されていると解されていた。それゆえ、違憲審判(違憲法律審判)の請求人が公務員である訴外人が受け取る退職年金の一括支払金と退職手当の受給権について申請した仮差押えは却下された。そこで、公務員の退職給付受給権の全額に対して差押えを禁止している公務員年金法第 32 条(当時の規定)は、請求人の財産権と平等権を侵害したものであるとして、違憲確認の請求をした。

この事件の争点は、公務員年金法 32 条(当時の規定)の規定は、民事訴訟法第 579 条第 4 号(現行の民事執行法第 246 条第 1 項第 4 号に相当する。現行法は、給料・年金・俸給・賞与・退職年金、その他これに類する性質を有する給与債権の 2 分の 1 に相当する金額の債権は差し押さえてはならないと規定している)の規定と比較すると、合理的理由のない差別的待遇であり、請求人らの平等権を侵害するものであるという点であった。憲法裁判所は次のような判断を示した。

〔判旨〕 1. 公務員年金法上の各種給与は、基本的に私法上の給与とは異なり、退職公務員及びその遺族の生活安定と福利向上のための社会保障的給与としての性質を有するため、本質的に一身専属性が強く、権利者から分離することが困難であり、私的取引の対象として適さないだけでなく、差押えを禁止する必要性が相当に大きい。公務員年金法上、各種給与の額は公務員の報酬月額を基準に算定されるが、公務員年金法が制定された当時から公務員の報酬水準は一般企業の給料に比べて比較的低い方であり、さらに、この事件法律条項〔憲法裁判所の違憲審査の対象となる法律条項〕は、受給権者が法律上の給与を受ける前まで、その給与の受給権に対してのみ差押えを禁止するものであって、法律上の給与を受け取った後まで差押えを禁止しているわけではない。よって、この事件法律条項において公務員年金法の各種給与受給権全額に対して差押えを禁止したことが、基本権制限の立法的限界を超えて財産権の本質的内容を侵害し、又は憲法上の経済秩序に反するものとみることができない。

2. この事件法律条項が民事訴訟法第 579 条第 4 号と異なり、給与受給権全額に対する差押えを禁止したのは、立法者がその給与の社会保障的な性格と差押禁止の必要性、公務員の報酬が一般企業の給与に比べて相対的に低い点など様々な事情を考慮して決定したものであり、合理的な理由がある。この事件法律条項の但し書きにおいて年金受給権を国税徴収法等の法律による滞納処分の対象とすることができるように許容しながらも、この事案法律条項が、私法上の債権の実現のために、その全額に対する差押えを禁じたのは、立法者が、租

税債権等が有する高度な公益性、公共性、公務員年金の財源確保のための必要性を考慮したものであり、合理的な理由がある。よって、この事件法律条項が私法上の債権者を恣意的に差別し、平等権を侵害する規定であるとみることはできない。(憲法裁判所 2000. 3. 30. 99 憲バ 53、2000 憲バ 9、98 憲マ 401(併合) 全員裁判部)

一方で、次のように差押禁止条項の改正の必要性を指摘した。

「この事件法律条項において公務員年金法が給与受給権全額に対する債権者の差押えを禁止した根本的な趣旨は、債務者である公務員及びその遺族の人間らしい生活を保障するためである。

しかし、債務者の事情は千差万別であり、債権者の生活環境がむしろ債務者より困難である場合もあり得るので、債務者と債権者の事情を全く考慮せずに画一的に差押えを全面的に禁止すると、債権者の犠牲の下で債務者を過度に保護する場合が生じる可能性がある。このような結果は、憲法に正面から反するものではないにしても、憲法に合致するとは考えにくい。

したがって、立法者は、公務員年金法にも民事訴訟法第 579 条の 2〔現行民事執行法第 246 条第 3 項〕の規定のように、債権者と債務者の生活環境など様々な事情を考慮し、債権者と債務者間の対立する利益を合理的に調整できるように、差押禁止の範囲変更を可能ならしめる制度的装置を設けることが望ましいとの意見を述べておく。」

(ウ) 公務員年金法の改正

公務員年金法第 32 条は、その後、2015 年 6 月 22 日法律第 13387 号で同法が改正され、第 32 条に第 2 項が新設された。その内容は次の通りである。

「公務員年金法第 32 条①受給権者に支給された給与のうち、「民事執行法」第 195 条第 3 号で定める金額以下は差し押さえることができない。」

この法律は、3 年後に全部改正(法律第 15523 号、2018.3.20.、全部改正(施行 2018.9.21.))され、差押禁止に関する規定が第 39 条に移され再整理された。

「公務員年金法第 39 条(権利の保護)①給付を受ける権利は、譲渡、差押え、または担保に供することができない。ただし、年金である給与を受ける権利は、大統領令で定める金融会社に担保として提供することができ、「国税徴収法」、「地方税徴収法」、その他の法律による滞納処分の対象となる。

② 受給権者に支給された給与のうち、「民事執行法」第 195 条第 3 号で定める金額以下は差し押さえることができない。」

2015 年の改正法と、これを引き継いだ 2018 年の改正法では、受給権そのものは全体に対して差押えが禁止されるものとし、受給権者に支給された給与は、そのうち 1 ヶ月間の生計費に相当する 185 万ウォンに対して差押えを禁止する旨定めている。

(エ) 憲法裁判所 2018. 7.26. 2016 憲マ 260 事件

この事件は、退職公務員として年金を受給しながら養育費を支払わない教育費債務者に

対し、毎月 70 万ウォンの養育費債権を有する養育費債権者が、公務員年金法第 32 条の規定により差押えなどの強制執行ができないことは憲法に反するとして審判請求したが、棄却（合憲 4 人、違憲 5 人）された事案⁵⁸である。

請求人の主張は次のようなものであった。公務員年金法の差押禁止条項により、請求人は給与が支給される預金通帳を差押える方法で債権を行使するほかにないが、受給者は簡単に給与支払通帳を変更することができるため、毎月支給されるべき養育費債権を行使するのに支障がある。給与支払通帳を特定できるとしても、差押制限条項により、民事執行法第 195 条 3 号に定める金額以下を差し押えることができないため、養育費債権の支払を受けることが非常に困難である。請求人は、上記法律規定により娘を養育するのに経済的困難があり、娘の教育を受ける権利等が侵害される（憲法裁判所は事案の性質上、請求人の基本的侵害の有無についてのみ判断した）。

憲法裁判所は、差押禁止条項と実質的に同じ内容を定めている旧公務員年金法（1982.12.28.法律第 3586 号から全文改正され、2009.12.31.法律第 9905 号に改正される前の法律）第 32 条本文のうち「差押禁止」部分は憲法に違反しないと決定した（憲裁 2000.3.30.98 憲マ 401 など）。この先例の判断を変更すべきとは考えられない。

差押制限条項は、債務者等の生活に必要な 1 ヶ月間の生計費に相当する金額以下に対する差押えを制限している。これは、同じ内容の民事執行法の規定が、公務員年金として受け取った金額にも適用されることを注意的に確認した規定に過ぎず、過剰禁止原則に反しない。差押禁止条項と差押制限条項は請求人の財産権を侵害するものではない。

「上記判例〔憲法裁判所 2000.3. 30.98 憲マ 401〕のような決定が宣告された時から 18 年経ったが、債権者と債務者の利益を合理的に均衡的に調整できる規定はまだ立法化されていない。その結果、公務員年金受給権者が生計費以上の年金給付を受けながら、債務履行を意図的に回避する場合、困難な状況にある債権者が保護されないという問題が解消されていない。執行債権が故意の違法行為による損害賠償債権である場合など、公務員年金受給権者が故意に債権者の生活水準を悪化させた場合まで一律に差押えを禁止することは、著しく正義に反する結果をもたらす可能性がある。

差押禁止条項は、公務員年金受給権者とその家族の人間らしい生活をする権利を保障す

⁵⁸ 憲法裁判所法第 23 条（審判定足数）①裁判部は、裁判官 7 人以上の出席で事件を審理する。

②裁判部は、終局審理に関与した裁判官の過半数の賛成で事件に関する決定をおこなう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判官 6 人以上の賛成がなければならない。

1. 違憲法律審判、弾劾審判、政党解散審判又は憲法訴願審判を認容決定する場合
2. 従前に憲法裁判所が判示した憲法又は法律の解釈適用に関する意見を変更する場合

本件は、憲法裁判所法第 23 条第 2 項第 1 号に該当する。

ることにその立法目的がある。本件のような養育費債権は、本来、差押禁止条項によって保護されるべき債権である。ところが、公務員年金受給権者が子育ての責任を履行せず、養育費用の負担も意図的に回避する場合、むしろ差押禁止条項が保護しようとする法益が差押禁止条項によって侵害される結果が生じる。よって、米国やドイツなどでは、公的年金や給与を対象とする差押えを制限しながらも、執行債権が養育費債権である場合、差押可能な範囲を拡大するなどの立法措置を取っている。

韓国の場合、家事訴訟法で家庭裁判所が養育費債務者に養育費支払義務の履行命令を規定している。この履行命令に違反した場合、過料を課し、監置に処することもできるように規定しており(家事訴訟法第 64 条、第 67 条、第 68 条)、養育費債務者に定期的な給与債務を負担する所得税源泉徴収義務者に、その給与から定期的に養育費を控除して養育費債権者に直接支払うように命じることもできるようにしている(同法第 63 条の 3)。また、家庭裁判所は、養育費債務者に定期的に支払われる養育費の支払いのための担保の提供を命じることができ(同法第 63 条の 3)、子どもの養育費請求事件のための財産明示や財産照会制度も導入されている(第 48 条の 2、第 48 条の 3)。しかし、これらの措置だけでは、差押禁止条項における差押制限にもかかわらず、養育費債権が十分に保護されていると断定することは難しい。

差押禁止条項の問題点を緩和することができる合理的な法律を設けるのは、立法者の役目である。裁判所が債権者と債務者の生活環境など具体的な事情を勘案して差押制限範囲を調整できるようにするか、特別に保護が必要な債権に対しては、差押えを一部許容する例外を設けるなど、年金受給権者と債権者の利害を調整できるようにする必要がある。すでに先例で指摘したように、立法者は、差押禁止条項を補完する制度的装置を早急に設けるべきであるという点をこの事件で改めて確認する。(憲法裁判所 2018 年 7 月 26 日、2016 憲法裁判所 2018. 7. 26. 2016 憲マ 260)」

(オ) 改正の議論

憲法裁判所 2018. 7. 26. 2016 憲マ 260 決定は、差押禁止の範囲を調整するとともに、特定債権については差押えを一部許容する等の措置を提案している。しかし、この決定後、当該部分についての改正は行われていない。養育費請求権等による差押えについては、憲法裁判所の決定による公務員年金法の改正と、民事執行法の改正の 2 つの方法が考えられる。詳細については、Ⅶ(差押禁止制度の改正をめぐる議論)で紹介する。

(3) 民事執行法の差押禁止との関連性

(ア) 特別法の法的意義

特別法は、民事執行体系において例外的に作用する。民事執行法や国税徴収法等の執行法の一般法は、差押禁止を定めながらもその範囲を制限している。しかし、差押禁止を有する特別法において、その範囲に関する規定を置いているものは少ない。当該特別法が民事執行

法の特別法としての地位や意義を有するか否かを検討する必要がある⁵⁹。

(イ) 民事執行法と特別法の重複がない場合

民事執行法が差押禁止財産として規定していない請求権に対する差押えを禁止する特別法の規定は、民事執行法が規定していない差押禁止財産について新たに差押えを禁止している点においては意味がある。しかし、当該規定が差押禁止財産の範囲などについて定めていない場合は、その部分は原則に戻るべきとの見解もみられる⁶⁰。

(ウ) 民事執行法と特別法の規定が重複している場合

民事執行法が既に差押えを禁止している財産権について、特別法が重複して差押禁止規定を置いている場合、この法律の意義を認めることができるかが問題となる。

例えば、公務員年金法第 39 条と民事執行法第 246 条第 1 項第 4 号との関係（公務員年金法第 39 条は給与を受ける権利の差押えを禁じているが、年金は、民事執行法第 246 条第 1 項第 4 号によって差押えが禁止されている）、国民基礎生活保障法第 35 条と民事執行法第 246 条第 1 項第 2 号との関係をどのように考えるべきか。このような例はかなり多いようである。この場合、民事執行法の規定と異なる定めについては特別法が優先的に適用されるべきであるが、規定していない部分については原則に戻らなければならないとの指摘⁶¹がなされている。

(4) 差押禁止の範囲に関する規定の有無

(ア) 特別法が差押禁止の範囲を定めている場合

特別法が差押禁止の範囲を自ら定めている場合、民事執行法の適用の余地はない。特別法が優先されるという原則により、民事執行手続において当該規定が適用される。

(イ) 特別法が差押禁止の範囲を定める規定を置いていない場合

特別法が特定の請求権について差押禁止規定を置きつつ、その範囲を制限する規定を設けていない場合、差押禁止の範囲が問題となる。大別すると 2 つの立場に分けられる。

(a) 当該財産の全部について差押えが禁止されるべきとの立場

韓国の判例はこの立場をとっている。大法院は、「民事執行法は、第 246 条第 1 項第 4 号において、退職年金その他これに類似した性質を有する給与債権は、その 1/2 に相当する金額については差押えができないと規定しているが、これは「勤労者退職給付保障法（以下「退職給付法」という。）」上の譲渡禁止規定との間で一般法と特別法の関係にあるので、退職給付法における退職年金債権は、その全額について差押えが禁止されると解すべきである」⁶²と判示し、当該特別法に別途規定がなければ、当該請求権は全額について差押えが禁

⁵⁹ キム論文 264 頁。

⁶⁰ キム論文 264-265 頁。

⁶¹ キム論文 264 頁。

⁶² 大法院 2014.1. 23. 宣告 2013 ダ 71180 判決。

止されるとしている⁶³。

(b)民事執行法が規定する範囲によって差押禁止の範囲を決定すべきとの立場

この立場は、差押禁止財産の範囲が明確に定められているのであればそれに従わなければならないが、そのような規定がない部分は民事執行法の原則に戻らなければならないとする⁶⁴。この立場は、民事執行法と特別法との調和を重視するものである。

⁶³ 判例に対する批判もなされている。「勤労者退職給付保障法における当該規定は『退職年金制度の給付を受ける権利は、譲渡したり、又は担保に供したりすることができない』（同法第7条第1項）と定めているが、当該権利に対する差押えができないという内容は規定されていない。この判例は、当該権利の譲渡が禁止されているため、差押えも禁止されると解しているが、この法律以外には差押禁止について明文で規定しているという実情を考慮すると、立法者が差押えを除き、譲渡や担保提供のみを禁止した理由を考えなければならない。例えば、債務者が救済事業や第三者の助けによって継続的に受け取る収入についても差押えが禁止されている（民事執行法第246条第1項第2号）。これは、要扶助者の生活保障や生計維持のために特別に支給される収入であるため、このような債権の処分を禁止している民法第979条に対応して、差押えを禁止したものである。つまり、民法が既に処分を禁止しているが、これによって直ちに差押えが禁止されるのではなく、直接その差押えを禁止する民事執行法によって差押えが禁止されるということである。また、法令に規定された扶養料及び遺族扶助料は差し押えることができず（同条同項第1号）、当事者間の契約又は遺言による扶養請求権の譲渡は禁止されるが、差押えが禁止されるわけではない。このように、譲渡禁止と差押禁止とは必ず一対一の対応関係にあるわけではない。そうすると、実際の退職労働者の年金受給権に対する差押えは、同法第7条ではなく、民事執行法第246条によって禁止されていると解すべきである。

そうすると、ここで一つの重要な問題が自然に解決される。すなわち、上記判例は、年金受給権は、年金受給権の差押えに関して、勤労者退職給付保障法が民事執行法の特別法とみているが、当該規定は差押禁止について定めていないため、民事執行法の特別法となることができず、これにより、上記年金受給権の差押禁止の範囲も民事執行法の規定に基づきその金額2分の1に制限される。このように解釈することが法規定とも合致し、民事執行法によって行われる強制執行手続が円滑に進行する結果に繋がる。」以上につき、キム論文265-267頁。

⁶⁴ 例えば、国民年金法は、国民年金の受給権について差押えを禁止しつつ（第58条第1項）、その範囲について、受給権者に支給された給与のうち、大統領令で定める金額以下の給与は差押えできないとしている（同条第2項）。これを受け、国民年金法施行令は、民事執行法施行令第2条本文で定める金額の差押えを禁止しているので（第44条）、結果的に既に支給された年金であっても185万ウォンは差し押えられないことになっている。同法で特にその範囲を規定していない国民年金受給権は、全額について差押えが禁止されるのではなく、民事執行法の差押禁止に関する規定（第246条第1項第4号）が適用され、その2分の1

2. 差押禁止の範囲調整

(1) 執行裁判所による範囲調整

民事執行法第 246 条第 3 項は、差押禁止財産の範囲変更ないし調整（法律が差押禁止していない財産に対する差押えを取り消すこともできるし、逆に差押禁止財産として規定されている財産の差押えを行うこともできる）の権限を裁判所に与えている。法律がこのような権限を執行裁判所に与えた理由は、立法者が一律に規定した法律が債権者と債務者の事情その他の状況に照らして適切でない場合に、最も適切な方法で執行が行われるようにするためである⁶⁵。禁止債権の範囲変更を両面的に許容することで、債権者と債務者の利益調整が図られることになる。

(2) 特別法による差押禁止財産の範囲調整

特別法による差押禁止財産の変更は、拡張と縮減の両方において不可能との立場が有力であると思われる。しかし、当該法律が特別に禁止する趣旨を規定している場合や、その趣旨に照らして不適法な場合を除き、裁判所が差押禁止の範囲を調整することができるとの立場もみられる⁶⁶。

(3) 差押禁止に関する当事者間の合意の可能性

一般的に、執行手続は債務者の保護を重視するため、差押禁止の範囲を拡大する執行制限契約は有効であるが⁶⁷、逆に差押禁止範囲を縮減する執行拡張契約は違法であるとされている⁶⁸。

これに対して、執行制限契約は、これにより制限を受ける債権者が同意する限り効力が生じると考えることができ、同様に、差押禁止物の範囲を縮減する執行拡張契約も、執行法の本質を損なわない限り、債務者の同意があれば有効と考えることができるとの見解もみられる⁶⁹。この見解は、差押禁止制度は強制執行を制限することによって例外的に債務者を保護しようとするものであるため、差押禁止を原則的な執行制度とみることは難しいとの考えを前提としたものである。

の範囲内で差押えが禁止されると解することが妥当である。以上につき、キム論文 267 頁。

⁶⁵ キム論文 268 頁。同論文は、脚注 52 において、李時潤『新民事執行法』第 7 改訂版（博英社、2016 年）414 頁の「裁判所がその範囲を柔軟に変更できるようにしたものである」という部分を引用する。

⁶⁶ キム論文 268 頁。

⁶⁷ 処分権主義の原則上可能であると解されている。注釈（V）804 頁。

⁶⁸ 注釈（V）804 頁。

⁶⁹ キム論文 269 頁。

判例は、当事者間に譲渡禁止の特約があっても差押えは可能であるとしており⁷⁰、譲渡禁止特約のある債権の差押え及び転付命令を認めている⁷¹。

Ⅶ. 差押禁止制度の改正をめぐる議論

1. 差押禁止制度の改正

(1) 改正の必要性

韓国の差押禁止規定は、立法時に草案を誰がどのように作成したかによって内容が異なり、一貫性のある規定が設けられていない⁷²。このため、多くの問題を抱えている⁷³。

韓国の差押禁止制度には、①特別法による差押禁止規定が過多であること、②債権者と債務者の均衡に関するものとして（債務者の財産権保護の目的のために債権者の財産権を過度に制約する結果となる）、差押えが禁止される財産権が過度に多く、そのほとんどは権利の全部が差押禁止になるものと理解されていること、また、差押禁止財産が特定の口座に入金されるなど態様に変更された場合にも差押禁止の効力が及ぶべきか否かについて議論する必要があること、③養育費債権のように緊要な債権については、一般的な差押禁止の対象であっても差押えを認めるべきであるが、韓国法はかかる配慮を欠いていること、④差押禁止に関する一般的規定が適切でない場合、これを変更する手続が設けられなければならないこと、⑤差押禁止は、最終的には民事執行手続の問題となるため、特別法の規定は民事執行法との関連性が明確でなければならないこと（執行手続上の混乱が生じていること）、⑥法体系上適切でない規定を整理する必要があること、等の問題点がある⁷⁴。

ここでは、差押禁止財産の範囲に関する改正、差押禁止債権が債務者の預金口座に入金された場合の問題点、養育費請求権等による差押えに関する改正についてみることにする。

⁷⁰ 大法院 1976. 10. 29. 宣告 76 다후 1623 判決。

⁷¹ 大法院 2003. 12. 11. 宣告 2001 다후 3771 判決。

⁷² キム論文 270 頁。

⁷³ 特別法の立法は、焦眉の急としての課題を解決することが重要であるとの考えに基づいてなされてきたように思われる。立法時に誰がどのように作成したかによって一貫性のある規定を設けることができなかったこと等の問題はある。しかし、まずは債務者の救済について立法的解決を図り、法体系上適切ではないと思われる規定については、後に修正するという姿勢は、否定されるべきものではないとの見方も可能であろう。差押禁止法制の問題にとどまらず、韓国法の検討にあたってはこの点に留意する必要があるように思われる。

⁷⁴ キム研究課題 2 頁、145 頁－146 頁。

2. 具体的検討

(1) 差押禁止の範囲に関する改正

(ア) 差押禁止財産の範囲

特定の財産権について差押えを禁止する場合、その全部に対する差押えを禁止するか、特定の部分について差押えを禁止し、残部について差押えを許可するか否かを決定しなければならないが、その基準となるのは、民事執行法の規定である。それによると、流動財産（有体財産）の場合、ほとんどその物自体の差押えを禁止することになるが、金銭の場合は、1ヶ月分の生計費に相当する185万ウォンが基準となる（民事執行法第195条第3項、民事執行法施行令第2条）⁷⁵。

すでに紹介したように、債権のうち、給与・年金・給料・賞与・退職年金、その他これらに類する性質を有する給与債権は、最初から2分の1に相当する金額について差押えを禁止しており（民事執行法第246条第1項第4号、民事執行法施行令第3条、第4条）、退職金その他これと類似の性質を有する給与債権も同様である（第5号）。そして、生命、傷害、疾病、事故等を原因として債務者が支払われる保障性保険の保険金（解約返戻金及び満期返戻金を含む）（第7号）と債務者の1ヶ月間の生計維持に必要な預金（積立金・年金・預託金と郵便為替を含む）（第8号）は大統領令で定める範囲内で差押えが禁止される（民事執行法施行令第6条、第7条）。

特別法による差押禁止債権の場合にも、民事執行法が規定するものと性質が同じであれば、民事執行法と同様の範囲について差押えが禁止されるとの見解がある⁷⁶。この見解によると、すべての特別法上の債権について差押禁止の範囲を問う必要はなく、いくつかの類型の債権についてのみ差押禁止の範囲を設定すればよいことになる。

民事執行法が規定するものと同じ性質のものであっても、全額について差押えが禁止されるという解釈論が有力であるが、これに対する批判もなされている⁷⁷。また、それ以外の差押禁止債権は、民事執行法に基づく場合であっても全額について差押えが禁止されるものと解釈されるので、特別法で規定された場合でも、これらの債権は権利全体に対して差押えが禁止されるものとしても問題はないともいえる⁷⁸。

(イ) 給与・年金・俸給・賞与・退職年金などの債権

(a) 給与

①公務員が公務上の災害を被り「公務員災害補償法」に基づき給与を受ける権利（第18条第1項）については、全額の差押えが禁止されるが、受給権者に支給された給与の中で「民

⁷⁵ キム研究課題 148 頁。

⁷⁶ キム研究課題 149 頁。

⁷⁷ キム研究課題 149 頁。

⁷⁸ キム研究課題 149 頁。

事執行法」第 195 条第 3 号で定める金額（185 万ウォン）以下は差し押さえることができない旨規定されている（同条第 2 項）。したがって、債権自体に対する差押禁止の範囲設定は可能となる⁷⁹。

②「賃金債権保障法」により雇用労働部長官が支払能力のない事業主に代わって支払う賃金等の替当金を支給される権利(第 11 条第 1 項)

③ 特定請負ないし下請け工事に関連し、請負金のうち労働者に支払うべき労賃に該当する金額の差押えを禁止する「消防施設工事業法」(第 21 条の 2)

④「電気工事業法」(第 34 条)

⑤「情報通信工事業法」(第 71 条の 2)

⑥「文化財修理等に関する法律」(第 50 条)

以上についても、差押禁止の範囲設定が可能である⁸⁰。

⑦「雇用保険法」により失業給付を受ける権利(第 38 条第 1 項)は、全額差押えが禁止されており、具体的には指定された失業給付受給口座の預金のうち大統領令（雇用保険法施行令）で定める額以下の金額に関する債権は差し押さえることができないと規定している。しかし、「雇用保険法施行令」は、入金された金額全額を差し押さえてはならないと定めている(第 58 条の 3)⁸¹。

(b)退職年金

⑧一般的な退職年金制度の給付を受ける権利に関する「勤労者退職給与保障法」は、その受給権について譲渡したり、担保に供したりすることができない(第 7 条第 1 項)と規定されており、他の法令のように直接的に差押えを禁止するという趣旨の規定を置いていない。しかし、この場合にも差押えが禁止されると解釈されているため、差押禁止の範囲設定が必要である⁸²。

(c)年金

①「国民年金法」による年金受給権は差押えが禁止されているが(第 58 条第 1 項)、受給権者に支給された給与でも大統領令で定める金額以下の給与は差押えできない（同条第 2 項）。これにより、「国民年金法施行令」は「民事執行法施行令」第 2 条本文で定める金額の差押えを禁止しているため(第 44 条)、結果的に既に支給された年金であっても 185 万ウォンは差し押さえることができない。また、国民年金給与受給専用口座に入金された給与とこれに関する債権は差押えられない（「国民年金法」第 58 条第 1 項）。

②「公務員年金法」による給与を受ける権利(第 39 条)

③「軍人年金法」による給与を受ける権利(第 7 条第 1 項)

⁷⁹ キム研究課題 149 頁。

⁸⁰ キム研究課題 149 頁－150 頁。

⁸¹ キム研究課題 150 頁。

⁸² キム研究課題 150 頁。

④「私立学校教職員年金法」による給与を受ける権利(第 40 条第 1 項)

②ないし④は、特定役職者に対する年金制度である。彼らに支給された給与のうち「民事執行法」第 195 条第 3 号で定める金額（この金額は 185 万ウォンとなっている（「民事執行法施行令」第 2 条））以下は差し押さえられないことになっている。これらの規定については、年金受給権における差押禁止の範囲設定を適用することができる⁸³。

⑤「基礎年金法」による基礎年金受給権(第 21 条第 1 項)、基礎年金で支給された金員も差し押さえることができない(同条第 2 項)。

⑥「韓国住宅金融公社法」による住宅担保老後年金を受ける権利（第 43 条の 6）も差押えが禁止されている。これらの場合、年金額が少額であるだけでなく、生計維持に直接関係するため、全てについて差押えを禁止することが適切である。

以上のことから、特別な必要がある場合を除き、特別法が別途に差押禁止範囲を民事執行法より広く定めているものについては、改正の必要がある⁸⁴。

(d)退職金等債権

①「1959 年 12 月 31 日以前に退役した軍人の退職給与支払に関する特別法」による退職給与支払いを受ける権利(第 11 条)

②労働者の退職金を保障するため「建設労働者の雇用改善等に関する法律」(第 20 条第 1 項)に基づき、建設労働者が退職控除金を支給される権利

③「別定郵便局法」により退職給付等を受ける権利(第 31 条第 1 項)

①ないし③は、特別法による差押禁止債権のうち、退職金に該当するものである。このうち、③の退職給与債権は「民事執行法」第 195 条第 3 号で定める金額以下は差押えできないとされているので(同条第 2 項)、結果的に 185 万ウォンを超過する部分に対してのみ差押えが可能となる。

これらの債権については、民事執行法第 195 条第 3 号で定める金額以下の差押えを禁止するか、同法第 246 条 1 項 5 号のように給与債権の 2 分の 1 に相当する金額の差押えを禁止するよう定めることができる⁸⁵。

(ウ) 差押禁止債権が債務者の預金口座に入金された場合の問題点

民事執行法はじめ多くの法律は、特定の差押禁止債権が指定口座に入金された場合にも差押えができないと規定している。これは、①全額について差押禁止を禁止する立場（口座に入金されても当該請求権ないし受給権の性質を失わないことを理由とする）であるが、その他、②制限なく差押えを認める立場（当該請求権が実現されて債務者の口座に入金されると、他の財産権と混同される可能性もあり、実質的にその源泉を区別することが困難であることを理由とする）、③預金債権にある程度源泉が認められれば、特定の範囲内で禁止する

⁸³ キム・研究課題 150 頁。

⁸⁴ キム・研究課題 151 頁。

⁸⁵ キム・研究課題 152 頁。

こともできるとの立場(上記の2つの立場の折衷的な立場である)もみられる⁸⁶。折衷案は、関連特別法の規定と併せて、これに関する民事執行法第246条第2項と同条第1項第8号の規定(債務者の1ヶ月間の生計維持に必要な預金)もその対象とすることができるものである⁸⁷。

法律の改正がある場合は、預金口座に対する差押禁止規定がある場合に限定する必要はなく、同じ性質の請求権については一律に改正内容を適用することができることになろう⁸⁸。

差押禁止債権が債務者の預金口座に入金された場合の問題点として、債務者が4つの金融機関に100万ウォンずつ預金しているような場合についても検討する必要がある。民事執行法第246条第1項第8号は、当初、各金融機関が債務者の預金に関する情報を共有するとの前提で規定されたようであるが、現時点でそのような措置はとられていない(金融機関において個人の財産と信用に関するネットワークを管理する制度を構築する必要がある。ガイドラインを策定するだけでは実効性がないように思われる)。

上記①の立場に立つと、改正の必要はなくなる。しかし、差押え可能と考える場合、改正が必要となる。次のような改正案が示されている。

第1案：預金口座に入金された金額の全部を差し押さえることができるとして、「請求権が債務者の口座に入金されたときは、その限りではない」とする。

第2案：範囲を定めて差し押さえることができるとして、「請求権が債務者の口座に入金されたときは、大統領令が定める範囲内の金額は差し押さえることができない」とする。

第3案：「請求権が債務者の口座に入金された後、3月(又は6月、1年等)が経過した後はその限りではない」とする⁸⁹。

上記の第2案と第3案は、特別法による差押禁止財産の範囲が統一的に規定されておらず、それぞれ異なる内容で規定されていることか生じる問題を解決するためのものである。特別法が差押禁止の範囲を定めていないにもかかわらず、当該財産権全体に対して差押えが禁止されるとすると、民事執行法の意義を疑わせるだけでなく、債権者と債務者間の均衡のとれた保護において問題となる。特別法による保護が必要な場合を除き、民事執行法の規定を尊重するという立場であろう。

(2) 養育費請求権等による差押え

(ア)「公務員年金法」改正案と「民事執行法」改正案

非養育親が定期的に給与を受け取っているにもかかわらず養育費の執行が難しいという問題等を解決するための改正案は、大別すると、憲法裁判所の決定をふまえ公務員年金法を

⁸⁶ キム・研究課題154頁。

⁸⁷ キム研究課題154頁。

⁸⁸ キム研究課題154頁。

⁸⁹ 3つの案の整理は、キム研究課題154頁による。

改正する案と、民事執行法を改正する案の2つがある⁹⁰。

(イ) 民事執行法を改正する立場 (ペ・イング弁護士の提案)

ペ弁護士は、養育費債権については、民事執行法第246条第1項第4号但し書き規定の効力を認めない方式を提案される⁹¹。

〈民事執行法第246条第1項第4号〉

給料・年金・俸給・賞与・退職年金、その他これに類する性質を有する給与債権の2分の1に相当する金額。ただし、その金額が国民基礎生活保障法による最低生計費を考慮して大統領令で定める金額に満たない場合又は標準的な世帯の生計費を考慮して大統領令で定める金額を超える場合には、それぞれ当該大統領令で定める金額とするが、上記第1号〔法令に規定された扶養料及び遺族扶助料〕で定める請求権に基づく差押えについてはこの限りではない。〔傍線筆者〕

ペ弁護士の改正案についての理由は次の通りである。

「賃金債権の一定の範囲について差押えが禁止される立法目的は十分にある。しかし、…その立法目的は労働者個人だけでなく、その家族の生存のためであり、家族と同居していない未成年の子女も含まれるのは当然である。

韓国民事執行法第246条第3項は、上記のような不当な状況が発生しないように、裁判所が差押禁止債権に対しても差押命令をすることができる旨定めている。法令の規定だけをみると何ら問題はない。ところが、養育費債権について、賃金等債権の差押禁止規定の例外を認めなければならないとの議論が続いているのは、養育費債権者が賃金等債権の差押えの必要性を疎明していないか、又は、社会的に賃金債権は最優先で保障されるべきであり、差押禁止範囲を調整することができないとの考えが支配的であるためである。

したがって、神聖不可侵のように扱われている賃金債権の差押禁止規定に例外を規定する方式は、立法者が躊躇するかもしれない。しかし、差押禁止規定をみると、賃金等債権の1/2の部分差し押さえられないというのが原則である。その規定の但し書き条項が賃金全体の差押えまで禁止しているのである。そうであるならば、その但し書きの効力を制限する方式、すなわち養育費債権が賃金等債権の1/2を超える部分に対して差押えを行う場合、これを拒否することは難しいだろう。もう一度強調すると、賃金等債権の差押禁止の当初の目的は、賃金等債権者の未成年者の生存まで考慮したものである。

⁹⁰ 詳細については、キム研究課題 155 頁－158 頁。

⁹¹ ペ・イング (Bae, In-Gu) 「民事執行法上の差押禁止の対象となる債権に係る規定の改正の必要性に関する調査研究」家族法研究第32巻3号(2018年)335頁－336頁(以下、「ペ論文」として引用させていただく)。Bae 弁護士は、養育費債権で差し押さえる場合、民事執行法第246条第1項第8号の規定も同じ構造になっていることから、上記と同様の問題が発生するとされる。それを解決するため、当該条項にも但し書きの効力を制限する規定を追加することを提案される。同336頁。

このような方式のもう一つの利点は、賃金など債権の 1/2 まで差し押さえるものの、仮に非養育親に特別な事情が存在し、差押え範囲を縮減しなければならない場合、養育費債務者がその事情を疎明して差押えの範囲を変更できることである。」⁹²。

民事執行法による改正案は、これによって特別法による差押禁止の問題を解決することが可能かとの疑問も呈されている⁹³。

(ウ) 改正案

養育費請求権に基づく差押えは、3つの場合に分けることが可能である⁹⁴。

第1案：改正の必要なし（養育費請求権に基づく差押えについて、特例を設けず、民事執行法上の差押禁止財産の変更手続によって行う。）。

第2案：養育費債権で差し押さえる場合には、法律上の差押禁止規定にかかわらず、債権全体に対して差し押さえることができる（養育費請求権に基づく差押えを無制限に可能にする。）。

第3案：養育費債権で差し押さえる場合には、法律上の禁止規定にかかわらず、その2分の1に対して差し押さえることができる。又は、大統領令で定める金額を超える金額に対して差し押さえることができる（養育費請求権に基づく差押えの場合には、他の債権に基づく差押えよりも多くの範囲で差押えを認める。）⁹⁵。

第1案は解釈論による解決を図ろうとするものである。しかし、執行手続上、特に債権者が差押禁止の範囲を変更する決定を求めることは容易ではなく、かかる請求に対して裁判所が実際に変更の決定をするとの保証もない。第2案は、養育費債権者の保護を強化しようとするものである。第3案は、民事執行法を参考にして、債務者を保護しつつ、養育費債権については特例を認め、その一部を弁済させるものである。

VIII. 日本法への示唆

日本の民事執行法第152条第1項は、「その支払期に受けるべき給付の4分の3に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない」と規定している。これに対して、韓国の民事執行法第246条第1項第4号は、「給料・年金・俸給・賞与・退職年金、その他これに類する性質を有する給与債権の2分の1に相当する金額。ただし、その金額が国民基礎生活保障法による最低生計費を考慮して大統領令で定める金額〔185万ウォン〕に

⁹² ペ論文 336 頁－337 頁。

⁹³ キム研究課題 158 頁。

⁹⁴ キム研究課題 158 頁。

⁹⁵ 以上につき、キム研究課題 159 頁。

満たない場合又は標準的な世帯の生計費を考慮して大統領令で定める金額を超える場合には、それぞれ当該大統領令で定める金額とする。」と規定している。

韓国法の「給与債権の2分の1に相当する金額」というのは、日本法の「給付の4分の3に相当する部分」に比べると債務者に厳しいように思われるが⁹⁶、立法段階において議論の対象となったのは、一律に給与債権の2分の1に相当する金額を差押禁止とした点についてである。この基準によると、債務者の給与水準や扶養家族の数、最低生計の維持可能性のような具体的な事情を考慮することができなくなるとの指摘とともに、高所得者と低所得者との間に不合理な差別が生じるとの批判がなされた。2005年改正民事執行法は、給与債権についての不合理な部分を改善したものである⁹⁷。現行の民事執行法第246条第1項第4号は、「給与債権の2分の1に相当する金額」とし、同条第3項に差押禁止の範囲の調整についての規定を置いている。同条第3項は、差押禁止の範囲を拡張あるいは縮減するという両面性を有しており、裁判所が差押禁止の範囲を柔軟に変更できるようにしている⁹⁸。

日本法の差押禁止は、民事執行法と租税法、そして多数の特別法によって規定されている。その内容も韓国法と類似しており、韓国と同様の問題があるように思われる。日本法の場合、60余りの特別法が差押えを禁止しており、その場合、全てについて差押えが禁止されるが⁹⁹、それらの権利が特定の口座に入金される場合については、裁判例が分かっている¹⁰⁰。

差押禁止の趣旨を尊重しつつ、債権者と債務者間の均衡を図るための改正案を検討する場合、韓国法の議論（差押禁止の必要性、債権者、債務者間の衡平、民事執行法と特別法との整合性、差押禁止の範囲と調整、差押禁止債権の範囲の変更の裁判の在り方、差押範囲の変更手続の現実の利用状況等¹⁰¹）は、有益な示唆を与えてくれるように思われる。

⁹⁶ 「給与債権の2分の1に相当する金額」を差押禁止とすることについて、債務者に厳しすぎるとの批判はなされていないようである。この点については、本報告書第II章2(2)(イ)(e)で触れた。

⁹⁷ 改正の経緯については、II. 韓国の差押禁止法制で触れた。

⁹⁸ 裁判所に調整機能を与えることによって、「給与債権の2分の1に相当する金額」という規定から生じる不都合を回避しようとしている。

⁹⁹ 特別法によって差押えを禁止された債権については、民事執行法第152条の適用はなく、全額について差押えが禁止される。また、民事執行法第153条によって差押禁止の範囲を縮減することもできないと解されている。しかし、その根拠や妥当性について検討する必要があるように思われる。

¹⁰⁰ 東京高決平成4・2・5判タ788号270頁、最判平成10・2・10金法1535号64頁。

¹⁰¹ 筆者の調査能力不足もあり、今回、差押禁止の範囲変更申請に関する統計等にアクセスすることはできなかった（日本の法務省から正式に韓国大法院に問い合わせをすれば、その統計や資料を入手することが可能であるようである）。

コロナ禍における支援金の差押問題について、韓国の国会（国政監査）で議論がなされ

【改正案リスト】

○**保険解約返戻金**（民事執行法）

- ・生命と障害を保障する保険の保険金として大統領令で定めるものに対する差押えを禁止する(案第 246 条第 1 項第 7 号新設)。
- ・債務者の最低限の生計維持に必要な預金金額として大統領令で定めるものに対する差押えを禁止する(案第 246 条第 1 項第 8 号新設)。
- ・差押禁止債権の口座振替の場合には、債務者の申請による差押命令の取り消し規定を新設する(案第 246 条第 2 項)。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K1M1P0A3V1B0W1F2I0I1B4Y7U9V6Q0

○**保険金**（研究室の安全環境整備に関する法律）

- ・条文の文言を次のように整備する(第 2 条)。
- ・機関間の共同研究の遂行中に発生した事故に対する報告体系を設ける(第 23 条)。
- ・研究室事故の被害者の保険金請求権に対する差押禁止規定を新設(第 26 条)。
- ・法律改正(2020 年)で新設された安全点検・精密安全調査機関の技術人材教育と研究室の

ている。

[特集]第 21 代国会最後の国政監査 福祉関連問題...与野党、総論では福祉拡大の必要性に共感、各論では意見の違い」、メディア生活、2023.10.19.、

<https://www.imedialife.co.kr/news/articleView.html?idxno=46920>（最終閲覧 2024. 3. 9.）

上記の記事は、差押防止通帳（最低生計費用の給与が差押えられることを防止するために、生活保護費のような現金給付のみ入金され、他の金員の入金は遮断される代わりに、差し押さえをできなくする制度である。金融機関に受給者証明書を提出すると差押防止専用通帳が開設され、社会保障情報システムに差押防止口座を登録して管理する。韓国の行政制度である。）による債務者の保護の重要性を説くものと思われるが、差押禁止範囲の変更についてのデータが紹介されている。

大韓法律救助公団が提出した資料（この資料は、公表されたものではなく、議員に直接提出されているものと思われる）によると、毎年 3,000 人以上が、口座から福祉手当のような差押禁止債権を引き出すため、裁判所に対して「差押禁止債権の範囲変更」を申請するとの調査結果が示されている（債務者は申請に関して法律救助公団に相談するようである）。法律救助公団が 2018 年から 2023 年 6 月までに裁判所に提出した「差押禁止債権の範囲変更申請書」は約 20,000 件で、そのうち 95%に相当する 19,000 件以上が認容され、取り戻した最低生計費は、373 億ウォンに達するとのことである。

設置・運営基準の履行力向上のため、未実施機関に対する制裁措置(是正命令など)を新設(第 17 条及び第 33 条)。

- ・ 研究室安全管理士国家専門資格制度を効率的に運営するために専門機関に業務を委託することができる規定を新設(第 41 条)。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B2J2U0O9H1O6G1E0S0R1L1E2P1G9L6

○医療給付 (医療給付法)

- ・ 医療給付証などを譲渡・貸与して医療給付を受けまたは受けさせる行為を禁止する(案第 8 条第 4 項及び第 5 項新設)。
- ・ 受給者名義の療養費支給口座及び差押禁止の根拠を設ける(案第 12 条の 2、第 18 条第 2 項を新設)。
- ・ 不当利得金の徴収対象及び連帯徴収対象に、医薬品販売店など医療給付を行った機関、補助機器販売店などを追加する(案第 23 条)。
- ・ 医療給付不正請求医療機関の違反事実の公表根拠を設ける(案第 29 条の 3 新設)。
- ・ 褒賞金支給申告対象に医療給付を受けた者のほか、医療給付を受けるようにした者、医療給付を行った機関、補助機器販売店などを追加する(案第 32 条の 3 第 1 項)。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D2D2H1Q2D0A8W1H1N0F6H3V2P6D8N8

○保険金 (農漁業者の安全保障及び安全災害防止に関する法律)

- ・ 障害給付と遺族給付の場合、被保険者が保険金の年金型受給の有無を選択できるようにする(案第 9 条第 4 項及び第 6 項)。
- ・ 保険金を受給権者名義の指定口座に入金する保険金受給専用口座制度を新設し、保険金受給専用口座の預金債権を差押えられないようにし、農漁業作業安全災害の被害者や遺族の保険金受給権を実質的に保護する(案第 16 条の 2 及び第 17 条第 3 項の新設)。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_J2T1Q0M9J3M0T1J5Y1Y8T1L7K0J1T8

○貨物車主が現物出資した車両 (貨物自動車運送事業法)

- ・ 現物出資された車両に対する差押禁止の例外事項に、運送事業者が設定した抵当権のうち、委・受託車主の帰責事由による抵当権の設定による事項を追加する(案第 58 条但し書き)。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W2F1V0B6L1J6M1V8J1S7J2O1M8H6N3

○住宅年金（韓国住宅金融公社法）

・住宅年金加入価格の上限調整及び住宅用オフィステル（韓国の特殊な住居形態である。事務所と住居を兼ねることができる建築物があり、それをオフィステルという）の住宅年金加入の許可(案第 43 条の 11)

住宅年金加入が可能な住宅価格を「不動産価格公示に関する法律」による公示価格 9 億ウォンに調整するが、年金支給額算定のための担保住宅の価格は「所得税法」第 89 条第 1 項第 3 号による高額住宅の基準価額に制限する一方、住宅用オフィスピルについても住宅年金加入を許可する。

・信託方式住宅年金の導入(案第 2 条、第 22 条、第 43 条の 2、第 43 条の 4、第 43 条の 6、第 43 条の 7、第 43 条の 12、第 59 条の 4)

住宅年金の加入の徹底と保障性を強化するため、住宅年金の担保取得方法に、現行の抵当権設定方式以外に信託方式を追加する。

・住宅年金専用の差押え防止専用口座の導入(案第 43 条の 6、第 43 条の 13)

住宅年金の受給権を実質的に保護するため、住宅年金のみ入金される専用口座に対する法的根拠を設け、専用口座の預金債権を差し押さえられないようにする。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E2E0R0K9J2P4B1J0W1R2A5B6Q3O8S0

○賃金債権（賃金債権保障法）

・替富金の範囲に、出産前後休暇期間中の給与を含める(案第 2 条第 3 号、第 7 条第 2 項第 3 号など)。

※替富金とは、倒産により労働者が事業主から支払われなかった給与を国が代替して支払う給与である。賃金債権保障法で規定されている。

・労働者の生活安定のため、労働者(退職した労働者を含む)も生計費融資を申請できるようにする(案第 7 条の 2)。

・替富金を口座で支給された後、当該金額に対する保護規定がないため、これを補完するため、替富金専用受給口座を通じて替富金が支給されるようにし、当該口座の金額に対しては差押えを禁止するようにする(案第 11 条及び第 11 条の 2)。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O2K0L0F9L2I4Z1X0Z5J6C2R4M6X7P8

○債権担保（動産・債権等の担保に関する法律）

・債権担保についても、民事執行法における差押禁止債権に関する規定が準用されるようにする。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_X2K0V0B6D1E5E1P1U3A6U0O6Q9Z5E5

○**障害年金手当**（障害者福祉法）

・受給者が申請する場合、障害者年金法に基づき、障害者に支給される金銭が入金される受給者名義の指定口座に金銭を入金するようにし、当該受給口座の預金に関する債権は差し押さえられないよう規定する。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_E1H6F0U4Q2I9I1I3G5I8N2Y6D8X7A7

○**最低生活保護費**（国民基礎生活保障法）

・国民基礎生活保障法第 27 条の 2 第 2 項の「給与受給口座に入金しなければならない給与」に、同法第 4 条第 4 項により地方自治体を実施する給与を含めることで、受給者に支給された受給品の差押えを禁止する。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Z1Z7R1O1D2P9M1I4R4G5K1J7R5B1N2

○**ペット**（民事執行法一部改正法律案）

現在、差押禁止物品からペットが除外されている。ペットの所有者の債務不履行により強制執行が開始された場合、ペットは強制執行を受ける可能性がある。

しかし、これはペットが事実上家族として受け入れられている国民の認識とも合わない部分があるため、ペットを強制執行から保護する必要がある。民事執行法上の強制執行が可能な物からペットを除外し、ペットに対する社会的認識の変化に合うように規定を改善しようとするものである(案第 195 条第 17 号新設)。委員会審査段階。

http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C2K0D1Y2A3M0O1B0T5C7R5P8M8U1E6

〔付記〕

本報告書の作成にあたり、高麗大学法科大学院の Kim, Kyeng Wook 教授と成均館大学法科大学院の Chon, Huy Jae 教授から大変貴重なご指導を賜った。お二人の先生に心からお礼申し上げたい。

